

令和7年度
漁場生産力・水産多面的機能強化対策講習会
講習テキスト（運営編）

目 次

I サポート情報	①～⑤
II 講習会テキスト(運営編)	
1 書類の書き方マニュアル	1～42
2 写真の撮り方マニュアル	43～51
3 漁場生産力・水産多面的機能強化対策 Q&A	53～118
4 参考資料	
資料1 (事務連絡)水産多面的機能発揮対策交付金の 不正受給の報告及び本事業の円滑な運用の実施について	119～120
資料2 ボランティアークレジットに係る水産多面的機能 発揮対策事業の運用について	121
資料3 業務委託単価契約書(案)及び委託仕様書(案)	122～125
資料4 漁場生産力・水産多面的機能強化対策 監視活動 報告書	126～127
資料5 漁場生産力・水産多面的機能強化対策(報告とまとめ)報告書	128
資料6 モニタリングの手引き(第2版)	129
資料7 令和7年度 漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業 サポート専門家一覧	171

漁場生産力・水産多面的機能強化対策 に取り組む活動組織を支援する

I サポート情報

漁場生産力・水産多面的機能強化対策情報サイト ひとつみ.jp

全国の活動組織の取組紹介や講習会等の情報をご覧いただけるほか、モニタリングの手引きや様式、教育・学習活動の素材など、さまざまな資料を掲載しています。

URL : <https://hitoumi.jp/>



活動組織を対象に、個別サポートを実施しています。活動の技術や事業の運営に関して、専門家が直接現地に出向きサポートします。

専門家によるサポートのご案内①～②

環境・生態系保全に取り組む活動組織を対象に、活動の記録の効率化をサポートするアプリを提供しています。

環境生態系保全向け活動記録支援アプリ③～④

ウニ駆除に取り組む活動組織を対象に、作業効率と作業労力の低減が図れるウニ駆除装置を開発しました。これを使うとハンマーよりも効率的に楽に作業できます。

ウニバスターの無料貸出し⑤

専門家による サポートのご案内

活動中に、技術面や事務処理でお困りのことはありませんか？

モニタリングがう
まくいかないなあ。

アマモがなかなか
増えないな

書類の書き方が不
安・・・。

干潟保全について勉
強会をしたいな。

活動記録ってこれ
でいいのかな。

海難救助訓練をやりた
いんだけど・・・

地元の子どもたちを巻き込ん
で活動したいんだけど・・・

こんな
時は

個別サポートを受けてみませんか？

漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業では、技術面や事務処理について専門家のサポートを受けることができます。

サポートの実施例



- ・モニタリングや保全活動等の適切な手法の指導・提案
- ・研修会や教育・学習活動の講師
- ・会計やデータ集計等の書類の適切な整理方法の指導・提案

POINT
1

サポート専門家の旅費・謝金の負担なし

専門家の派遣に関わる旅費・謝金はJF全漁連および全内漁連が全額負担いたします。

POINT
2

報告書等の書類作成不要

サポート実施後の報告書等の作成は専門家が実施いたします。

POINT
3

さまざまな分野のサポートを実施

ニーズに応じて研究者や技術者の専門家がサポートを行います。サポート専門家につきましては資料7のサポート専門家一覧をご覧ください。

サポート実施までの流れ

①個別サポート申込書をメールまたはFAXにて送付
海面：JF全漁連、内水面：全内漁連



②担当専門家の決定、サポート実施日の日程調整



③サポートの実施

※日程調整を行う必要がありますので、サポート実施希望日の1ヶ月ほど前を目安にお申込みいただけますとスムーズです。

サポート申込書は、下記のURL
またはQRコードからダウンロードしていただくことができます。

【ひとうみ.jp URL】

<https://hitoumi.jp/support/support.php>



さまざまな分野の専門家が、皆様の活動のお手伝いをいたします。
ぜひ、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ

海面：全国漁業協同組合連合会

TEL:03-6222-1315 FAX:03-6222-1361 Email:a-katase@zengyoren.jf-net.ne.jp

内水面：全国内水面漁業協同組合連合会

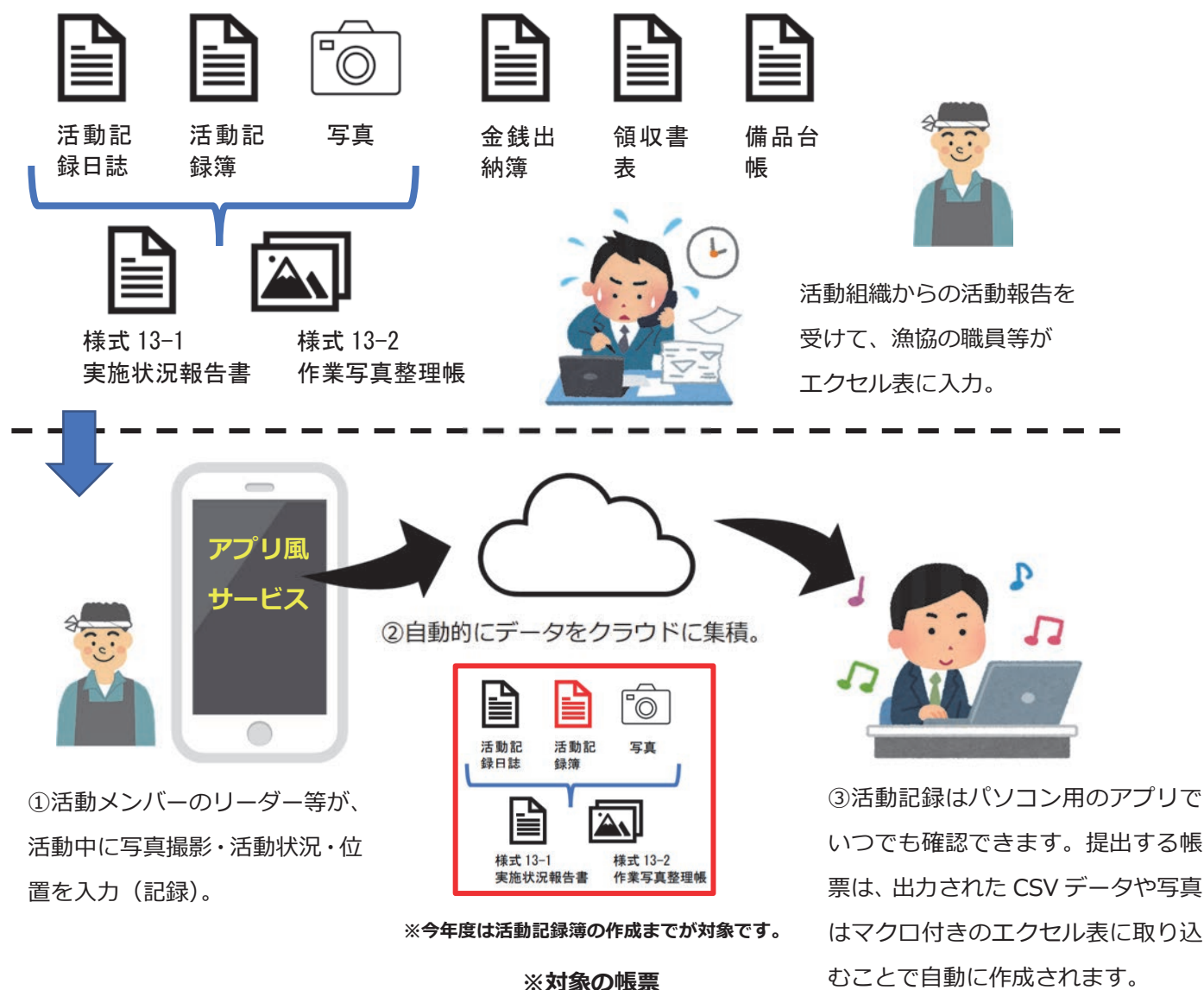
TEL: 03-6260-9595 FAX: 03-5296-2030 Email:n-tamenteki@naisuimen.or.jp

漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業

環境生態系保全向け活動記録支援アプリ

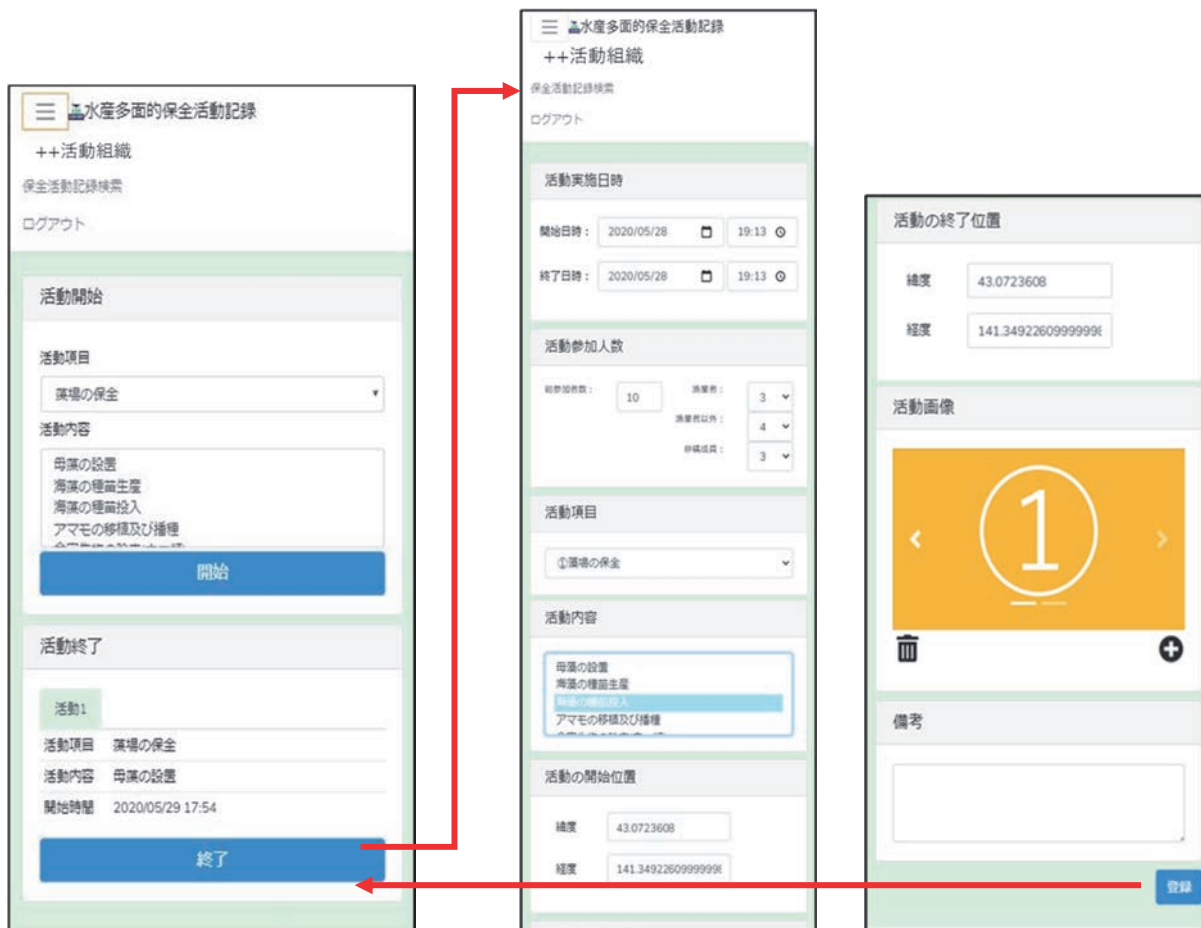


活動にあたっては、活動内容の記録・管理を行い、市町村長に報告及び提出する責務があります。しかし、活動記録の作成書類は多く、また令和2年度より位置情報の記録が求められるようになりました。そこで、これらの問題を解決するため、記録の作業効率化と活動位置が把握できる「環境生態系保全向け活動記録支援アプリ」を開発しました。



【利用にあたって】

利用契約期間は無期限です。利用料は **無料** です。



スマートフォンの基本画面（例）

		OS バージョン	ブラウザ
スマートフォン タブレット	Android	9 以上	Google Chrome
	iOS (iPhone)	13 以上	Google Chrome Safari※
パソコン		Windows10 以上	Google Chrome 推奨

アプリの紹介動画はこちらから



アプリのユーザー登録はこちらから



漁場生産力・水産多面的機能強化対策情報サイト ひとつみ.jp (<https://hitoumi.jp/>)
のサポート情報にアプリのマニュアル、テンプレートの案内がありますので、そちらも
ご覧ください。

ウニバスターの無料貸出し



ウニバスター紹介動画はこちらから

ウニバスターは、磯焼け海域の増えすぎた身のないウニを除去するために開発された道具です。ウニの除去はハンマーで叩いて潰していると手首を痛めることがありますが、空気ボンベの空気を利用するウニバスターは、先端部をウニに突き刺せば容易に潰すことができます。



貸出期間は発送日から最長10日間です。専用ケースにウニバスター2台をセットにして、活動組織へ送付いたします。利用方法はマニュアルをご参照ください。

【内容に関する問い合わせ】
(一社) 水産土木建設技術センター
unibuster@fidec.or.jp 齋藤・武田

【利用の流れ】

1. メール又はFAXで注文
2. 注文後、在庫を確認し、こちらから発送日等のご連絡をいたします。
※貸し出し状況により、発送が遅れる場合はご連絡いたします。
3. 製品・付属品の確認
4. ウニバスターを使ってみる
※問題や不足品があった場合は技術サポートセンターへご連絡ください。

【返却の流れ】

1. 忘れ物に注意
2. お届け時のケースに梱包
3. お近くの場所から返送

【注文先、技術サポートセンター】

スミリーフ(株) 阿部・酒詰
TEL : 03-3229-8110
unibuster@fidec.or.jp

Ⅱ 講習会テキスト(運営偏)

1 書類の書き方マニュアル

I 手続きの流れ 2～8

Ⅱ 活動を始めるために必要な手続き～申請書類～

① 市町村と協定を結ぶ

- 活動組織規約
 - ・役割分担整理表 9
 - ・規約 10
 - ・構成員一覧表 11
- 協定書 12
- 活動計画
 - ・活動計画 13
 - ・位置図 14
 - ・年次計画 15
 - ・確認表 16
 - ・活動内容チェックリスト 17

② 地域協議会に採択申請書を提出する

- 採択申請書 18

③ 交付金の交付申請をする

- 交付申請書 19

Ⅲ 活動の記録

※以下の書類は、証拠書類として必要ですので、5年間は保存してください。（例えば、令和7年度の活動にかかる書類は、令和12年度末までは保管が必要です。）

- ・活動記録日誌の例 20
- ・金銭出納簿の例 22
- ・日当の領収書整理の例 23
- ・備品台帳の例 24
- ・貸出管理表の例 25

Ⅳ 活動の報告等～報告書類～

※毎年度報告する必要があります。

（報告の締め切りについては、市町村及び地域協議会にお問い合わせください。）

●活動の報告（市町村へ）

- ・実施状況報告書（表紙） 26
- ・活動項目ごとの実施状況報告 27
- ・作業写真整理帳 28
- ・対象活動状況報告書 29

●活動の報告（地域協議会へ） 30

- ・年次構成員一覧表 31

●事業評価の報告（地域協議会へ） 32～42

漁場生産力・水産多面的機能強化対策の手続き等の流れ

1 地域の実情にあった多面的機能を発揮するために何をするかを考えます。

※作業の流れのイメージについてはp7～8別紙2,3

2 参加者を募りグループを作ります。

→ グループのイメージは
p6別紙1

3 どのような活動を行うか、計画をたてます。(活動範囲が妥当なものか十分検討しましたか?)

2でつくった活動グループの規約と、3でつくった活動計画を協定書に付けます。

4 市町村と協定を結びます。
(協定を締結する前に妥当な計画になっているか十分検討しましたか?)

→ 1. 手続き ① (p3)
様式: p10～p17

5 地域協議会に採択申請書を提出します。
(地域協議会は採択するに当たり、妥当な計画になっているか十分検討しましたか?)

→ 1. 手続き ② (p3)
様式: p18

採択通知後 事業開始

6 機能強化活動を行います。

→ 2. 活動の記録
(p4)
様式: p20～p25

7 地域協議会に交付申請書(概算払請求)を提出します。

→ 1. 手続き ③ (p3)
様式: p19

毎年の活動終了後

8 実施状況報告書を提出します。
実施した活動の報告をします。
→市町村及び地域協議会へ
※報告の締切日は各市町村、地域協議会におたずねください。

→ 3. 活動の報告 (p5)
様式: p26～p31

8と同時に

9 交付金の請求

→ 4. 精算 (p5)
様式: p19

10 事業評価の報告をします。
自己評価を実施し、報告をします。
→地域協議会へ
※報告の締切日は、地域協議会におたずねください。

→ 5. 事業評価 (p5)
様式: p32～38

1 活動をはじめるために必要な手続き

漁場生産力・水産多面的機能強化対策交付金を使って活動をするためには、
①市町村との協定、②採択申請、③交付申請の3つの手続きが必要になります。

① 規約と計画を作って市町村と協定を結びましょう。

活動組織の規約を作り、活動の計画を立てたら、対象資源のある場所や、活動を行う場所を管理する市町村と、活動を行うことについて協定を結びます。

活動組織と市町村は、協定区域が過大なものとなっていないか、活動に関係がない区域が含まれていないか、モニタリング定点が協定区域に含まれているか等、計画の妥当性を協定の締結前に十分検討してください。

協定に必要な書類

協定書に添付する書類

協定書
→12ページ

○ 規 約

組織の目的、構成員、運営方法を定めた書類。

活動組織規約

→10ページ

構成員一覧

→11ページ

○ 活動計画書

5年間で行おうとする取組の予定を定めたもの。

計画書

→13ページ

活動の位置図

→14ページ

年次計画書

→15ページ

確認表

→16ページ

② 地域協議会に採択申請書を提出しましょう。

交付金を管理する地域協議会に対して、交付金を使って活動を行うことを認める（活動計画を採択する）よう、活動計画などを添えて年度毎に申請します。

地域協議会は、採択申請書の審査に当たっては、上記①の協定が妥当なものかどうか十分に検討してください。

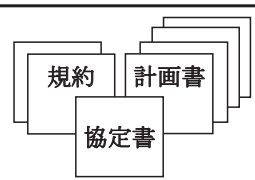
活動開始の時期については、採択申請書を提出した後に、別途地域協議会から連絡があります。

採択申請に必要な書類

採択申請書
→18ページ



①で作成した
書類一式



協定書作成
時の留意点

確認書

③ 地域協議会に交付金の交付申請をします。

交付金の交付（概算払）を受けるためには、地域協議会に交付申請書を提出する必要があります。（交付申請）

交付申請の時期、金額については地域協議会とよく相談した上で決めるようにしてください。

交付申請に必要な書類(例)

交付申請書
→19ページ

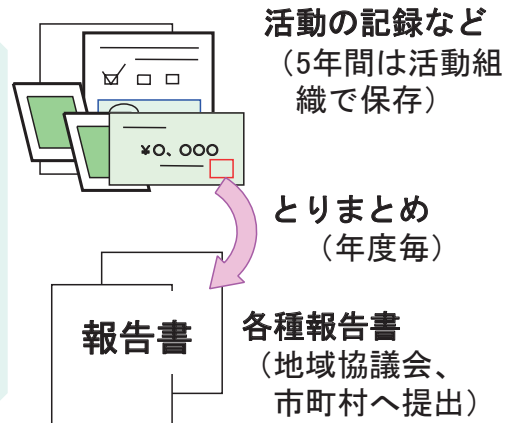
(1続き)

2 活動の記録

活動をはじめたら、年度毎に、活動の状況を取りまとめて報告書を作成し、市町村や地域協議会に報告する必要があります。(3活動の報告 参照)

このため、普段の活動から毎年の報告書作成に必要な書類(活動記録など)を整理する必要があります。

なお、これらの書類は、重要な証拠書類となりますので、5年間は保存してください。(例えば、令和7年度の活動に関する書類は、令和12年度末までは保存が必要です。)



① 活動の実績を記録していきます。

活動を始めたら、「日時」「活動時間」「参加者数」「活動内容」「活動位置」等について、活動のたびに記録します。

作成する書類

活動記録
→参考様式
20ページ

記録として残すもの



② 実際に活動している写真を撮影・保管します。

毎年度の報告に当たっては、1活動項目につき1枚以上の写真があれば足りませんが、活動をどのように行ったか日当などの経費が適切に使われているかについて証明する重要な資料となりますので、活動のたびに写真(集合写真(黒板・年月日・活動名称)、活動開始・途中・終わり時)を残し、後にいつ実施したものかわかるように、確実に保管・管理します。可能な限り活動位置がわかる写真も保管してください。

P28及び
P43～51
写真マニュアル
参照

写真の撮り忘れを防ぐため、活動ごとに記録係(写真係)を決めると良いでしょう。

また、なかなか思ったとおりの写真が撮れていないことが多いので、いろいろな角度から多めに写真を撮ることを心がけてください。

③ モニタリングの記録及び結果を整理・保管します。

モニタリングの結果は、活動後に行う自己評価に反映されるものです。第三者によるモニタリング内容の確認にも必要となる重要な資料ですので、モニタリングの結果は確実に整理・保管してください。

④ お金(交付金)をしっかり管理します。

金銭出納簿を作成して、交付金の出入についてすべて記録するとともに、交付金を支出した場合、必ず領収書を整理し、保管してください。

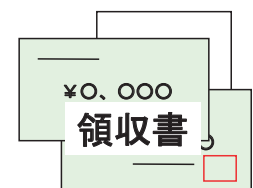
なお、領収書は活動で支出した(する)ものであることを証明する書類ですので個人名は極力避け、活動組織名で受け取るようにしてください。

作成する書類

- ・通帳
(無利息のもの)
- ・金銭出納簿

参考様式22ページ

整理・保管するもの



※日当の領収書例22
ページに記載しています。

3 活動の報告

市町村、地域協議会にその年度の活動について報告します。報告の締切は、市町村、地域協議会ごとに異なりますので、それぞれの担当者にお尋ねください。

① 市町村への活動報告

その年度にどのような活動を行ったかについて、協定を締結した市町村に報告します。協定（活動計画）のとおり活動が行われたかどうかを協定を締結した市町村が確認しますので、どのような活動をしたかに加えて、活動したことを証明できる写真などの資料をつける必要があります。

市町村から実施状況確認通知書が届きます。→②へ

活動の報告に必要な書類

実施状況報告書
（表紙）
→26ページ

報告書に添付する書類

年次実施状況報告書
→27ページ

対象活動状況報告書
→29ページ

作業写真整理帳
→28ページ

② 地域協議会への活動報告

①と同様に地域協議会へも報告します。

実施状況報告書
（表紙）
→30ページ

報告書に添付する書類

上記①の添付書類
年次実施状況報告書
写真整理帳
対象活動状況報告書



金銭出納簿
→22ページ

通帳の写し
（返還済のもの）

年次構成員一覧表
→31ページ

4 活動費の請求

交付金の請求又は精算・返還（地域協議会へ）

活動の出来高に応じて地域協議会に交付金を請求します。
また、概算払も可能としていますが、出来高を超える請求はできません。なお、国費は実績に応じた支給となります。

交付申請書
→19ページ

5 事業評価の報告

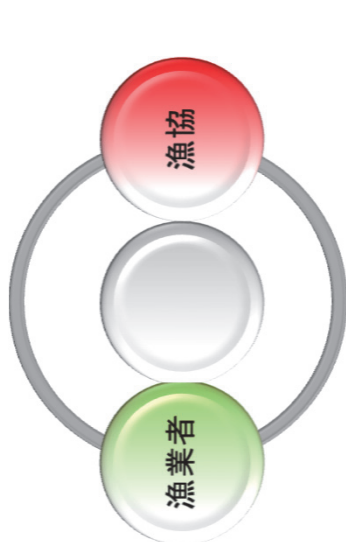
事業評価の報告
（表紙）
→32ページ

報告に添付する書類

自己評価表
→33～38ページ

活動組織は活動終了後、自己評価を行い地域協議会に報告してください。

活動組織のイメージ

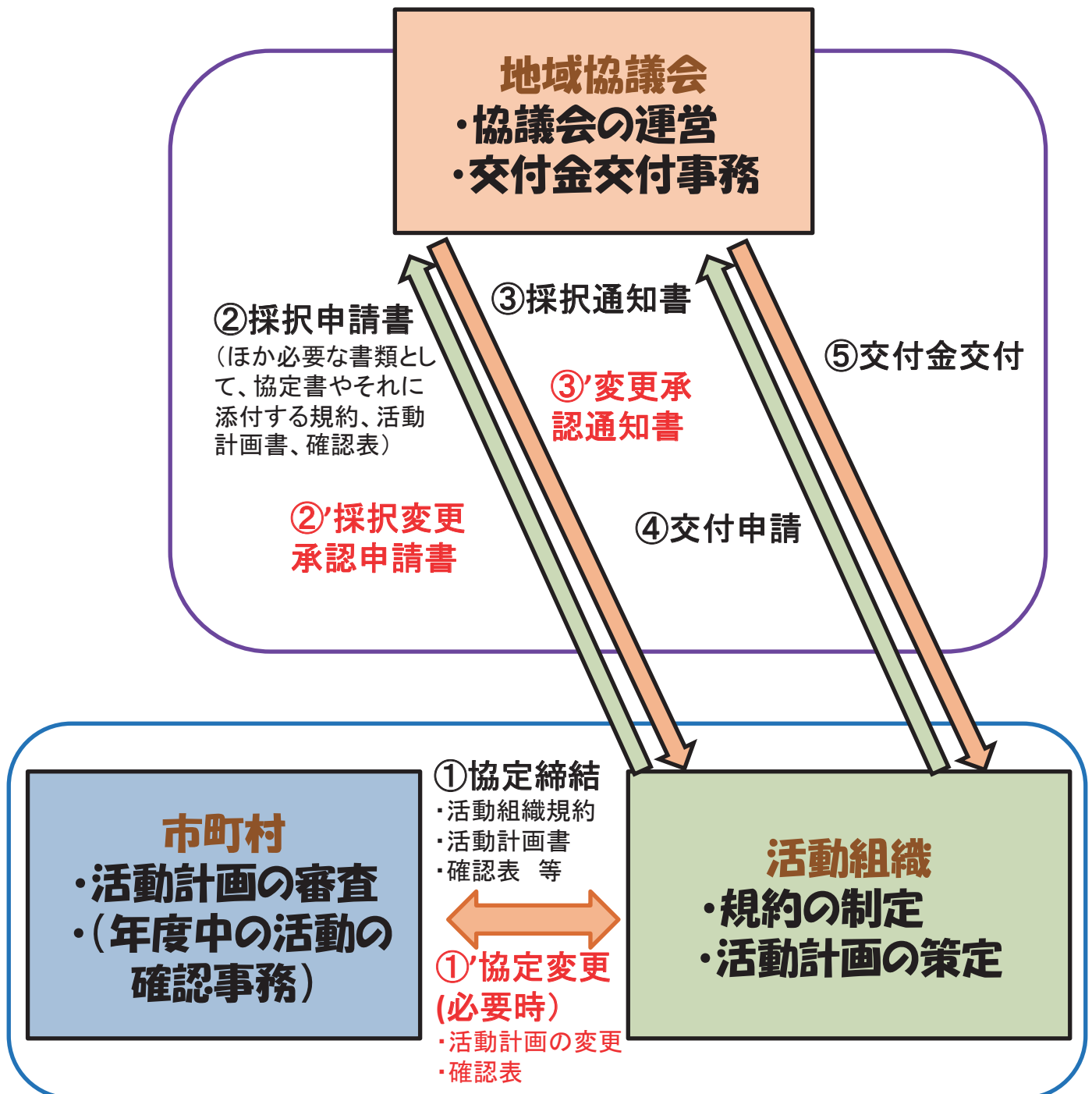


※活動組織の構成について、詳しくはP.11参照。

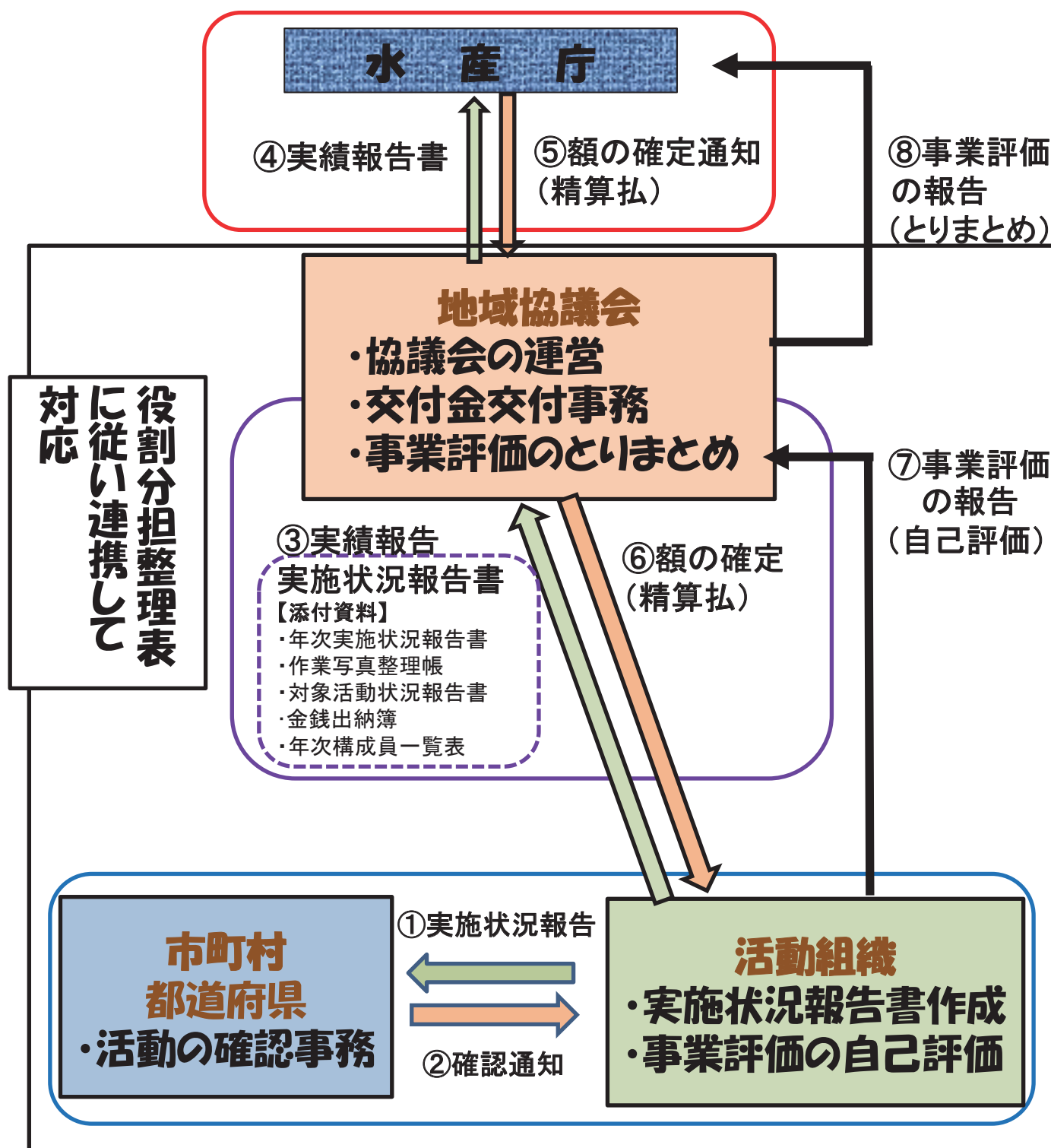
別紙2

黒：計画策定・採択申請時の手続きについて

赤：計画変更時の手続きについて



別紙3 実施状況報告・精算・事業評価の報告について



別紙4 役割分担整理表(記載例)

協定を締結・変更する際や実施状況を確認する際は、各組織の役割分担を明確にしておく必要があります。

組織 確認項目	協定当事者	地域協議会			推進事業の実施主体	
	市町村 (部署)	事務局	都道府県 (部署)	市町村 (部署)	都道府県 (部署)	市町村 (部署)
協定内容※1	◎	○	○			
活動状況の確認※2						
・活動記録日誌		○				◎
・モニタリング 結果整理表		○			○	◎
・活動記録		○				◎
・○○○○○…	○	◎				
・△△△△…	○	◎				
活動記録の保存※3						
・写真		○				◎
・モニタリング結果		○				◎
・活動記録		○				◎
・活動記録日誌		○				◎
・支出関係書類	○	◎	○	○	○	○
・金銭出納簿	○	◎	○	○	○	○
・□□□□…	◎	○				
・◇◇◇◇…	◎	○				
モニタリング結果と 自己評価表の整合性	○	◎				

作成日：令和〇〇年〇月〇日

●本事業の諸規定における役割に従い、便宜上整理した関係から、都道府県及び市町村は重複しているものとなっているが、実際の分担表においては、単に地域協議会、都道府県、市町村として構わない。

●活動組織、地域協議会、都道府県及び市町村が連携して取り組んでいる項目についても適宜記入する。

●各組織の役割は、主(◎)と従(○)が明確になるよう記載する。

※1 活動計画、モニタリング対象生物の設定などを含む

※2 運用通知第5第8項に基づく実施状況の確認だけではなく、日々の活動が適切に行われていることを確認することが重要

※3 運用通知第5第10項第1号のイに基づき保管が義務づけられている交付金の会計経理に係る証拠書類の他にも、日々の活動の記録を適切に保管しておくことが重要

(参考様式第5号)

活動組織の正式名称を記入します。

●●活動組織 規約

令和〇〇年〇月〇日制定

(名称)

第1条 この活動組織は、●●活動組織（以下「活動組織」という。）と称する。

(目的)

第2条 活動組織は、第3条の構成員による、■■地域協議会が策定した地域活動指針に基づく活動を通じ、●●市▲▲地先に存する藻場及び干潟等の地域資源の維持・回復を図ることを目的とする。

協定面積を設定している場所を記載してください。（●●地域、●●市●●地先など）

活動の対象となる資源（藻場、干潟等）や、活動項目（国境・水域の監視等）を記載してください。

(構成員)

第3条 活動組織の構成員は別紙のとおりとする。

(代表等)

第4条 活動組織に、代表1名、副代表■名、書記■名、会計■名、監査役■名を置くこととする。代表役員は別紙のとおりとする。

2 代表、副代表及び監査役は構成員の互選により選任するものとし、書記及び会計は、代表が指名するものとする。

3 代表は、活動組織を代表し、活動組織の業務を統括する。

4 副代表は代表を補佐し、代表が欠けたときは代表を代行する。

5 書記は、活動組織の業務の事務等を行う。

6 会計は、責任者として事業の会計を行う。

7 監査役は、責任者として事業会計の監査を行う。

「半数」、「●分の1」、「●割」など、会議成立及び議案成立のルールについて記載して下さい。なお、会議のルールは組織のメンバーで話し合って決めてください。

(会議)

第5条 活動組織の会議は、必要に応じて代表が招集する。

2 活動組織の会議は、構成員の●●以上の出席によって成立する。ただし、出席は、委任状をもって代えることができる。

3 会議の議長は代表があたり、議案は出席した構成員の●●以上により決定する。可否同数の場合は、議長が決するところによる。

4 会議により決定した事項については、書面に記載するとともに、その写しを構成員全員に配布して確認するものとする。

(付議)

第6条 活動組織の目的を達成するため、会議には次の事項を付議するものとする。

一 活動組織の組織運営に関すること

二 活動組織が実施する活動についての計画に関すること

三 活動組織の出納の監査に関すること

四 その他活動組織の目的を達成するために必要な事項

五

必要に応じて書き加えてください。

(雑則)

第7条 この規約で定めるもののほか、必要な事項については、その都度協議するものとする。

【別紙】

(添付様式第5号 別添)

活動組織の事務所を設置している場合には事務所の所在地を代表者の住所欄に記入します。その場合には副代表以下の住所は必要ありません。

また、事務所が設定されていない場合には、代表者以下数名の連絡先（本人の住所又は所属団体の住所）を記入します。

●●活動組織 構成員一覧表

●●活動組織の構成員及び役員は以下のとおり。

役員の所属団体と役職名を記入します。

1 役員

区 分	氏 名	住 所	備 考
代 表	〇〇 〇〇	●●市●●	〇〇漁業協同組合長
副代表	〇〇 〇〇	●●市××	NPO法人■■■■会長
書 記	〇〇 〇〇	●●市■■	
会 計	〇〇 〇〇		〇〇漁業協同組合総務課長
監査役	〇〇		

漁業を営む個人、又は団体（漁協等）が該当します。
 個人の場合は、氏名を記入します。
 団体（漁協等）の場合は、団体名（漁協等の名称）を記入します。

2 漁業者

氏 名	備 考	氏 名	備 考
〇〇漁業協同組合	〇名（別紙名簿） 代表：組合長 ●●●●	・ ・ ・	
〇〇 〇〇		・ ・ ・	
〇〇 〇〇		・ ・ ・	
〇〇 〇〇		・ ・ ・	
〇〇 〇〇	書記	・ ・ ・	
〇〇 〇〇		・ ・ ・	
・ ・ ・		・ ・ ・	

漁業者（団体）として、
漁協を登録する場合

備考欄には
 ・ 活動組織における役職名
 ・ 団体に所属している人が活動組織の役員となる場合は、活動組織における役職、団体における役職及び氏名
 ・ 団体を構成員として登録する場合は、当該活動に携わる人数（名簿を添付）を記入します。

3 漁業者以外

氏 名	備 考	氏 名	備 考
NPO法人■■■■	〇名（別紙名簿） 副代表：会長 ●●●●	〇〇 〇〇	会計：〇〇漁業協同組合総務課長
●●PTA	〇名（別紙名簿）	〇〇 〇〇	〇〇自治会
〇〇 〇〇	監査役		
〇〇 〇〇			
〇〇 〇〇			
・ ・ ・			
・ ・ ・			

漁業者以外の者として、漁協職員が構成員となる場合

ここに記載のある者（団体）が活動組織の構成員であり、日当を受け取ることが出来ます。ここに記載のない者（団体）には、日当は支出できませんのでご注意ください。

(参考様式第6号)

第4期対策（令和7年度～令和11年度）では、5年間で活動を行う面積を協定面積としていますので、協定期間は原則として5年間です。

漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業に係る協定書

漁場生産力・水産多面的機能強化対策交付金交付等要綱に基づき、●●活動組織（以下「活動組織」という。）と●●市（以下「市」という。）は、次のとおり協定を締結する。

行う活動を記載してください。

（目的）

第1条 この協定は、●●を行うことで■■を図る活動が円滑に実施できるよう、その内容等について定めることを目的とする。

（協定期間）

第2条 協定期間は、協定締結の日から令和12年3月31日までとする。

（協定の対象となる活動）

第3条 協定の対象となる活動は、「活動計画」の第1に定めるとおりとする。

（実施活動）

第4条 活動組織が実施する活動は、「活動計画」の第2に定めるとおりとする。

（市の役割）

第5条 市は、協定の対象区域において、第4条に定める実施活動とは別に、次の事項を行う。

（1）・・・必要に応じて記述・・・

市町村が他の役割を担う場合に必要に応じて記述します。市町村に確認してください。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、活動組織と市が別に協議して定めるものとする。

以上を証するため、本協定書2通を作成し、活動組織及び市は、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

複数の市町村と協定を結ぶ場合併記可能です。ただし、変更の際は全ての市町村に協定を結び直してもらう必要があります。

令和●年●月●日

●●市●●町●●番地ー●
●●活動組織
代表

印

●●市●●町●●番地ー●
●●市長

印

別添資料「●●活動組織規約」

(添付様式第6号)

漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業に係る活動計画

令和●●年●月●日策定

活動組織

第1 協定の対象となる活動

回数とは、活動項目⑬の海難救助訓練のことです。		●●市●●町地先					「位置図」のとおり
活動項目	活動内容	母藻の設置	食害生物の除去(ウニ類)	ウニの密度管理	モニタリング		
藻場の保全	活動の面積(ha)・回数(回)	1.5 ha	9.5 ha	6.0 ha	9.5 ha		「位置図」に示す範囲
	活動の面積・回数の算定根拠	令和●●年△△調査報告に基づく	令和●●年△△調査報告に基づく	令和●●年△△調査報告に基づく	令和●●年△△調査報告に基づく		
活動項目	活動内容	耕うん	稚貝等の沈着促進	機能発揮のための生物移植	モニタリング		
干潟等の保全	活動の面積(ha)・回数(回)	27.0 ha	27.0 ha	27.0 ha	27.0 ha		面積については、実測によるほか、既存の図面(海図、航空写真、現存植生図等)やGISデータ等の資料より求め、根拠を明確にしてください。求め方がわからない場合、地域協議会と相談してください。
	活動の面積・回数の算定根拠	実測値	実測値	実測値	実測値		

(注) 1 ①から⑨まで及び⑪の活動項目については、活動の面積及びその算定根拠を必ず記載すること。
2 活動項目⑧「海洋環境の把握」については、調査等の目的及び調査により得られた情報の活用方法等を位置図に記載すること。

活動計画で複数の活動項目がある場合は、縦に追加してください。

第2 活動項目

年次計画のとおり。

第3 添付書面

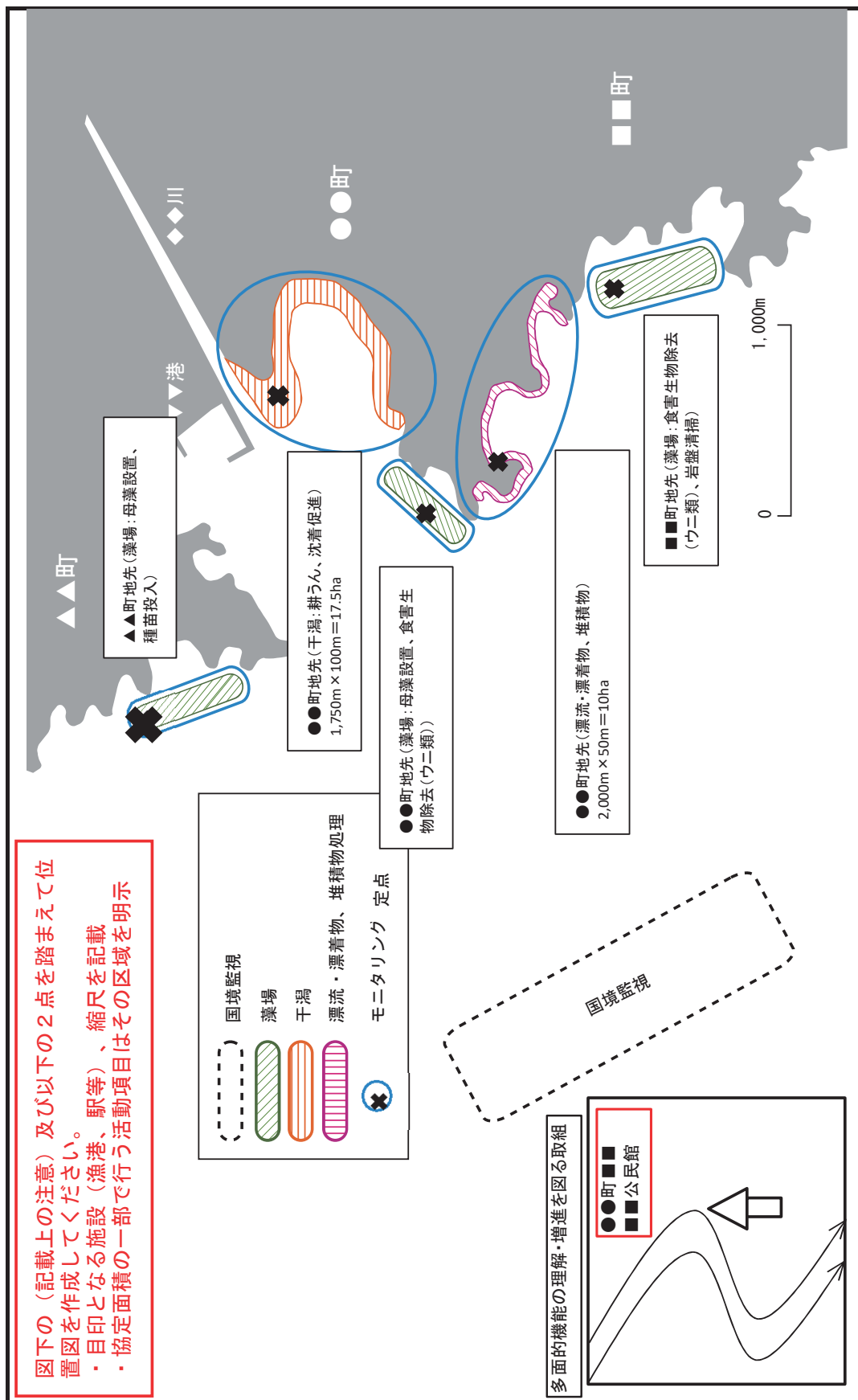
- 1 位置図 (添付様式第6号 別添1)
- 2 年次計画(添付様式第6号 別添2)
- 3 確認表 (添付様式第6号 別添3)
- (4 活動項目「①藻場の保全」に係る活動内容チェックリスト(添付様式第6号 別添4))

＜活動面積の設定＞
1. 環境・生態系保全
○5年間で環境の保全・再生のための活動を行う範囲を活動面積として設定する。
○面積単位はhaとする(小数点第2位まで設定可、第3位は切捨て)
2. 海の安全確保
○1年間で監視可能な範囲を協定面積として設定する(年度ごとに監視場所が異なることは想定していない)。

活動項目に「①藻場の保全」を含む場合は、添付様式6 別添4を添付してください。

位置図

活動組織名 活動組織



（記載上の注意）

- 1 活動項目毎に活動する範囲を記載するとともに、当該範囲にて行う活動の項目を記載すること。
- 2 活動項目⑧「海洋環境の把握」については、他の活動項目とは別に位置図を作成すること。
- 3 別表3の活動項目の要件において「モニタリングは必須」とされている活動項目は、定期モニタリングの定点の場所を位置図上に示すこと。

(添付様式第6号 別添2)
年次計画

当該年度で実質的な活動を行う面積(活動面積)を記入します。

原則5年間の計画とします。

活動組織名 ●●活動組織

●年●月●日作成

当該活動の主な対象(魚種等)を記載すること。

協定書の作成日又は、協定又は計画の変更日のいずれか近い日付を記入すること。

活動項目	活動内容	実施予定年度					備考
		●年度	●年度	●年度	●年度	●年度	
藻場の保全	母藻の設置						アラメ・カジメ
	食害生物の除去						ブダイ・イイズミ
	モニタリング	●ha	●ha	●ha	●ha	●ha	定点数: ●点 対象生物: 海藻 方法: 景観被度 時期: 4月、●月～●月のうち●回
干潟等の保全	耕うん						
	稚貝等の沈着促進						アサリ
	モニタリング						
国境・水域の監視	水域の監視	●km ²	●km ²	●km ²	●km ²	●km ²	藻場の水温、流れ藻情報
海難救助訓練	海難救助訓練	●回	●回	●回	●回	●回	別紙緊急連絡体制図 参照

(注) 1 実施予定年度の欄には、当該年度で実質的な活動を行う面積(活動面積)を記入すること。

2 モニタリングが必須とされている①から⑦までの活動項目については、裏施する活動内容のほかに定期モニタリングを記入し、備考欄に定点数、対象生物、方法及び時期を記入すること。

3 ①及び⑫の活動項目については、主な活動実施時期のほかに、活動と併せて収集する藻場の状況や漁場把握に資する海洋環境データの内容(水温、塩分、濁度等)を定め、備考欄に記入すること。

4 ⑬の活動項目については、関係機関(海上保安庁等)との緊急連絡体制図を定め添付すること。

確認表

1・2の各事項について、活動組織及び市長村の双方において確認してください。

1 協定に係る確認

確 認 事 項	確認欄
予定協定区域と計画している活動とが整合しているか	☐
活動が想定されない区域を含むなど協定区域が無用に広大な区域となっていないか	☐
協定区域の活動に関係のない区域は含まれていないか	☐
モニタリング定点は予定協定区域内に設定されているか	☐
協定書に添付が予定されている図面は協定の内容と整合しているか	☐

2 活動項目「①藻場の保全」または活動項目「④干潟等の保全」に係る確認

事項	確認欄
計画している保全活動が「各海域の藻場・干潟ビジョン」に位置づけられているか	☐
「磯焼け対策ガイドライン」に留意し、別表1の重点実施内容(★印)を含む活動内容となっているか	☐
本事業とは別に、本協定区域内で地方公共団体、活動組織及び協議会の構成団体が種苗放流を行っているか	☐
持続的な活動を目指して多様な主体(漁業協同組合以外の民間企業や民間団体)を構成員に加えているか	☐
協定を締結する市町村や活動組織(構成団体等を含む)が、協定区域内の藻場を算定根拠とし、ブルーカーボンクレジットを申請しているか	☐
漁業法に基づく沿岸漁場管理団体が、本協定区域を含む海域で保全活動を実施しているか	☐

(注) 該当するものは、確認欄に☑すること。

漁業法第109条に基づき指定する沿岸漁場管理団体を指します。

協定内容に変更がない場合でも、活動計画に変更があるときは作成してください。

確認表は協定書及び計画書と一緒に保管してください。

(添付様式第6号 別添4)

活動項目「①藻場の保全」に係る活動内容チェックリスト

アマモ場の保全のみを行う場合でも、海藻を海草と読み替えてチェックリストを作成してください。

考えられる磯焼けの原因			⇒	取りうる対策手法			磯焼け対策ガイドライン
原因	現状把握	☑欄※1		対策手法	本事業による活動内容	☑欄※2	
ウニの食害	ウニが高密度(5～10個体/㎡以上)に生息し大型海藻が見られない	⇒		ウニの除去(最優先)	食害生物の除去(ウニ類)		112-118
				ウニの密度管理		112-118	
	藻場の中で、巨礫やブロックの周りにウニが集まり、小規模な貧植生域(パッチ状磯焼け)がある			フェンス(最優先)	保護区域の設定		132-138
魚類の食害	生殖腺(身入り)の発達の悪いウニや痩せアワビが増えている	⇒		海藻のタネの供給	母藻の設置		139-153
	植食性魚類の群れが常時出現する			母藻の設置		149-153	
	植食性魚類の採食痕がある海藻が目立つ			海藻の種苗生産		149-153	
	側葉が短くなっているアラメ・カジメが目立つ			海藻の種苗投入		149-153	
	成長帯の失われた(茎や付着器が残った)アラメ・カジメが目立つ						
上端部が切り揃ったホンダワラ類が目立つ							
海藻のタネ不足	周辺に成熟した海藻(母藻)がないか、減少している	⇒		海藻のタネの供給(食害軽減が優先)	母藻の設置(スボアバック、中層網、流れ藻キャッチャー等)		139-153
	母藻投入区には海藻は生育するが、対照区(母藻投入なし)には海藻が生育しない			海藻の種苗生産		149-153	
	ホンダワラ類等の流れ藻の供給が少ない又は無い			海藻の種苗投入		149-153	
基質不足	岩礁等の基質が砂に埋没している	⇒		基質の提供	岩盤清掃		154-155
	岩礁等の基質が付着生物(サンゴモ、カンザシゴカイ、ホトギスガイ等)に覆われている			浮遊・堆積物の除去		-	
	岩礁等の基質が小型海藻(ウミウチワ、フクロノリ、アオサ類等)に覆われている			海藻のタネの供給	母藻の設置		139-153
栄養塩不足	コンブ類の先枯れが進み、色が悪くなり、子葉斑の形成が遅れたり面積が小さくなったりする	⇒			海藻の種苗生産		149-153
	テングサ類が減少(直立体の減少、匍匐枝は残存)や黄化が見られる			海藻の種苗投入		149-153	
	紅藻の黄化が目立つ			基質形状の工夫(鋼製部材やロープの使用)	母藻の設置		163-164
				海藻の種苗投入		149-153	
				基質形状等の工夫(砂による埋没・浮遊砂対策)(浮泥が堆積しにくい構造)(浮泥堆積防止の工夫)(表面積を大きくする工夫)	本事業の対象外(都道府県水産部局等関係機関と情報を共有し、公共事業等で対応を検討)		161-164
				栄養塩の供給(周辺環境への負の影響等について配慮が必要)	栄養塩類の供給(施肥)		111、165-173
				その他特認事項(かいぼり)		-	
河川流入域の荒廃			⇒	河川流域の保全	流域における植林		-
懸濁物質の増加	流木やゴミが滞留して海藻の着生が妨げられている	⇒		懸濁物質の発生源の特定、流出防止等(根本的対策の実施)	本事業の対象外(都道府県水産部局等関係機関と情報を共有し、長期的な対策を検討)		111
	海域が静穏化し、波が海底を洗わない	⇒		流動促進(投石やブロックの設置)			111
	海底に浮泥がたまり海藻が着生できない	⇒		基質の提供	浮遊・堆積物の除去		154-155
	海藻の表面に浮泥が堆積している				岩盤清掃		157-160
	懸濁物は堆積していないが、海水が濁っている			海藻のタネの供給(大型種苗、日本海側の場合はツルアラメなど懸濁物・堆積物に強い海藻を選択)	海藻の種苗生産		149-153
				海藻の種苗投入		149-153	

- (注) 1 モニタリング等により把握されている結果(あるいは考察されるもの)にレ点チェックを記入
2 ※1のチェックを基に実行性等を勘案し実際に行う活動内容にレ点チェックを記入
3 本チェックリストにより活動内容を決定している場合、磯焼け対策ガイドラインを活用しているとみなす

(参考様式第7号)

年度ごとに発出した文書が確認できる
よう番号を日付の上に付けます。
「●●会発第〇〇号」など

番 年 月 日 号

●●地域協議会長
〇〇〇〇 殿

所在地
●●活動組織代表者氏名
〇〇〇〇

漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業に係る採択申請書

漁場生産力・水産多面的機能強化対策交付金交付等要綱の運用（平成25年5月16日付け25水港第125号水産庁長官通知）の第5第5項第1号に基づき、下記のとおり漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業の採択を申請する。

記

- 活動組織名 ●●活動組織
- 協定の対象となる位置 ●●市●●町地先
- 協定内容
・ 協定締結年度 令和●年度（令和●年度更新）
・ 協定締結市町村 ●●市町村

採択申請する交付金額は、活動項目ごとに国庫交付金と地方公共団体分（都道府県費と市町村費）を合わせた金額です。
つまり、地域協議会を経由して交付される額を記入します。

4 漁場生産力・水産多面的機能強化対策（対策事業）の交付金の額

活動項目	活動内容名	面積等	教育・学習の有無	交付金額
藻場の保全	母藻の設置 アマモの移植及び播種 モニタリング			円
干潟等の保全	耕うん 稚貝等の沈着促進 モニタリング			円
漂流、漂着物、堆積物処理	廃棄物等処理 モニタリング			円
国境・水域の監視	水域の監視			円
海難救助訓練	海難救助訓練			
総 額				円

※面積等には、協定面積、回数又は交付率等を記載すること。

- 添付資料
- 活動組織規約（参考様式第5号）
 - 協定書（参考様式第6号）

協定面積のことです。
海難救助訓練については回数を記入してください。

地域協議会が採択通知するにあたり、活動組織に対して積算等の内訳を求めることができます。

番 年 月 日

●●地域協議会長
〇〇〇〇 殿

所在地
■■活動組織代表者氏名
〇〇〇〇

令和●●年度漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業の交付金に係る交付申請について（第●回）

漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業の業務方法書第●条に基づき、下記のとおり漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業の交付金の交付を申請する。

記

1. 交付申請額

円

交付申請額の記入に当たっては、地域協議会に相談してください。

既に交付された額を記入します。

1回目では0円

2回目では、1回目の交付額

3回目は、1回目+2回目の交付額

4回目は、1回目+2回目+3回目の交付額

2. 交付申請内訳

項 目	金 額
採択決定額 ①	円
既交付額 ②	円
交付申請額 ③	円
採択決定との差額 ④=①-②-③	円

地域協議会から採択通知された金額（変更承認通知された場合は変更後の金額）を記入します。

3. 振込先

金融機関名及び店舗名 : ●●銀行△△支店

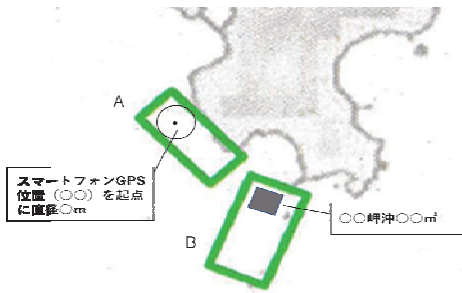
預貯金別口座番号 : 〇〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇

口座名義人 : ●●●●

口座名義人の住所 : ●●市××町●-●

出来高（実際に活動を実施した部分）に応じて、概算払ができますが、財務省との概算払協議後に、地域協議会へお知らせします。申請の時期については地域協議会にご相談ください。

活動記録日誌

活動日時	令和●年●月●日 ●曜日 ●時 ~ ●時				
活動項目	藻場の保全				
活動場所	●●町地先				
参加者	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
	●● ●●	●● ●●	●● ●●	●● ●●	●● ●●
	●● ●●	●● ●●	●● ●●		
活動内容	※活動内容、数量、場所(緯度・経度)等を記載 (洋上での活動では活動内容に応じて協定区域内における活動場所の位置を記載すること) 【ウニ駆除及びモニタリング】 参加者: ●名 船名: ●●丸(登録番号×××) 潜水作業(素潜り、●時間) ●名 立会人: 漁協職員(氏名) ○ウニ駆除 駆除数 1, 500個 活動場所(位置) ○定期モニタリング A地点(●●度●●分●●. ●秒) ウニ密度の確認 海藻被度の確認 【ウニフェンスの作成】 参加者: ●名 活動場所: ●●漁港敷地 100m程度作成 (例)  スマートフォンGPS位置(○)を起点に直線○m ○●碑沖○●m (必要に応じて別紙としてください)				
特記事項	(コメント) コメント等を入れておき、次回の活動の参考とします。				
写真台帳番号	1	写真番号	1-①	~	1-⑩

この様式はあくまで一例です。
この表の記載内容が確保できていれば、どのような様式にしても構いません。
なお、活動記録は支出の有無にかかわらず記載してください。

令和●●年度 漁場生産力・水産多面的機能強化対策 活動記録

載してください。

活動実施日時														活動参加人数					教育・学 習を受け た人数	使用備船 (隻)	活動項目	活動内容	協定区域における活動の位置(注)	備考
実施月日	実施時間		総参加者数	構成員			非構成員																	
	時間帯	実施時間		漁業者	漁業者以外	ボランティア	それ以外																	
6月2日	9時～10時	1.0時間	11人	8人	3人					藻場の保全・干潟等の保全・漂流、漂着物、堆積物処理	・話し合い	—	—	●●漁協会議室にて										
6月11日～12日	(終日)		2人	1人	1人					干潟等の保全		—	—	●●主催「××研修会」参加(参加者：●●●●●、▲▲▲▲)										
6月19日	8時～14.5時	6.5時間	22人	7人	3人	12人				干潟等の保全	・現状把握 ・砂泥の移動防止	区域南側1/2(○○㎡)	—	●●子供会より参加										
6月20日	15時～18時	3.0時間	12人	10人	2人					干潟等の保全	・計画策定、進行管理	—	—	●●漁協会議室にて										
6月21日	8時～11時	3.0時間	8人	6人	2人					藻場の保全	・現状把握	(緯度、経度)○度○分、△度△分、□度□分、◇度◇分に囲まれた区域	—	●●調査会社に一部委託										
6月30日	10時～15時	5.0時間	13人	10人	2人	1人			2隻	藻場の保全	・母藻の設置 ・食害生物の除去(ウニ類)	区域北側A海域(○○㎡)	←	技術指導者(●●●●●氏)ガンガゼ除去										
7月3日	10時～12時	2.0時間	15人	7人	3人	5人		15人		理解・増進を図る取組	・環境勉強会	—	—	●●漁協会議室にて勉強会終了後、アンケートを実施										
7月6日	10時～15時	5.0時間	50人	15人	5人	30人				漂流、漂着物、堆積物処理	・漂流、漂着ゴミの回収	(海岸の場合)住所	←	ボランティアで自治会より30人参加										
7月10日	10時～15時	5.0時間	5人	3人	2人			1隻		モニタリング	・定期モニタリング	定点番号(○番)	←											
...	...	...	...	...	...	...	...			...	...	←	←											
...	...	...	...	...	...	...	...			...	...	←	←											
...	...	...	...	...	...	...	...			...	...	←	←											

活動の実施単位を概ね30分(0.5時間)単位で記入します。

構成員については「漁業者」、「漁業者以外」別に記入します。非構成員については、「ボランティア」、「それ以外」別に記入します。

事前に協定区域を分割した場合の別をA海域、B海域、C海域とした場合の記入例です。

構成員以外の参加者がいる場合の理由や、活動にて気づいた点などを簡潔に記入します。

構成員については「漁業者」、「漁業者以外」別に記入します。非構成員については、「ボランティア」、「それ以外」別に記入します。

活動の実施単位を概ね30分(0.5時間)単位で記入します。

事前に協定区域を分割した場合の別をA海域、B海域、C海域とした場合の記入例です。

構成員以外の参加者がいる場合の理由や、活動にて気づいた点などを簡潔に記入します。

(注)協定区域外の活動でないことが確認できるよう、活動の位置を記録して下さい。
例えば、スマートフォンGPS機能の活用、山立てや事前に協定区域を分割しておくなどが考えられます。

領収書は必ず保管しておいてください。
領収書はレシートでも構いませんが、日付、店名、品物名が記載されている必要があります。

収入には、地域協議会から活動組織へ交付された金額（国庫交付金、都道府県費、市町村費）のほか、その他の収入（漁協等からの借入）も含まれます。

日当を支払った場合の領収書の整理の方法例

○一人ずつ領収書を受け取る方法

領収書整理帳

9
 領収書
 ●●活動組織様
 ￥■、■■■■—
 但し、〇月〇日の日当として、
 令和〇年〇月〇日
 ●●●●印

11
 領収書
 ●●活動組織様
 ￥■、■■■■—
 但し、〇月〇日の日当として、
 令和〇年〇月〇日
 ××××印

13
 領収書

10
 領収書
 ●●活動組織様
 ￥■、■■■■—
 但し、〇月〇日の日当として、
 令和〇年〇月〇日
 ○○○○印

12
 領収書
 ●●活動組織様
 ￥■、■■■■—
 但し、〇月〇日の日当として、

(留意事項)
 日当を支払った場合は必ず領収書を整理してください。
 日当は必ず個人に支払う必要がありますが、個人に直接支払う場合と、団体
 を経由して支払う場合が想定されます。個人に支払をした場合、領収書の氏名
 欄は必ず個人名としてください。
 なお、団体がまとめて受け取った場合、必ず団体から活動に参加した者に支
 払いをしたことを確認してください。日当は団体の運営費や活動に参加してい
 ない者の給料等には使用できません。

領収書一枚一
 枚に整理番号
 を記入します。

活動組織名: ●●活動組織

○活動参加者名簿を活用する例

漁場生産力・水産多面的機能強化対策参加者名簿兼領収書整理表

活動組織名: ●●活動組織

作業(会議)日: 〇月〇日
 作業(会議)時間: 8時30分~12時30分(4時間)
 作業(会議)内容: 母藻の設置

受領印の欄に必ず本人か
 ら受領印又はサインをも
 らいます。

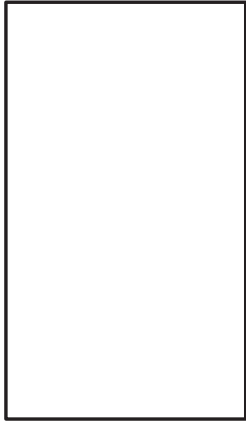
氏名	住所	活動区分				金額	受領 印	受領 日
		会議	作業	潜水	船舶 車両			
〇〇〇〇	●●市●●		〇		〇	■、■■■■円	印	5/1
●●●●	●●市▲▲		〇	〇		■、■■■■円	印	5/3
.....			〇			■、■■■■円	印	5/5
.....			〇			■、■■■■円	印	5/7
.....			〇	〇		■、■■■■円	印	5/9
.....			〇			■、■■■■円	印	5/11
							印	
							印	
							印	
							印	
							印	
							印	
							印	

領収書の整理
 番号を記入し
 ます。

9

備品台帳

様式例

番号	写真	購入日	品名	型番／品番	個数	保管場所	金額	領収書番号	備考
1		令和●年 6月30日	デジタルカメラ	0000	1個	〇〇漁協事務室	30,000円	5	

「農林畜水産業関係補助金等交付規則」別表に定める処分制限期間内は、原則として
処分（廃棄等）はできません。
廃棄する場合には、備考欄等に廃棄の日付を記録します。
なお、取得価格が50万円以上の機械及び器具の処分は交付要綱第23に従ってください。

備品番号 1: デジタルカメラ貸出管理表

様式例

貸出日	返却予定日	使用目的	氏名	所属	返却日	返却確認者
6月30日	6月30日	モニタリングのため	〇〇 〇〇	〇〇漁協	6月30日	⑤

備品番号 1～10: ライフジャケット貸出管理表

様式例

備品番号	貸出日	返却予定日	使用目的	氏名	所属	返却日	返却確認者
1～5	7月20日	7月20日	海難救助訓練のため	〇〇 〇〇	〇〇漁協	7月20日	⑤

(参考様式第13号)

番 年 月 日

●●市長 殿

所在地
■■活動組織代表者氏名
〇〇〇〇

令和●●年度漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業に係る実施状況報告書

漁場生産力・水産多面的機能強化対策交付金交付等要綱の運用（平成25年5月16日付け25水港第125号水産庁長官通知）第5第7項に基づき、下記の関係書類を添えて報告する。

記

- 添付資料
- 1 年次実施状況報告書（添付様式第13号－1）
 - 2 作業写真整理帳 （添付様式第13号－2）
 - 3 対象活動状況報告書（添付様式第13号－3）

〈施行注意〉

市町村は当該報告書を受け、事業実施に疑義及びその内容が適当でないと判断した場合には、内容を確認の上、事業の円滑な推進を図るため、指導及び書類の再提出を行わせることとする。

(添付様式第13号-1)
令和〇〇年度 年次実施状況報告書
活動組織名 **〇〇活動組織**

市町村担当者は、どのようにして確認したかを、「現場確認」、「書類確認」の欄に印（し）をつけてください。

活動項目	活動内容	協定面積	活動面積	活動時期	活動した構成員人数 (延べ人数)	活動したボランティア人数 (延べ人数)	教育・学習を受けた人数 (延べ人数)	使用備船 (延べ隻数)	活動目標(成果)・活動内容を具体的に記入	市町村確認欄	
										現場確認	書類確認
薬場の保全	薬場の設置			〇月～〇月					別紙のとおり		
	アマモの移植及び播種	Oha	Oha	〇月～〇月							
	モニタリング			〇月・〇月					別紙のとおり		
干潟等の保全	耕うん			〇月～〇月					別紙のとおり		
	権貝等の沈着促進	Oha	Oha	〇月～〇月					別紙のとおり		
	モニタリング			〇月・〇月					別紙のとおり		
漂流・漂着物・堆積物処理	廃棄物等処理	Oha	Oha	〇月～〇月					別紙のとおり		
	モニタリング			〇月・〇月					別紙のとおり		
海難救助訓練	訓練	〇回	〇回	〇月・〇月					別紙のとおり		
理解・増進を図る取組											

〈活動組織検証欄〉
当該年度は、計画どおりの活動であったのか、活動は適正に行われたのかなどを記載。

担当者氏名

〈市長村検証欄〉

市町村担当者は協定を結んだ活動組織が作成した計画が妥当であるか否か、また計画に基づき適正に活動が行われているか確認した旨を記載。

担当者氏名

(注) 市町村は、実施計画書に基づき、活動項目(活動内容)ごとに事業が適正に行われていることを確認し、市町村確認欄にその結果を記入すること。
また、添付様式第13号-2及び添付様式第13号-3により書類確認を行うとともに、必要に応じて活動組織における現場確認を行うこと。

(添付様式第13号－2)

No 1

作業写真整理帳

写真番号は活動組織で整理しやすい番号をつけてください。

活動組織名: ■■活動組織

写真番号 1

・写真は一般のカメラ、デジタルカメラで撮影したもので構いません。また最近ではタブレット、スマートフォンなどでも撮影できますが、写真が不鮮明にならないようにしてください。

・写真の添付枚数は、各活動項目に対し一連の活動がわかる枚数でお願いします。

・日当を支払う人数がわかるよう、集合写真は必ず添付してください。

・参加者が多く、写真で人数を確認しづらい場合は、複数枚に分けて参加者を撮影するなど工夫をしてください。

実施年月日	令和●年●月●日
場所	●●公民館
活動項目 (活動内容)	藻場の保全 (話し合い)
備考	

写真番号 2

実施年月日	令和●年●月●日
場所	●●地先(藻場)
活動項目 (活動内容)	藻場の保全 (現状把握)
備考	

写真番号 3

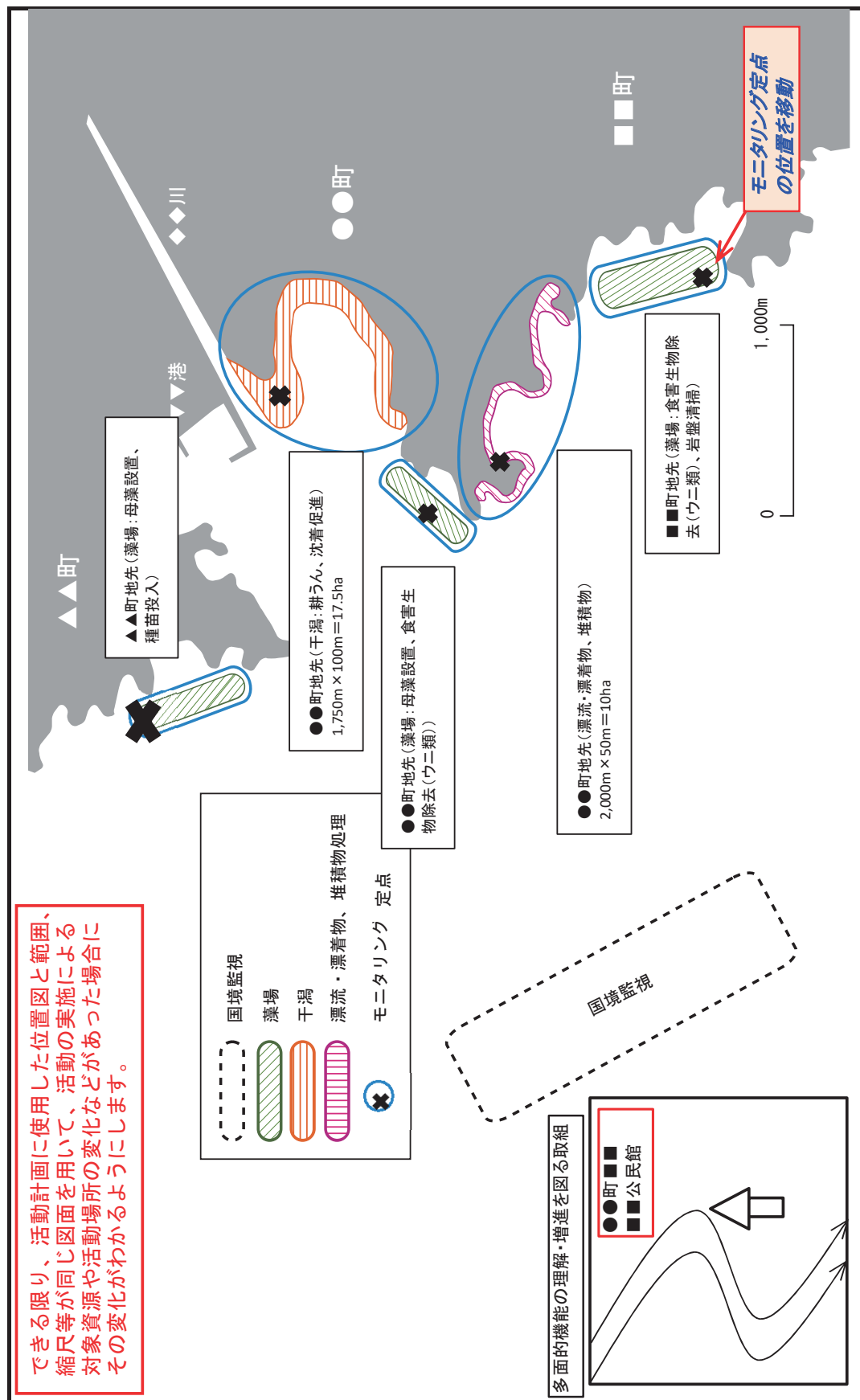
写真の順序は、活動項目順でも、日付順でも構いませんが、複数の活動項目を同時に実施した場合は、活動項目ごとの実施状況がわかるように整理してください。

実施年月日	令和●年●月●日
場所	●●地先(藻場)
活動項目 (活動内容)	藻場の保全 (母藻の設置)
備考	

令和●●年度 対象活動状況報告書

活動組織名 ■■■活動組織

できる限り、活動計画に使用した位置図と範囲、縮尺等が同じ図面を用いて、活動の実施による対象資源や活動場所の変化などがあった場合にその変化がわかるようにします。



(記載上の注意)

- 1 活動項目毎に活動する範囲を記載するとともに、当該範囲にて行う活動の項目を記載すること。
- 2 活動項目⑧「海洋環境の把握」については、他の活動項目とは別に位置図を作成すること。
- 3 別表3の活動項目の要件において「モニタリングは必須」とされている活動項目は、定期モニタリングの定点の場所を位置図上に示すこと。

(参考様式第15号)

番
年 月 号
日

●●地域協議会会長
●● 殿

所在地
■■活動組織代表者氏名
〇〇〇〇

令和●●年度漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業に係る実施状況報告書

漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業に係る活動を行ったので、漁場生産力・水産多面的機能強化対策交付金交付等要綱の運用（平成25年5月16日付け25水港第125号水産庁長官通知）第5第8項第2号に基づき、下記の関係書類を添えて報告する。

記

年次計画実施状況報告書

添付資料	1 年次実施状況報告書	（添付様式13号－1）（原本）
	2 作業写真整理帳	（添付様式13号－2）
	3 対象活動状況報告書	（添付様式13号－3）
	4 年次構成員一覧表	（添付様式15号）
	5 支払経費の内訳等	

(添付様式第15号)

令和〇〇年度 年次構成員一覧表

活動組織名 _____

1 漁業者

氏 名	備 考

氏 名	備 考

2 漁業者以外

氏 名	備 考

氏 名	備 考

(注1)「漁業者」とは、漁業を営む個人又は団体。漁業従事者も含まれる。

(注2) 漁業者の備考欄には、漁業従事者の所属団体名を記入すること。

(注3)「年次実施状況報告書」提出時には、構成員のうち実際に活動に携わった者及び団体名を記入する。なお団体名の記入の際は、実際に活動した人数を備考欄に記載すること。

活動組織の構成員の人数や、その内訳として「漁業者」、「漁業者以外」の人数もわかるように記入してください。

(参考様式第16号)

番 年 月 日

●●地域協議会会長
●● 殿

所在地
■■活動組織代表者氏名
○○○○

令和●●年度における漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業に係る
事業評価の報告について

漁場生産力・水産多面的機能強化対策交付金交付等要綱の運用（平成25年5
月16日付け25水港第125号水産庁長官通知）第8第2項第1号に基づき、令和
●●年度における事業評価について、下記の関係書類を添えて報告する。

記

活動組織の自己評価表（添付様式第16号）

自己評価表は、必ず活動組織ごと、活動項目ごとに作成

複数の市町村と協定を締結している場合でも、シートは1枚にまとめる

添付様式第16号

自己評価表
(環境・生態系保全)

令和7年度

都道府県名: ●●県

活動組織名: ■■活動組織

別表4の活動項目①～⑦から選択

市町村名: ▲▲市、◆◆町

活動項目:	①藻場の保全		
成果指標:	対象水域における生物量		
対象生物(単位):	アマモ(被度: %)		
基準値(a):	40	最終目標値:	48

モニタリングの手引きを参考に対象生物を設定、単位も忘れずに記載

基準値(a)は活動開始年度のモニタリング結果を記載

活動年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
年度目標値(b)	40	42	44	46	48
対象生物量(c)	40	-			
年度達成度(d)	100%	-			
増減率(e)	0%	-	-	-	-

最終目標は基準値の120%の数値を記載

協定面積(ha):	20	本年度の活動面積の実績(ha):	4
総活動者数(延べ)A:	180	Aのうち構成員(漁業者)の人数(延べ):	100
Aのうち構成員(漁業者以外)の人数(延べ):	50	Aのうちボランティアの人数(延べ):	30

項目	評価の視点	配点	点数	ウェイト	項目の評価点 (点数×ウェイト)
成果目標	年度達成度が100%以上	5点	5	0.4	2
	年度達成度が75%以上100%未満	4点			
	年度達成度が50%以上75%未満	3点			
	年度達成度が25%以上50%未満	2点			
	年度達成度が25%未満	1点			
組織体制	構成員に漁業者以外が参画し、実際に活動している(活動人数全体に占める漁業者以外の人数5%以上)	5点	5	0.3	1.5
	構成員に漁業者以外が参画し、実際に活動している(活動人数全体に占める漁業者以外の人数3%以上5%未満)	4点			
	構成員に漁業者以外が参画し、実際に活動している(活動人数全体に占める漁業者以外の人数1%以上3%未満)	3点			
	構成員に漁業者以外が参画し、実際に活動している(活動人数全体に占める漁業者以外の人数0%以上1%未満)	2点			
	構成員に漁業者以外が参画しているが、実際の活動はしていない	1点			
横展開	講習会、報告会やその他事例を参考に、自らの活動に積極的に取り入れ、改善が図られた	5点	2	0.3	0.6
	講習会、報告会やその他事例を参考に、自らの活動に積極的に取り入れた	4点			
	講習会、報告会やその他事例を参考に、自らの活動に取り入れるべく検討を行った	3点			
	講習会や報告会に参加するなど他の活動組織の事例の情報収集を行った	2点			
	他の活動組織の事例を参考にしなかった	1点			
					4.1

①基準値の設定根拠、最終目標値の妥当性(変更した場合はその理由):

PDCAサイクルのPlan（計画）に該当する項目
基準値の設定根拠及び最終目標値の妥当性について、各地先の状況を勘案して記載

②具体的な活動内容や工夫した点、評価項目以外の活動内容と成果:

PDCAサイクルのDo（実行）に該当する項目
活動内容や工夫した点について、可能な限り具体的に記載

③今年度実績の評価(生物量増減の主な要因):

PDCAサイクルのCheck（評価）に該当する項目
当該年度活動結果（生物量の増減等）について、研究・調査機関や実際に活動した構成員の意見等を基に評価を記載

④次年度以降の改善点(③に対する具体的な対策等):

PDCAサイクルのAction（改善）に該当する項目
次年度以降の改善点について、年度達成度が100%未満の場合は、その理由と対策を具体的かつ論理的に記載
目標達成度が100%以上の場合は、当該年度の活動をより良いものにするための改善点を具体的に記載

自己評価表は、必ず活動組織ごと、活動項目ごとに作成

複数の市町村と協定を締結している場合でも、シートは1枚にまとめる

添付様式第16号

自己評価表
(海の安全確保)

令和7年度

都道府県名: ●●県

市町村名: ▲▲市、◆◆町

活動組織名: ■■活動組織

別表4の活動項目⑪～⑫から選択

目標件数は活動年度途中で変更不可

活動項目:	⑪国境・水域の監視
成果指標:	不審船、環境異変及び環境情報の報告件数
目標件数(a):	100
収集する海洋環境データの種別:	藻場周辺水域の水温、流れ藻の分布状況

活動年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
報告件数(b)	100	-	-	-	-
年度達成度(c)	100%	-	-	-	-

総活動者数(延べ)A:	50	Aのうち構成員(漁業者)の人数(延べ):	45
Aのうち構成員(漁業者以外)の人数(延べ):	3	Aのうちボランティアの人数(延べ):	2

項目	評価の視点	配点	点数	ウェイト	項目の評価点 (点数×ウェイト)
成果目標	年度達成度が100%	5点	4	0.5	2
	年度達成度が80%以上100%未満	4点			
	年度達成度が60%以上80%未満	3点			
	年度達成度が40%以上60%未満	2点			
	年度達成度が40%未満	1点			
組織体制	構成員に漁業者以外が参画し、実際に活動している(活動人数全体に占める漁業者以外の人数5%以上)	5点	5	0.2	1
	構成員に漁業者以外が参画し、実際に活動している(活動人数全体に占める漁業者以外の人数3%以上5%未満)	4点			
	構成員に漁業者以外が参画し、実際に活動している(活動人数全体に占める漁業者以外の人数1%以上3%未満)	3点			
	構成員に漁業者以外が参画し、実際に活動している(活動人数全体に占める漁業者以外の人数0%以上1%未満)	2点			
	構成員に漁業者以外が参画しているが、実際の活動はしていない	1点			
横展開	講習会、報告会やその他事例を参考に、自らの活動に積極的に取り入れ、改善が図られた	5点	3	0.3	0.9
	講習会、報告会やその他事例を参考に、自らの活動に積極的に取り入れた	4点			
	講習会、報告会やその他事例を参考に、自らの活動に取り入れるべく検討を行った	3点			
	講習会や報告会に参加するなど他の活動組織の事例の情報収集を行った	2点			
	他の活動組織の事例を参考にしなかった	1点			
					3.9

①活動目的や活動に至った背景、収集する海洋環境データ種別の選定理由と調査方法:

PDCAサイクルのPlan（計画）に該当する項目
活動目的・背景及び海洋環境データの選定理由について、各地先の状況を勘案して具体的に記載

②具体的な活動内容や報告内容、収集する海洋環境データの提供先や活用事例、評価項目以外の活動内容等:

PDCAサイクルのDo（実行）に該当する項目
活動内容や海洋環境データの提供先及び活用事例等について、可能な限り具体的に記載

③今年度実績の評価（報告件数増減の主な要因、海洋環境データの収集について）:

PDCAサイクルのCheck（評価）に該当する項目
当該年度活動結果（報告件数の増減の要因）及び海洋環境データの収集実績等について、研究・調査機関や実際に活動した構成員の意見等を基に評価を記載

④次年度以降の改善点（③に対する具体的な対策等）:

PDCAサイクルのAction（改善）に該当する項目
次年度以降の改善点について、年度達成度が100%未満の場合は、その理由と対策を具体的かつ論理的に記載
目標達成度が100%以上の場合は、当該年度の活動をより良いものにするための改善点を具体的に記載
海洋環境データの収集及び活用実績の改善策も併せて記載

自己評価表は、必ず活動組織ごと、活動項目ごとに作成

複数の市町村と協定を締結している場合でも、シートは1枚にまとめる

添付様式第16号

自己評価表

令和〇年度

(多面的機能の理解・増進を図る取組)

都道府県名: ●●県

別表4の活動項目①～⑬(⑧・⑫を除く)から選択

市町村名: ▲▲市、◆◆町

活動組織名: ■■活動組織

教育・学習の目的:	
教育・学習の内容:	アンケート等により理解度を把握
教育・学習を計上した活動項目:	①薬場の保全
前年度の理解度:	75
本年度の理解度:	80

指導者(対象活動を学び、単独で第三者に対し講習できる者)

前年度の指導者数:	2	本年度の指導者数:	2
総活動者数(延べ)A:	180	Aのうち構成員(漁業者)の人数(延べ):	100
Aのうち構成員(漁業者以外)の人数(延べ):	50	Aのうちボランティアの人数(延べ):	30
前年度教育・学習を受けた人数(延べ):	30	本年度教育・学習を受けた人数(延べ):	35

項目	評価の視点	配点	点数	ウェイト	項目の評価点 (点数×ウェイト)
理解度	受講者の理解度が、80%以上	5点	5	0.5	2.5
	受講者の理解度が、60%以上80%未満	4点			
	受講者の理解度が、40%以上60%未満	3点			
	受講者の理解度が、20%以上40%未満	2点			
	受講者の理解度が、0%以上20%未満	1点			
組織体制	構成員に漁業者以外が参画し、実際に活動している(活動人数全体に占める漁業者以外の人数5%以上)	5点	5	0.2	1
	構成員に漁業者以外が参画し、実際に活動している(活動人数全体に占める漁業者以外の人数3%以上5%未満)	4点			
	構成員に漁業者以外が参画し、実際に活動している(活動人数全体に占める漁業者以外の人数1%以上3%未満)	3点			
	構成員に漁業者以外が参画し、実際に活動している(活動人数全体に占める漁業者以外の人数0%以上1%未満)	2点			
	構成員に漁業者以外が参画しているが、実際の活動はしていない	1点			
横展開	講習会、報告会やその他事例を参考に、自らの活動に積極的に取り入れ、改善が図られた	5点	3	0.3	0.9
	講習会、報告会やその他事例を参考に、自らの活動に積極的に取り入れた	4点			
	講習会、報告会やその他事例を参考に、自らの活動に取り入れるべく検討を行った	3点			
	講習会や報告会に参加するなど他の活動組織の事例の情報収集を行った	2点			
	他の活動組織の事例を参考にしなかった	1点			
					4.4

①具体的な活動内容や工夫した点、評価項目以外の活動内容と成果:

活動内容や工夫した点について、可能な限り具体的に記載

②次年度以降の改善点:

理解度が80%未満の場合は、その理由と対策を具体的に記載

理解度が80%以上の場合は、当該年度の活動をより良いものにするための改善点を具体的に記載

自己評価表の記載要領

ア 自己評価表は、活動組織ごと、活動項目ごとに作成してください。

イ 活動項目及び成果指標については、下表に基づき記載してください。

支援メニュー	活動項目		成果指標
1 環境・生態系保全	①	藻場の保全	対象水域における生物量(海藻・海草の被度)の増加
	②	サンゴ礁の保全	対象水域における生物量の増加
	③	魚介類の放流	
	④	干潟等の保全(浅場を含む)	
	⑤	ヨシ帯の保全	
	⑥	環境保全に大きな影響を及ぼす内水面の生態系の維持・保全・改善	
	⑦	海洋汚染等の原因となる漂流、漂着物、堆積物処理	
2 海の安全確保	⑪	国境・水域の監視(監視に必要な費用)	不審船、環境異変及び環境情報の報告件数の増加
	⑫	海の監視ネットワーク強化(監視・情報集約に必要な費用)	

ウ 自己評価表は、モニタリング結果と整合するようにしてください。なお、モニタリング結果はいつでも確認できるように保存してください。

エ (ア) 1 環境・生態系保全については、各活動項目の対象生物を記載の上、「基準値(a)」及び活動した年度の「対象生物量(c)」を記入してください。

(イ) 2 海の安全確保については、各活動項目の成果指標に基づき「目標件数(a)」及び活動した年度の「報告件数(b)」を記入してください。

オ 活動項目ごとに、「総活動者数(延べ)A」、「Aのうち構成員(漁業者)の人数(延べ)」、「Aのうち構成員(漁業者以外)の人数(延べ)」及び「Aのうちボランティアの人(延べ)」を記載してください。

カ 項目(成果目標、組織体制及び横展開)ごとに評価の視点のうち最も適切な配点を選択し、点数欄に点数を記載してください。

キ 項目毎の評価点を求めてください。

ク PDCAサイクルに基づき、①～④の項目について記載してください(必須)。

ケ 活動終了後、確定した事業評価を翌年度の4月10日までに地域協議会に報告してください。

別表1

活動項目別の実施できる活動内容(藻場の保全活動については、★印の活動内容を重点実施内容として位置付け、いずれか1つを必須の活動として実施する。)

支援メニュー	活動項目		活動内容
1 環境・生態系保全	① 藻場の保全		★母藻の設置
			★海藻の種苗生産
			★海藻の種苗投入
			★アマモの移植及び播種
			★食害生物の除去(ウニ類)
			★食害生物の除去(魚類)
			★保護区域の設定
			★ウニの密度管理
			★栄養塩類の供給
			★岩盤清掃
			流域における植林
			浮遊・堆積物の除去
			その他特認活動
			モニタリング
	② サンゴ礁の保全		サンゴの種苗生産
			サンゴの移植
			食害生物の除去
			保護区域の設定
			浮遊・堆積物の除去
			その他特認活動
	③ 魚介類の放流		生態系の維持、環境保全又は国民が自由に使用することができる藻類・魚介類の放流
			モニタリング
	④ 干潟等の保全		砂泥の移動防止
			客土
			耕うん
			死殻の除去
			機能低下を招く生物の除去(腹足類)
			機能低下を招く生物の除去(魚類)
			機能低下を招く生物の除去(節足類)
			機能低下を招く生物の除去(その他)
			保護区域の設定
			稚貝等の沈着促進
			稚貝の密度管理
			機能強化のための生物移植
			流域における植林
	⑤ ヨシ帯の保全		ヨシ帯の刈取り・間引き
			ヨシの移植
			競合植物の管理
			保護柵の設置
			保護区域の設定
			浮遊・堆積物の除去
	⑥ 環境保全に大きな影響を及ぼす内水面の生態系の維持・保全・改善		河川や湖沼内の水草等の駆除や清掃等の活動
			モニタリング
	⑦ 海洋汚染等の原因となる漂流、漂着物、堆積物処理		漁業者等が行う砂浜、海底、沖等の廃棄物等処理
	⑧ 海洋環境の把握		都道府県知事が漁場の環境異変等の情報を収集するために必要と認める海洋環境調査等
	⑨ ③、⑥及び⑦の活動の効果促進に資する活動		都道府県知事が地域の特性を配慮して認定する環境・生態系保全を行うために必要と認める活動
	⑩ ①～⑧の活動により生じた廃棄物(食害魚介類・藻類)の利活用		①～⑧の活動により生じた廃棄物(食害魚介類・藻類)の有効利用のための技術開発、食材加工又は販路開拓に向けた活動
2 海の安全確保	⑪ 国境・水域の監視(監視に必要な費用)		(国境の監視) 監視・連絡のための体制の構築 (水域の監視) 国民の財産である海洋生物の保全
	⑫ 海の監視ネットワーク強化(監視・情報集約に必要な費用)		(海の監視ネットワーク強化) 監視ネットワーク強化のための海上監視・情報収集
	⑬ 海難救助訓練(訓練に必要な費用)		(海難救助訓練) 非常時の通信手段の確保支援、救援体制の構築
	⑭ 国境・水域の監視(⑪)、海の監視ネットワーク強化(⑫)、海難救助訓練(⑬)の活動と一体的に行う資機材等の整備		無線機器類の整備・設置(陸上・海上とのネットワークが構築できるような機器を選定) 受信体制整備 機器整備(救命索、担架等)
⑮多面的機能の理解・増進を図る取組			上記1、2の活動に併せて実施する多面的機能の理解・増進につながる教育・学習に資する取組

I 活動に係る交付単価表

支援メニュー	活動項目	単位	国の交付単価 又は交付率等	国の交付に連携し 地方公共団体が地方 単独事業として 実施する場合の交 付単価	国の交付に連携し 地方公共団体が地方 単独事業として 実施する場合の交 付単価（特定有人 国境離島地域）	内容等
1 環境・生態系保全	① 藻場の保全	円/ha	319,200 (266,000)	456,000	399,000	
	② サング礁の保全	円/ha	75,600 (63,000)	108,000	94,500	
	③ 魚介類の放流	円/ha	504,000 (420,000)	720,000	630,000	
	④ 干潟等の保全（浅場を含む）	円/ha	134,400 (112,000)	192,000	168,000	
	⑤ ヨシ帯の保全	円/ha	525,000 (437,500)	750,000	656,250	
	⑥ 環境保全に大きな影響を及ぼす内水面の生態系の維持・保全・改善	円/ha	84,000 (70,000)	120,000	105,000	
	⑦ 海洋汚染等の原因となる漂流、漂着物、堆積物処理	円/ha	336,000 (280,000)	480,000	420,000	
	⑧ 海洋環境の把握	式	—	—	—	1式当たりの上限は12回（日）
	⑨ ③、⑥及び⑦の活動の効果促進に資する活動	式・円	840,000 (700,000)	1,200,000	1,050,000	
	⑩ ①～⑧の活動により生じた廃棄物（食害魚介類・藻類）の利活用	式・円	672,000 (560,000)	960,000	840,000	技術開発費
		式・円	672,000 (560,000)	960,000	840,000	食材加工費
		式・円	336,000 (280,000)	480,000	420,000	販路開拓経費
		式・円	336,000 (280,000)	480,000	420,000	販路開拓経費
2 海の安全確保	⑪ 国境・水域の監視（監視に必要な費用）	円/Km ²	108,000 (90,000)	108,000	108,000	国費の上限額は8,000千円
	⑫ 海の監視ネットワーク強化（監視・情報集約に必要な費用）	円/隻・日	1,700	1,700	1,700	海上
		円/回・日	1,700	1,700	1,700	陸上
	⑬ 海難救助訓練（訓練に必要な費用）	円/回	240,000 (200,000)	240,000	240,000	1回当たり参加する構成員が15人以上30人未満
		円/回	480,000 (400,000)	480,000	480,000	1回当たり参加する構成員が30人以上60人未満
		円/回	960,000 (800,000)	960,000	960,000	1回当たり参加する構成員が60人以上
	⑭ 国境・水域の監視（⑪）、海の監視ネットワーク強化（⑫）、海難救助訓練（⑬）の活動と一体的に行う資機材等の整備	交付率	1/2以内			国費の上限額は1式（設置費込）当たり200千円

※ 1 上記の①から⑦までの各活動項目の単価には、モニタリング費が含まれる。

※ 2 ⑧、⑨、⑩、⑬、⑭の活動項目について、単独の実施はできない。

※ 3 「国の交付に連携し地方公共団体が地方単独事業として実施する場合の交付単価」の欄に示す額以上の場合に優先採択する。（有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成28年法律第33号）」第2条第2項に規定する特定有人国境離島地域における活動については、「国の交付に連携し地方公共団体が地方単独事業として実施する場合の交付単価（特定有人国境離島地域）」の欄に示す額以上の場合に優先採択する。）ただし、以下の要件に該当する災害であって水産庁長官が別に定めるものにより被災した場合であって、速やかに環境・生態系保全の活動項目のいずれかを実施しなければその地域の主要生物資源が死滅するおそれがあるため、当該活動を緊急的に実施することが必要なときは、この限りでない。

【災害の要件】

波浪（うねり及び津波を含む。）、高潮、暴風、洪水、降雨、融雪、地すべり及び地震等の異常な天然現象による災害であって、原則として次の条件に該当するものを除くものとする。

ア 最大風速15メートル未満の風により発生した災害

イ 暴風若しくはその余波による異常な高潮若しくは波浪（うねりを含む。）又は津波による災害で、被災の程度が比較的軽微と認められるもの

ウ 最大24時間雨量80ミリメートル未満の降雨により発生した災害

ただし、次の場合を除くものとする。

（ア）時間雨量又は連続雨量が特に大である場合

（イ）河川において警戒水位（警戒水位の定めがない場合は河岸高（低水位から天端までの高さをいう。）の5割程度の水位）以上の出水による場合

（ウ）比較的長時間にわたる融雪出水等による場合

さらに、①及び④の活動項目において以下に該当する場合、該当数に応じて優先採択する。

（1）計画している保全活動が「各海域の藻場・干潟ビジョン」に位置づけられている。

（2）「磯焼け対策ガイドライン」に留意し、別表1の重点実施内容（★印）を含む活動内容となっている。

（3）本事業とは別に、協定区域内で地方公共団体、活動組織及び協議会の構成団体が種苗放流を行っている。

（4）持続的な活動を目指して多様な主体（漁業協同組合以外の民間企業や民間団体）を構成員に加えている。

（5）協定を締結する市町村や活動組織（構成団体等を含む）が、協定区域内の藻場を算定根拠とし、ブルーカーボンプレジットを申請している。

（6）漁業法に基づく沿岸漁場管理団体が、本協定区域を含む海域で保全活動を実施している。

II 多面的機能の理解・増進を図る取組の取扱い

・多面的機能の理解・増進を図る取組とは、上記①から⑬までの活動（⑧及び⑫の活動を除く。）の活動と併せて実施する多面的機能の理解・増進につながる教育・学習に資する取組をいう。

・多面的機能の理解・増進を図る取組を実施しない場合は、上記①から⑬（⑧及び⑫の活動を除く。）の活動に基づき算出した交付単価に5/6乗じた額を上限として交付する。【表内 ※4】

別表3

交付金の交付対象となる活動項目の要件

支援メニュー	活動項目		要件
1 環境・生態系保全	①	藻場の保全	・当該活動項目を実施する活動組織は、当該活動項目を重複して実施することはできない。 ・モニタリングは必須。モニタリング時に、海草・海藻の被度に加え、水産生物の卵、稚仔魚の種類・量、飼料生物量等の把握も併せて行うこと。
	②	サンゴ礁の保全	・当該活動項目を実施する活動組織は、当該活動項目を重複して実施することはできない。 ・モニタリングは必須
	③	魚介類の放流	・当該活動項目を実施する活動組織は、当該活動項目を重複して実施することはできない。 ・モニタリングは必須
	④	干潟等の保全（浅場を含む。）	・当該活動項目を実施する活動組織は、当該活動項目を重複して実施することはできない。 ・モニタリングは必須
	⑤	ヨシ帯の保全	・当該活動項目を実施する活動組織は、当該活動項目を重複して実施することはできない。 ・モニタリングは必須
	⑥	環境保全に大きな影響を及ぼす内水面の生態系の維持・保全・改善	・当該活動項目を実施する活動組織は、当該活動項目を重複して実施することはできない。 ・モニタリングは必須
	⑦	海洋汚染等の原因となる漂流、漂着物、堆積物処理	・当該活動項目を実施する活動組織は、当該活動項目を重複して実施することはできない。 ・モニタリングは必須
	⑧	海洋環境の把握	・当該活動項目を実施する活動組織は、当該活動項目を重複して実施することはできない。 ・1活動組織1式までとする。 ・当該活動項目は、単独では実施できない。 ・各都道府県等からの助言を受けて適切な計画を策定するものとする。
	⑨	③、⑥及び⑦の活動の効果促進に資する活動	・当該活動項目を実施する活動組織は、当該活動項目を重複して実施することはできない。 ・1活動組織1式までとする。 ・当該活動項目は、単独では実施できない。
	⑩	①から⑦までの活動により生じた廃棄物（食害魚介類・藻類）の利活用	・当該活動項目を実施する活動組織は、当該活動項目を重複して実施することはできない。 ・1活動組織1式（食害魚介類・藻類の1種類）までとする。 ・当該活動項目は、単独では実施できない。
2 海の安全確保	⑪	国境・水域の監視（監視に必要な費用）	・当該活動項目を実施する活動組織は、当該活動項目を重複して実施することはできない。 ・監視活動の際に、藻場の状況や漁場把握に資する海洋環境データを収集することとし、水産試験場等の関係機関に当該情報を提供すること。 ・1日当たりの1隻に支払う金額の上限は、29,200円（ただし、監視員1名分の金額を含むことから、監視員を乗せない場合は22,400円）までとする。
	⑫	海の監視ネットワーク強化（監視・情報集約に必要な費用）	・当該活動項目を実施する活動組織は、当該活動項目を重複して実施することはできない。 ・監視活動の際に、藻場の状況や漁場把握に資する海洋環境データを収集することとし、水産試験場等の関係機関に当該情報を提供すること。 ・当該活動項目は海上と陸上の取組の組み合わせであるため、当該活動は陸上単独では実施できない。
	⑬	海難救助訓練（訓練に必要な費用）	・当該活動項目を実施する活動組織は、当該活動項目を重複して実施することはできない。 ・海難防止に係る関係機関（海上保安庁等）との連絡体制を確保し、関係機関に共有すること。 ・当該活動項目は、単独では実施できない。 ・訓練実施回数は、年間2回までとする。
	⑭	国境・水域の監視（⑪）、海の監視ネットワーク強化（⑫）、海難救助訓練（⑬）の活動と一体的に行う資機材等の整備	・実施に当たっては⑪（国境・水域の監視）、海の監視ネットワーク強化（⑫）、海難救助訓練（⑬）と合わせて実施すること。 ・無線機器類及び受信体制整備については、1回限りとする。 （本事業において、これまでに整備した船等に再度整備することはできない。）
⑮多面的機能の理解・増進を図る取組			・活動内容は、①から⑬までの活動（⑧及び⑫の活動を除く。）の多面的機能の理解・増進を図る取組（教育・学習）とすること。 ・活動の対象者を特定することとする。 ・座学による講義等を実施することとする。 ・活動後、対象者の理解度を把握することとする。 （活動の対象者は、できる限り1回当たり10人以上が望ましい。）

※1 ①、②及び④から⑦までの活動項目に係る要件は、別表2の※3のただし書に規定する場合にあっては適用しない。

別表4

対策事業の成果目標

活動項目		成果目標
1 環境・生態系保全	① 藻場の保全	対象水域における生物量(海藻・海草の被度)の増加
	② サンゴ礁の保全	対象水域における生物量の増加
	③ 魚介類の放流	
	④ 干潟等の保全(浅場を含む。)	
	⑤ ヨシ帯の保全	
	⑥ 環境保全に大きな影響を及ぼす内水面の生態系の維持・保全・改善	
	⑦ 海洋汚染等の原因となる漂流、漂着物、堆積物処理	
	⑧ 海洋環境の把握	
	⑨ ③、⑥及び⑦の活動の効果促進に資する活動	
	⑩ ①から⑧までの活動により生じた廃棄物(食害魚介類・藻類)の利活用	
2 海の安全確保	⑪ 国境・水域の監視(監視に必要な費用)	不審船、環境異変及び環境情報の報告件数の増加
	⑫ 海の監視ネットワーク強化(監視・情報集約に必要な費用)	
	⑬ 海難救助訓練(訓練に必要な費用)	
	⑭ 国境・水域の監視(⑪)、海の監視ネットワーク強化(⑫)、海難救助訓練(⑬)の活動と一体的に行う資機材等の整備	

写真の撮り方マニュアル

I	活動記録としての写真撮影	・ ・ ・ ・ ・ 4 4
II	写真の撮影時の留意点	・ ・ ・ ・ ・ 4 5
III	一回あたりの写真撮影の流れ（例）	・ ・ ・ ・ ・ 4 9
IV	写真の保存・管理	・ ・ ・ ・ ・ 5 0
V	作業写真整理帳の作成	・ ・ ・ ・ ・ 5 1

1. 活動記録としての写真撮影

漁場生産量・水産多面的機能強化対策は「活動」に対して支援を行うため、「活動」の記録を残す必要があります。

活動を実施した記録として重要なものの一つが作業状況の写真です。このため、活動を行った際には必ず写真を残すようにします。

▼ 活動をするときは必ず記録写真を撮る

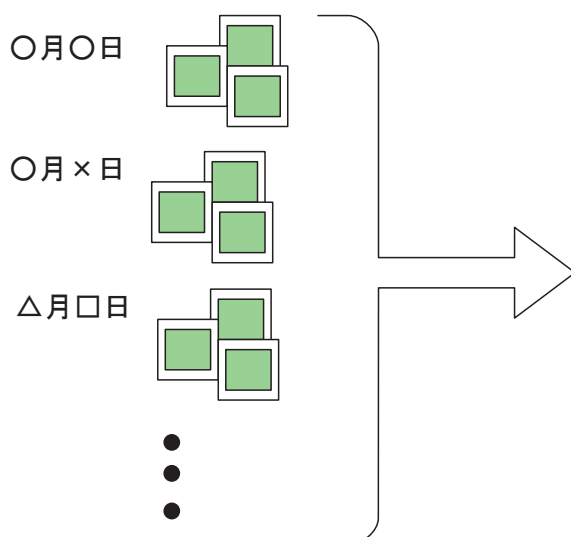
写真は、作業日報にあわせ、作業日、活動項目ごとに保全活動等の実施中や完了後の様子などを撮影します。

▼ 作業写真整理帳の作成

各年度末の各種報告書のうち作業写真整理帳については、毎回の活動記録写真の中から、それぞれの活動を代表する写真を選択して作成します。

＜毎回の活動の記録＞

活動を行うごとに写真を撮影、活動の証拠として保管。



＜写真整理帳＞

撮影した写真の中から、それぞれの活動項目を代表するようなものを選んで作成。

(添付様式 1.3-2)

No. ●

作業写真整理帳

写真番号 ●

活動組織名: ■■■活動組織

実施年月日	令和○年○月○日
活動区分	☐ 計画づくり ☐ モニタリング ☐ 保全活動
場所	●●●●
活動項目	●●●●
備考	

写真番号 ●

実施年月日	令和○年○月○日
活動区分	☐ 計画づくり ☐ モニタリング ☐ 保全活動
場所	●●●●
活動項目	●●●●
備考	

写真番号 ●

実施年月日	令和○年○月○日
活動区分	☐ 計画づくり ☐ モニタリング ☐ 保全活動
場所	●●●●
活動項目	●●●●
備考	

なお、作業写真整理帳に用いなかった写真についても、毎回の活動の証拠書類として、5年間以上保管します。

2. 写真の撮影時の留意点

(1) 安全第一

写真撮影の目的は活動の証拠を残すことであって、芸術的な写真を求めているわけではありません。活動中の写真ではない場合も、作業前後の変化を撮ることで活動の証拠になる場合があります。安全上無理のない範囲で記録写真を撮るようにしましょう。

なお、記録写真の撮影のために、危険が想定される場合は、実施状況の確認を行う市町村や地域協議会と、どのような形で記録写真を撮影すべきか、事前によく相談しましょう。

▼ 足もとと注意

写真を撮ることに夢中になって、足もとがおろそかにならないように注意しましょう。特に、撮影場所が船上や水辺等の足もとが不安定な場所では、常に足場の確認をして、危険な足場や体勢での撮影にならないよう注意してください。



(2) 確実に記録写真を残すために

▼ 写真管理の責任者を決める

毎年度、活動が始まる前に、写真管理の責任者を決めます。責任者を決めることで役割が明確になり写真の撮り忘れ等の事態を少なくすることができます。

写真管理責任者の役割（例）

- ・活動ごとの写真撮影の割り振りを決める（責任者本人を含む）。
- ・写真の撮影状況等を確認する。
- ・撮影された写真を適切に整理・管理する。



▼ 撮影する必要があるものを事前に確認する

毎回の活動の前に、実施予定の活動の内容から、どのような写真を撮っておけばよいか（活動の証拠となるか）を確認しておきましょう。



▼ 撮影時の留意事項

明瞭な写真が撮れるよう、撮影時には以下の点に留意しましょう。

- ◆ ピントは被写体に合わせる。
- ◆ 逆光での撮影を避ける。
- ◆ 手ぶれをしないようカメラをしっかり構える。
- ◆ 明るいところで撮影を行い、暗いところではフラッシュ（ストロボ）を焚く。
- ◆ デジタルカメラを使用する場合は、ピンボケ、手ぶれ、光度不良などのミスが発生していないかを撮影の合間などにプレビュー等で確認し、取り損ないが生じないようにする。

なお、実施状況報告に使用される作業写真整理帳は写真を横向きで添付する様式であるため、カメラは横使いで撮影するようにしましょう。

逆光注意



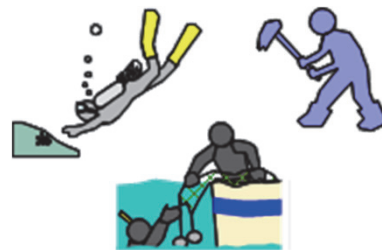
プレビューでチェック



(3) どのような写真を撮るか

▼ 活動中の様子を撮る

漁場生産力・水産多面的機能強化対策は、水産業・漁村の持つ多面的機能を強化する「活動」に対して支援を行うものです。このため、活動中の様子を撮ることが基本となります。



▼ 活動の成果を撮る

陸上に回収した食害生物や、除去した浮遊・堆積物、清掃活動で発生したゴミ等は、一カ所に集めてその日の成果として写真に納めましょう。

また、活動によって生産・作成したものについてもその成果物を写真に納めましょう。

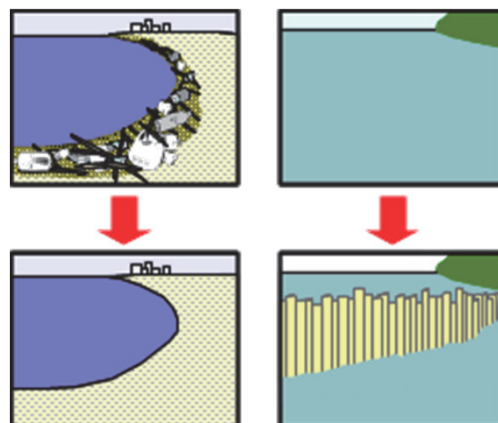


▼ 活動の前後の差がわかるように撮る

浮遊・堆積物の除去、海浜清掃などの活動では、活動を始める前の様子を撮影した上で、活動終了後に同じアングルで対象箇所がきれいになった様子を撮影しましょう。

また、保護柵、看板などの構造物を設置する場合も、設置する前後の写真を撮影しましょう。

同じ場所を撮影したことがわかるような目印（地形、建物など）を一緒に撮影しましょう。



▼ 写真整理の助けに

その日の活動内容や使用機材、担当者名などを記載したものを、その日の最初の一枚として撮影すると、後で写真を整理・分類するときにわかりやすくなります。

なお、後の日当や用船料等の支出の証拠にもなりますので、その日使う船やその他の機材、参加者の集合写真なども撮影することを推奨します。

〇月〇日

活動項目：母藻の設置
行うこと：

①スポアバックの作成

②スポアバックの投入

使用する船：〇〇、〇〇

写真係：〇〇、〇〇

(4) 水中写真について

近年、浅い水深であれば水中撮影ができるカメラが比較的安価で提供されているので、作業の安全や効率上支障が生じない範囲で水中の様子（水中での作業、水中に設置したものの状況、藻場などの状況）なども記録として残しておくといでしょう。

なお、活動の証拠となる写真があればよいので、水中写真以外の方法で活動の実施状況が確認できれば、無理に水中写真を撮影する必要はありません。（※）



水中写真があれば活動の様子がよくわかりますが、



水中写真以外でも活動の状況が確認できる場合は、無理して水中写真にこだわる必要はありません。



※水中写真以外では作業の実施状況がわかりにくい活動で、水中写真を撮ることが難しい場合には、地域協議会や市町村とどのような形で実施状況を確認するかをよく打ち合わせてください。

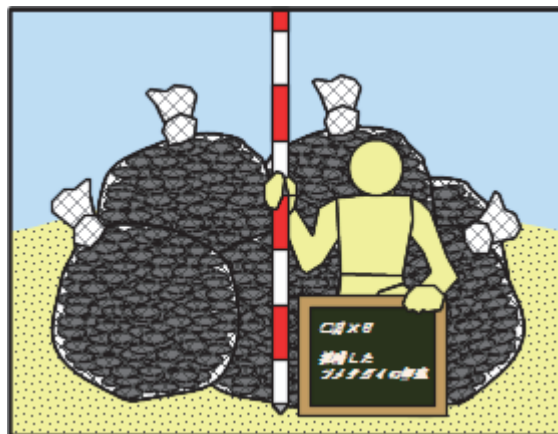
(5) その他の留意事項

▼ ポール、黑板等の活用

大きさ（長さ）の比較ができるようなものを一緒に撮影すると、対象物のスケール感がわかりやすくなります。

工事写真等では、測量用のポール、スタッフなどがよく用いられます。

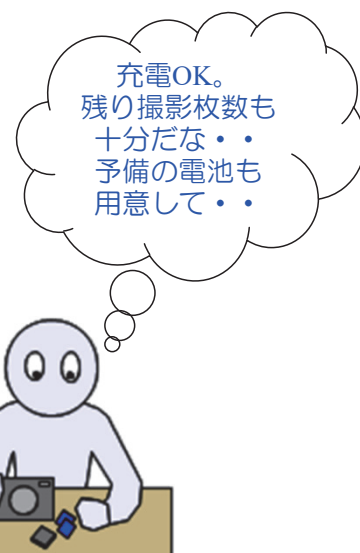
また、小型の黑板やホワイトボードなどに、作業の内容などを記載して、一緒に撮影すると、後の写真の整理などに便利です。



▼ フィルム、電池等の準備はしっかりと。

撮影中にフィルム等が足りなくなることはないよう、撮影前に、十分なフィルムの残量記録媒体の残り容量があるかをチェックしましょう。

特にデジタルカメラは電池の消費量が大きいため、記憶媒体の残り容量が十分であっても、電池切れのために撮影ができなくなることが多々あります。事前にしっかり充電しておくとともに、予備の電池も用意しましょう。また、写真内に日時が入る機材の場合、事前に時刻合わせましょう。



▼ デジタルカメラの解像度

デジタルカメラで撮影する場合、解像度が小さすぎると不鮮明になってしまいますが、解像度が大きくなれば1枚あたりのデータサイズが大きくなり、同じ容量の記憶媒体（SDカード等）でも撮影枚数が少なくなる、パソコンの処理が重くなるなどの問題が生じます。どの程度の大きさに印刷するかを念頭に置きつつ、適切な解像度を選択しましょう。

なお、L判での印刷であれば200万画素（2M、1600×1200など）程度でも十分です。これより大きめのサイズで利用するとしても、通常の使用の範囲では500万画素（5M、2560×1920など）より高い解像度は必要ないでしょう。

▼ 多めに撮りましょう

作業の内容等を的確に表す写真を撮ることは難しいものです。撮影ミスが発生することもあるため、必要枚数より多めに撮影するとともに、同じ作業についてもアングルなどを変えて何パターンか撮影することを推奨します。

▼ カメラを落とさないように

カメラを水中に落とした場合に、耐水性の無い機種は壊れてしまいます。そうでなくとも、海や湖に落としてしまった場合には、回収困難となる可能性が高いです。

保全活動は、海や湖で行われる場合が多いため、ストラップを手首に固定するなどして、カメラを落とさないようにしましょう。

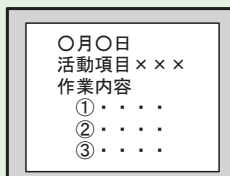


※首からかける方式のストラップもあります。
使い勝手の良いものを選びましょう。

3. 一回あたりの写真撮影の流れ（例）

1回（1日）の活動における写真撮影の流れは次のようなものが想定されます。これは一例ですので、後から見ても活動記録としてわかりやすくなるよう、それぞれ工夫してください。

1



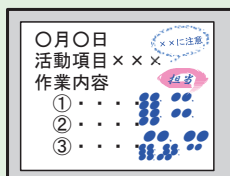
一番最初に、日付、活動項目、作業内容などを紙、黒板などに記載して、撮影します。

2



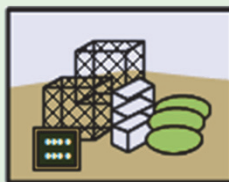
活動開始前の打ち合わせの様子を撮影します。

3



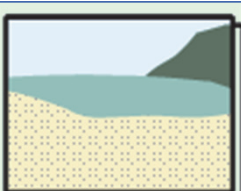
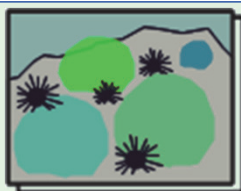
打ち合わせで決定した事項（役割分担など）を撮影します。
※写真撮影担当者名も忘れずに記録してください。

4



その日使う機材、船などを撮影します。（打ち合わせの前に撮影してもよいでしょう。）

5



活動前の資源、活動場所の様子などを撮影します。

6



作業状況を撮影します。作業内容ごとに複数枚（多めに）撮影しましょう。（可能な限り作業に参加した船も撮影しましょう。）

7



作業終了後の様子を撮影します。誰が参加したかわかるように集合写真を撮影しましょう。



1～2枚程度でOK



やや多めに撮りましょう



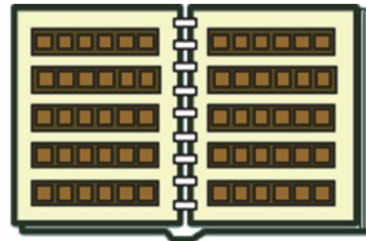
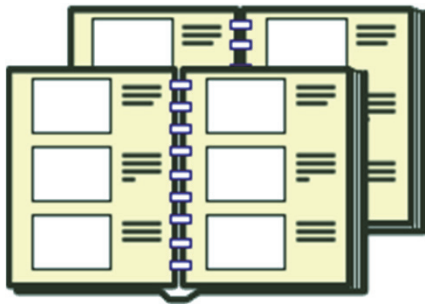
特に多めに撮りましょう

4. 写真の保存・管理

活動の実施状況を撮影した写真は、作業日誌に合わせ、作業日と活動項目が分かるよう整理し管理をします。市町村への実施状況報告の際に、これらの写真から適当な写真を抜粋するため、写真を適切に管理する必要があります。

▼ フィルム式カメラ

作業日誌にあわせて、作業日と実施した活動項目が分かるように番号をつけてアルバム等で保管します。また、後に焼き増しを行う場合等が想定されるため、写真とあわせてネガも適切に保管します。

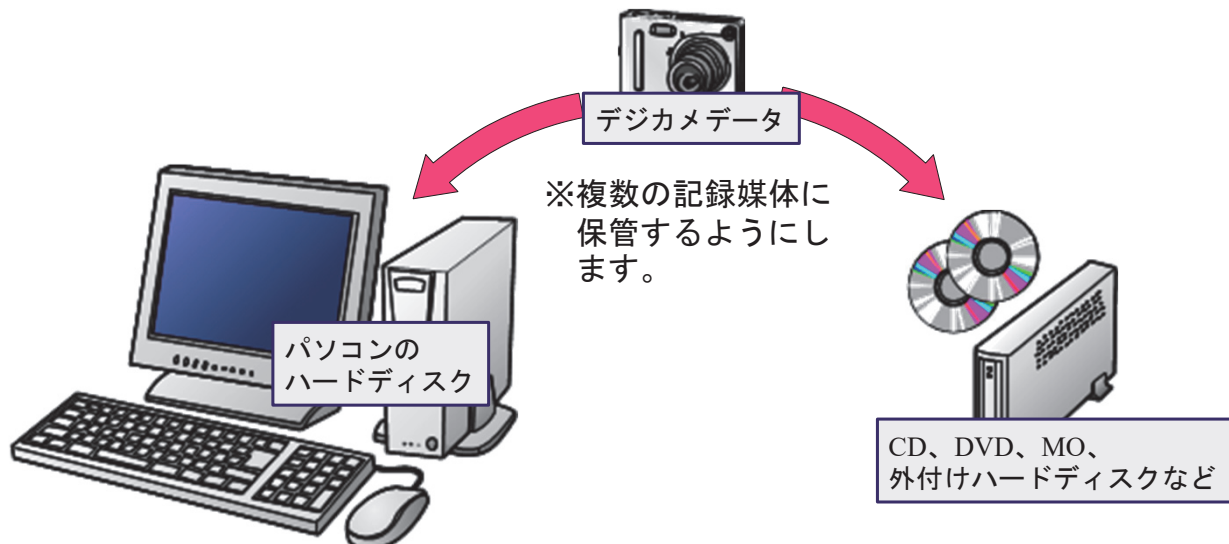


※ネガの保管方式としては、アルバム式のほか、カートリッジ式のネガフィルムを保管する専門のケースなども市販されています。

▼ デジタルカメラ

作業日誌にあわせて、作業日と実施した活動項目が分かるように番号をつけてパソコン等で保管します。作業日ごとにフォルダを作成し、フォルダ名に作業日・活動内容を記載すると、後の書類作成時に目的の写真が探しやすくなります。

なお、パソコンの不具合などによりデータが消えてしまう場合があるため、バックアップを別の記憶媒体に作成しましょう。



5. 作業写真整理帳の作成

毎年度、市町村が定めた期日までに実施状況の報告を行う際、「作業写真整理帳」を作成します。この書類には、作業日誌に合わせて撮影した写真の中から、それぞれの活動を代表する写真を選択して添付します。市町村の行う実施状況の確認の多くは、この写真により行うため、この写真の整理が大変重要となります。

○作業写真整理帳

活動状況報告書に添付する書類の一つで、活動項目ごとの写真を添付します。

(添付様式 13-2)

作業写真整理帳		No. ●	
写真番号 ●		活動組織名: ■■活動組織	
		実施年月日	令和○年○月○日
		活動区分	☒ 計画づくり ☐ モニタリング ☐ 保全活動
		場所	●●●●
		活動項目	●●●●
	備考		
写真番号 ●		実施年月日	令和○年○月○日
		活動区分	☐ 計画づくり ☐ モニタリング

○写真の添付枚数

作業写真整理帳においては、市町村との協定における活動計画のうち、当該年度に実施することとしていた活動項目すべてについて、その実施が写真で確認できるようにすることが原則となります(※)。

このため、活動項目1つにつき、**最低一枚以上**は写真を添付します。

なお、以下のような場合は複数枚の写真を添付するようにします。

◆1つの活動項目の中に、複数の作業が含まれる場合

保全活動などで、いくつもの作業が必要となる活動では、それぞれの行程ごとに写真を添付します。

例えば、ウニの密度管理の場合、①ウニの採取→②採取したウニの運搬→③ウニの放流の3つの作業から成り立っていますので、それぞれの作業について写真を添付します。

◆1枚の写真では活動の状況が明確にならない場合

1枚の写真では活動の状況が明確にならない場合は、複数枚の写真を組み合わせて状況を説明できるようにしましょう。

※ 写真のみでは実施状況の確認が難しい項目などもありますので、活動開始前に市町村や地域協議会と活動の実施状況の確認手法や必要な写真、実施状況報告書以外に提出が必要な書類についてよく打ち合わせてください。

3 漁場生産力・水産多面的機能強化対策 Q & A

目 次

漁場生産力・水産多面的機能強化対策（一般）Q & A

1 事業関係者について

（問1）事業関係者の連携	60
--------------	----

2 地域協議会について

（問2）都道府県における複数の協議会の設置	60
（問3）市町村を追加する場合の総会の開催	60
（問4）市町村の構成	61
（問5）構成員の役職	61
（問6）地域協議会の会員等の都道府県、市町村の職員の身分及び職務	61
（問7）活動組織の構成員等が地域協議会の会員になることの可否	61
（問8）法人もしくは任意団体を地域協議会の会員として登録可否	62
（問9）地域協議会の事務委託	62
（問10）運営費の交付決定を受けるまでに要する経費	62
（問11）地域協議会推進事業実施計画の対象経費の具体例	63
（問12）ホームページ開設の必要性	63
（問13）特認活動等を位置づける際の留意点	64
（問14）少額事業集約による特認活動	64
（問15）事務局運営を行う団体への人件費の交付金支出	64

3 活動組織について

（問16）活動組織の名称	65
（問17）団体で登録する構成員の登録名	65
（問18）構成員の複数の活動組織への参加	65
（問19）活動組織の意思決定	65
（問20）漁協職員・漁協女性部員（非組合員）の参加	65
（問21）漁業者以外の者の役割	66
（問22）ボランティアの定義	66

4 協定と活動について

（問23）活動の効果が波及する範囲	66
（問24）「活動が想定されない区域」と「協定区域の活動に関係のない区域」	66
（問25）過大な協定面積の防止	67

(問 2 6) 漁業法に基づく沿岸漁業管理団体	67
(問 2 7) 確認表の作成	67
(問 2 8) 確認表の保管	67
(問 2 9) 「①藻場の保全」に係る活動内容チェックリストの目的	67
(問 3 0) 「①藻場の保全」に係る活動内容チェックリストの作成と保管	68
(問 3 1) 「アマモの移植及び播種」のみを行う場合の活動内容チェックリストの作成	68
(問 3 2) 協定面積を示す位置図	68
(問 3 3) 「協定面積」と「活動面積」、「活動面積」と「交付金」の関係	68
(問 3 4) 陸上活動の協定面積での位置づけ	69
(問 3 5) 植林活動の協定面積での位置づけ	69
(問 3 6) 活動の変更に伴う協定再締結	69
(問 3 7) 複数市町村にまたがる組織の市町村協定	69
(問 3 8) 協定の相手方(都道府県との協定)	70
(問 3 9) 協定面積の設定方法	70
(問 4 0) モニタリング費の取扱い	70
(問 4 1) 活動年限	71
(問 4 2) モニタリングのみの実施	71
(問 4 3) 再生見込みのない藻場の保全活動・休止	71
(問 4 4) 協定面積内での年度ごとの実施区域	71
(問 4 5) 活動計画と活動実績が著しく異なる場合	71
(問 4 6) 効果等の検証が十分でない取組の実施	72
(問 4 7) 活動計画変更に伴う協定変更等	72
(問 4 8) 単価を設定する際の根拠	72

5 交付金について

(問 4 9) 事業採択>交付金総額の算出方法	72
(問 5 0) 交付申請>交付申請額の算出	73
(問 5 1) 交付申請>交付額の目安	73
(問 5 2) 使途>構成員数の制限・地域住民等の参加・日当の支出	73
(問 5 3) 使途>傷害保険の取扱い	73
(問 5 4) 使途>監視船用船料の取扱い	73
(問 5 5) 使途>メーカー等の参加・自社製品の活用	74
(問 5 6) 使途>備品の購入	74
(問 5 7) 使途>トラクターの替え刃	74
(問 5 8) 使途>活動での弁当・お茶等の費用	74
(問 5 9) 使途>民間業者の活動組織参入、重機のリース等	75
(問 6 0) 使途>重機の使用	75
(問 6 1) 使途>活動及び事務の一部委託	75
(問 6 2) 使途>委託可・不可なもの	75
(問 6 3) 使途>第三者への事務の委託	76

(問 6 4) 使途>構成員が所属する団体への事務委託	76
(問 6 5) 使途>イベント開催又は参加費用への交付金の支出	76
(問 6 6) 使途>確定申告への支払証明書の発行主体	76
(問 6 7) 使途>日当に対する源泉徴収	76
(問 6 8) 使途>研修会等への旅費の支出	77
(問 6 9) 使途>事務作業員への日当支給	77
(問 7 0) 使途>漁協職員の活動の取扱い	77
(問 7 1) 使途>活動日の重複	77
(問 7 2) 使途>国境・水域の監視活動における傭船料	78
(問 7 3) 使途>役員への手当	78
(問 7 4) 使途>活動項目間での流用	78
(問 7 5) 使途>日当の支払方法	78
(問 7 6) 用途>講習、研修会等の参加における日当について	78
(問 7 7) 支払>(国→地域協議会)国費の概算払の計画	79
(問 7 8) 支払>(地域協議会→活動組織)交付金支出に伴う確認内容	79
(問 7 9) 地方負担>事業費の上乗せ額の判断	79
(問 8 0) 地方負担>都道府県・市町村の活動組織に対する直接交付	80
(問 8 1) その他>啓発普及(学習会の開催への支援)	80
(問 8 2) その他>活動費の繰越	80
(問 8 3) その他>活動費の立替	80
(問 8 4) 水福連携>障がい者の日当	81
(問 8 5) 水福連携>介護者の日当	81
(問 8 6) 水福連携>資機材の取扱い	81
(問 8 7) 水福連携>活動の確認(時間)	82
(問 8 8) 水福連携>活動の確認(写真)	82
(問 8 9) 水福連携>日当領収書の取付	82
(問 9 0) 水福連携>利活用による利益の取扱い	82

6 活動項目について

(問 9 1) 活動計画>活動項目の継続的な実施	82
(問 9 2) 活動計画>計画変更の可否	83
(問 9 3) 活動計画>魚介類の放流の対象	83
(問 9 4) 活動計画>魚介類の放流の対象-2	83
(問 9 5) 活動計画>魚介類の放流と類似する活動内容の取扱い	84
(問 9 6) 活動計画>漂流漂着物処理と類似する活動内容の取扱い	84
(問 9 7) 活動計画>漁港区域等での漂流漂着物処理・受託海浜清掃	84
(問 9 8) その他>河川区域で実施する際の留意点	85
(問 9 9) 活動計画>船でしか行けない場所での漂流漂着物処理	85
(問 1 0 0) 活動計画>水域監視中に発見した流木等の取扱い	85
(問 1 0 1) 活動計画>海の安全確保における海洋環境データの収集	86

(問 1 0 2) 活動計画＞産卵礁の設置	86
(問 1 0 3) 活動計画＞無線機器類の整備・設置にあたっての注意事項	86
(問 1 0 4) 活動計画・モニタリング＞複数活動のモニタリング費の計上	87
(問 1 0 5) 活動計画・モニタリング＞複数活動のモニタリング費の計上－2	87
(問 1 0 6) 活動計画・モニタリング＞石倉設置の特認	87
(問 1 0 7) 活動計画・モニタリング＞⑧海洋環境の把握について	88
(問 1 0 8) 災害対応＞自然災害への対応	88
(問 1 0 9) 災害対応＞初動対応への活用	88
(問 1 1 0) 災害対応＞激甚災害指定時の特例措置	89
(問 1 1 1) 災害対応＞記録の保管	89
(問 1 1 2) 災害対応＞災害時の取組における支援対象の範囲	89
(問 1 1 3) 災害対応＞モニタリングの取扱い	89
(問 1 1 4) 災害対応＞活動組織や地域協議会の関係規定の整理	90
(問 1 1 5) 災害対応＞活動組織の設立	90
(問 1 1 6) 災害対応＞重機使用等の取扱い	90
(問 1 1 7) 災害対応＞災害時における委託費比率の考え方	90
(問 1 1 8) 災害対応＞災害対応が収められた後の取組	91
(問 1 1 9) 災害対応＞海岸や港湾での取組	91
(問 1 2 0) 災害対応＞個者支援	91

7 モニタリングについて

(問 1 2 1) モニタリングの目的	91
(問 1 2 2) 協定面積が複数に分かれる場合の定点の設定	91
(問 1 2 3) 活動の効果が波及する範囲の特定	92
(問 1 2 4) モニタリングの精度・委託	92
(問 1 2 5) モニタリングの精度・委託－2	92
(問 1 2 6) 藻場の保全のモニタリング	93
(問 1 2 7) 漂流、漂着物、堆積物処理のモニタリング	93
(問 1 2 8) 漂流、漂着物、堆積物処理の生物指標	93
(問 1 2 9) 漂流、漂着物、堆積物処理の生物指標－2	93
(問 1 3 0) 魚介類の放流のモニタリング	94
(問 1 3 1) モニタリングに関する資料の保管	94
(問 1 3 2) 日常モニタリングに係る日当の取扱い	94
(問 1 3 3) モニタリング結果の継続性	94
(問 1 3 4) 協定区域外に設けた対照区の取扱い	95

8 活動の的確な履行について

(問 1 3 5) 事業関係者の連携	95
(問 1 3 6) 活動状況の確認	95
(問 1 3 7) 活動記録日誌の作成	95

（問 1 3 8）活動記録日誌の保管	96
（問 1 3 9）ウニ駆除等の記録	96
（問 1 4 0）協定区域内での活動の遵守	96
（問 1 4 1）協定区域外での活動の取扱い	96
（問 1 4 2）役割分担整理表の位置づけ	96
9 多面的機能の理解と増進について	
（問 1 4 3）理解・増進に取り組む際の要件等	97
（問 1 4 4）理解・増進（教育・学習）の取組を実施する際の留意事項	97
（問 1 4 5）実施可能な教育・学習の取組（具体例）	97
（問 1 4 6）多面的機能の理解・増進を図る取組の評価	98
（問 1 4 7）活動と教育学習を同日に行う必要性	98
10 評価について	
（問 1 4 8）評価の必要性	98
（問 1 4 9）評価の方法	99
（問 1 5 0）評価のスケジュール	99
（問 1 5 1）成果目標	99
（問 1 5 2）成果目標－2	99
（問 1 5 3）年度達成度が 100%を下回った場合の次年度の活動の可否	100
11 その他	
（問 1 5 4）都道府県＞総会出席に関する旅費の支出可否	100
（問 1 5 5）市町村＞交付金以外の市町村が行う支援方法	100
（問 1 5 6）市町村＞市町村が行う確認業務（現場確認）	101
（問 1 5 7）活動計画＞保全活動とモニタリングの活動回数	101
（問 1 5 8）活動計画＞年度ごとに異なる区域での実施可否	101
（問 1 5 9）漁港・港湾等で実施する際の留意点	101
（問 1 6 0）活動計画の取扱いについて	101
（問 1 6 1）事務経費の計上について	102

海の監視ネットワーク強化 Q & A

問 1 ＜総論＞海の監視ネットワーク強化の目的	103
問 2 ＜総論＞対象海域	103
問 3 ＜総論＞活動の内容	103
問 4 ＜総論＞活動費(国費)の上限額	103
問 5 ＜総論＞交付単価	103
問 6 ＜総論＞地方負担	104
問 7 ＜総論＞活動組織の構成員	104

問 8<総論>漁協内の部会等による実施	104
問 9<総論>活動を行う位置等の図示	104
問 10<総論>理解・増進の取組	104
問 11<総論>協定の相手方	105
問 12<総論>不審船・環境異変の有無	105
問 13<総論>午前・午後の活動	105
問 14<総論>1日の実施回数	105
問 15<総論>監視時間	105
問 16<総論>複数の船団	105
問 17<総論>沿岸の採貝漁業者	106
問 18<総論>遊漁船や漁船登録されている高校の漁業実習船	106
問 19<活動の記録>海の監視ネットワーク強化の活動の記録	106
問 20<活動の記録>市町村が行う確認事務	107
問 21<対象となる活動>⑪国境・水域監視との関係①	107
問 22<対象となる活動>⑪国境・水域監視との関係②	107
問 23<対象となる活動>⑪国境・水域監視との関係③	107
問 24<対象となる活動>⑪国境・水域監視との関係④	107
問 25<対象となる活動>⑪国境・水域監視から⑫海の監視ネットワーク強化への切替	108
問 26<対象となる活動>陸上とりまとめ①	108
問 27<対象となる活動>陸上とりまとめ②	108
問 28<対象となる活動>陸上とりまとめ③	108
問 29<対象となる活動>陸上とりまとめ④	108
問 30<対象となる活動>陸上とりまとめ⑤	109
問 31<対象となる活動>陸上とりまとめ⑥	109
問 32<対象となる活動>陸上とりまとめ⑦	109
問 33<対象となる活動>陸上とりまとめ⑧	109
問 34<対象となる活動>陸上とりまとめ⑨	109
問 35<対象となる活動>陸上とりまとめ⑩	110
問 36<対象となる活動>陸上とりまとめ⑪	110
問 37<対象となる活動>陸上とりまとめ⑫	110
問 38<対象となる活動>陸上とりまとめ⑬	110
問 39<対象となる活動>陸上とりまとめ⑭	111
問 40<対象となる活動>陸上とりまとめ⑮	111
問 41<対象となる活動>大臣許可漁業等①	111
問 42<対象となる活動>大臣許可漁業等②	111
問 43<対象となる活動>大臣許可漁業等③	111
問 44<対象となる活動>支所と協定を結ぶ市町村	111
問 45<対象となる活動>漁協支所ごとの活動組織の設立	112
問 46<対象となる活動>夜間操業	112
問 47<対象となる活動>監視中に持ち帰った漂着ゴミの処理費用	112

問 48＜対象となる活動＞漁船の密集度	112
問 49＜対象となる活動＞内海域の流木等の監視	112
問 50＜対象となる活動＞日をまたぐ操業の場合の監視活動	112
問 51＜実際の活動＞海上活動の積算	113
問 52＜実際の活動＞年間の活動の実施方法	113
問 53＜実際の活動＞複数人での操業した場合の費用の折半	113
問 54＜実際の活動＞日報の提出の省略	113
問 55＜実際の活動＞日報の位置図	113
問 56＜実際の活動＞日報の「通報先」と「報告先」の違い	114
問 57＜実際の活動＞⑪国境・水域監視と⑫監視ネットワーク強化の日報の書き分け	114
問 58＜実際の活動＞遠方での操業の日報の提出先	114
問 59＜実際の活動＞カメラの購入	114
問 60＜実際の活動＞GPSの有無	114
問 61＜実際の活動＞監視船の速度	115
問 62＜実際の活動＞不審船を発見した場合の対応	115

「海の安全確保」の運用に関する Q & A

国境・水域の監視

（問 1）「漁協の監視船等も助成の対象であることを明確化」とは	116
（問 2）漁協所有の監視船等で監視を行う場合の漁協職員を乗船させるための手続きとは	116
（問 3）監視業務を全て漁協が行うことの可否	116
（問 4）事務経費の項目について	116
（問 5）事務経費の規模について	116
（問 6）事務経費と面積単価	116
（問 7）事務経費を計上する際に協定面積を変更する必要性	117
（問 8）漁協に業務委託する場合	117
（問 9）監視・情報収集活動費が不足している場合	117
（問 10）監視・情報収集活動と事務費の配分について	117
（問 11）傭船料と事務費の流用について	117
（問 12）密漁監視経費は事務経費の対象になるか	118

漁場生産力・水産多面的機能強化対策 Q & A

1 事業関係者について

（問 1）事業関係者の連携

（問 1）活動組織、市町村、地域協議会、地域協議会会員（都道府県、市町村等）、都道府県、国などの事業関係者は、活動の的確な履行に向けてどのようなことをすべきか。

事業の実施に当たっては、協定区域を適切に設定すること、実際に活動した区域等を適切に把握すること、活動の状況等を適切に確認すること、モニタリングの適切な実施及びそれに基づく自己評価表の作成により事業の評価を適切に行うことが重要です。

このため、事業の当事者である活動組織、市町村及び地域協議会はもとより地域協議会の全会員、国が一体になって連携して取り組んでいくことが必要です。

2 地域協議会について

（問 2）都道府県における複数の協議会の設置

（問 2）ひとつの都道府県において複数の地域協議会を設置することは可能か。

交付要綱の運用第 4 第 2 項において、原則各都道府県に 1 つとすることが望ましいと規定しています。異なる特性の海域の活動や、内水面の活動を対象とした地域協議会がそれぞれ必要である等の実情に応じて複数の協議会を設置する場合があります。ただし、複数の地域協議会を設置することにより、県内全域の対象区域が把握できずに空白の区域ができることのないよう注意が必要です。

（問 3）市町村を追加する場合の総会の開催

（問 3）地域協議会の総会は、どの程度の頻度で開催するのが適当か。

活動組織が増えて新たに活動組織を有する市町村を会員に追加する度に総会を開催する必要があるのか。

交付要綱の運用別記 1 で示す地域協議会規約（以下「規約」という）第 16 条及び第 17 条に基づき、適宜開催する必要があります。例えば第 5 条の会員に新たに市町村を追加する場合や活動組織の活動計画を採択する場合などに総会を開催する必要があります。

なお、総会の開催にあたり、会員の招集が困難な場合は、規約第 18 条に基づき、書面又は代理人による議決も可能です。

また、市町村が追加された際にはその都度、役割分担整理表に従い事業関係者の連携について確認してください。

(問4) 市町村の構成

(問4) 地域協議会を構成する市町村は、活動組織がある市町村に限られるのか。

活動組織がない市町村であっても会員になることは可能です。例えば、多面的機能の理解・増進を図る取組における出前授業等、他の市町村で活動組織が活動を行う場合等は、柔軟に対応することが望まれます。

ただし、協定締結や確認事務を行わない市町村は、運営事業(市町村事業費)の交付対象にはなりません。

(問5) 構成員の役職

(問5) 地域協議会の会員となる都道府県、市町村及び漁業関係団体等の役職はどの程度が適当か。

都道府県、市町村及び漁業関係団体等において、本対策事業の実施に当たって職責を有する者(役員、管理職)が適当と考えます。この理由としては、地域の実情に応じた活動か否かを判断し、活動組織からの計画の採択を行っていただくことになるからです。

これまで承認された地域協議会では、都道府県、市町村では水産主務課長、漁連では会長や専務理事が会員となっています。

(問6) 地域協議会の会員等の都道府県、市町村の職員の身分及び職務

(問6) 地域協議会の会員、あるいは役員になる都道府県、市町村の職員の身分及び職務はどのような扱いになるのか。

各地方公共団体により扱いが異なるものと考えられます。そのため、地方公共団体の職員の身分のままで協議会の会員になることができるのか、それぞれの団体の服務担当者に相談してください。

※地域協議会における地方公共団体職員の役職の例

会長：県課長

副会長：県課長、市町村課長

監事：市町村課長

(問7) 活動組織の構成員等が地域協議会の会員になることの可否

(問7) 活動組織の構成員、あるいは構成員が属する団体等が地域協議会の会員になることは可能か。

地域協議会は、活動組織が策定した活動計画を承認する役割を担っています。そのため地域協議会の役員と活動組織の代表者が同一である場合は、事務手続きの透明性を確保する観点から好ましくありません。特に同一人物が地域協議会役員と活動組織の代表を兼務することがないようにしてください。

(問 8) 法人もしくは任意団体を地域協議会の会員として登録可否

(問 8) 法人もしくは任意団体を地域協議会の会員として登録できるか。

各地域の実情に応じて会員とすることができます。なお、交付要綱の運用でいう地域協議会の会員としての非営利団体等としては、NPO法人、公益法人、社会福祉法人などが考えられます。

(問 9) 地域協議会の事務委託

(問 9) 地域協議会の事務を委託することは可能か。また委託することが可能な場合の注意点はなにか。

地域協議会の事務を委託することは可能です。委託する場合は、委託の必要性や委託内容を明確にし、委託する内容は、事務の一部であること（主体はあくまで地域協議会にあること、委託経費は事業費の 50%未満であること）等を説明できるようにすることが必要です。

また、地域協議会の事務の一部を委託する場合には、規約第 4 条第 2 項に「事務の一部委託」に関する事項が規定されていることが必要です。契約に関しては、

- ・委託業者選定調書（委託先が当該団体でないといけない理由を明記）
- ・見積書（人件費、直接経費等の積算内訳を明記）
- ・仕様書（委託業務の項目、内容、数量、納期等を明記）
- ・契約書（委託者と受託者が捺印の上、両者 1 通ずつ保管）

等の書類を整備するように努めてください。その際には、複数者から見積もりを徴収する又は契約理由を整理する等、選定基準に透明性を確保するよう努めてください。

なお、地域協議会の代表と契約先の代表が同一人物である場合は、以下の点に留意してください。

- (1) 特定の者の利益にならないよう、あらかじめ地域協議会の総会で承認されたものであること
- (2) 受託者が漁協の場合は、あらかじめ理事会の承認を受けたものであること

(問 10) 運営費の交付決定を受けるまでに要する経費

(問 10) 地域協議会を立ち上げ、運営費の交付決定を受けるまでに要する経費については、関係者の自己負担か。

国または地方公共団体が交付決定を行うまでの間に要する経費については、関係者の自己負担となります。

（問 1 1）地域協議会運営事業実施計画の対象経費の具体例

（問 1 1）地域協議会運営事業実施計画（参考様式第 19 号）の対象経費の具体例を示してほしい。

本様式に従って記載する場合は、以下の様な例が考えられます。

1. 指導・推進 （1）旅費 （2）諸謝金・日当 （3）委託費	地域説明会出席、対象活動組織の現地指導、 全国説明会出席 等 地域説明会に専門家を招いた際の謝金、 説明会ロジ担当者への日当 等 協議会以外の者に業務を委託する際の委託費
2. 地域活動指針等作成 （1）旅費 （2）諸謝金・日当 （3）委託費 （4）印刷費（適宜追加） （5）使用料（適宜追加）	指針作成検討会出席 等 指針作成検討会に専門家を招いた際の謝金、 検討会ロジ担当者の日当 等 協議会以外の者に業務を委託する際の委託費 地域活動指針の印刷 会場使用料
3. 交付事務 （1）旅費 （2）諸謝金・日当 （3）委託費	交付事務担当者の日当 等 協議会以外の者に業務を委託する際の委託費
4. その他必要な事項 （1）旅費 （2）諸謝金・日当 （3）委託費 （4）事務費 （5）その他（適宜追加）	} 上記 1～3 の運営事業の内容に該当しない事項について 経費が見込まれるもの 印刷費、通信運搬費、消耗品費など

※上記については参考様式第 19 号の備考に内訳を記載すること。

（問 1 2）ホームページ開設の必要性

（問 1 2）ホームページ（ＨＰ）の開設は必ず必要なのか。

ホームページ（ＨＰ）の開設は必須ではありませんが、事業の透明性を高め、地域における本対策事業等に対する理解の促進に努めてください。

漁村人口が減少しているなか、水産多面的機能を強化していくためには多様な方々（他主体）との連携が重要です。このようなことから、水産基本計画（令和 4 年 3 月）では、多面的機能の強化を一層の国民の理解の増進を図りつつ効率的・効果的に取組を促進することとされていることから日頃より情報発信に取り組んでいただけますようお願いします。

(問 1 3) 特認活動等を位置づける際の留意点

(問 1 3) 国が活動指針に示す活動項目以外の活動は「その他特認活動」及び「上記の活動の効果促進に資する活動」となるが、地域協議会が特認活動等を位置づける際に留意する点はないか。

国が活動指針に示す活動項目以外にも、地域協議会が特認活動等を位置づける場合は以下の点に留意してください。

- ① 地域の実情を鑑み、都道府県知事が多面的機能の発揮に資する活動と認めた活動であること。
- ② 活動の効果について、説明可能な根拠（実績や調査結果）を有すること。
- ③ 地域の共同活動として実施可能なものであること。（活動組織の構成員では対応できないことが明らかで、活動全てを委託することを前提にするようなものは本対策事業に馴染みにくいと考えます。）

特認活動等を認定しようとする場合、当該活動が地域にとって必要な活動かどうかを都道府県知事が判断するため、都道府県において認定しようとする活動に高い見識を有する者を構成員とする第三者機関を設置し、当該機関から意見を聴く必要があります。なお、第三者機関については、都道府県によって構成は異なりますが、例えば内水面に係る活動の場合、漁業法に基づく内水面漁場管理委員会や内水面漁業振興法に基づく協議会を充てるなど、地域の実情に合わせてください。

(問 1 4) 少額事業集約による特認活動

(問 1 4) 少額事業をかき集めて 1 つの特認活動として認めてよいのか。

少規模であっても、それぞれの活動項目が異なり、また、地域活動指針の項目にないものは、一つひとつの活動を単位として、個々に特認活動として認定する必要があります。

(問 1 5) 事務局運営を行う団体への人件費の交付金支出

(問 1 5) 事務委託せずに事務局運営を行う団体に人件費として交付金を使用することは可能か。

運営事業は、事業に要する経費について定額で交付金を交付するものであり、事務に要した実費が交付対象となります。

「事務費（賃金）」に該当するものは、運営事業に係る事務を担当した者への賃金であり、当該個人に対して直接的に支払うものとなります。

仮に団体の職員が事務局運営に従事する場合は、団体の就業規則等との関係を整理しておくとともに、人件費の支払いに当たっては、作業日誌を整備し、当該事業に専従していることが分かるよう明確にしておく必要があります。

3 活動組織について

(問16) その他＞活動組織の名称

(問16) 活動組織の名称に制限はあるのか。

公序良俗に反しない限り名称に制限はありません。ただし、地域協議会との名称の混同は避けてください。

(問17) 構成員＞団体で登録する構成員の登録名

(問17) 活動組織の構成員について、役員以外の漁業者・非漁業者は団体名でもよいのか。(〇〇漁協、NPO法人△△を守る会・・・等)

団体名で構いませんが、日当等の支出の可否を判断するため、団体のうち、当該活動に参加する者の人数(計画は予定、報告は実績)を活動記録日誌や作業写真整理帳などに記録してください。

(問18) 構成員＞構成員の複数の活動組織への参加

(問18) 一人の構成員が複数の活動組織に所属して、それぞれの活動組織で違う活動を行うことは可能か。

構成員が複数の活動組織に所属して活動することに合理性があれば可能と考えますが、多くの構成員が重複するような場合は、活動組織のあり方自体に問題があるとも考えられるので、活動組織の統合などを検討することが必要です。

また、当該構成員に対して同じ日にそれぞれの活動組織から日当を貰うことにならないよう注意してください。

(問19) その他＞活動組織の意思決定

(問19) 活動組織の意思決定はどのように行えばよいのか。

活動組織の規約に従うなど、活動組織の全構成員の意見を取りまとめて活動の内容に反映させることが重要です。活動を行う前に集まって話し合いを行うなど、連絡を取り合って意思が反映されるようにしてください。

(問20) 構成員＞漁協職員・漁協女性部員(非組合員)の参加

(問20) 活動組織の構成員には漁業者以外の者の参加が必要となっているが、漁業者以外として、漁協職員又は准組合員を構成員にできるか。また、漁協女性部員(夫は組合員だが、自身は非組合員)を漁業者以外の者とできるか。

漁業者であるか否かは、漁協の組合員であるかではなく、漁業を営んでいるかどうかで判断してください。その上で、漁協職員を漁業者以外の構成員とすることは可能です。また、准組合員については、漁業者ではない場合に構成員とすることは可能です。同様に、漁協女性部員についても、自身が漁業を営んでいるかどうかで判断してください。

(問 2 1) 構成員＞漁業者以外の者の役割

(問 2 1) 活動には漁業者以外の者が必ず参加しなければならないか。例えば国境の警備活動に漁業者以外の者を参加させるのは危険が伴うため現実的でないと思われる。

活動組織の構成員として漁業者以外の者に参加してもらうことは必須ですが、全ての活動に漁業者以外の者の参加を求めているではありません。例えば、海上の活動を漁業者のみで行ったとしても、陸上での役割（報告書の作成、実際に活動の方法、写真撮影、啓発普及など）を漁業者以外の者が行う等役割分担して行ってください。

(問 2 2) ボランティアの定義

(問 2 2) 指導者やボランティアの定義は何か。構成員ではない県や市町の職員が勤務時間中に活動に参加した場合はボランティアとして整理することになるのか。

構成員ではない者が活動に参加した場合はボランティアと整理されます。なお、都道府県や市町村の職員の関わりについては、都道府県事業や市町村事業の一環で活動に立ち会う場合が想定されますが、その場合はボランティアには当たりません。いずれにせよ、事実ごとに判断することとなります。

4 協定と活動について

(問 2 3) 活動の効果が波及する範囲

(問 2 3) 協定面積の考え方である「活動の効果が波及する範囲」とはどのようなことか。

協定面積は、活動する場所の地理的条件や対象生物の特性等を考慮して、活動の効果が波及する範囲等を想定して設定してください。「活動の効果が波及する範囲」とは、実際に活動する面積ではありません。魚介類の放流を例に挙げると、放流した場所ではなく放流した魚が根付く場所と考えられる区域や面積となります。なお、活動の効果が協定面積全体に波及していることは、協定面積内で実施されるモニタリングにより確認されることになります。

(問 2 4) 「活動が想定されない区域」と「協定区域の活動に関係のない区域」

(問 2 4) 確認表（添付様式第 6 号 別添 3）にある「活動が想定されない区域」と「協定区域の活動に関係のない区域」の違いはなにか。

「活動が想定されない区域」とは、例えば、磯焼け対策を念頭にした藻場の保全において、海藻が生える基質がない砂浜等の区域を意味します。「協定区域の活動に関係のない区域」とは、例えば、海面（海中）での活動の効果が影響しない陸域等の区域を意味します。

なお、活動する場所の地理的条件や対象生物の特性等によりこのような「区域（陸域等）」が含まれる場合も想定されますが、最小限となるよう注意してください。

(問 2 5) 過大な協定面積の防止

(問 2 5) モニタリングの手引きにある「協定面積設定のイメージ(藻場)」にある「理想」「標準」「過大」の違いは何か。

既存図面や GIS データ等により精緻に設定することが理想ですが、活動する場所の地理的条件や対象生物の特性等を考慮して現実的なものとする必要があります。「活動が想定されない区域」や「活動に関係のない区域」が含まれている場合は「過大」に設定されていることになりますので注意してください。

(問 2 6) 漁業法に基づく沿岸漁場管理団体

(問 2 6) 確認表にある「漁業法に基づく沿岸漁業管理団体」とは何か。

沿岸漁業管理団体とは、漁業法第 109 条第 1 項に基づき、適格性を有する漁協、漁連、一般社団法人又は一般財団法人(以下「漁協等」という。)に対して、都道府県知事が指定した団体のことです。沿岸漁場管理団体の指定を受けるためには、都道府県知事に申請する必要がありますので、漁協等は事前に都道府県と協議した上で検討を始めることが重要です。

(問 2 7) 確認表の作成

(問 2 7) 確認表はいつ作成すればよいか。

活動を新たに始める時には、想定している活動と協定の内容が整合しているかどうか確認表の各事項を確認した上で、協定を締結するようにしてください。

なお、既に取組を進めている活動組織については、日頃の活動が確認表の各事項に照らし整合しているかを適時確認するようにしてください。協定の当事者である市町村や事業の実施主体である地域協議会は、協定の内容が妥当なものか、実際の活動が協定に照らして適切かを確認し、連携して指導等を行ってください。

(問 2 8) 確認表の保管

(問 2 8) 確認表は誰が作成してどのように保管すべきか。

確認表は活動組織と市町村が作成し確認の上、協定書と一体にして保管してください。

なお、地域協議会は、活動組織から採択申請書が提出された場合に活動組織から確認表を徴収し、確認表の内容が妥当なものか、実際の活動が確認表に照らして適切かを確認してください。

(問 2 9) 「①藻場の保全」に係る活動内容チェックリストの目的

(問 2 9) 活動内容チェックリスト(参考様式第 6 号別添 4)は何を目的に作成するのか。

藻場の衰退要因は地域や年によって様々であり、かつ複合的なものであるため、自らの地域の現状をよく理解した上で、適切な保全対策を選択することが重要です。

本チェックリストは「磯焼け対策ガイドライン」に基づき、藻場の衰退をもたらした原因について検討し、その結果に基づいて、適切な保全対策を検討する際に必要となるものです。

このため、本チェックリストに基づき活動内容を決定している場合、「磯焼け対策ガイドライン」を活用しているものとみなし、優先採択の要件の一つとしていますので、積極的に作成してください。

(問30) 「①藻場の保全」に係る活動内容チェックリストの作成と保管

(問30) 活動内容チェックリストは誰が作成してどのように保管すべきか。

本チェックリストは①藻場の保全を行う活動組織と市町村が作成し確認の上、活動計画と一体にして保管してください。

なお、地域協議会は、①藻場の保全を行う活動組織からの採択申請書の提出と同時に本チェックリストを徴収してください。また、その内容が妥当なものか、実際の活動が本チェックリストと照らして適切かを確認してください。

(問31) 「アマモの移植及び播種」のみを行う場合の活動内容チェックリストの作成

(問31) 「①藻場の保全」のうち、海草である「アマモの移植及び播種」のみを行う場合、活動内容チェックリストを作成する必要があるのか。

本チェックリストの「海藻」を「海草」に読み替えて作成してください。

(問32) 協定面積を示す位置図

(問32) 協定面積を示す位置図の作成にはどこまで正確性が求められるのか、ソフト等を用いて作成する必要があるのか。

協定面積や位置図の作成方法は従来と変更はありません。面積については、実測によるほか、既存の図面や GIS データ等の資料より求め、根拠を明確にしてください。求め方が分からない場合は地域協議会と相談してください。

(問33) 「協定面積」と「活動面積」、「活動面積」と「交付金」

(問33) 「協定面積」と「活動面積」の関係、「活動面積」と「交付金」の関係はどのように考えればよいか。

協定面積とは活動の効果が波及する面積であり、活動面積とは実質的な活動を行う面積のことをいいます。このため、協定面積と活動面積が一致する場合がある一方で、協定面積は活動面積と活動の効果が波及する面積を包含する場合があります、後者では協定面積は活動面積より大きくなります。

また、対策事業の交付金の交付額は、活動項目ごとの交付単価に活動項目ごとの面積等を乗じて算出された交付金額を合計した額となりますが、交付要綱の運用の別表2に示す単価はあくまで上限額であり、この単価の上限額と協定面積を乗じた額の範囲内において、真に必要な経費を支援することになります。このため、交付申請書に記入する交付金額は、実際に活動する予定の事業量に応じた金額とする必要があります。

(問34) 陸上活動の協定面積での位置づけ

(問34) 資機材の準備を行う場所、種苗等を採種する場所、市場調査を行う場所、イベントを行う公民館の場所は協定面積に含めるべきか。

取扱い、実際の活動内容の主たる場所か付随的な場所かにより異なります。交付要綱の運用の別表1に掲げる「活動内容」は協定面積の範囲内で行われる必要があり、協定面積との位置関係が明確にされている必要があります。

一方で、活動を行う際の付随的な活動については活動場所がその都度変更になる可能性があることから、協定面積に含めることは不要です。ただし、これら付随的な活動についても活動記録日誌や活動記録簿に漏れなく記載するようにしてください。

(問35) 植林活動の協定面積での位置づけ

(問35) 植林を行う区域は協定面積にどのように規定すべきか。10haのうち毎年1haで活動しており、どこで活動するかは状況を見て決定している。

植林（流域における植林）は交付要綱の運用の別表1に掲げる活動内容のひとつなので協定面積との位置関係を明確にする必要があります。植林を行う区域を協定面積とする場合、当該区域を含む協定面積全体について取組の効果を把握する必要があることのほか、陸域の面積が無用に広大なものとなる懸念があること等の事情から、協定面積に含めるのではなく協定面積との位置関係を明確にしておくことで対応すべきと考えています。

なお、植林する活動が年によって変動したり、その範囲が小規模であり協定面積に明記しない場合は、植林する場所が年ごとに変わる可能性があること等を協定書に明記するなどの工夫をしてください。

(問36) 協定と活動計画＞活動の変更に伴う協定再締結

(問36) 5ヶ年の活動計画を定めても、毎年度、活動を実施していくなかで変更が生じる場合がある。その都度、市町村と協定を締結し直す必要があるのか。

活動組織は、活動を実施していく中で変更が生じ、交付要綱の運用の第5第3項第2号の協定の變更に規定しているアからウまでの事項に該当する場合は、協定を變更する必要があります。

また、協定の變更により、採択内容も變更しなければならないときは、交付要綱の運用の第5第5項第3項に基づき事務手続きを行ってください。

(問37) 協定と活動計画＞複数市町村にまたがる組織の市町村協定

(問37) 複数の市町村にまたがる活動組織の市町村協定は、どの様に結ぶのか。

活動組織がそれぞれの市町村と協定を締結する、もしくは、すべての市町村の連名で協定を締結する等の方法が考えられます。地域の実情に応じ適切な方法を選択してください。

(問38) 協定と活動計画＞協定の相手方（都道府県との協定）

(問38) 市町村ではなく、都道府県と協定を結ぶことは可能か。

活動組織の行う活動が広範囲にわたる場合でも、交付要綱の運用の第5第3項（協定）に基づき活動を行う場所の市町村と協定を締結することになります。

これは計画どおり活動が行われているかどうかなど、実施状況を市町村に確認してもらう必要があるからです。（交付要綱の運用第5第7項（実施状況の報告）及び第8項（実施状況等の確認）を参照）

(問39) 協定と活動計画＞協定面積の設定方法

(問39) 協定面積はどのように設定するのか。

協定面積の設定にあたっては、協定区域と計画している活動及びその効果や影響範囲等と整合しているかの確認を適切に行うことが必要です。活動組織、市町村及び地域協議会は確認表の作成・徴収により確認しつつ作業を進めてください。その際、以下の点に留意してください。

なお、活動中の取組にあっても、確認表に準じて、協定の内容と実際の活動が整合していることを適時、確認してください。

○藻場の保全・サンゴ礁の保全については、海藻やサンゴが着生可能な基質（磯場等）の面積とすることが望ましいが、不明な場合や海藻・サンゴ及びそれらの基質がパッチ状・点状の場合は、それらを包含するエリアを設定。

○魚介類の放流については、放流対象魚種をモニタリングする範囲を設定。

○干潟等の保全については、保全対象生物を設定した上で、それらの生息可能区域の面積とすることが望ましいが、詳細が不明な場合は、それを包含するエリアを設定。

○ヨシ帯の保全については、現存するヨシ群落あるいは再生を目指すヨシ群落の面積とヨシの生育に影響を及ぼすと想定されるヨシ帯前面の水域の合計面積を設定。

○内水面生態系の維持・保全・改善については、活動を実施する河川区域（堤防敷および堤外地）の面積を基本とし、当該活動による効果が一定範囲に広がると想定される場合には、効果が及ぶ水域の合計面積を設定。

なお、算出が困難な場合は、活動を実施する河川上下流端の平均河川幅に、その間の河道延長を乗じた面積を設定。

○漂流、漂着物、堆積物処理については、実際に清掃を行うことが可能な面積を基本として設定。

○国境・水域の監視については、年度毎に監視海域が異なることは想定していないことから、1年間で監視可能な範囲を設定。

(問40) 協定と活動計画＞モニタリング費の扱い

(問40) モニタリングが必須とされている活動においては、モニタリング費を計上することが必須条件か。例えば、沿岸一体のモニタリングを県の事業で別途行っているのに、機能発揮活動費を中心に交付金を受けたいが、それは可能か。

モニタリングが必須とされている活動において、他の事業のモニタリング情報を活用することは

差し支えありません。その際は、モニタリング費用は不要として交付金を申請して頂くことになります。

(問 4 1) 協定と活動計画＞活動年限

(問 4 1) 活動計画は必ず 5 ケ年でなければならないのか。

第 4 期対策は令和 7 年度から令和 11 年度までであり、当初から活動される場合は、予算年限である 5 年間の計画となりますが、第 4 期対策の途中年度から活動される場合は、終期にあわせた期間になります。

(問 4 2) 協定と活動計画＞モニタリングのみの実施

(問 4 2) 5 ケ年の活動計画の中で、途中から活動を実施せず、モニタリングだけを行うことも可能か。また、初年度は計画策定又はモニタリングのみでもよいか。

環境・生態系保全の活動（別表①～⑦の活動項目）とモニタリングはセットで実施する必要があります。

(問 4 3) 協定と活動計画＞再生見込みのない藻場の保全活動・休止

(問 4 3) 以前は藻場であったが、今はまったく藻が生えていない磯焼け状態である。再生しない可能性もあるが、保全活動を実施しても問題ないか。再生の見込みが無い場合、1 年目で活動をやめて良いか。

現在、磯焼け状態であっても、過去に存在した藻場を回復させることを目的に、地域の共同活動として保全活動を行う場合は本対策の対象になります。

このような場合には、支援事業を活用し専門家の派遣を全漁連に要請するなど複数年かけて成果を導けるよう関係機関が協力しつつ活動を継続することが望ましいと考えます。

(問 4 4) 協定と活動計画＞協定面積内での年度ごとの実施区域

(問 4 4) 協定面積が広すぎて 1 年の活動で全面積をカバーできないこと等の理由により、協定面積を年度ごとに区切って、年度ごとに順番に活動をしていくということは可能か。

可能ですが、モニタリングが必須となっている活動項目については、毎年度当該年度の活動の有無にかかわらず、協定面積と定めた区域全域での定点におけるモニタリングが行われる必要があります。

(問 4 5) 協定と活動計画＞活動計画と活動実績が著しく異なる場合

(問 4 5) 活動計画と活動実績が著しく異なる場合も問題ないか。

活動計画に変更が生じた場合は、交付要綱の運用第 5 第 3 項第 2 号及び交付要綱の運用の第 5 第 5 項第 3 号に基づき、事務手続きを行ってください。

(問 4 6) 協定と活動計画＞効果等の検証が十分でない取組の実施

(問 4 6) 漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業の活動内容について、効果等の検証が十分にされていない

試験段階のものを活動として本事業で取り組むことは可能か。

活動組織の活動内容が本対策の趣旨に合致しているかどうかについては、事業の採択申請の際に地域協議会が地域活動指針に則ったものであるかどうか審査のうえ判断することになります。

また、試験的な取組を実施するために資材等を購入する場合には、効果の発言が図られるよう、専門家の助言を受けるなどして、適切な数量や方法等により行うようにしてください。

(問 4 7) 協定と活動計画＞活動計画変更に伴う協定変更等

(問 4 7) 協定面積の変更や活動計画の変更（例：河川清掃活動回数 2 日→3 日）により、実施段階において数量が変化するが交付金額に変更が生じない場合、活動計画の変更を行い、協定変更及び採択変更申請を行うのか。

活動組織の場合、交付要綱の運用第 5 第 3 項第 2 号に基づき、市町村長との協議を要する事項には該当しないので変更内容を市町村長に届け出ることとなります。

また、地域協議会に対しては、交付要綱の運用第 5 第 5 項第 3 号に基づき、会長に必要な届出を行うこととなります。

なお、地域協議会の場合、交付要綱第 14 に掲げる軽微な変更該当するので同第 13 に規定する計画変更等の手続きは必要ありません。

(問 4 8) 協定と活動計画＞単価を設定する際の根拠

(問 4 8) 傭船料や日当の単価はどのように設定するのか。

面積当たりの単価には傭船料及び日当を含んだものとなっており、地域協議会において単価を設定することができます。

なお、日当の単価の設定については、公共労務単価を使用するなど、明確な根拠が必要です。

5 交付金について

(問 4 9) 事業採択＞交付金総額の算出方法

(問 4 9) 活動組織の事業採択に係る交付金総額は、どのように算出するのか。

事業採択申請に当たっては、活動組織が市町村長と締結した協定に付帯する活動計画にかかる該当年度における活動項目ごとの交付金額の合計額が交付金総額（以下、「採択額」という）になります。

(問 5 0) 交付申請＞交付申請額の算出

(問 5 0) 活動組織からの交付申請額は交付単価で算出するのか。

活動組織は、活動の実績に基づいて採択額の範囲内で交付申請することになります。

(問 5 1) 交付申請＞交付額の目安

(問 5 1) 地域協議会から活動組織への交付額はどのくらいが目安か。

活動組織から地域協議会に対し交付申請があった場合、地域協議会は交付要綱の運用及び地域協議会が定める業務方法書に基づき、採択額の範囲内で交付金を交付することになりますので、実績に基づく支払を行ってください。

(問 5 2) 構成員＞構成員数の制限・地域住民等の参加・日当の支出

(問 5 2) 活動組織の構成員数に制限はあるか。数人で構成することも可能か。活動組織の構成員ではないが、例えば浮遊・堆積物の除去などの保全活動において、適宜地域住民や小学生に参加していただくことは可能か。また、このとき日当等を支払うことも可能か。

- ① 活動組織の構成員数の制限については、地域の共同活動の趣旨を踏まえ、活動内容等に基づき、協定締結時に市町村に判断いただくことが適当と考えます。事務処理の責任者等を考慮すると5名以上は必要と考えます。
- ② 活動組織の構成員であれば、日当等の支払は可能ですが、ボランティアで参加する児童等に対する日当の支払は適当ではありません。
- ③ 活動組織の構成員外の者が、活動に参加・協力する場合は事故の生じることがないように留意し、熱中症対策のためにお茶等の支給を行うなど体調管理にも気を配るようにしてください。なお、ボランティアに係る傷害保険料やお茶代は交付対象となります。

(問 5 3) 使途＞傷害保険の取扱い

(問 5 3) 構成員が潜水作業をする場合の傷害保険は支援対象になるか。

本事業の活動に関わるものに限り、構成員であるか否かに関わらず（ボランティアを含む）、活動中の万が一の事故に備えるために加入する傷害保険料は補助対象としてします。

また、傷害保険料の補助対象は、実際に活動に参加した者に限ります。傷害保険に申し込む際は、計画的に加入者を選定する必要があります。

(問 5 4) 使途＞監視船用船料の取扱い

(問 5 4) 潜水作業をしている洋上で監視船を配置する場合、その用船料は支援対象になるか。

海中活動の安全確保に万全を期すため、見回り船や見張り人を配置する場合があります、これにかかる費用は支援対象となります。その業務を委託による場合は委託契約の透明性が図られるよう注意してください。

(問 5 5) 構成員＞メーカー等の参加・自社製品の活用

(問 5 5) 活動組織の構成員として企業が参加し、自社製品を活用した保全活動を行うことは可能か。

活動組織の構成員として参加した一般企業から自社製品の提供（無償提供）を受けることは問題ありません。そのような企業と連携して取り組むことは活動の効率化や活性化につながるものと考えます。

ただし、構成員である企業や個人（商店）が販売する商品を購入する際は、当該製品の必要性や効果について検討するとともに、複数者から見積もりを徴収する又は契約理由を整理する等、選定基準に透明性を確保するよう努め、特定の者の利益にならないよう留意してください。

(問 5 6) 交付金の使途＞備品等の購入

(問 5 6) カメラ、パソコン、箱メガネ、透明度盤、水温・深度計などの備品等の購入は可能か。

保全活動やモニタリング、水域監視等の活動、普及啓発の取組等で必要な場合であれば購入は可能です。購入した場合は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（別表（第 5 条関係））に定める処分制限期間においては、善良なる管理者の注意をもって管理することが必要です。

なお、他の目的や他の用途に使用できる物品については購入ではなくリースを選択するなど、外部から疑念が生じることのないよう注意が必要です。また、リース契約は国の予算の性質上、その期間が次年度にまたがないように注意してください。

(問 5 7) 交付金の使途＞トラクターの替刃

(問 5 7) 干潟耕うんに利用するトラクターの替刃等の資機材の購入は可能か。

可能です。

なお、替刃等が反復使用に耐えられない資機材であれば、使用状況等を勘案し、消耗品として認識される場合もあります。

(問 5 8) 交付金の使途＞活動での弁当、お茶等の費用

(問 5 8) 活動での弁当、お茶等の費用は交付金の対象とすることができるのか。また、会場借料も交付金から支出して良いか。

活動での弁当、お茶等については、社会通念上、妥当な範囲の支出ができます。ただし、これまでと同様に交付金の目的に照らして適切な範囲で行ってください。

また、活動の一環として活動組織が会場等を使用し借料が発生する場合、交付金から支出することは可能です。

(問 59) 民間業者の活動組織参入、重機のリース等

(問 59) 民間業者が活動組織に入ってもよい。当該民間業者から重機のリース、種苗の購入等を行ってもよい。

いずれの状況も可能です。

ただし、構成員及び構成員との契約、リースについては、複数者の見積もりの徴収や契約理由等の整理が必要であるなど、上述のとおり注意が必要です。

(問 60) 交付金の使途＞重機の使用

(問 60) 活動項目で重機を使用したい。リースすると交付単価の 7 割ほどかかるが可能であるか。

活動の内容、地域の実情等を踏まえ、地域の共同活動支援の趣旨に反せず、地域協議会がやむを得ない事情があると判断した場合は可能です。

(問 61) 交付金の使途＞活動及び事務の一部委託

(問 61) 交付要綱の運用第 5 第 4 項において、活動組織は事業に係る活動及び事務の一部を委託することができることとされているが、その委託の費用に上限はあるのか。

委託の費用は交付金の 50%未満とし、必ず委託内容や委託金額の算定、契約内容や選定理由等が分かる書類を整理しておいてください。

(問 62) 交付金の使途＞委託可・不可なもの

(問 62) 以下のような場合、委託することは可能か。

- ・ 機能強化活動に特殊な船舶・重機や機器類の使用、あるいは有資格者・ダイバー等、専門技術者を必要とする場合
- ・ モニタリングを精密に実施することは、漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業の効果的実施に資することから、都道府県の水産試験場や専門の民間会社等に委託する場合
- ・ ウニの密度管理等、潜水が必要な保全活動で漁業者が潜水できないため、ダイバーに委託をする場合
- ・ 活動組織の構成員では対応できない特殊作業等について、委託して実施する場合

活動組織の構成員では対応できない潜水作業や専門的な調査・分析、危険性や緊急性を伴う災害により発生した流木等の回収処理などの保全活動等については委託して実施することができます。

委託契約については、複数者から見積もりを徴収することに加え契約理由を整理する等、選定基準に透明性を確保するよう努めてください。

(問 6 3) 交付金の使途＞第三者への事務の委託

(問 6 3) 構成員（漁業者）が書類作成や会計管理等の事務を行うことが困難な場合は、当該事務を第三者に委託して実施することは可能か。

地域協議会と同様に、活動組織においても事務委託を行うことは可能です。

(問 6 4) 交付金の使途＞構成員が所属する団体への事務委託

(問 6 4) 活動組織の構成員である者の所属する団体へ事務作業を委託する場合の注意点はるか。

事務作業は基本的に、活動組織の構成員（個人または団体）が行うこととなります。

ただし、構成員のみでは全ての事務作業が困難と判断され、また、活動組織の規約に基づき決定した場合、事務の一部を委託することが可能です。

活動組織の構成員である者の所属する団体へ事務作業を委託する場合、委託契約は活動組織と団体とで締結することになります。

また、活動組織の構成員として団体名で登録しており、事務作業を同一団体へ委託する場合は、活動組織の構成員である者と委託先の団体内部で事務作業を行う者は同一人物にならないようご注意ください。

事務委託については、問 9 を参考にしてください。

(問 6 5) 交付金の使途＞イベント開催又は参加費用への交付金の支出

(問 6 5) 交付金をイベントの開催または参加費用に充てることは可能か。

環境・生態系保全や海の安全確保に関連し、その効果を高めるために一般向けのイベントやシンポジウムを開催する費用に交付金を充てることは可能ですが、単なる魚食普及などのイベントの開催や参加費用に交付金を充てることはできません。

(問 6 6) 交付金の使途＞確定申告への支払証明書の発行主体

(問 6 6) 構成員個人が確定申告する際は、支払証明書が必要になるが支払証明書は誰が発行するのか。

支払証明書については、実際に支払を行う活動組織が発行するものと考えられます。申告の際は、個別に所轄の税務署等にお問い合わせください。

(問 6 7) 交付金の使途＞日当に対する源泉徴収

(問 6 7) 活動組織が、機能強化活動に参加した構成員に対し日当などを支払う場合、源泉徴収を行う必要があるか。

日当については、金額や受け取る側の事情により、取り扱いが異なるため、詳しくは所轄の税務署等にお問い合わせください。

(問 68) 交付金の使途＞研修会等への旅費の支出

(問 68) 研修会等に活動組織の構成員が参加する際、旅費を活動費から充当することは可能か。

研修会の内容が漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業に係るものであり、かつ機能強化活動の技術的水準の向上に資するものである等の説明ができれば、必要最少限の人数で参加することは可能と考えます。

その際、地方公共団体の旅費規定を参考にするなど必要最小限の金額にする必要があります。

(問 69) 使途＞事務作業員への日当支給

(問 69) 毎回の活動に漁業者以外のメンバーを活動記録、写真整理帳・日当領収一覧表、出納簿の PC での整理・作成業務専門要員として参加させ日当を支給してよいか。可能な場合、その日当支出の根拠としてどのようなものを参考にしたらよいか。

構成員として登録し、活動組織が行う活動について業務分担を行った結果、上記のような事務局の役割を担う者への日当は支払可能です。日当の額は公共労務単価を使用するなど明確な根拠に従い独自に決めてください。

構成員となっていない場合にはボランティアでの参加となり、日当の支払はできませんのでご注意ください。

なお、漁協の職員が事務局運営に従事する場合、漁協の就業規則等との関係を整理しておく必要があります。

(問 70) 使途＞漁協職員の活動の取扱い

(問 70) 漁協職員が勤務時間中に構成員として活動に参加する場合、漁協の就労規則等との関係をどのように整理すればよいか。

漁協職員が漁協の勤務時間内に活動に係る事務作業をすることで職務専念義務等に疑義を持たれることがないように、勤務時間外に作業したり、当該作業を外部委託とすること等が考えられます。それらに拠らない場合は、漁協代表者の了承を得ておくようにしてください。

(問 71) 使途＞活動日の重複

(問 71) 午前に耕うん（４時間）、午後に海浜清掃（４時間）など、同じ日に違う項目の活動を実施し、同一人が双方の活動に参加する場合、日当は時間単価で計算して支給するのか。

環境・生態系保全に係る取組の活動日が重複した場合の日当の支給については、過大な支給とならないよう、それぞれの活動項目ごとに１日分の日当を支給するのではなく、時給を設定するか、日当を割り戻して時給換算するなどして、それぞれの活動項目ごとに時間単価で計算して支給してください。

(問 7 2) 使途＞国境・水域の監視活動における傭船料

(問 7 2) 海の安全確保のうち、国境・水域の監視の活動については、海況等の影響を受けやすく、取組時間が 3 時間であったり 8 時間であったりと、毎回異なることが多い。この場合においても傭船料は定額で良いか。

国境・水域の監視の活動については、各活動組織における監視対象水域を平均 10 km²の規模とし、監視とその際に行う海洋環境データの取得にかかる所要時間を概ね 3 時間であると想定しています。概ね 3 時間以上の取組を 1 回として計上してください。

(問 7 3) 使途＞役員への手当

(問 7 3) 活動組織において、計画の進行管理や地域協議会への提出書類づくり、日当支払のための会計処理等の事務作業を活動組織の役員が行う場合、その費用として日当等の手当を支給してよいか。

活動組織の「役員」に対する役員手当は支弁しません。

一方で、特に小規模な活動組織においては、「役員」が活動計画の策定や会計処理等の本対策に係る実務を担っており、当該作業に対する日当等を支出することは可能です。「役員」への報酬の支出可否は、実際に活動を行っている者か否かで判断してください。

(問 7 4) 使途＞活動項目間での流用

(問 7 4) 活動項目間で交付金を流用することは可能か。

活動項目間での流用に当たっては、交付要綱第 13 及び第 14 に規定する計画の重要な変更に該当していないか特に留意する必要がありますので事前にお問い合わせください。

(問 7 5) 使途＞日当の支払方法

(問 7 5) 日当の現金払はできるのか。最近の会計検査の流れを見ると、受領印付き出面表では通用せず、口座振込の証拠書類を求められるようだ。

日当の現金払は可能です。

事前の参加確認による活動参加者名簿の作成、直筆の署名または受領印、当日の活動参加写真などを記録として残し、第三者でも確認（視認）できる記録を証拠書類として保管してください。

(問 7 6) 用途＞講習、研修会等の参加における日当について

(問 7 6) 本事業に係る講習や研修会等に構成員が参加した場合、日当の支払いは可能か。

日当は、活動組織が行う活動に参加する者に対する報酬として支払われるものであり、構成員が講習、研修会等に参加する行為は日当の対象とはなりません。この場合は、旅費（一般に諸雑費に相当する日当が含まれる）として処理してください。

なお、旅費の額については、地方公共団体の旅費規程を参考にするなど合理的かつ透明性が図られる金額にする必要があります。

(問 7 7) 支払(国→地域協議会)＞国費の概算払の計画

(問 7 7) 国費の概算払の計画はあるのか。

国から地域協議会への交付金については、財務省との概算払協議が整った後、事業の進捗状況に応じて概算払ができます。

ただし、諸般の事情により財務省との概算払協議が整わず支払時期が遅れる場合があります。

概算払は、原則として出来高を限度として支払うことが可能ですが、請求にあたっては、出来高または予定出来高の精査を十分に行い、過剰な請求による交付金返還が生じないように注意してください。

(問 7 8) 支払(地域協議会→活動組織)＞交付金支出に伴う確認内容

(問 7 8) 交付金の交付については、出来高による精算払と説明があった。地域協議会から活動組織への交付金交付については、活動実績を確認すればよいのか。それとも支払実績を確認する必要があるのか。

活動組織からの申請に基づき交付してください。交付のための確認方法は、年間計画や写真等で活動実績を確認することが考えられますが、具体的には地域協議会で定めて構いません。

なお、実施状況を確認する際は、金銭出納簿や証拠書類等とともに地域協議会や市町村などが連携して確認するようにしてください。

(問 7 9) 地方負担＞事業費の上乗せ額の判断

(問 7 9) 事業費の上乗せ額は、地方で判断してよいのか。

地方公共団体が、国と地方公共団体が支出する合計額の 3 割以上を負担する場合に優先採択することとなっており、3 割を超える部分の上乗せ額については、地方で判断してください。

なお、経緯について、平成 27 年度まで、本事業は、地域の実情によりその活動量に差があることから、地方公共団体の負担については、統一的に規定せず、国が最低限を定額にて支援し、不足分を地方公共団体に負担していただくことを基本としていました。

しかし、本事業は、「平成 26 年秋のレビュー」において、想定していた関係者の負担割合と実態がかい離しており、更なる地方負担を求めることを含め費用負担のあり方について、見直すべきと指摘を受けたところです。

このため、地方負担については、平成 26 年秋のレビューの指摘を踏まえ、裨益の度合い、事業の継続性等に配慮しつつ、「環境・生態系保全」に係る活動については平成 28 年度から、地方公共団体が、国と地方公共団体が支出する合計額の 3 割以上を負担する場合に優先採択する仕組みとしています。

(問 8 0) 地方負担＞都道府県・市町村の活動組織に対する直接交付

(問 8 0) 県、市が活動組織に直接交付することはできるか。地域協議会を経由して活動組織に交付するのか。

地方公共団体に 3 割以上の負担をお願いする一方で、本事業における地方公共団体の関わり方としては、地域協議会や活動組織と連携して取り組むことを想定していますが、地方公共団体から直接、活動組織に交付する仕組みとはなっていません。

なお、地方公共団体は、地域協議会を経由して活動組織に交付することにより、地方財政措置（特別交付税措置）を受けることができます。

(問 8 1) その他＞啓発普及（学習会の開催への支援）

(問 8 1) 地元で専門家等を招き、磯焼け対策についての学習会を開催する場合は支援の対象になるのか。

本対策では、専門家を派遣し、活動をサポートする支援制度があります。まず、この支援制度の実施機関である全国漁業協同組合連合会、あるいは内水面に関する事項については全国内水面漁業協同組合連合会にご相談ください。

この支援制度によらない場合でも、保全活動の一環としての必要性を明確にした上で、謝金や旅費を支出しても構いません。

(問 8 2) その他＞活動費の繰越

(問 8 2) 地域協議会や活動組織で使い切れなかった交付金は、国、都道府県及び市町村に返納すべきか。繰越して次年度に使用することは可能か。

交付金は原則として、活動の出来高に応じた精算払であるため、交付金が手元に残ることは通常あり得ませんが、年度末に交付金が残った場合は、国あるいは都道府県及び市町村に交付金を返還することになります。

なお、交付金の残額を、次年度に繰越すことはできません。繰越した場合は、加算金を含めて国等に返還していただきますので十分に注意してください。

(問 8 3) その他＞活動費の立替

(問 8 3) 事業採択から実際に交付金が、概算払請求により支払われるまでの間、活動費の支払はどうすればよいのか。個人や漁協が立て替え払いしておいていいのか。

必要資材の購入等やむを得ない場合には、活動組織を構成する個人又は漁協が立替払をすることも可能と考えます。その際次ページの（例）のような帳簿を整備するなど、適切な経理が行われるように努めてください。

立替払帳簿（例）

活動組織名：〇〇の会

採択決定日：令和〇年〇月〇日

立て替え者：水産 太郎

年月日	活動	支出内容	支出先	立替金(円)
〇月〇日	モニタリング	資材費、傭船料	〇〇社	50,000
〇月〇日	母藻の投入	資材等	△△会社	100,000
〇月〇日	〇〇	〇〇	〇〇	5,000
	計			155,000

交付通知日：令和〇年〇月〇日

立替金精算日：令和〇年〇月〇日

精算金額 155,000 円

署 名 水産 太郎

活動組織名あての領収書を保管（立替者あての領収書にしないこと）

（問 8 4）水福連携＞障がい者の日当

（問 8 4）活動を行う障がい者の日当はどのように設定すべきか。

障がい者の日当について水準のようなものがあればそれを参考にしてください。

（問 8 5）水福連携＞介護者の日当

（問 8 5）障がい者に付き添う介護者の日当はどのように設定すべきか。

例えば、障がい者の野外活動（海浜での漂流物等の処理等）で海藻の回収に従事する際の介護については掛かり増し経費として日当相当額（時間給）を支援することが可能です。その際の名目は日当ではなく「その他对業に必要な経費（交付要綱の運用第 5 第 10 項第 4 号のソ）とし、その額は、通例に従い、公共労務単価等を参考に時間給などとして活動組織が定めてください。

なお、施設内での活動については、施設等から支払われる給料に含まれているものと考えます。

（問 8 6）水福連携＞資機材の取扱い

（問 8 6）活動に必要な資機材はどこまで支援対象とすべきか。

活動の際の飲料や弁当代、傷害保険の掛け金などは通例に従い支援することができます。その他

に、砂浜を車いすで移動する際に必要な資材や水辺で着用する際の長靴などが想定されますが、適宜、お問い合わせください。

(問 8 7) 水福連携＞活動の確認 (時間)

(問 8 7) 障がい者は活動に集中できない場合があるが活動時間をどのように確認すればよいか。

活動の記録は、活動の責任者が活動記録日誌に記載するようにしてください。

障がい者がグループで活動する場合、障がいの程度によって活動時間に個人差が生じることが想定されますが、全体の状況を踏まえて「1 時間」などと統一するなどの工夫をしてください。介護者の活動時間については、障がい者の活動の前後に事前準備や後片付けなどの付随する時間を含めて活動時間とすることは合理的であると考えています。

(問 8 8) 水福連携＞活動の確認 (写真)

(問 8 8) 団体行動が不得手なため集合写真を写せない場合があるが、どうすればよいか。

日当支払いの根拠となる人定のための写真は必須です。

なお、集合写真に拠らずとも当日の各人の写真を組み合わせることでも構いませんので、状況に応じて工夫してください。

(問 8 9) 水福連携＞日当領収書の取付

(問 8 9) 障がい者への日当払いの際、領収書の取付が難しい場合はどのようにすればよいか。

障がいの程度や施設の運営方針等を考慮する必要はありますが、障がい者本人に支払われたと判断できるよう、活動組織（代表者や会計責任者）、福祉事務所等責任者、障がい者の保護者（あるいは代理人）との間で予め日当を支給する際のお金の流れと責任の所在を整理しておいてください。

(問 9 0) 水福連携＞利活用による利益の取扱い

(問 9 0) 活動の一環で廃棄物の利活用に取り組んだ場合の販売代金は利益と見なすべきか。

活動の一環で廃棄物の利活用に取り組んだ成果物が販売されることが想定されますが、当該成果物に投下される経費を含めた全体の収支が赤字なのか黒字なのかを見極め、赤字であれば利益と見なす必要はないものと考えています。

6 活動項目について

(問 9 1) 活動計画＞活動項目の継続的な実施

(問 9 1) 初年度に計画した項目については5 ヶ年間実施しなければならないのか。

本事業は、5 ヶ年の計画を立てた上で、多面的機能が強化されるように活動することになるため

基本的には計画通り実施することが望ましいです。

ただし、対外的に説明できる理由を整理した上で、活動項目を追加する場合や、市町村と締結した協定の活動以外の活動項目を変更する場合は、協定の変更が必要となります。

また、変更した協定に基づき地域協議会に対して採択変更承認申請が必要となります。

(問 9 2) 活動計画＞計画変更の可否

(問 9 2) 次の事例の場合、計画変更は可能なのか。

(1) 5年間の活動計画を作成した後、例えば「1 環境・生態系保全」のみで計画していた活動組織が、2年目以降計画を変更して「2 海の安全確保」の分野も追加して活動ができるのか。

(2) 予算の範囲内であれば、年度内での計画変更（採択変更）は可能なのか。

(1) 及び (2) とともに国の予算の範囲内であって、地域協議会、市町村が認めれば変更は可能です。

変更を行う場合には、事前に、当初策定した計画を変更する必要性について整理してください。

(問 9 3) 活動計画＞魚介類の放流の対象

(問 9 3) 活動内容（別表 1）③魚介類の放流について、「生態系の維持、環境保全又は国民が自由に使用することができる藻類・魚介類の放流」とあるが、遊漁者が利用できる魚類（スズキ、カサゴ等）なら何でもよいのか。

魚介類の放流種については、漁業者のみならず、国民が遊漁等により広く利用している種であって、保全している藻場や干潟等の機能強化に貢献し得る種、あるいは放流種自体の保全に係るものを想定しています。

内水面における第 5 種共同漁業権の対象種を検討している場合は、別途ご相談ください。

なお、生態系や生物多様性を毀損しかねない魚種や数量の放流とならないよう、計画策定・承認時にはご注意ください。

また、漁業権区域内で実施する場合は、漁業権者と調整した上で、実施するようにしてください。

(問 9 4) 活動計画＞魚介類の放流の対象－ 2

(問 9 4) ニジマスやホンビノスガイなど外来種を放流してもよいのか。

外来生物を栽培漁業に導入することは水産生物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針第 2 項(7)で「生態系に及ぼす影響が明確でないことから、行わない」とこととされており、平成 29 年 11 月 30 日付け漁場資源課長名事務連絡「平成 27 年 3 月 26 日付け事務連絡「外来種被害防止行動計画」及び「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」の公表について」について（再周知）」においても上記基本方針について言及したところです。

漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業の魚介類の放流については、栽培漁業を目的として行うものではなく生態系の維持・環境保全又は国民が広く使用することができる藻類・魚介類の放流

を行うものですが、外来種の導入についての考え方としては上記基本方針と同様に生態系に影響を及ぼす可能性があることから、ニジマスやホンビノスガイ等の外来生物を本事業に活用することは不適と考えます。

なお、基本方針についての詳細は都道府県の外来生物担当にご確認ください。

(問 9 5) 活動計画＞魚介類の放流と類似する活動内容の取扱い

(問 9 5) 活動内容 (別表 1) ③魚介類の放流について、

- (1) ④干潟等の保全「機能強化のための生物移植」と③魚介類の放流の相違点とは何か。
- (2) 干潟等の保全の活動をする場合は、④の「機能強化のための生物移植」を優先するということか。あるいは、積算して有利な方を取ってよいのか。
- (3) 干潟等の保全の「機能強化のための生物移植」を実施する場合、同じ海域では魚介類の放流と重複して実施できないと解してよいのか。

(1) ④干潟等の保全「機能強化のための生物移植」が干潟等の保全を目的としているのに対し、③魚介類の放流では、干潟にとどまらず「機能強化のための生物移植」のほか「広く国民に利用される魚介類の放流に対する支援」を目的とした活動を想定しています。

なお、広く国民に利用されるという理由で本事業を使用した場合、その効果をモニタリングによって検証する必要があります。

(2) 活動の目的に合致したメニューを利用してください。

(3) 活動項目が異なるため、両項目を重複して実施することも可能です。

(問 9 6) 活動計画＞漂流漂着物処理と類似する活動内容の取扱い

(問 9 6) 活動内容 (別表 1) ⑦「海洋汚染等の原因となる漂流、漂着物、堆積物処理」について、

- (1) 藻場等の「浮遊・堆積物の除去」との相違点とは何か。
- (2) 藻場等の「浮遊・堆積物の除去」と同じ海域では重複して実施できないと解してよいのか。

(1) 藻場等の「浮遊・堆積物の除去」は藻場等の保全を目的としていることに対し、⑦「海洋汚染等の原因となる漂流、漂着物、堆積物処理」は広く海洋の環境保全を図ることを目的としており、藻場以外でも広く利用できるものです。

(2) 活動項目が異なるため、両項目を重複して実施することも可能です。

(問 9 7) 活動計画＞漁港区域等での漂流漂着物処理・受託海浜清掃

(問 9 7) 漂流、漂着物処理について、漂流・漂着物処理を行う場所について制限はあるのか。

また、市の委託事業により、漂着物について海浜清掃を実施しているが、補助対象となり得るのか。

漂流、漂着物処理の場所は制限していません。

海浜清掃については対象となり得ます。事業の趣旨が同じであれば、市から事業費（多面的を目

的とした事業）として支出されていた費用について、本事業の上乗せ分としていただき、より充実した事業にしていいただければと考えます。

ただし、市の事業費（多面的以外を目的とした事業）で日当等が交付されている場合、本事業との二重交付とならないように、本事業と市の事業との仕分けをしっかりと整理してください。

また、災害による大規模な漂流・漂着物の回収であれば、災害復旧が目的であるため、本事業の趣旨とは異なることとなります。また、操業の安全を図るためであれば、漁業者のみの利益と考えられます。

例年、台風シーズン後にゴミが増えるので、周辺の環境を良くする、きれいにする目的で、その時期に（港湾、漁港区域も含めて）環境保全活動をする、ということであれば当初からの計画が可能となりますので、管理者の責務を果たしてもらいながら、管理者の了解のもとに実施することが必要です。活動組織が環境保全活動をするからと管理者が手を引くことにならないよう、管理者の責務と活動組織の取組が良いバランスとなることが望ましいと考えます。

（問 9 8）その他＞河川区域で実施する際の留意点

（問 9 8）河川区域で本事業を実施する際の留意点はなにか。

本事業では、一般的に漁業者等で設置可能な恒久施設とならないもの、例えば、取り外しが可能である仮設的な魚道の設置、石倉の整備、河床耕うんなどを支援対象としています。河川の清掃活動などの効果を促進するために行う活動としていることから、河川の清掃活動などとあわせて行う必要があり、これらの効果促進活動は都道府県知事が認定する必要があるため、都道府県とあらかじめよく相談してください。

なお、水面において工作物を設置する場合は、事前に河川管理者への水面の占用許可申請などの手続きが必要となる場合がありますので、十分注意してください。

（問 9 9）活動計画＞船でしか行けない場所での漂流漂着物処理

（問 9 9）漂流、漂着物処理について、船でしか行けないような海岸・入江での漂流・漂着物の環境保全を行う活動は対象になるのか。

対象になります。

（問 1 0 0）活動計画＞水域監視中に発見した流木等の取扱い

（問 1 0 0）水域監視中に流木やごみを発見した場合、それらの回収・処理は支援対象になるか。

国境水域監視や海の監視ネットワーク強化は水域の監視・情報収集活動を通じて海の安全確保に取り組む者の人件費や必要な資機材の購入を支援するものです。このため、水域監視中に流木やごみ等を発見した場合の回収費用や処理費用は本事業の支援対象にはなりません。緊急を要する場合には海上保安部や所属漁協に連絡する等の対応をお願いします。

なお、水産庁では、環境省とともに、環境省の「海岸漂着物等地域対策推進事業」を活用した漁業者による海洋ごみの持ち帰りを推進しています。同事業により、漁業者が操業中に回収した流木やごみを港まで持ち帰り、市町村が処理する体制の構築が可能ですので、県の環境部局や地元自治

体と相談してください。

(問 1 0 1) 活動計画＞海の安全確保における海洋環境データの収集

(問 1 0 1) ⑪国境・水域監視及び⑫海の監視ネットワーク強化で収集する海洋環境のデータとは、具体的にどのようなものが想定されるのか。

藻場の保全等に資する海洋環境データを指します。具体的には、水温や濁度、流れ藻・食害生物の分布情報等が考えられます。

データの収集に際しては、データを提供する水産試験場やデータを利用する藻場保全に取り組む者等と協議し、藻場の保全等に有益なデータの収集及び提供に努めてください。

(問 1 0 2) 活動計画＞産卵礁の設置

(問 1 0 2) イカの産卵礁として山の木の幹等を切って束にして錘をつけて海底に沈めるような活動（＝イカ柴の設置）は事業の対象になるのか。

特認活動のため、第三者機関の設置や都道府県知事の承認等が必要ですが、イカの産卵礁の設置が多面的機能の強化につながることで、また、地域として必要な資源であることなどを確認し、地域協議会で承認を受ければ可能です。

なお、構造物の設置については管理者（都道府県知事等）と事前に相談するなどの対応をお願いします。

(問 1 0 3) 活動計画＞無線機器類の整備・設置にあたっての注意事項

(問 1 0 3) 無線機器類の整備・設置にあたっての注意事項はあるか。

本事業は多面的機能を強化させることにより、広く国民にその恩恵を享受して頂くための事業であり、個人の財産に対して何らかの助成を行うものではありません。

以下の注意事項を参照の上、計画性を持って計画を策定してください。

- ① 無線機器は活動組織が購入し、構成員に貸与するという形になります。従って償却期間内は個人のものではありませんのでご注意ください。
- ② 無線機器は農林畜水産業関係補助金等交付規則（別表（第5条関係））によって償却期間は10年となっています。このため、償却期間内は予算の有無にかかわらず実施していた活動と同様の活動を行って頂く必要があります。その活動に必要な機器として償却期間終了まで貸与されるという形になりますので、本事業終了後も活動組織を存続させて活動を続けるか、取得した機器を善良に管理できる第三者へ移管していただきます。これが出来ないときには交付金を返還していただくことになりますのでご注意ください。
- ③ 無線機器購入後の開設費用及び開設者の免許講習費用、運用・検査・維持費用は本事業では補助対象にはなりませんので自己負担となります。
- ④ 活動組織が構成員に無線機器を貸与する際には、無線機器の使用者と活動組織との間で何らかの契約行為がなければ活動組織が貸し出すことができませんのでご注意ください。なお、無線機器設置後、活動組織から離脱しますと無線機器は活動組織に返却する事になります。

- ⑤ 無線機器設置にあたっては、訓練等に使用して頂く事が条件となります。設置のみや予備機購入は認められません。あくまでも活動を行う為に使用する機器を整備するものです。

(問104) 活動計画・モニタリング>複数活動のモニタリング費の計上

(問104) ①藻場の保全、③魚介類の放流、④干潟等の保全、⑦漂流、漂着物、堆積物処理を実施する場合、モニタリング費はそれぞれの項目で計上するのか。

モニタリング費は、それぞれの項目で計上してください。

ただし、活動エリアが重なり、モニタリングが他の活動項目と重複する場合には、効率化を図る観点から1つのモニタリングを選択して活動することは可能です。

(問105) 活動計画・モニタリング>複数活動のモニタリング費の計上-2

(問105) 例えば③魚介類の放流と⑦漂流、漂着物、堆積物処理を実施する場合で、どちらもモニタリングが必須の場合で、
(1) 他の活動項目のモニタリング費で共通して使用する場合
(2) 交付金を貰わず、片方のモニタリングを自己資金で行う場合
活動計画へどのように記載したらよいのか。

モニタリング費用は活動項目から選択して行う、または自己資金でモニタリングを行うというどちらでも構いませんが、モニタリングは必ず計画には入れておく必要があります。

なお、モニタリング費を共通して使用する等で、モニタリング費用が発生しない場合には、金額は0円として計上してください。

(問106) 活動計画・モニタリング>石倉設置の特認

(問106) 石倉の設置をしたいが、⑥環境保全に大きな影響を及ぼす内水面の生態系の維持・保全・改善のメニューは実施せず、⑨「③、⑥及び⑦の活動の効果促進に資する活動」のみを都道府県知事が特別に認めることで実施することは可能か。

石倉等の設置については、環境保全に大きな影響を及ぼす内水面の生態系の維持・保全・改善の活動であり、⑨は生態系の維持等の効果促進に資する活動となるので、⑥の活動を行うことは必須です。

具体的には、石倉の設置にかかる作業員（構成員）の日当や、効果検証のためのモニタリング費を⑥の活動で、設置する石倉の費用を⑨の特認活動として実施することが考えられます。

(問 107) 活動計画・モニタリング>⑧海洋環境の把握について

(問 107) ⑧海洋環境の把握について、

- (1) どういった活動が想定されるか。
- (2) 交付要綱の運用別表 1 「都道府県知事が～必要と認める～」について。
- (3) 交付要綱の運用別表 2 に、「1 式当たりの上限は 12 回(日)」とあり、また、単価の設定がない。年間 12 回分を上限に、国費のみで実施して良いか。
- (4) 目標・指標の設定や自己評価について。

- (1) 例えば、クロダイによる養殖ノリの食害対策等、具体的な内容としては、「食害生物の生息分布の把握等の調査」などが想定されます。
- (2) 実施に当たって、都道府県水試の指導監督の下で適切な計画(調査範囲、調査内容、参加漁業者数を含む。)を策定してください。
- (3) 年間 12 回を限度としています。単価は設定しておらず、積み上げによる額としていますが、地方負担(県費・市費) 3 割の負担は必要です。
- (4) ⑧は、単独では実施できない活動項目であるため、他の活動項目の成果目標や指標を⑧の目標等として設定することも可能ですが、調査内容は様々であり、主たる目的が「情報収集」であるため、目標や指標の設定は必須ではありません。自己評価についても不要ですが、(2) の計画に基づき行った活動の実績は取得データとして提出していただくことになります。

(問 108) 災害対応>自然災害への対応

(問 108) 自然災害による大量の流木や土砂に対してどのように活用できるか。

本事業は海岸や河川の維持・保全・改善活動(例えば、河川清掃など)そのものに対する支援を目的にしたものではありません。

一方で、漁業者や地域住民等により構成される活動組織が、藻場や干潟、河川や湖沼等の環境生態系を保全する一環として、流木やごみ、所有者が不明ながれき等を回収・処理する場合には本事業を活用できます。自然災害による大量の流木等の回収処理に当たり必要な手続きが発生する場合もあるので相談してください。

(問 109) 災害対応>初動対応への活用

(問 109) 初動対応に活用したいがどうすればよいか。

豪雨等の自然災害で流出した流木被害に対応するため、本事業において採択通知を受けている交付金の枠を活用して初動対応に取り組むことは可能です。その場合は、活動内容などについて事前に水産庁までご相談ください。

(問 1 1 0) 災害対応＞激甚災害指定時の特例措置

(問 1 1 0) 自然災害が激甚災害指定された場合に支援の特例措置はあるのか。

交付要綱の運用の別表 2 の欄外(※3)のただし書きにより、水産庁長官が別に定める場合には、通常 3 割以上の地方費の上乗せを伴わなくとも優先的に採択可能とするとともに(別表 2 関係)、災害対策として行う同一活動項目の重複実施については制限を不適用とする措置(別表 3 関係)を講じます。

これまで、以下の災害について特例措置を講じています。

- ・平成 28 年 熊本地震
- ・平成 28 年 台風第 7、9、10、11 号による北海道、岩手県での豪雨被害
- ・平成 28 年 台風第 16 号による鹿児島県、宮崎県での豪雨被害
- ・平成 29 年 梅雨前線及び台風第 3 号による福岡県、大分県での豪雨被害
- ・平成 30 年 梅雨前線及び台風第 5、6、7、8 号による豪雨被害
- ・平成 31 年 台風第 15、19 号等による豪雨被害
- ・令和 2 年 九州地方を中心とした 7 月豪雨被害
- ・令和 3 年 梅雨前線豪雨等による被害
- ・令和 4 年 台風 8、14、15 号等による豪雨被害
- ・令和 5 年 梅雨前線豪雨等による被害

(問 1 1 1) 災害対応＞記録の保管

(問 1 1 1) 災害時の活動において記録の確保など注意することはあるか。

活動の記録の仕方は通常の活動と何ら変わりありません。災害時は自身の生命や財産、生活の維持など厳しい状況にあるものと推測しますが、支援の適格性を確保するために活動の内容や活動に参加した者の特定など必要な記録は確実に確保するようにしてください。

(問 1 1 2) 災害対応＞災害時の取組における支援対象の範囲

(問 1 1 2) 災害時の取組における支援対象の範囲について具体的に教えて欲しい。

藻場や干潟、河川や湖沼等に流出した流木やごみ、所有者が不明ながれき等の回収に係る人件費、重機のリース料、資機材購入費、回収ごみ等の移動に必要なレンタカー代、回収ごみ等の処理費用(施設利用料)などが想定されます。

(問 1 1 3) 災害対応＞モニタリングの取扱い

(問 1 1 3) 災害対応で活動した際のモニタリングの扱いについて(激甚災害)。

激甚災害指定に伴う特例措置は、豪雨や暴風雨による流木等の沿岸海域等への流入により、二枚貝などの地域の主要生物資源への影響が懸念される際、流木等により影響を受けた沿岸海域等の環境を緊急に改善するため、活動組織による流木等の回収・処理などの取組を支援するものです。このような沿岸海域等から流木等を速やかに除去し処理することを第一にした取組なので、特例措置

についてはモニタリングを実施する必要はありません。

ただし、特例措置を講じた沿岸海域等の生物の生息がどのように保護あるいは改善されたのかを把握するため必要な状況把握はしてください。

(問 1 1 4) 災害対応＞活動組織や地域協議会の関係規定の整理

(問 1 1 4) 災害時活動組織の規約等関係規定との整合性。

活動組織が流木やごみの回収に取り組む場合、活動計画に活動項目の「海洋汚染等の原因となる漂流・漂着・堆積物処理」や「環境保全に大きな影響を及ぼす内水面の生態系の維持・保全・改善」が、活動内容の「浮遊・堆積物の除去」（藻場の保全、サンゴ礁の保全、干潟等の保全、ヨシ帯の保全）が含まれていることが必要です。

また、流木等の回収を行おうとする区域が協定区域に含まれていることが必要です。これらの要件に合致しない場合は活動計画の変更等の手続きを行うことが必要となります。地域協議会におかれては、これら活動組織による取組が地域活動指針と整合しているかを確認してください。これらの要件に該当しない場合は地域活動指針を変更する手続きが必要となります。いずれの場合も、手続きが未了の状況において行われる活動は支援の対象にはなりません。

(問 1 1 5) 災害対応＞活動組織の設立

(問 1 1 5) 活動組織が存在していない場合はどのようにすればよいか。

本事業による支援を受けるためには流木等の回収・処理などに取り組む活動組織が存在していることが必要です。適当な活動組織が存在しない場合は活動組織を早急に立ち上げて対応することになりますが、それまでの間に行われる初動対応などは支援の対象になりません。活動組織の立ち上げについて関係漁業者や地元自治体などと日頃より検討しておくようにしてください。

(問 1 1 6) 災害対応＞重機使用等の取扱い

(問 1 1 6) 流木やごみの回収・処理に重機が必要となるが外部委託してよいか。

流木やごみの回収について、活動組織が自力で対応できることと重機の使用など外部委託することなどを整理した上で、必要な範囲で外部委託しても構いません。外部委託する場合は、複数者から見積書を徴収して比較するなど通常の留意事項に従ってください。

(問 1 1 7) 災害対応＞災害時における委託費比率の考え方

(問 1 1 7) その場合の委託費の事業費に占める割合は従来通り 50%未満なのか。

激甚災害に指定される大規模災害の場合、流木等の回収や移動に重機の使用が不可欠な場合が想定されます。災害の状況等を踏まえ個別に検討する必要がありますので、水産庁にお問い合わせください。

(問 1 1 8) 災害対応＞災害対応が収められた後の取組

(問 1 1 8) 激甚災害対応した翌年にも同規模の活動を継続する必要があるか。

激甚災害対応した翌年には既に流木等の被害が収まっていると考えられることから、同規模の活動を継続する必要はありません。

なお、前述の特例措置の指定を受けた被害が収まった干潟等で通常の保全活動を実施する場合には地方負担が必要となりますが、環境生態系保全活動として引き続き取り組んでもらいたいと考えています。

(問 1 1 9) 災害対応＞海岸や港湾での取組

(問 1 1 9) 管理者がいる海岸や港湾、内水面での取組は支援対象となるのか。

一義的には海岸や港湾の管理者、河川の管理者が対応すべきことと考えます。

ただし、災害の状況により、流木等の影響を受けた沿岸海域等の環境を緊急に改善する必要がある場合等は、水産庁にお問い合わせください。

(問 1 2 0) 災害対応＞個者支援

(問 1 2 0) 流木等による養殖筏や定置網への被害防止に本事業を活用することはできるか。

災害時のみならず本事業の考え方として、個者支援に該当することがないよう慎重に検討してください。

7 モニタリングについて

(問 1 2 1) モニタリングの目的

(問 1 2 1) モニタリングは何のために実施するのか。実施上の留意点は何か。

環境生態系保全の取組では、沿岸域や河川・湖沼の環境に変化をもたらした原因について検討し、その結果に基づいて仮説を立て、保全対策を検討し、実行するというプロセスで進むこととなりますが、モニタリングは保全対策を見直していく上で仮説を検証するという重要な役割を担っています。さらに、モニタリングは自己評価や地域協議会による二次評価、国による事業全体評価の基礎資料になるものなので、その目的が十分達成される必要があります。そのような理解の上で、モニタリングの手引きに準じて実施するようお願いします。

(問 1 2 2) 協定面積が複数に分かれる場合の定点の設定

(問 1 2 2) 協定面積が複数の区域に分かれている場合、モニタリングは協定面積全体の状況を把握する必要があるとすると、全ての区域に定点を設定することになるのか。

基本的にすべての区域にモニタリング定点を設定することになります。

(問 1 2 3) 活動の効果が波及する範囲の特定

(問 1 2 3) 活動の効果が波及する範囲がモニタリングの結果により特定できず、膨大な協定面積としなければならない場合にどのように対応すればよいか。

協定面積が膨大に大きく活動の効果の波及がまったく想定し得ないと考えられる場合は協定面積の見直しが必要になる場合があると考えています。協定面積は、活動する場所の地理的条件や対象生物の特性等を考慮して、活動の効果が波及する範囲等を想定して設定されるものです。活動の効果が協定面積全体に波及していることは協定面積内で実施されるモニタリングにより確認されることになります。

(問 1 2 4) その他＞モニタリングの精度・委託

(問 1 2 4) モニタリングはどの程度の精度で実施すればいいのか。調査を委託して詳細なデータを取らなければならないのか。

モニタリング定点の設定については、地域の状況や活動内容によって異なりますが、協定面積に応じて以下のモニタリング定点数を目安に設定してください。

設定に際し、箇所数が目安に比して増減したり協定面積内の一部に偏在することも想定されますが、その場合でも、モニタリングによる調査結果が協定面積全体の状況を把握できるものとなることが重要なので、定点数及びその配置等について、必要に応じて専門家の協力を仰ぐなどして対応してください。

なお、モニタリングは活動組織が実施できるもののほか、より効果的な取り組みを行うため、調査を委託して詳細なデータを把握することも有効ですが、委託の費用が交付金の 50%以上とならないようご注意ください。

協定面積が 10ha 未満	:	5 箇所以上のモニタリング定点を設置
協定面積が 10～50ha	:	10 箇所以上のモニタリング定点を設置
協定面積が 50ha 以上	:	20 箇所以上のモニタリング定点を設置

(問 1 2 5) その他＞モニタリングの精度・委託－2

(問 1 2 5) 内水面において、水生昆虫等を成果指標の対象生物として設定した場合、委託調査までして種分類を行うべきか。

まずは、活動の効果を評価するために必要不可欠か否かで判断してください。当該地域における成果指標の対象として適当な生物や、そのモニタリング方法等について、サポート専門家や地元水産試験場等と相談してください。

水生昆虫等の種を同定するためには専門的な知識が必要であることや、肉眼での同定が困難な場合があります。より精度を高めるためには外部委託が必要な場合があります。外部委託を行うかどうかは、費用対効果の観点から慎重に検討し、活動組織による分類作業により対象水域における河川環境の変化の把握が一定程度可能であれば、必ずしも外部委託まで行う必要はありません。

(問 1 2 6) 藻場の保全のモニタリング

(問 1 2 6) 藻場の保全のモニタリングについて、交付要綱の運用別表 3 では海草・海藻の被度に
加え、水産生物の卵、仔稚魚の種類・量、飼料生物量等の把握も併せて行うように記載が
あるが、具体的にどのようなモニタリングを実施すればよいのか。

海草・海藻の被度調査に併せて、目視で確認できる範囲で、藻場に蟄集する水産生物の卵や仔稚
魚等の種類や個体数を記録し、モニタリング結果整理表の備考欄に記入してください。

具体的なモニタリング対象生物としては、藻場を産卵場として利用するアオリイカや、育成場と
して利用するカサゴやメバル、それらの飼料となるワレカラ等の甲殻類やヨコエビ類等が想定され
ます。

これらを全て確認する必要はなく、活動組織が藻場の保全の先に目指すビジョンを考慮した上で、
確認すべきモニタリング対象生物を決定してください。

なお、ウニ類等の食害生物は従前のおりモニタリング時に併せて確認してください。

(問 1 2 7) 漂流、漂着物、堆積物処理のモニタリング

(問 1 2 7) 海岸での漂着物等の処理について、漂着物の潮や風の流れて漂着する場所と対象生物
の生息場所が離れている場合、協定面積を広げると活動場所とモニタリングの場所が乖
離することになるがどうすればよいのか。

活動組織別の成果指標（モニタリング項目）は「モニタリングの手引き」の表 2・2 に記しており、
漂流、漂着物、堆積物処理の活動項目については「海岸付近に生息する魚介類・海藻等の一定面積
における個体数及び一定面積におけるごみ類の量（被度・重量）」とされています。設問の場合、
活動場所では回収したごみ類の量を指標にし、活動の効果が波及すると思われる箇所では指標とな
る生物を特定してモニタリングするなど工夫してください。

(問 1 2 8) 漂流、漂着物、堆積物処理の生物指標

(問 1 2 8) 海岸で漂流漂着物処理活動を行っているが、生物指標はどのようなものが適当か。

活動組織別の成果指標（モニタリング項目）は「モニタリングの手引き」の表 2・2 に記しており、
漂流・漂着・堆積物処理の活動項目については「海岸付近に生息する魚介類・海藻等の一定面積に
おける個体数及び一定面積におけるごみ類の量（被度・重量）」とされています。活動場所の状況
に応じて海藻や小型甲殻類、ベントスなどを生物指標とするなど工夫してください。

(問 1 2 9) 漂流、漂着物、堆積物処理の生物指標－2

(問 1 2 9) 海岸での漂着物等の処理をする上で「対象水域における生物量の増加」の成果目標は
関係しないのではないのか。

ごみの漂着や土砂の堆積により、生物の生息に不適な環境となっている水域では、その要因を取り
除くことで生息環境の改善につながるため、成果目標との関連はあるものと考えています。

(問 1 3 0) 魚介類の放流のモニタリング

(問 1 3 0) 移動性の魚種を対象とした魚介類の放流を実施している場合、モニタリング定点はどのように設定すべきか。

湖沼において放流後の移動状況が想定される場合には協定面積を拡大しモニタリング定点を設定する場合があります。地理的条件や対象生物を考慮して研究機関等の助言を受けるなどしてください。

(問 1 3 1) モニタリングに関する資料の保管

(問 1 3 1) モニタリングに関する資料はどのように作成し保管すればよいか。

活動組織が作成する自己評価表にはモニタリングの結果が正しく反映されていることが必要です。このため、「モニタリングの手引き」では、活動の現場に行ってから調査項目などを考えたのでは時間が掛かり過ぎたり、調査漏れが生じることを防ぐため「モニタリング整理表(例)」を示しているので(独自の野帳を作成するなどしている活動組織やモニタリングを外部委託している活動組織にあっては当該野帳や委託事業報告書)、これを活用し、モニタリングの結果が自己評価に確実に反映されるようお願いします。

なお、モニタリングの結果は、第三者によるモニタリング内容の確認に資するものであり、地域協議会が二次評価する際にも活用されるものなので、他の活動記録とともに確実に保存してください。

(問 1 3 2) 日常モニタリングに係る日当の取扱い

(問 1 3 2) 日常モニタリングに係る経費を日当等として支払ってよいか。

日常モニタリングは日頃の活動の際に合わせて行われるものであり、活動経費に含まれていると考えています。よって、日常モニタリングに係る経費を日当として支払うことは不適切です。

(問 1 3 3) モニタリング結果の継続性

(問 1 3 3) モニタリングの場所や回数を変更した場合、これまでの結果との比較ができなくなるがどうすればよいか。

モニタリングの場所、時期、方法等の条件が前年度と大きく異なったまま実施している事例が見られます。モニタリングの内容を計画の途中で変更することも出来ませんが、それまでに取得したデータとの比較検討が出来なくなる可能性があるため、モニタリングを計画する際には、天候等の見通し等も考慮した上で、データの継続性が可能な限り確保されるよう、事前に十分な検討をしてください。

(問 1 3 4) 協定区域外に設けた対照区の取扱い

(問 1 3 4) 事業そのものの効果を比較検討するために協定区域外に対照区を設けたいが協定上どのように扱えばよいか。

モニタリングと対照区で同じ調査が行われる可能性はありますが、双方の目的は異なるので別の取扱いとする必要があります。事業そのものの効果を比較検討するために協定区域外に対照区を設け、かかる費用を支援対象とする場合には、その理由を明確にした上で、例えば、交付要綱の運用の第5第10項第4号ソ「その他事業に必要な経費」などに位置づけてください。

なお、物理的に離れた位置にある対照区を包含して協定面積を広く設定している場合は、協定面積全体についてモニタリングを行い効果の波及状況を確認する等の必要が生じることになるので留意してください。

8 活動の的確な履行について

(問 1 3 5) 事業関係者の連携

(問 1 3 5) 活動組織、市町村、地域協議会、地域協議会会員（都道府県、市町村等）、都道府県、国などの事業関係者は活動の的確な履行に向けてどのようなことをすべきか。

事業の実施に当たっては、協定区域を適切に設定すること、実際に活動した区域等を適切に把握すること、活動の状況等を適切に確認すること、モニタリングの適切な実施及びそれに基づく自己評価表の作成により事業の評価を適切に行うことが重要です。このため、事業の当事者である活動組織、市町村及び地域協議会はもとより地域協議会の全会員、国が一体になって取り組む必要があります。

(問 1 3 6) 活動状況の確認

(問 1 3 6) 活動状況はどのように確認すればよいか。

協定内容、活動状況及び支出関係等については、当事者である活動組織自らが確認することはもちろんのこと、協定の他方の当事者である市町村、事業の実施者である地域協議会、地域協議会の会員である都道府県及び市町村等が連携して取り組む必要があります。

地域協議会は、「確認項目別役割分担整理表」を作成し、これを踏まえて、確認の責任を明確にした上で証拠書類等の確認を行ってください。

(問 1 3 7) 活動記録日誌の作成

(問 1 3 7) 活動記録日誌の記載例はどのようなものか。

活動記録日誌の活動内容に「活動内容、数量、場所（緯度・経度）等」を記載します。本事業の活動は位置関係が明確でない洋上で行われることが多く、実際の活動場所を正確に把握することは難しい作業です。このため、洋上での活動については「活動場所の位置」として、緯度経度に囲まれた区域や協定区域の中の活動場所の色分け（図示）、「協区域西側の海域〇m²」の記載のほか、活

動責任者の位置をスマートフォンの GPS 機能で把握しその位置を起点に直径 200mの範囲や東西南北 200mの範囲などと記載することも想定されます。

いずれにせよ、活動場所を把握することは当該活動が協定区域内に位置していることを確実に把握するために不可欠なので、活動の実態にあった方法となるよう工夫してください。

なお、活動記録日誌の内容は最終的に活動記録に転記・整理されることになります。

(問 1 3 8) 活動記録日誌の保管

(問 1 3 8) 活動記録日誌はどのように作成し保管すればよいか。

活動の際は「日時」「活動時間」「活動位置」等について活動記録日誌に記録し、順次、活動記録に整理します。これらの書類は証拠書類となりますので 5 年間は保存してください。

(問 1 3 9) ウニ駆除等の記録

(問 1 3 9) 今後、協定区域内でウニ駆除の活動を行った証拠を提出する必要があるか。

これまでも陸揚げした食害生物を写真に収めるようお願いしてきているところです。これからは、活動記録日誌の作成をお願いすることになりますので必要な写真の整理をお願いします。

(問 1 4 0) 協定区域内での活動の遵守

(問 1 4 0) 活動場所が協定区域から逸脱しないようにするにはどうすればよいか。

活動記録日誌等を正しく作成し、関係者で確認し合うようにしてください。また、活動を開始する前に全員でミーティングをして当日の活動内容や活動の範囲を確認するなどの工夫をしてください。

(問 1 4 1) 協定区域外での活動の取扱い

(問 1 4 1) 活動の後、確認したら協定区域外であったことが判明した場合には交付金返還の対象となるのか。

協定区域外の取組に交付金が支払われた場合は交付金返還の対象となる可能性があります。このような事態あるいは疑念を持たれることがないよう、事業関係者は連携して適正な取組となるよう対応してください。

(問 1 4 2) 役割分担整理表の位置づけ

(問 1 4 2) 別記 10 と役割分担整理表（別記 11）の関係はどうなるのか。

別紙 10 は、交付要綱の運用の第 5 第 8 条第 3 号に基づき、市町村長が協定に定められた事項の実施状況を確認等する際の事務処理の方法について定めたものです。

役割分担整理表は、活動の的確な履行を確保するため、協定の当事者である活動組織や市町村長のみならず、地域協議会、あるいは地域協議会の会員である都道府県、市町村などがそれぞれいかなる役割を担って連携して取り組むのかを可視化して整理したものです。

9 多面的機能の理解と増進について

(問 1 4 3) 理解・増進に取り組む際の要件等

(問 1 4 3) 理解・増進に取り組む際の要件等は何か。

多面的機能の理解・増進を図る取組の要件は、交付要綱の運用の別表 3 の⑮多面的機能の理解・増進を図る取組に掲げるとおりです。この要件を満たしていない場合は、環境・生態系保全及び海の安全確保の活動に係る交付金単価に 5 / 6 を乗じた額が上限となります。

なお、その場合でも、本事業は国民の税金により賄われているという意識を持ち、漁村や漁業が有する多面的機能について国民の理解の一層の増進が図られるよう、可能なところから取組を行うようお願いします。

(問 1 4 4) 理解・増進（教育・学習）の取組を実施する際の留意事項

(問 1 4 4) 多面的機能の理解・増進につながる教育・学習に資する取組を実施する上での留意事項は何か。

水産基本計画にも記載されるとおり、本事業は国民の理解の下で実施することが重要です。その一環で、例えば、教育機関などと連携して教育・学習に取り組むことが想定されます。その際の要件として、

- ① 活動の対象者を特定すること
- ② 座学による講義等を実施すること
- ③ 活動後、対象者の理解度を把握すること

を定めています。

多面的機能の理解・増進を図るためには、活動の対象者を特定した上で対象者に応じた内容となるよう事前の検討が必要です。

また、理解・増進の取組が理解されているかはアンケートやヒアリングの実施、児童の場合は、口頭や挙手などの対面確認により把握することが想定されます。具体的な方法は取組に応じて活動組織が判断すべきことですが、全漁連が実施する専門家派遣制度を活用してアドバイスを受けることもできます。

(問 1 4 5) 実施可能な教育・学習の取組（具体例）

(問 1 4 5) 多面的機能の理解・増進につながる教育・学習に資する取組において、どのような取組が実施可能なのか。もっと具体的に示して欲しい。

(1) 環境・生態系保全や海の安全確保の活動にあわせて実施する、多面的機能の理解・増進につながる教育・学習に資する取組において、実施可能な活動内容の基本的な考え方は以下のとおりです。

- ① 単なる魚食普及、試食品提供などは、環境・生態系保全や海の安全確保のための取組と判断しがたいこと及び、理解度・効果の把握が困難なため、原則として支援対象としません。
- ② 藻場・干潟等の保全などの環境・生態系保全や、海難救助訓練等の海の安全確保の取組に関

連し、多面的機能の理解・増進につながる教育・学習に資する取組は交付対象です。

(2) 上記を踏まえ、実施可能な事例をあげると以下のとおりです。

- ① 藻場の保全にかかる意識を高めるため、海藻を使用した伝統料理の調理方法の普及活動
- ② 漁業者等が行っている海難救助訓練の取組を講義した後に、現場で、漁業活動の説明や海難救助の方法を説明する活動
- ③ 干潟等の保全活動にかかる教育・学習の一環として、そこに生息する生物の生活史を学習するため、貝類等を捕獲し、観察する活動
- ④ 藻場の保全活動の教育・学習の一環として、藻場に食害を与えるアイゴを捕獲し、食材として普及したり、健全な藻場に生息するウニと磯焼けが発生している藻場に生息するウニとの生殖腺の比較（色の違いや味）などを学習する活動
- ⑤ 藻場において稚魚世代を過ごす魚について学習し、藻場でそれを捕獲し、観察する活動

(問 1 4 6) 多面的機能の理解・増進を図る取組の評価

(問 1 4 6) 多面的機能の理解・増進を図る取組の評価はどのように行うのか。

多面的機能の理解・増進を図る取組については、交付要綱の運用の別表 3 にあるとおり、受講者の理解度を評価することとなります。

(問 1 4 7) 活動と教育学習を同日に行う必要性

(問 1 4 7) 活動と教育学習を同日に行う必要はあるか。

必ずしも同日に行う必要はありません。

河川の漂着物処理等と教育学習を組み合わせた取組では、活動した河原で引き続き教育学習を実施する場合や、後日、場所を変えて行う場合など様々な形態が想定されます。双方の活動の利便や安全性などを考慮して判断してください。

10 評価について

(問 1 4 8) 評価の必要性

(問 1 4 8) なぜ、評価を行う必要があるのか。

平成 26 年度の行政事業レビューにおいて、「メニューごとに成果目標を設定し、成果の検証を行うこと等により、全ての活動について見直し、改善を行うようにすべき」との指摘を受け、活動組織ごと、活動項目ごとに評価を実施し、交付額に反映する等の改善を図っていく必要があります。

本事業では、活動組織が自身の活動に係る成果目標の達成状況を自ら評価して地域協議会に報告し、地域協議会は管下活動組織の自己評価の内容について二次評価を行い、とりまとめの上、水産庁長官に報告することとしています。

活動組織による自己評価票の作成は水産庁が事業全体を評価する上で根幹をなす重要なものなので、活動組織におかれては、適切なモニタリングの実施及びその結果を基に自己評価を行うように

してください。

(問 1 4 9) 評価の方法

(問 1 4 9) どのような評価を行えばよいのか。

各活動組織において、交付要綱の運用第 8 に基づき、自ら事業の評価を実施して下さい（自己評価）。

具体的には、交付要綱の運用第 8 第 2 項第 1 号に従って、自己評価表（添付様式 16）に必要事項を記載して評価を行い、地域協議会まで報告してください。

(問 1 5 0) 評価のスケジュール

(問 1 5 0) 評価のスケジュールを教えてください。

評価のスケジュールは以下のとおりです。

- ① 各活動組織は、自己評価（1 次評価）を行い、対策事業を実施した翌年度の 4 月 10 日までに自己評価の結果を地域協議会に報告してください。
- ② 地域協議会は、①により報告された各活動組織の自己評価の内容を評価（2 次評価）し、とりまとめた上で、5 月末日までに水産庁まで報告してください。

(問 1 5 1) 成果目標

(問 1 5 1) 成果目標について、詳しく教えてください。

環境・生態系保全については、活動項目①藻場の保全～⑦海洋汚染等の原因となる漂流、漂着物、堆積物処理において、成果目標を対象水域における生物量の増加に設定しました。

海の安全確保については、活動項目⑪国境・水域の監視及び⑫海の監視ネットワーク強化において、成果目標を不審船、環境異変及び環境情報の報告件数の増加に設定しました。

詳細は交付要綱の別表 4 をご覧ください。

(問 1 5 2) 成果目標－2

(問 1 5 2) 具体的にどのような生物等を成果目標にすればよいのか。

平成 28 年度より環境・生態系保全の成果目標を補完するため、活動項目ごとに具体的な対象生物の設定を必須としています。

なお、藻場の保全において食害生物の駆除量等を指標に用いている事例があります。モニタリングにおいて食害生物の出現状況、水温や透明度等の環境条件、新芽の発芽状況等の基礎的な情報を併せて把握することは活動のあり方を考える上で有益であると考えますがあくまで補完的なものであり、成果指標にはなりませんので留意してください。

また、増加量の対象となる生物の漁獲量も成果指標にはなりません。

活動項目別の成果目標（モニタリング項目）

成果目標	対象生物の増加量	
対象生物と調査項目	①藻場の保全	海藻・海草の被度・面積
	②サンゴ礁の保全	サンゴの被度
	③魚介類の放流	魚類：放流対象魚種の一定面積における個体数、河川遡上個体数、推定資源量等 貝類：④に同じ 海藻：①に同じ
	④干潟の保全	二枚貝類等の一定面積における個体数・重量
	⑤ヨシ帯の保全	ヨシ帯の被度・面積、またはヨシ帯周辺を利用する魚介類の個体数
	⑥内水面生態系の維持・保全・改善	魚介類、餌生物等の一定面積における個体数及び一定面積におけるゴミ類の量（被度・重量）
	⑦漂流・漂着物・堆積物処理	海岸付近に生息する魚介類・海藻類の一定面積における個体数および一定面積におけるゴミ類の量（被度・重量）

（問 1 5 3）年度達成度が 100%目標値を下回った場合の次年度の活動の可否

（問 1 5 3）年度達成度が 100%を下回った場合、次年度の活動ができないのか。

年度達成度が 100%を下回った場合、すぐに活動ができなくなるものではなく、次年度以降の活動が有効なものとなるよう、各活動組織において自己評価表に年度達成度が 100%を下回った理由と今後の改善策を記載していただきます。

なお、その理由及び今後の改善策が妥当であるかどうか、各地域協議会において確認・評価していただき、最終的に国が評価します。

1 1 その他

（問 1 5 4）都道府県＞総会出席に関する旅費の支出可否

（問 1 5 4）地域協議会の総会に出席するための旅費を、都道府県運営事業から支出してよいのか。

地域協議会の会員・事務局の構成員として出席する場合は、地域協議会から旅費を支出することが適当です。なお、その他の者で運営事業の一環で出席する職員がいる場合は都道府県運営事業から支出することができます。

（問 1 5 5）市町村＞交付金以外の市町村が行う支援方法

（問 1 5 5）市町村が行う支援方法については、交付金でなくてもよいのか。

地方公共団体から地域協議会への支援については、地方単独事業として行われるものであり、その方法（交付金、補助金、負担金等）は地方公共団体の判断によります。

(問 1 5 6) 市町村＞市町村が行う確認業務（現場確認）

(問 1 5 6) 市町村が行う確認業務は、全ての活動に対し、現場で関与しなくてはならないのか。

市町村が行う確認業務は、現場での確認、書面での確認、写真等での確認等、様々な手法を組み合わせ、適時適切に行ってください。

なお、どのような活動を実施したかの確認にあたっては、市町村や地域協議会が適宜、役割分担して取り組むなどして適切に対応してください。

(問 1 5 7) 活動計画＞保全活動とモニタリングの活動回数

(問 1 5 7) 藻場の保全活動（例：ガンガゼ駆除）、モニタリングともに最低 1 回実施すればよいのか。

モニタリングの回数は活動の内容や場所により異なりますが、活動の効果を測るためには事前状況、駆除時の状況、駆除後の状況、その後の経過などを把握することが必要と考えます。具体的な方法などについては、モニタリングの手引きを参考にしてください。

(問 1 5 8) 活動計画＞年度ごとに異なる区域での実施可否

(問 1 5 8) 活動区域が広いため、年度ごとに 5 地区を順番に活動を実施したいが可能か。

可能です。ただし、5 年間で活動を行う面積（協定面積）においては、毎年度当該年度の活動の有無にかかわらず、協定面積として定めた区域全域でのモニタリングが行われる必要があります。

なお、市町村とはそのような活動計画になることを協定締結時に十分に意見交換しておくようにお願いします。

(問 1 5 9) その他＞漁港・港湾等の区域で実施する際の留意点

(問 1 5 9) 漁港・港湾区域で本対策を実施する際の留意点はなにか。

本事業における「海洋汚染等の原因となる漂流、漂着物、堆積物処理」については、周辺の環境を良くする、きれいにするためのものです。本来、漁港や港湾の管理者がやるべきことを活動組織が実施したとしても、本事業の支援の対象とはなりません。

例えば、船舶の航行に支障となるような流木の回収であれば、漁港や港湾の本来機能に支障を来すものであり、第一義的には漁港管理者や港湾管理者の責務であると考えています。

(問 1 6 0) その他＞活動計画の取扱いについて

(問 1 6 0) 要望した活動計画に対して予算は確保されるのか。

活動計画に対する予算の配分については、本事業全体の予算執行見通しや活動項目の趣旨を踏まえた活動地域における重点配分、各地の活動計画の実施（見通し）状況等を踏まえ、全ての要望に応えることができない事情があり得ることについて、あらかじめご承知おきください。

(問 1 6 1) その他＞事務経費の計上について

(問 1 6 1) 事務作業は活動項目ごとに仕切りを設けられないので、面積単価設定されていない「海の監視ネットワーク」を除いて、環境・生態系保全の活動項目についても事務経費上限 10%を計上可とすべきではないか。

交付要綱の運用第 5 第 10 号第 4 号において、現在でも活動に必要な経費（「その他事業に必要な経費」）を計上することが可能です。事務経費を計上する場合には合理的な内容となるよう検討してください。

海の監視ネットワーク強化 Q & A

問1 <総論> 海の監視ネットワーク強化の目的

問1 海の監視ネットワーク強化の目的は何か。

海の監視ネットワークの目的のひとつは、漁業・漁村が有する国境監視等の多面的機能が強化されるよう、操業中の漁船から提供される日報を陸上でとりまとめ整理する体制を構築することにあります。日報を作成すること自体が目的ではありません。一年間にわたって操業に付加した監視を行った結果、何も異常が確認されない場合も想定されますが、監視を行った結果「異常は確認されなかった」ものなので意義あることと考えます。

なお、令和7年度から監視活動の際に、海洋環境データを収集することが要件となっています。

問2 <総論> 対象海域

問2 海の監視ネットワーク強化の対象海域は決まっているのか。

瀬戸内海、伊勢湾（三河湾含む）、東京湾を除く日本周辺海域となります。なお、瀬戸内海及び伊勢湾は「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本方針」に規定される海域とし伊勢湾には三河湾を含むこととし、東京湾は千葉県富津岬と神奈川県観音崎を結んだ線以北の東京湾内湾（財団法人日本水路協会「海のアトラス」）とします。なお、外国の水域及び公海は本活動の趣旨に照らし対象外とします。

問3 <総論> 活動の内容

問3 海の監視ネットワーク強化の活動の内容はどのようなものか。

漁労のために出港し帰港するまでの間に操業活動に付加して行う監視・情報収集活動（海上）及び情報のとりまとめ（陸上）になります。

問4 <総論> 活動費（国費）の上限額

問4 ⑪国境・水域監視の活動項目は国費の上限額が800万円となっているが、⑫海の監視ネットワーク強化の活動項目の国費の上限額はあるか。

（H31年度より上限額を従来の600万円から800万円まで引き上げ。令和元年度「海の安全確保」の運用に関するQ & Aのうち1 国境・水域の監視を参照。）

活動項目の⑫海の監視ネットワーク強化の上限はありませんが、交付要綱の運用第2第1項に規定する活動組織の上限2,000万円は適用されます。

問5 <総論> 交付単価

問5 交付単価はいくらか。また、国境・水域監視と海の監視ネットワーク強化では単価の考え方の違いは何か。

海の監視ネットワーク強化における海上（監視活動）は1,700円/回・隻、陸上（報告とりまとめ）1,700円/回・日となります。国境・水域監視はあらかじめ具体的に設定された範囲（協定面

積)で操業に連動しない形で監視活動に専念するものであることから、面積単価の中に用船料と人件費、事務経費が含まれているとの概念です。これに対して、海の監視ネットワーク強化では操業活動に付加して行う者それぞれを対象としていることから、海上部分については人件費のみになります。

問6<総論>地方負担

問6 地方負担なしで実施できるのか。

海の安全確保の支援メニューであるため、国費のみでの実施が可能ですが、地方負担の上乗せも可能です。

問7<総論>活動組織の構成員

問7 海の監視ネットワーク強化のみで新規組織を立ち上げる場合、漁業者以外の船舶も構成員に加入させてよいか。

従来の「国境・水域監視」に取り組む活動組織は漁業者の他に渡船や観光船等多様な主体によって構成されている場合があります。将来的に海の監視ネットワークでも同様の形態となる可能性はありますが、まずはもっぱら操業に従事する漁船(漁業者)と当該漁業者が作成する日報をとりまとめる陸上組織(漁協等)による体制作りに注力すべきと考えています。

問8<総論>漁協内の部会等による実施

問8 例えば、漁協内の刺網部会が実施者となることはできるか。

海上では、もっぱら漁業に従事する者(漁業者)による取り組みを想定しているため部会等の組織が実施者になることはできません。例えば、部会等の所属者による輪番制で実施する等の場合には、活動組織の構成員たる漁業者を交えて検討し活動計画に盛り込んでください。

問9<総論>活動を行う位置等の図示

問9 活動を行う位置・面積(協定面積)はどのように図示すればよいか。

⑪国境・水域監視と異なり面積単価ではないことから、協定面積という考え方は適用しません。このため、図示したり、説明書きしたりするなど(例:〇〇漁業許可の範囲とする、〇〇地先とする等)、可能な範囲で、計画段階で監視活動を行う範囲は定めておくようお願いします。

問10<総論>理解・増進の取組

問10 理解・増進の取組を実施しない場合、他の活動項目と同様に単価に5/6を乗じるのか。

実施しない場合でも単価は変動しません。

問 11<総論>協定の相手方

問 11 国境・水域監視では監視活動を行う場所の市町村と協定を結んでいるが、県外などの遠方や広い漁場で操業する場合はどのように協定を結べばよいか。

活動組織の主たる拠点（漁協等）がある市町村と協定を締結するようにしてください。

問 12<総論>不審船・環境異変の有無

問 12 日報さえ作成すれば活動として実施したことになるのか、一年を通して不審船や環境異変等が何も確認できなくても構わないのか。

問 1 のとおり海の監視ネットワーク強化は、日報を作成すること自体が目的ではありません。また、監視活動の結果、異常はなかったとしても、あくまで活動の結果であることから、意義があることと考えますので、活動の趣旨に照らした取り組みをお願いします。しかしながら、出港地と漁場がきわめて近距離にある等、これまでの経験等から何の異常も生じ得ないと考えられる水域を本活動の範囲とすることは事業の趣旨にそぐわない可能性があると考えます。

監視活動の範囲に関して不明な点があれば水産庁に相談してください。

問 13<総論>午前・午後の活動

問 13 同一船が午前・午後にそれぞれ監視ネットワーク強化を実施することは可能か。

1 隻あたり 1 日 1 回限りとなりますので、1 回分のみ支払うことになります。

問 14<総論>1 日の実施回数

問 14 1 回の出漁で海域を変えて操業を行い、複数回監視を行った場合、交付金額は単価×監視回数となるのか。

1 日 1 回限りとなりますので、1 回分のみです。

問 15<総論>監視時間

問 15 監視時間はどのように指導すればよいか。10 分でもよいのか。

活動する範囲の地理的条件等が多岐にわたるため、監視時間に一律の基準を設けることは現時点では想定していません。監視の結果、異常はなかったとしても、あくまで監視活動の結果であることから、そのこと自体は意義あることと考えます。

問 16<総論>複数の船団

問 16 複数の船団で操業する場合も全ての漁船が対象となるのか

活動に参加する漁船を支援するものですが、例えば、一者が経営する 2 艘曳きやまき網など、複数船で 1 つの操業を行う場合は 1 隻分が対象となります。イカ釣りなど、複数船が船団を組んで操業する場合は個々の漁業者の集団となりますので各船が対象となります。

問 17<総論>沿岸の採貝漁業者

問 17 沿岸の採貝漁業者が中心となっている活動組織も対象となるのか。

活動の趣旨を踏まえて監視する必要性の高い海域で実施することになりますが、最近の木造船漂着等の例を踏まえると、水際での監視も重要と考えられるため、沿岸域を排除するものではありません。ただし、出港地と漁場がきわめて近距離にある場合や、これまでの経験等から何の異常も生じ得ないと考えられる水域を本活動の範囲とすることは事業の趣旨にそぐわない可能性があります。個々の状況を踏まえて適切な判断をお願いします。

問 18<総論>遊漁船や漁船登録されている高校の漁業実習船

問 18 遊漁船や漁船登録されている高校の漁業実習船は支援対象となるか。

もっぱら漁業に従事する漁船（漁船法第2条第1項第1号）の操業中の取組みを支援するものであることから、高校の漁業実習船（同法第4号）や遊漁船業の適正化に関する法律に規定する遊漁船業（遊漁船、瀬渡し等）による活動は対象とはなりません。

問 19<活動の記録>海の監視ネットワーク強化の活動の記録

問 19 監視ネットワークの活動の記録はどのように残しておくべきか。

（１）操業中に付加して監視・情報収集活動を実施した記録としては、監視・情報収集活動を行ったことを直接的に確認する方法と、操業位置を示すことで当該操業位置近辺において監視・情報収集活動を実施したことを間接的に説明する方法とが想定されます。具体的な手法としては、原則として、写真によることとしますが、以下の点に留意して、洋上で活動する漁業者と陸上のとりまとめ機関とが連携して、この活動が円滑かつ実効あるものとなるよう、地元の状況を勘案し、ご検討ください。

（留意事項）

写真撮影の流れは他の支援メニューの場合に準じますが、写真には活動を行った日、監視・情報収集活動を実施した主な操業場所などが写っていることが必要です。漁業者自らが、搭載されたGPS レーダーの写真等を撮影して監視・情報収集活動を行った海域に航行したことを示したり、GPS 機能が搭載された携帯電話やスマートフォンで操業場所を撮影したり（撮影後、とりまとめ機関で位置情報を抽出することが必要）、監視海域や漁獲物の陸揚げ写真を撮影したりすることなども想定されますが、いずれの場合も日付、位置情報が撮影（把握）されていることが必要です。

（２）なお、他国との国境に隣接する都道府県にあっては国境や不審船に対する監視体制の構築を一層促進する観点から、写真に代わり市場荷受伝票や漁協仕切伝票、漁業無線局通信記録等の関係種類による確認事務でも可とします。

問 20<活動の記録>市町村が行う確認事務

問 20 市町村が行う確認事務はどのように行えばよいか。

市町村にお願いしている事項として確認事務がありますが、状況に応じて写真や関係書類による確認を行うなど、活動組織と緊密に連携をとりつつ、様々な工夫を講じて、適時適切に行ってください。

問 21<対象となる活動>⑪国境・水域監視との関係①

問 21 ひとつの活動組織が⑪国境・水域の監視と⑫監視ネットワーク強化の両方を実施することは可能か。

可能です。ただし、同一活動組織において国境・水域監視と海の監視ネットワーク強化の監視を行う場合はそれぞれの監視場所が重複することがないように、できるだけ計画段階で区別するようにしてください。やむを得ず監視場所が重複する場合は、問 21～24 を踏まえ、実効ある円滑な取り組みとなるよう留意してください。

問 22<対象となる活動>⑪国境・水域監視との関係②

問 22 海の監視ネットワーク強化は国境・水域監視の範囲外で実施するのか。

海の監視ネットワーク強化と国境・水域監視が混在することは、日報の作成ととりまとめなど海上と陸上それぞれの取組みが煩雑なものとなる恐れがありますので、例えば、国境・水域監視は共同漁業権内、海の監視ネットワーク強化はその沖合というように、計画段階で区別することが望ましいです。

問 23<対象となる活動>⑪国境・水域監視との関係③

問 23 同一組織の中で同日のうちに同じ場所を⑪と⑫を組み合わせで実施することは可能か。
(例：午前中は⑪、午後は⑫、またはその逆)

もっぱら監視・情報収集活動を行う⑪の取組みに委ねることで、一定の効果が確保できると考えられることから、設問の場合は⑪のみ実施することになります。

問 24<対象となる活動>⑪国境・水域監視との関係④

問 24 例えば午前中に⑪国境・水域監視を実施し、午後から漁に出ることは認められるか。

国境・水域監視の監視活動からいったん帰港し、当該活動の終了を確認したうえで出漁することは可能です。なお、国境・水域監視の途中で操業に転換することは従来認められませんのでご留意ください。

問 25<対象となる活動>⑪国境・水域監視から⑫海の監視ネットワーク強化への切替

問 25 年度当初は⑪国境・水域監視に取り組み、その後⑫海の監視ネットワーク強化に切り替える場合は変更手続きで対応可能か。

海の監視ネットワーク強化の実施で監視効果が十分に発揮できる等の合理的な理由があれば変更することは可能です。

問 26<対象となる活動>陸上とりまとめ①

問 26 陸上のとりまとめ組織はどのような形態が望ましいか。

とりまとめ組織は海の監視ネットワーク強化の活動の拠点としての役割のほか、日報のとりまとめや履行確認に必要な資料の整理等、応分の作業能力が求められることから、組織により行われることが望ましいと考えています。ただし、構成員である漁船の数によっては活動組織自らが対応するなど、地域によって事情は異なると思われますので、各活動組織で検討いただければと思います。

問 27<対象となる活動>陸上とりまとめ②

問 27 単位：円/回・日の考え方が変わるのか。

交付要綱の運用の別表 2にある交付単価の「単位「円/回・日」とは、1回当たりの処理隻数を10隻と想定していることを明確にしたものです。

問 28<対象となる活動>陸上とりまとめ③

問 28 10隻/日ごとに1名追加してよいのか。

日報数10隻/日ごとに1名追加することが可能です。なお、1名で10隻を超える数を処理してもよいし複数名で処理しても構いません。

- ・50隻/日の場合は5人分8,500円を計上することが可能。
- ・1名で30隻を処理する場合は5,100円を計上することが可能。
- ・3名で10隻を処理する場合は1,700円を分けることになる。

問 29<対象となる活動>陸上とりまとめ④

問 29 1日に12隻活動した日に、1人は11隻分をもう1人は1隻分を処理したとの報告があった場合3,400円+1,700円で漁協へ支払ってよいのか。

12隻は2回分に相当するので2名分(3,400円)計上することが可能です。この額を業務従事者でどのように配分するかは当事者の判断によります。

問 30<対象となる活動>陸上とりまとめ⑤

問 30 日によって処理した日報数が異なる場合、支払の積算根拠となる実際の処理者数はどのように確認すればよいか。

活動組織は、監視活動報告書の「入力年月日」において同一日に入力した日報数に応じて請求額を算出して地域協議会に申請することができます。市町村は監視活動報告書や支払伝票等を踏まえて履行確認を行うことになります。(P126 資料 4 「監視活動報告書」 参照)

問 31<対象となる活動>陸上とりまとめ⑥

問 31 誰が何隻処理したか把握するため帳簿を作成してよいか。

事務手続きの簡素化等の観点から、陸上とりまとめ業務に従事した者の一覧表を作成することは有益と考えます。(P128 資料 5 (例)「事務従事記録簿」 参照)

問 32<対象となる活動>陸上とりまとめ⑦

問 32 陸上とりまとめは 1 回あたりということであるが、数日分をまとめて受け取った場合でも 1 回分 1,700 円となるのか。

海の監視ネットワークの目的のひとつは、操業中の漁船から提供される日報を陸上でとりまとめ整理する体制を構築することにありますので、やむを得ない場合を除き、日報を作成した当日に陸上においてとりまとめる必要があります。やむを得ず数日分の日報を後日まとめて処理する場合もあると考えますが、このような事態が恒常化することがないように計画段階からご留意ください。

問 33<対象となる活動>陸上とりまとめ⑧

問 33 漁協職員が構成員でその者が事務処理を行う場合、1,700 円は漁協での勤務時間外の作業に対するものという理解でよいか。

漁協職員が漁協の勤務時間内に活動に係る作業をすることは、就業規則等に反する場合があるため、勤務時間外に作業を行うか、当該作業を漁協に委託する等が考えられますが、それらに拠らない場合は、事前に漁協代表者の了解を得ておく必要があります。

問 34<対象となる活動>陸上とりまとめ⑨

問 34 漁協がとりまとめしない場合において、漁業者本人が監視後の事務作業まで行った場合は 1 隻ごとに 1,700 円支払ってよいか。

1 活動組織の 1 日 1 回の日報のとりまとめ等を行うための経費であるため、監視を行った本人が自身の監視日報のみの事務処理を行ったとしても支援対象となりません。その個人が活動組織の業務として自船も含め他船の分の日報も全て取りまとめるということであれば対象となります。

問 35<対象となる活動>陸上とりまとめ⑩

問 35 とりまとめを漁協職員が時間外に行う場合、時間外であることの証明は必要か。

勤務時間等の証拠書類を添付することまで求めていませんが、説明できるように準備しておくことは必要と考えます。

問 36<対象となる活動>陸上とりまとめ⑪

問 36 構成員に漁協が入っていない場合、1,700 円は勤務時間内も対象ということになるか。

状況によって漁協に委託することも検討してください。単価設定を1日・1回・10 隻当たり1,700 円の単価契約を行い精算払いとするなど、契約方法については適切なものとなるようにしてください。

問 37<対象となる活動>陸上とりまとめ⑫

問 37 とりまとめを漁協への委託する場合の留意点は。また、委託せずに構成員である漁協職員がとりまとめを行う場合の留意点は。

漁協への委託・構成員である漁協職員の取扱いについて下記の点にご留意ください。

	構成員名簿の登録及び留意事項	
	漁協	漁協職員
漁協に委託する場合	・登録についてはどちらでも可 ・漁協を団体で登録している場合、活動組織の代表者と漁協の代表者が同一人物であることが想定されるため、あらかじめ総会で承認しておくこと（P61Q & A 問 7 参照）	・登録についてはどちらでも可 ・<u>構成員として漁協職員を登録している場合、登録している漁協職員が当該事務を行わないこと</u>（P76Q & A 問 64 参照）
漁協に委託せず構成員である漁協職員が事務を行う場合	・登録についてはどちらでも可	・<u>要登録</u> ・<u>勤務時間内にとりまとめ事務を行わないこと</u>

問 38<対象となる活動>陸上とりまとめ⑬

問 38 漁業者以外の構成員（漁業者の配偶者等）が日報のとりまとめを行う場合は勤務時間内外に関係なく1,700 円の対象という理解でよい。

当該構成員が漁協職員でなく、とりまとめを行う時間に、他から給与等が支払われる等、収入がない場合は設問のとおりです。

問 39<対象となる活動>陸上とりまとめ⑭

問 39 24 時間が 1 日ということだが、2～3 泊で遠方へ行くような場合、例えば 48 時間出漁して監視するならば 1,700 円×2 回ということになるか。その場合、日報は 2 枚で、事務作業分も 2 回ということによいのか。

設問のとおりです。

問 40<対象となる活動>陸上とりまとめ⑮

問 40 1 日に何隻出ても事務日当は 1 回 1,700 円ということだが、100 隻の船が一度に出港し、50 隻は 1 日で帰港、残り 50 隻は 2 日目に帰港という場合、1 日目 50 隻、2 日目 50 隻とするのか、もしくは 1 日目は 100 隻、2 日目は 50 隻とするのか。

1 日目は 100 隻分の日報が、2 日目は 50 隻分の日報がとりまとめの対象となります。なお、経費の算定方法は、P108 問 28 を参照ください。

問 41<対象となる活動>大臣許可漁業等①

問 41 大臣許可漁業や広域漁業調整委員会の承認漁業は対象となるのか。

対象となります。

問 42<対象となる活動>大臣許可漁業等②

問 42 大臣許可漁業等の漁業者はどのような活動組織を作ればいいのか。

活動組織については、他の活動項目と同様に漁業者と漁業者以外の者で設立していただくことになります。活動組織のイメージについては P 6 をご参照ください。

問 43<対象となる活動>大臣許可漁業等③

問 43 韓国・中国等外国漁船操業対策事業と海の監視ネットワーク強化を両方実施することは可能か。

同一者が両事業を実施することは可能です。ただし、海の監視ネットワーク強化は、原則として、韓国・中国等外国漁船操業対策事業のうち外国漁船操業等調査・監視事業が行われていない海域において実施してください。

問 44<対象となる活動>支所と協定を結ぶ市町村

問 44 合併漁協の場合は各支所が存在する市町村と協定を結ぶのか。

構成員である漁業者がひとつの支所に所属するのか他支所にまたがるのか等、地域の実情は様々ですが、協定は活動組織の根拠地がある市町村と結ぶのが適当と考えています。

問 45<対象となる活動>漁協支所ごとの活動組織の設立

問 45 1 漁協にいくつかの支所がある場合でも 1 活動組織という取扱いになるのか。また、海の監視ネットワーク強化のみの活動組織を新規に設立することは可能か。

支所ごとに活動組織を立ち上げて 1 漁協単位で組織を立ち上げてどちらでも構いませんが、小規模な組織が乱立することは効果の低下と各種手続きの煩雑を招く恐れがありますので留意してください。海の監視ネットワーク強化のみの活動組織を新規に設立することは可能です。

問 46<対象となる活動>夜間操業

問 46 夜間操業は対象となるか。

レーダー等で監視活動を行いうるのであれば対象となります。

問 47<対象となる活動>監視中に持ち帰った漂着ゴミの処理費用

問 47 監視中に漂着ゴミを持ち帰った場合の処理費用は対象とできるか。

対象となりません。

なお、国境・水域監視の場合も同様に漂着ゴミ等の処分費用は対象外となっています。

問 48<対象となる活動>漁船の密集度

問 48 海の監視ネットワーク強化の実施にあたり、漁船の密集度に縛りはあるか。

現時点で漁船の密集度に制限を課すことは想定していませんが、出港から帰港に至るまで狭隘な水域で同一行動を取る場合においては、日報の内容や各地の状況等を踏まえた活動計画となるようご注意ください。

問 49<対象となる活動>内海域の流木等の監視

問 49 国境監視とは関係のない内海は対象となるのか。当該海域は流木等が多いが、流木等を主とした監視も対象となるか。

環境異変を確認する必要性が高い海域で実施する場合は対象になります。ただし、P103 問 2 のとおり船舶交通が輻輳する東京湾、伊勢湾（三河湾含む）および瀬戸内海では漁船以外の船舶による日頃の視認や確認が期待されることからこれら海域での取組は対象となりません。なお、流木等が発生する時期や季節は地域によって異なるものと考えられますので、季節ごとにメリハリをつけるなど地元の実態に即した活動計画となるようにご留意ください。

問 50<対象となる活動>日をまたぐ操業の場合の監視活動

問 50 夕方出て翌朝帰る漁もある。2 日間にまたがる漁は 2 回と見てよいのか。

出漁してからの 24 時間を 1 日として考えますので、設問の場合は 1 日に該当します。

問 51<実際の活動>海上活動の積算

問 51 積算根拠は漁船毎に操業可能日数で算出した金額の合計で構わないか、不用が出てもいいか。

漁船毎の操業可能日数を根拠に積算して構いませんが、予算都合上、要望どおりに配分できない可能性がありますので予めご了承ください。天候等の事情により活動日数が計画より減じることがある事情は理解しますが、日頃の操業実態等を踏まえ現実的な日数となるよう、また、海の監視ネットワークの趣旨に沿ったものとなるよう、計画策定をお願いします。

問 52<実際の活動>年間の活動の実施方法

問 52 一年間を通して平均的に活動しないといけないのか。積算根拠となる日数を先に消化してもよいか。

冬場は時化続きで出漁機会が極端に少なくなる等の事情がある場合を除いて、周年にわたり操業することが望ましく、積算根拠となる日数を早期に消化してしまうことは活動計画の策定及び実施の面から適当でないと考えます。

問 53<実際の活動>複数人での操業した場合の費用の折半

問 53 複数人での操業は 1,700 円を操業した人数で折半してよいか。

支援の対象は監視と情報収集に取り組む漁業者であることを十分ご理解ください。海の監視ネットワーク強化は 1 隻の単価であり、対象となる漁業者が受領した後に漁業従事者と折半することは当該漁業者（受領者）と漁業従事者の判断に委ねるべきものと考えます。

問 54<実際の活動>日報の提出の省略

問 54 出漁中の監視となると年間ではかなり件数が多くなると思われるが、日報の提出・報告は省略してよいか。

省略は不可です。漁船が海上にいることによって国境監視機能が保たれ、海の安全確保に貢献しているという本活動の趣旨を踏まえ、何を、いつ、どこで発見したのか、または何もなかったのかを日報という形で情報共有することは本活動の本質的な事項となります。

問 55<実際の活動>日報の位置図

問 55 日報の位置図について、遠方に出漁する場合の地図の縮尺等については監視範囲が分かるよう組織事務局が任意に作成してよいか。

緯度経度が分かるよう作成いただければ任意でかまいません。

問 56<実際の活動>日報の「通報先」と「報告先」の違い

問 56 日報について「通報先」と「報告先」の違いは何か。

「通報先」については、特に不審船を発見した場合に写真を撮ることの他、洋上から海上保安庁など取締機関に対して漁業者自らが直接「通報」していただきたいと考えておりますので、通報した先の機関名を記載してもらうものです。「報告先」については、流木や赤潮等の環境異変を発見した場合には状況に応じて洋上から漁協等に報告していただきたいと考えておりますので、報告した先の機関名を記載してもらうものです。いずれにせよ、通報あるいは報告した場合には日報にその旨を該当欄に記載していただき、陸上とりまとめ機関に提出することになります。なお、地域によっては各船から直接、海上保安庁などに通報するのではなく、一旦、漁協に連絡（一元化）し、漁協を窓口にして海上保安庁等に通報することが慣習となっている場合も散見されますので、その場合は「〇〇漁協（△△海上保安部）」と記載してください。

問 57<実際の活動>⑩国境・水域監視と⑪監視ネットワーク強化の日報の書き分け

問 57 ⑪国境・水域監視と⑫監視ネットワーク強化の日報が混在すると、混乱しやすいのではありませんか。

活動項目の違いが一目で分かるよう日報の様式を工夫していますので、確実に記入してください。

問 58<実際の活動>遠方での操業の日報の提出先

問 58 いか釣りのように遠方で操業するものはどこに日報を送ればよいか。

FAX や電子メールでの送信、漁業無線局を通じたやりとり等、陸上とりまとめ機関に対して確実に提出できる方法を工夫してください。

問 59<実際の活動>カメラの購入

問 59 写真を撮るとなるとカメラの購入はどうすればよいか。また、別項目で購入したカメラを貸し出すことは可能か。

携帯電話やスマートフォンが普及している状況を勘案し、個人用のスマホやデジタルカメラで対応可能であると考えます。やむを得ずカメラが必要な場合は既存の支援メニューで活動組織が購入し貸し出すことは可能です。ただし、当該カメラは監視ネットワーク強化の活動と一体的に活用されることが前提となりますので、私用に使われることがないよう、また、紛失することがないよう、活動組織において十分な備品管理の措置を講じるようお願いいたします。

問 60<実際の活動>GPS の有無

問 60 GPS 付きの機材は持ってないが、緯度経度はどのように記録するのか。

監視位置・発見位置を図面に落として位置が分かるようにしてください。

問 61<実際の活動>監視船の速度

問 61 船を停めて監視しなければならないのか。

船の停泊を必須とするものではありませんが、監視（記録）項目を確認することが可能なスピードで実施するという判断になります。具体的には操業の合間に監視するというイメージです。

問 62<実際の活動>不審船を発見した場合の対応

問 62 不審船を発見した場合にはどのように対応すればよいか。

現行の国境・水域監視と同様に「むやみに近づくことはしない」「乗務員の安全確保を最優先する」ようにしてください。このほかにP114 問 56 を参考として対応をお願いします。

「海の安全確保」の運用に関する Q & A

国境・水域の監視

問1 「漁協の監視船等も助成の対象であることを明確化」とはどのようなことか。

現状では、洋上で活動するのは漁業者のみとの前提で活動計画が策定されていると思いますが、漁協が監視船や指導船を有している場合、漁業者の取組にこれら漁協所属船を組み合わせて監視情報収集活動を行うこともできることを明確にするものです。

問2 漁協所有の監視船等で監視を行う場合、漁協職員を乗船させるためにどのような手続きをすればよいか。

漁協の就業規則との関係を踏まえ、漁協へ業務委託することも検討してください。

問3 監視業務は全て漁協が行う事も可能か。

監視業務は漁業者が取り組むことを想定したものですので、漁業者が参加しない活動は支援対象になりません。

問4 どのような項目を事務経費として計上すればよいか。

監視・情報収集活動に要する経費として、日報取りまとめに必要な人件費や海洋環境データの収集に必要な消耗品費などが想定されます。その程度や内容は活動組織により異なると思われますが、取組の趣旨に照らし合理的なものとなる必要があります。

問5 事務経費の規模は活動費の10%を超えてもよいか。

活動組織の事務経費として監視・情報収集活動に要する経費（事業費）の上限10%まで計上できることとしています。洋上で監視情報収集活動の取組の多寡により陸上取りまとめ作業は増減することとなります。なお、事務経費10%はあくまで上限値であり、事務経費として必要な額を活動費の10%の範囲で支援するものです。

問6 事務経費は面積単価の内数か。

そのとおりです。

問 7 事務経費を計上する際に協定面積を変更する必要があるか。

既存協定水域の中で監視・情報収集活動の充実を図るのであれば協定水域を変更する必要はありません。他方、必要に応じて協定水域を拡大することは可能です。

問 8 漁協に業務委託する場合、随意契約してよいか。

陸上取りまとめ業務を担うことをできる団体等があれば複数の者から見積もり、比較・検討すべきですが、漁業者との連絡体制や活動の全体像を承知している等の理由から漁協以外では受託することができないと判断する場合は随意契約しても構いません。(P122 資料 3「業務委託単価契約書 別紙仕様書(案)」参照)

問 9 監視・情報収集活動費が不足している組織がある。このような組織では、事務費ではなく活動費の拡充に活用し、事務費は計上しない場合も想定される。事務費ゼロ申請も可能か。

監視・情報収集活動を拡充することは構いませんが、それにより陸上取りまとめ作業が遅延したりすることがないように留意してください。

問 10 監視・情報収集活動を優先的に行うため限度額で余裕のある分を事務費として計画することになると思われる。この場合は事務経費が事業費の 10%に満たないものとなることも予想される。実際の活動は時化等で監視回数が計画を下回ることが多いが、予算が余ったときは事務費を 10%まで引き上げることとしてよいか。

監視・情報収集活動を優先させることは構いませんが、それにより陸上取りまとめ作業が遅延したりすることがないように留意してください。時化等で監視・情報収集活動が減少すればそれに係る陸上取りまとめ作業は減少することとなりますので、その場合は海上分と陸上分のそれぞれに不用品が生じることとなります。

問 11 監視の傭船料と事務費は変動するため、事業費と事務費を流用したいが、その理由は事業費が変動したからでよいか。

監視・情報収集活動の事業費(傭船料)と事務費は連動しますが流用はできません。時化等で監視・情報収集活動が減少すればそれに係る陸上取りまとめ作業も減少することとなります。

問 12 事業名に「漁場生産力」とあるが、密漁監視経費は事務経費の対象になるか。

本事業の趣旨（漁場生産力の強化にも資する漁業者等が行う水産物の安定供給以外の国民の生命・財産の保全等の多面的機能を強化するための取組に対する支援）に照らし密漁監視を目的にすることは適当ではありません。

4 参考資料

資料 1

事 務 連 絡
令和 4 年 1 2 月 2 3 日

水産多面的機能発揮対策事業
地域協議会会長 殿
都道府県担当課長 殿

水産庁漁港漁場整備部計画課
増殖推進部栽培養殖課

水産多面的機能発揮対策交付金の不正受給の報告及び本事業の円滑な運用の実施
について

平素より、水産多面的機能発揮対策事業に関して特段のご理解とご高配を賜り感謝申し上げます。

この度、下記の通り水産多面的機能発揮対策交付金の不正受給問題が発覚したため、概要を報告するとともに、各活動組織に対して本事業の円滑な運用の実施のための指導をされたい。

記

1. 不正受給の概要

活動組織 A において、事務処理及び活動後の支払が遅れてしまっていたため、日当等に充てる運転資金の確保を目的に、令和元年度及び令和 2 年度に渡り、活動組織 A の活動日数を実際より水増しして請求し、不正に交付金を受け取っていたことが明らかになった。

本件について、活動組織 A に交付金を交付した協議会に対して、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「適正化法」という）第 17 条第 2 項の規定に基づく補助金の交付決定の一部取消に伴う補助金返納の対応を求めた。

2. 本事業の円滑な運用の実施に向けて

（1）協議会、都道府県又は協定締結市町村による実施状況の確認及び指導等の実施
引き続き、各活動組織に対する協議会、都道府県及び協定締結市町村による実施状況の確認及び指導等をされたい。

（2）適切な概算払請求の実施

各活動組織への交付金の交付が適切になされるよう、各協議会は水産庁に対し必

要に応じた適切な概算払請求をするよう、徹底いただきたい。

概算払を行うに当たっては、交付金交付決定額の1割以上を保留することを原則とすること、また、保留額については、事業が確実に完了しているか、当該概算払が過払いとならないかについて当方で十分に精査した上で、支払うこととなっているので留意いただきたい。

(3) 活動組織の事業実施期間について

活動組織の事業実施期間は、各年度の3月31日までに「補助事業の完了」をするものとされており、「補助事業の完了」とは、間接補助事業等が完了したときに、補助事業者等へ実績報告を行い、直接補助事業者である各協議会からの交付金精算事務が完了した場合を指すので留意いただきたい。

(以下会計検査院「平成23年度決算検査報告」からの抜粋による。)

適正化法の規定によると、補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、事業の実績報告をしなければならないとされている。そして、「「実績に基いて補助金等を交付する場合における精算額の解釈について」の照会について」(昭和30年大蔵省主計局法規課長通知。)によると、間接補助方式により実施する事業の場合、補助事業等の内容は、間接補助事業者等に対して間接補助金等を交付する事務又は事業であることから、補助事業等の支出義務額が確定したとしても間接補助金等の交付がなければ補助事業等が完了したとはいえないとされている。

連絡先

水産庁計画課企画班(馬場、渡邊、海田)

TEL : 03-3501-3082

メール : manabu_baba910@maff.go.jp

yuusuke_watanabe440@maff.go.jp

kaoru_kaida460@maff.go.jp

ボランタリークレジットに係る水産多面的機能発揮対策事業の運用について

(令和5年8月 17 日水産庁計画課企画班より電子メールにて発出)

水産多面的機能発揮対策事業 ご担当者 各位

日頃より水産多面的機能発揮対策事業の実施に対し、特段の御理解と御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨今、各地方自治体の予算要求の時期ということもあり、標記の件についての問い合わせが増えてまいりましたので、電話等にてお伝えしている団体もございますが、改めてご連絡いたします。

ブルーカーボンに対する社会的な要請の高まりの中で、民間団体や地方自治体によるボランタリークレジット(温室効果ガスの削減効果を排出権として発行し、他の企業などとの間で取引できるようにする仕組み)等が試行されておりますが、水産多面的機能発揮対策事業の運用においては、本事業の趣旨や目的等に鑑み、藻場・干潟を保全・創造するために本事業の補助を受けていても、ボランタリークレジットの取得・譲渡(有価での取引)することは、問題ありません。また、これらのボランタリークレジット売却収益は、地球温暖化対策に貢献するクレジット制度の趣旨も踏まえ、藻場・干潟の保全・創造の取組の強化に活用されることが望ましいと考えます。

なお、これらのボランタリークレジット等の活用実態を把握する必要があるため、当該クレジットの申請にあたりましては、まず、下記の関係する担当者へ御相談いただきますようお願いいたします。

(各担当連絡先)

●補助事業関係

水産多面的機能発揮対策事業

計画課企画班

TEL : 03-3501-3082

●ブルーカーボン関係

整備課機能高度化班

TEL : 03-6744-7137

業務委託単価契約書（案）

委託業務の名称	令和●年度 漁場生産力・水産多面的機能強化対策 監視日報入力業務
委託期間	契約締結日から令和●年3月●日まで
契約単価	1,700円／回（税込）
契約予定数量	●回
契約保証金	免除

頭書業務の委託について、委託者 ●●活動組織 を発注者とし、受託者 ●●漁業協同組合を受注者とし、次の条項により委託契約を締結する。

（総則）

第1条 受注者は、「委託仕様書」に基づき、第13条に規定する業務委託料（以下「委託料」という）をもって、頭書の委託期間（以下「委託期間」という）に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という）を実施するものとする。

2 前項の「委託仕様書」に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者とが協議して定める。

（委託業務の遂行場所）

第2条 受注者は、委託業務を次の場所において遂行するものとする。

●●漁業協同組合（●●県●●市●●町●丁目●番●号）

（業務遂行上の義務）

第3条 受注者は、委託業務に従事する者（以下「従事者」という。）に、委託業務の遂行に必要な技術を習得させ、委託業務の遂行に万全を期するものとする。

（従事者の管理）

第4条 受注者は、従事者の管理について、一切の責任を負う。

（秘密の保持等）

第5条 受注者は、委託業務の遂行上直接若しくは間接に知り得た秘密を外部へ漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（監督及び指示並びに調査及び報告）

第6条 受注者は、この契約に基づく委託業務の実施について、発注者の監督及び指示に従わなければならない。

2 発注者は、必要があるときは、受注者に対し委託業務の実施状況について実地に調査し、又は報告を求めることができる。

（権利、義務の譲渡禁止）

第7条 受注者は、この契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させては

ならない。

(再委託の禁止)

第8条 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

(契約内容の変更等)

第9条 発注者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中断することができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要がある場合は、発注者、受注者協議して書面によりこれを定めるものとする。

(契約の解除)

第10条 発注者は、受注者が次のいずれかに該当する場合においては、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、又は違反するおそれがあると認めたとき。
- (2) この契約の履行について、不正の行為があったとき。
- (3) 正当な理由がなく、この契約の履行を怠ったとき。
- (4) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。
- (5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員等が実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者をその他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 発注者は、前項各号に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、発注者はこの契約を解除しようとする日の30日前までに、受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により受注者に通知するものとする。

(事故発生の通知)

第11条 受注者は、委託業務の処理に関し事故が生じたときは、直ちに発注者に対し通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。

(業務実績報告等)

第12条 受注者は、四半期ごとの業務実績を、翌月の●日までに発注者に対して業務実績報告書(以下、「監視報告書」という)を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の監視報告書を受理したときには、その日から起算して●日以内に実績の確認を行わなければならない。

(業務委託料)

第13条 発注者が受注者に支払う委託料は、頭書の契約単価(税込み)に前条により確認を受けた実績数量を乗じた額の合計額とする。

(委託料の支払)

第14条 受注者は、第12条による実績の確認を受けた範囲内において、発注者に対し委託料の請求書を提出するものとする。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときはその日から起算して●日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(瑕疵担保)

第15条 成果品に瑕疵があるときは、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求することができる。

(履行不能の場合の措置)

第16条 受託者は、天災その他その責めに帰することができない事由により、この契約の全部又は一部を履行することができないときは、発注者の承認を得て当該部分についての義務を免れるものとし、発注者は、当該部分について委託料の支払を免れるものとする。

(疑義についての協議)

第17条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ、発注者、受注者協議して定めるものとする。

発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、上記の条項によって業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和●年●月●日

発注者 ●●県●●市●●町●丁目●番●号
●●活動組織 代表 ●●●●

受注者 ●●県●●市●●町●丁目●番●号
●●漁業協同組合 代表理事組合長 ●●●●

委託仕様書（案）

1. 委託業務の名称 令和●年度 漁場生産力・水産多面的機能強化対策 監視日報入力業務

2. 委託業務の目的

本業務は、活動組織が行なう「海の監視ネットワーク強化」を円滑に推進するため、活動組織の構成員が作成した監視日報を入力、データベース化し、監視報告書を作成することを目的とする。

3. 委託業務の内容

① 監視日報の PC 入力

構成員が提出した監視日報をその当日、または提出時間に応じて翌営業日に PC 入力する。

入力作業は、全国漁業協同組合連合会が作成した監視実績入出力システム（エクセル VBA）を使用する。（必要な情報を網羅し、データベース化できる場合はこの限りではないが、入力ソフトはエクセル（マイクロソフト社）とする。）

1 回当たりの入力件数（監視日報の件数）は 10 件を基準とし、入力に要した回数を実績数量として積算する。

一日分の監視日報の数量（回数）が多く、やむを得ず当日及び翌営業日以降に分割して入力する場合は、監視日と入力日のタイムラグが最小限となるよう、かつ、このような事態が恒常化することがないように留意する。

② 監視報告書の作成

委託期間終了後、入力データをもとに監視報告書を作成する。監視報告書の書式は、別紙のとおりとする（必要な情報が網羅されている場合はこの限りではない）。

4. 成果品

業務終了後、発注者に監視報告書（印刷物）及びデータベース（エクセルデータ）を各 1 部提出する。

都道府県名	活動組織名	報告者名	報告者所属
〇〇県	〇〇の海の会	〇〇 〇〇	〇〇漁業協同組合

●監視実績

[illegible]

監視隻数:	隻
-------	---

入力日数:	日
-------	---

●海洋環境データの取得情報(環境測定)

日報 番号	測定年月日	測定時刻	緯度・経度	測定項目	測定水 深(m)	測定 値	単位	報告先
1	2025/6/13	13:00	N 35 ° 46 ' 18 " ・ E 134 ° 40 ' 33 "	水温	0	25.1	℃	〇〇水産試験場
				塩分	0	33	‰	
				透明度	-	18.0	m	
2	2025/6/14	13:00	N 35 ° 46 ' 18 " ・ E 134 ° 40 ' 33 "	水温	0	25.8	℃	〇〇水産試験場
				塩分	0	33	‰	
				透明度	-	20.0	m	

報告件数:	件
-------	---

●不審船視認状況

日報 番号	視認年月日	視認時刻	緯度・経度	不審船 の状態	国籍	船名	通報先
1			N 35 ° 46 ' 18 " ・ E 134 ° 40 ' 33 "	漂流	不明	不明	〇〇海上保安部
			N ° ' " ・ E ° ' "				
			N ° ' " ・ E ° ' "				
			N ° ' " ・ E ° ' "				
			N ° ' " ・ E ° ' "				

通報件数:	件
-------	---

●環境異変視認状況

日報 番号	視認年月日	視認時刻	緯度・経度	環境異変の種類	報告先
1			N 35 ° 46 ' 18 " ・ E 134 ° 40 ' 33 "	漂流木 約50m ²	〇〇漁協
			N ° ' " ・ E ° ' "		
			N ° ' " ・ E ° ' "		
			N ° ' " ・ E ° ' "		
			N ° ' " ・ E ° ' "		

報告件数:	件
-------	---

●藻場視認状況

日報 番号	視認年月日	視認時刻	緯度・経度	藻場・流れ藻の状態(目視・魚探)	報告先
1			N 35 ° 46 ' 18 " ・ E 134 ° 40 ' 33 "	流れ藻(ホンダワラ類)約4m ²	〇〇水産試験場
			N ° ' " ・ E ° ' "		
			N ° ' " ・ E ° ' "		
			N ° ' " ・ E ° ' "		
			N ° ' " ・ E ° ' "		

報告件数:	件
-------	---

確 認 印	代表	副代表	副代表	書記	会計	監査			

合計報告等件数: 件

水質測定項目	単位		
水温	°C		
塩分	PSU	‰	mS/cm
クロロフィル	$\mu\text{ g/m}^3$	$\mu\text{ g/L}$	ppb
濁度	mg/L	FTU	NTU
DO	mg/L	%	
pH	—		
光量子	$\mu\text{ mol/m}^2/\text{s}$		
ORP	mV		

令和 ○ 年度 漁場生産力・水産多面的機能強化対策(報告とりまとめ)報告書

事務従事記録簿(陸上)

令和 ○ 年 ○ 月分

月日	従事時間 (時間数)	事務従事者					処理隻数 (日報数)	備 考	確認印
		A	B	C	D	E			
○/○	9:00~10:00	○	○	○			22		
○/○	9:00~10:00	○	○	○	○		33		
○/○	9:00~10:00	○	○	○	○		35		
○/○	9:00~10:00	○	○	○	○		37		
○/○	9:00~10:00	○					2		
○/○	9:00~10:00	○	○				14		
○/○	9:00~10:00	○	○	○			27		
○/○	9:00~10:00	○	○	○	○		36		
○/○	9:00~10:00	○	○	○	○		31		
○/○	9:00~10:00	○	○	○	○	○	44		
○/○	9:00~10:00	○	○	○			26		
○/○	9:00~10:00	○	○				11		
○/○	9:00~10:00	○	○	○			28		
○/○	9:00~10:00	○					2		
○/○	9:00~10:00	○	○	○			26		
○/○	9:00~10:00	○	○	○	○		40		
○/○	9:00~10:00	○	○	○	○		38		
○/○	9:00~10:00	○	○				20		
○/○	9:00~10:00	○					7		
○/○	9:00~10:00	○					10		
○/○	9:00~10:00	○	○	○			28		
○/○	9:00~10:00	○	○	○	○		39		
○/○	9:00~10:00	○	○	○	○		37		
○/○	9:00~10:00	○	○	○	○		34		
○/○	9:00~10:00	○	○				11		
○/○	9:00~10:00	○	○	○			27		
○/○	9:00~10:00	○	○	○	○		36		
計		27	23	19	12	1	701		

漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業「環境・生態系保全」における

モニタリングの手引き (第2版)

令和7年3月（改訂）

水産庁漁港漁場整備部
全国漁業協同組合連合会
全国内水面漁業協同組合連合会

はじめに

平成 25 年度に始まった「水産多面的機能発揮対策事業」は、気候変動などの環境変化による藻場の減少等に対応するため、令和 7 年度より、漁場生産力の回復・強化やブルーカーボンの推進の観点を踏まえ、「漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業」として再出発します。新たな事業では、漁場生産力の強化に資する藻場等の保全活動を重点的に支援するほか、モニタリングの強化と専門家の指導、P D C A サイクル等による保全活動の実効性の確保が求められることになります。本事業は、全国的な規模で行われる沿岸環境、河川・湖沼環境の保全対策としては我が国唯一の施策であり、活動組織を構成する漁業者と漁業協同組合、企業、そして地域の皆さんの役割は大変重要なものとなっています。一般国民や企業等による沿岸環境、河川・湖沼環境等への関心が高まりつつある昨今、活動組織の皆さんには大きな期待が寄せられています。

藻場・干潟・サンゴ礁等の沿岸環境、河川・湖沼環境は、自然および人為の影響を受けて絶えず変化しています。この変化には、突発的に起こる短期的変化と緩やかに進行する長期的変化があり、これをいち早く察知することが保全対策を立てる上で重要です。本事業の柱の一つである「環境・生態系保全」活動は、沿岸環境、河川・湖沼環境に変化をもたらした原因について検討し、その結果に基づき仮説を立て、保全対策を検討し、実行するというプロセスで進みます。モニタリングは、仮説を検証し保全対策を順応的に見直していく上で重要な作業となります。

本事業におけるモニタリングは、活動組織を構成する漁業者や漁業協同組合、企業、地域の皆さんが、専門家の指導を得つつ自ら実施できると考えられる範囲を想定していますが、一方で、事業の効果を具体的な数値で一般国民の皆さんに伝えなければならないという使命もあり、そこには一定の精度が求められます。この手引きでは、保全活動に携わる皆さんにとって大きな負担とならないよう、かつ精度の高い数値が得られるよう、モニタリングの手法を本事業に特化した形で組み立て、解説しています。

この手引きが活動組織の皆さんの地先の保全活動の一助となり、一般国民の更なる支持を得、本事業がますます発展することを願ってやみません。

目 次

1. 協定面積の設定	1
2. モニタリングの方法	3
2.1. モニタリングの種類	3
2.2. 定期モニタリングと自己評価	4
2.3. モニタリング定点の設定	4
2.4. 活動項目別のモニタリング方法	5
（1）藻場の保全	5
（2）サンゴ礁の保全	14
（3）魚介類の放流	16
（4）干潟等の保全	18
（5）ヨシ帯の保全	20
（6）内水面生態系の維持・保全・改善	22
（7）漂流、漂着物、堆積物処理	26
3. 自己評価表（令和○年度）	28
4. モニタリング結果整理表（例）	30

1. 協定面積の設定

地域の調査資料や既存の図面（海図、航空写真、現存植生図等）、GIS(地理情報システム)等を基に、5年間で藻場や干潟等の沿岸環境、河川環境の保全、再生のための活動を行う範囲を「協定面積」として設定し、市町村と協定を締結する（面積単位：ha）。

「協定面積」内において、各年度の「活動面積」が異なる場合においても、モニタリングによって「協定面積」全体の環境や資源の状況を毎年度把握する。

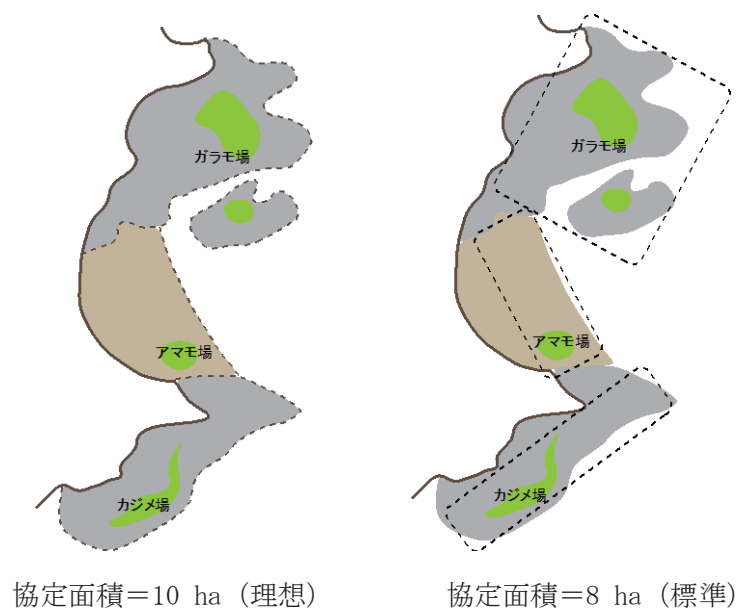
表 1.1 協定面積と活動面積の区分

協定面積	5年間で環境の保全、再生のための活動を行う面積であり 実質的な活動面積と活動の効果が波及する面積を包含する。
活動面積	各年度で実質的な活動を行う面積であり、協定面積と一致する 場合もある。

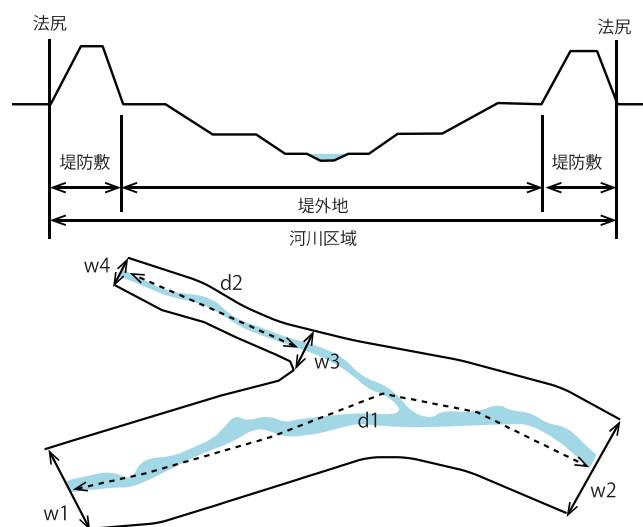
表 1.2 活動項目別の協定面積の設定基準

活動項目	協定面積の設定基準
①藻場の保全 ②サンゴ礁の保全	海藻やサンゴが着生可能な基質（岩礁等）の面積とすることが望ましいが、詳細が不明な場合や海藻・サンゴおよびそれらの基質がパッチ状・点状の場合は、それらを包含するエリアを設定し協定面積とする。
③魚介類の放流	放流対象魚種をモニタリングする範囲（放流対象種がその生活史において利用する環境のある範囲）の面積とする。
④干潟等の保全	保全対象生物を設定した上で、それらの生息可能区域の面積とすることが望ましいが、詳細が不明な場合は、それを包含するエリアを設定し協定面積とする。
⑤ヨシ帯の保全	現存するヨシ群落あるいは再生を目指すヨシ群落の面積とヨシの生育に影響を及ぼすと想定されるヨシ帯前面の水域の合計面積とする。
⑥内水面生態系の維持・保全・改善	活動を実施する河川区域（堤防敷および堤外地）の面積とする。算出が困難な場合は、活動を実施する河川上下流端の平均河川幅に、その間の河道延長を乗じた面積とする。
⑦漂流、漂着物、堆積物処理	実際に清掃を行うことが可能な面積とする。

【藻場の保全】



【内水面生態系の維持・保全・改善】



面積の算出例：協定面積 = $(w1+w2) \div 2 \times d1 + (w3+w4) \div 2 \times d2$

図 1.1 協定面積設定のイメージ（藻場、内水面の例）

2. モニタリングの方法

2.1. モニタリングの種類

モニタリングは、沿岸や河川、湖沼の短期的、突発的な環境の変化を把握するために、日頃の観察時に現地の状態や出来事を簡潔に記録する「日常モニタリング」と保全する沿岸、河川、湖沼の環境の長期的変化や保全の効果を定量的に把握するために定期的かつ定量的に行う「定期モニタリング」に分けて考える。

定期モニタリングは、その結果をもとにPDCAサイクル※をまわし、次年度以降の効果的な活動計画に反映させることがねらいである。この手引きでは、定期モニタリングの内容を中心として、活動項目ごとに解説をする。

※PDCAサイクルとは（第3版 磯焼け対策ガイドライン より抜粋）

PDCAサイクルとは、Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）を繰り返し、物事を継続的に改善しながら進めていく手法である。これを磯焼け対策に当てはめると、磯焼けの現状を把握し設定した目標に応じて具体的な計画を作成する（Plan）→ 計画に基づいて実際に磯焼け対策を実行する（Do）→ 活動の結果をモニタリング・評価する（Check）→ 評価内容に応じて計画を見直し次の計画を立てて（Action）、改めてPDCAサイクルを回すこととなる。なお、藻場を回復させるにはある程度の時間を要する。下図に示すとおり、螺旋（らせん）を描くようにPDCAサイクルを回し続けていくことが重要であり、それこそが水産資源の増大へとつながる磯焼け対策である。

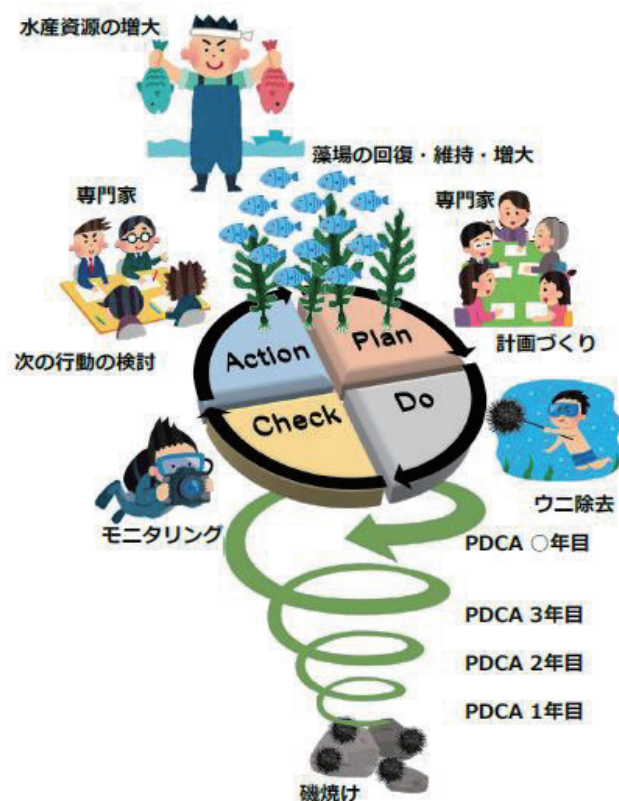


図 2.1 PDCAサイクルのイメージ図

表 2.1 モニタリングの種類

日常モニタリング	沿岸や河川、湖沼の短期的、突発的な環境の変化を把握するために、日頃の観察時に現地の状態や出来事を簡潔に記録します。
定期モニタリング	沿岸や河川、湖沼の環境の長期的変化や保全活動の成果を確認するために定点で毎年同じ時期に定量的にモニタリングします。

2.2. 定期モニタリングと自己評価

保全活動を実施したら、定期モニタリングにより各年度の成果を自己評価し、報告する。自己評価は、活動組織自らが当該年度の活動を振り返り、内容を検証するとともに、成果を客観的に評価することがねらいである。

「環境・生態系保全」における成果指標は、「対象生物の増加量・維持量」である。活動項目ごとに対象生物が定められているので（表 2.2）、定期モニタリングではこれらの変化量を調査し、自己評価表で報告を行う。

表 2.2 活動項目別の成果指標（モニタリング項目）

成果指標	対象生物の増加量または維持量	
対象生物と 調査項目	①藻場の保全	海藻・海草の被度
	②サンゴ礁の保全	サンゴの被度
	③魚介類の放流	魚類：放流対象魚種の単位努力量あたりの個体数・重量 貝類：④に同じ
	④干潟の保全	二枚貝類等の単位面積あたりの個体数、重量
	⑤ヨシ帯の保全	ヨシ帯の被度・面積、またはヨシ帯周辺を利用する魚類の単位努力量あたりの個体数、底生動物（水生昆虫等）の単位面積あたりの個体数
	⑥内水面生態系の維持・保全・改善	魚類の単位努力量あたりの個体数、底生動物（水生昆虫等）の単位面積あたりの個体数およびゴミの処理量
	⑦漂流・漂着物・堆積物処理	海岸付近に生息する指標生物（魚介類・海藻類、貝殻等）の生物量およびゴミの処理量

2.3. モニタリング定点の設定

定期モニタリングは、同じ場所（以下、モニタリング定点という）において、毎年実施する。モニタリング定点の設定基準は、地域の状況や活動内容によって異なるが、協定面積に応じたモニタリング定点数の目安（最低限の作業量）が定められている（表 2.3）。活動項目ごとに地域の状況に応じて適切にモニタリング定点を設定することが求められる。

また、「環境・生態系保全」における協定面積は、5年間で活動を行う範囲となっているが、年度により主たる活動場所が変わった場合においても、協定面積全体の状況を把握できるよう、モニタリング定点を適切に設定することが必要である。

表 2.3 協定面積に応じたモニタリング定点数の目安

協定面積が 10ha 未満	:	5 箇所以上のモニタリング定点を設置
協定面積が 10～50ha	:	10 箇所以上のモニタリング定点を設置
協定面積が 50ha 以上	:	20 箇所以上のモニタリング定点を設置

2.4. 活動項目別のモニタリング方法

(1) 藻場の保全

<日常モニタリング>

海藻の生育状況、海藻の被害、植食性魚類の漁獲、魚介類の産卵、流れ藻、打ち上げ藻、水温変化※、赤潮、魚介類の大発生や大量斃死、濁り、土砂の流入、ゴミの堆積、開発や土砂崩れなどによる地形の変化、あるいは異常気象（豪雨や暴風など）の報道など、藻場と周辺の環境の変化をそのつど記録する。

※水温は、藻場の水深帯に小型メモリー式水温計を設置（毎時測定）し、定期的にデータを回収する方法が推奨される。

<定期モニタリング>

定期モニタリングの回数は年 1 回（海藻の繁茂期、春～初夏）を基本とし、各年度で同じ時期に実施する。九州沿岸や西日本沿岸では、イスズミなどの植食性魚類の食圧が高まる時期（秋頃）に 1 回追加して、食害の被害状況等を把握することを推奨する。定期モニタリングの時期は専門家等のアドバイスを参考にして決めること。モニタリング方法は、以下の例を参考にすること。

■「藻場の保全」における定期モニタリングの例

モニタリング定点を設定し、藻場の被度と主な海藻の種類を記録し、写真撮影等を行う。

① モニタリング定点の設定

協定面積内を底質（岩場・礫場・砂地）の分布や地形（湾入等）を考慮して地先分けして、「地先ごと」に藻場を代表する所（1 ヶ所）にモニタリング定点を設定する（定点数は表 2.3 を満たすこと）。各年度で「同じ場所」をモニタリングするために、定点には目印ブイ※1を設置する（携帯 GPS で緯度経度を記録することを推奨）。定点周辺にヒジキやカジメなどの水産有用種が生えていた場合は記録しておく。

※1 目印ブイの設置

目印ブイの錘りには土嚢（10～30 kg）、建材ブロック（さらに錘りをつけないと軽すぎる）や鉄板などを用いる。礫の間や岩の割れ目等に沈設して、潮流や波浪で動かないようにする（図 2.2 上段）。また、錘りから 1m 程の高さに小さい浮子を立ち上げておくと、濁った時でも定点が見つけやすい（図 2.2 下段）。海面までブイを立ち上げると、船のスクリューに巻き込まれたり、ブイロープが切れて流出しやすくなるため、再設置する手間が増える。目印ブイの設置については、他の漁業者に周知しておく。

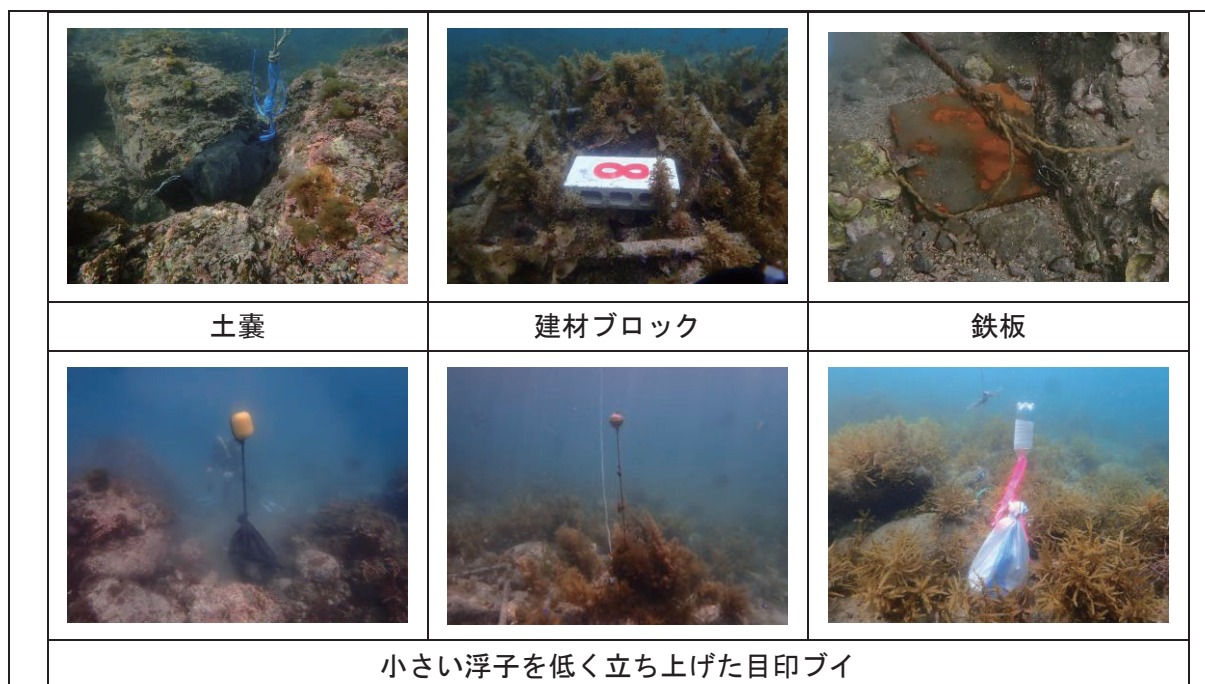


図 2.2 目印ブイの設置例

② 藻場の被度の記録

モニタリング定点において潜水（ボンベ使用を含む）して、観察者の 1 視野内^{※2}の植生を「大型海藻」と「小型海藻^{※3}」、および「その他」の 3 つに区分し、区分ごと^{※4}の被度、および「主な海藻の種類^{※5}」を記録する。併せて定点の藻場の状況がわかる写真^{※6}を必ず撮影する。定点をビデオ撮影しておくことも勧める。被度観察の具体的な方法については専門家の個別サポート（現地指導）を受けることができる。

潜水による観察以外に、箱メガネ等による船上からの目視や水中ドローンなどを用いる方法もある。

③ その他の記録項目

モニタリング時には藻場の水深^{※7}（上限と下限）、環境条件（水温、透明度等）や食害生物（ウニ・魚）の出現状況^{※8}、新芽の有無、主な海藻の平均的な長さや高さなどをできる限り記録する。

※2 1 視野内の範囲

被度を観察するのは目印ブイを中心とした数 m^2 の範囲（2m四方であれば面積 4 m^2 ）とする。この範囲を狭くすると、観察者は海藻が最も繁茂しているところを観察しがちなので、藻場の被度を過大に評価してしまう恐れがある。この観察は、目印ブイを中心にした写真を想像し、そこに写っている海藻の占める割合（%）を判定する。観察時には 3 区分の合計が「100%」となっていることを毎回チェックする。被度は観察者により多少ばらつくが、この 100%チェックにより誤差を小さくすることができる。なお、従来行われている $1\text{m} \times 1\text{m}$ の方形枠を用いるコドラート法は、1 視野内の面積が 1 m^2 の場合である。

※3 小型海藻に無節サンゴモ類は含めない

磯焼けが持続している海底はピンク一色に染まり、いわゆる海藻は全く生えていないようにみえる場合がある。ピンク色にみえているのは「無節サンゴモ類」という海藻の仲間が海底を覆っているためである。無節サンゴモ類は磯焼けの元凶と誤解されているが、太陽光を利用して二酸化炭素を減らす役割を果たしている。しかし、磯の生き物を育むという藻場としての本来の機能は低いので、定期モニタリングでは「小型海藻」ではなく、「その他※4」の区分に含める。

※4 3つの区分

「大型海藻」、「小型海藻」および「その他」の3区分の具体例を下表に示した。大型と小型は大きさで分けているのではなく、種類で分けている。そのためワカメの新芽は長さが数cm未満であっても大型海藻とする。

表2. 4 「大型海藻」、「小型海藻」および「その他」の具体例

区分	類別	具体例
大型海藻	コンブ類	コンブ, ガゴメコンブ, スジメ, アナメ
	カジメ類	カジメ (クロメ, ツルアラメ) *, アントクメ, アラメ
	ワカメ類	ワカメ (ヒロメ, アオワカメ) **
	ホンダワラ類 (モク類)	ヒジキ, アカモク, ウミトラノオ, ホンダワラ, ノコギリモク, トゲモク, オオバモク, ウスバモク, キレバモク, マジリモク, ヒイラギモク, ヤツマタモク, マメタワラ
	種子植物	アマモ, コアマモ, スガモ
小型海藻	緑藻類	アオサ・アオノリ類, ヒトエグサ類, ミル
	褐藻類	フクロノリ, イシモズク, アミジグサ, シワヤハズ
	紅藻類	マクサ, ツノマタ, カギケノリ, 有節サンゴモ類
その他	殻状藻類	無節サンゴモ類, イワノカワ類, イソガワラ類
	固着動物	イガイ, イワガキ, フジツボ, カイメン, カンザシゴカイ
	海底基質	岩, 礫, 砂, 泥

*クロメやツルアラメはカジメの変種とされる。

**ヒロメやアオワカメは独立した種としては認められていない。

※5 主な海藻の記録

藻場には大小様々な海藻が入り混じって生育している。しかし、魚やウニの食害の影響が大きくなると、大型海藻から小型海藻へと藻場を構成する海藻が変化していく。海藻の種類が替われば、藻場の役割も変わる。西日本でみられた藻場の変遷の事例を図 2.3 に示した。この場所では、魚とウニの食害によって、数年かけて藻場はゆっくり変遷し磯焼けになった。藻場を守っていくためには、主な海藻の変化を記録しておくことも大切である。主な海藻は必ず写真に撮り、種類がわからない場合は専門家に確認する。

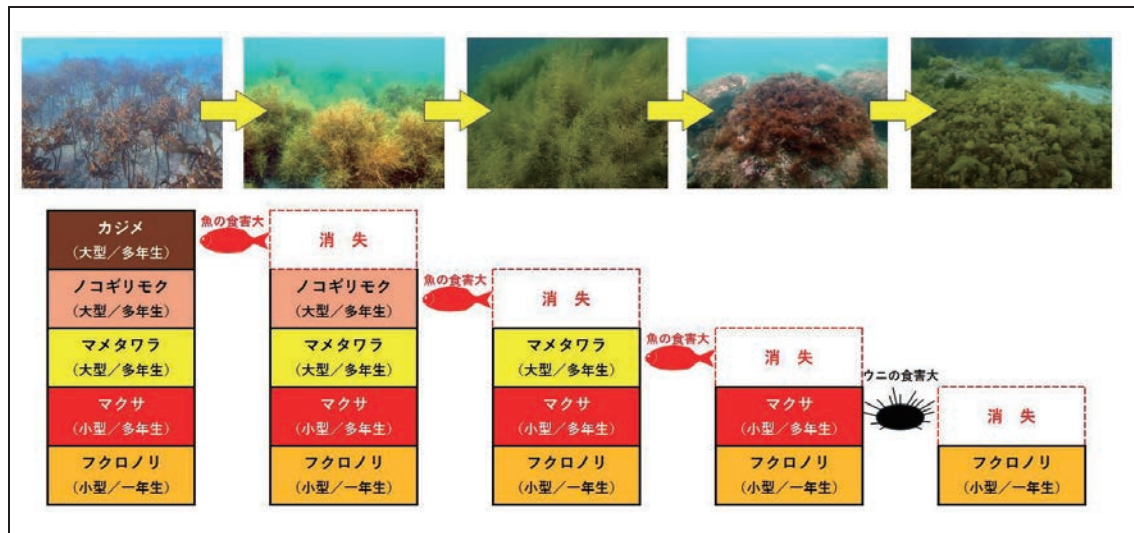


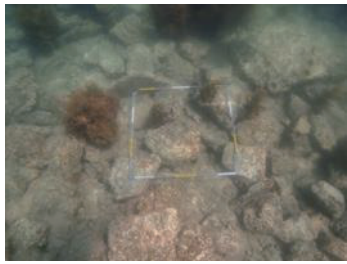
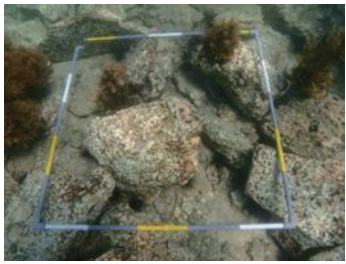
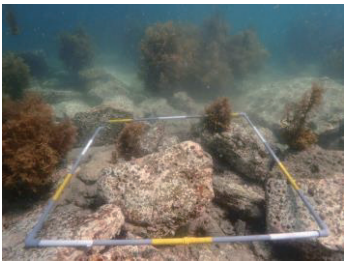
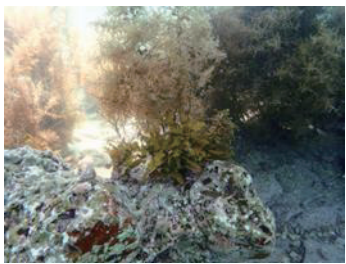
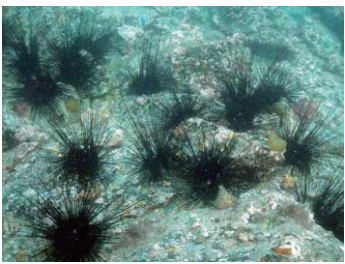
図 2.3 西日本でみられた食害による藻場の変遷の例

※6 写真撮影

地球温暖化に伴い藻場は減少傾向にあり、その保全と再生は社会の取り組むべき課題の 1 つである。同一場所で毎年撮影された写真とビデオ（推奨）は、藻場の変化（被度の増減・種類の変化）を視覚的に分かりやすくし、保全活動への参加を促すことに役立つ。写真等の撮影手順は次のとおり。

表 2.5 写真等の撮影手順

- 定点の目印ブイを探す。目印が見つからない場合は、前年度の水深に合わせて目印ブイ（予備）を再設置する。
- 岸側に向いて方形枠（1m×1m）を入れて「遠景」・「上から」・「横から」・「1/4 の拡大」、および「主な海藻」と「その他」の写真を撮影する。「主な海藻」は全景と共に種類が判定できる接写も撮影してほしい。「その他」は密集したウニ、パッチ状磯焼け（ハゲ地）、イスズミの群れなどの写真で、できるだけ多く撮影してほしい。各定点の番号が書かれたプレートを最初に写しておく、写真整理が簡単になる。
- 定点を中心とし、カメラを水平方向に左右に動かして、藻場の状況をビデオ撮影（パン撮影）する（推奨）。

		
方形枠（遠景）	方形枠（上から）	方形枠（横から）
		
方形枠（1/4）	主な海藻（全景）	その他

※7 水深の測定

水深は錘を付けた巻尺等で測定する。水深は潮位により変化するので、潮位表で潮位を調べて補正（実測値－潮位）する。

※8 食害状況の判定

【ウニの場合】

ウニの駆除の判断の目安の1つに、ウニの密度が使われている。密度を「定量的」にきちんと測定するためには、できるだけ広い面積を調査する必要がある。しかし、ボンベ潜りが必要となるため、定期モニタリングではほとんど行われていない。実際には平均的な密度と思われる場所に方形枠を設置し、その枠内のウニの個数（／㎡）を記録している。観察する枠数を多くして平均すればより正確になる。稚ウニ（1歳未満）はあまり海藻を食べないので、稚ウニを含めた密度はウニの影響を過大に評価してしまうため、計数しない。ただし、稚ウニが大量に出現した場合は概数を記録すること。主な種類の計数すべきウニの大きさ（殻径）の目安は次のとおり。なお殻径とは棘を含まない殻の直径である。

表 2.6 計数すべきウニの最小サイズ

種類	ガンガゼ属	ムラサキウニ	ナガウニ属
殻径	40 mm	30 mm	20 mm

ウニの食圧を「定性的」に判断する方法もある。ウニが多いところはパッチ状磯焼け（ハゲ地）になる。このハゲ地を放置しておくと、そのうち丸焼けの磯焼けになる。モニタリングでハゲ地の出現状況（多い・有り・無し）から、ウニを優先して駆除すべき場所を判断できる。

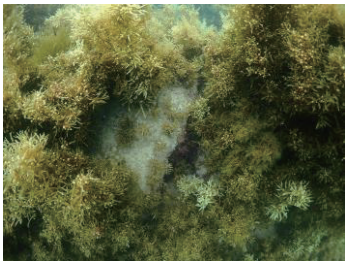
		
ウニの食害が多い	ウニの食害がある	ウニの食害が少ない

図 2.4 磯焼けの定性的な状態区分

【魚の場合】

魚の食害は定性的に記録する。アイゴなどの植食性魚類が藻場を衰退・消失させることが知られている。魚にも好き嫌いがあり、好みの海藻（例えばカジメ）から食べ始め、それを食べ尽くしてから、次の大型海藻（例えばノコギリモク）を食べ始める。これを順次繰り返し、最後にはほとんどの海藻を食べ尽くしてしまう。魚が海藻を食べているところが目撃されるのは稀で、原因がわからないまま藻場が衰退していくことがある。例えば茎だけのカジメが残っていても、高水温で葉が溶けたのか、魚が食べたのかわかりにくい。しかし、葉が広いアラメ・カジメなどの大型海藻には食痕が残り（図 2.5）、食痕の形状から魚の種類を推定しやすい。

（旧西海区水産研究所（<https://snf.fra.affrc.go.jp/print/syokugai/syokugai.html>、[基礎資料-1](#)）。葉の幅が狭いホンダワラ類（モク）では食痕が目立たないが、ヒジキが最も伸びる春に長さが数cmの場合は、魚の食害が疑われる。そのような場合、茎がスパッと切れていることがある（図 2.5 上段）。小型海藻のウミウチワは魚が好む海藻で、葉が広くかつ腐りにくいため食痕はいつでも確認できる（図 2.5 下段）。中南部日本の各地で普通にみられる海藻なので、魚の食害の指標として使うことができる。

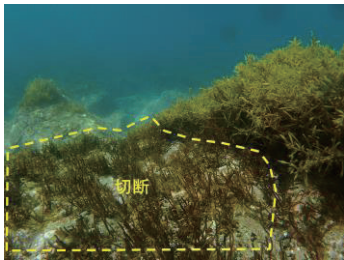
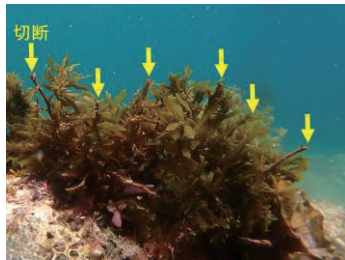
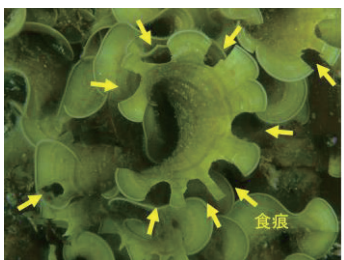
		
ヒジキ（春に伸びない）	ヒジキ（茎切断）	イソモク（茎切断）
		
ウミウチワ（食害なし）	ウミウチワ（食痕あり）	ウミウチワ（食害著しい）

図 2.5 植食性魚類による食痕の例

【定期モニタリングの結果の整理】

各定点の藻場の被度を「4. モニタリング結果整理表」に記入して平均値を算出し、自己評価表に記入する。

大型海藻の被度と小型海藻の被度は「経年変化図」を作成することを薦める。図 2.6 のような経年変化図から、この地区では「令和元年の春まで被度 60% 台の大型海藻（灰色棒）と小型海藻（白色棒）が混じる藻場が維持されていたが、その年の秋に大型海藻が激減し、小型海藻が徐々に増加したため、小型海藻の藻場に変化したこと」がわかる。

この地域のウニは主にムラサキウニで、平均 2 個/㎡前後で安定しており、藻場に大きな影響を与えていないと推察される。ノコギリモクの衰退状況や食痕の観察により、ここでの大型海藻が激減した原因は、魚がノコギリモクを選択的に食害したためと推察されている。

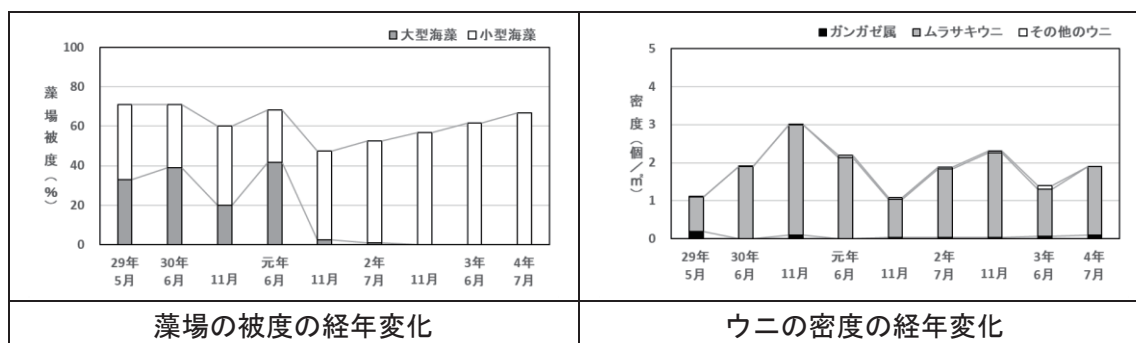


図 2.6 定期モニタリング結果の整理例（経年変化）

【観察野帳の例】

定期モニタリングの観察野帳(エクセル版・ワード版・PDF版)は「ひとうみ.jp」からダウンロードできる。観察項目や地点数は必要に応じて追加すること。

表 2.7 観察野帳の例

地区		水温	℃			名前		年 月 日	
地 先 名									
定点番号		1	2	3	4	5	6	7	8
観察時刻		:	:	:	:	:	:	:	:
前回水深		m	m	m	m	m	m	m	m
実測水深		m	m	m	m	m	m	m	m
景観被度	大型海藻	%	%	%	%	%	%	%	%
	小型海藻	%	%	%	%	%	%	%	%
合計10割	その他	%	%	%	%	%	%	%	%
	チェック欄	□ 100%	□ 100%	□ 100%	□ 100%	□ 100%	□ 100%	□ 100%	□ 100%
主な海藻 ○あり ◎多い	カジメ								
	キレバモク								
	ホンダワラ類								
	ウミウチワ								
	テングサ								
	有節サンゴモ類								
主な付着動物 ○あり ◎多い	イガイ								
	イワガキ								
	フジツボ								
	海綿動物								
	イシサンゴ類								
ウニ (/㎡)	ガンガゼ	個	個	個	個	個	個	個	個
	ムラサキウニ	個	個	個	個	個	個	個	個
	ナガウニ	個	個	個	個	個	個	個	個
		個	個	個	個	個	個	個	個
パッチ状磯焼け(ハゲ地)		多有無	多有無	多有無	多有無	多有無	多有無	多有無	多有無
ウミウチワの食痕		多有無	多有無	多有無	多有無	多有無	多有無	多有無	多有無
魚の食害		有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無
食べられた海藻									
植食性魚類	イスズミ	尾	尾	尾	尾	尾	尾	尾	尾
		cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm
	ブダイ	尾	尾	尾	尾	尾	尾	尾	尾
		cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm
	アイゴ	尾	尾	尾	尾	尾	尾	尾	尾
		cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm
特記事項									

【参 考】

＜被度から藻場の実勢面積を算出する方法＞

基質（岩礁等）の面積が把握されている場合は、全てのモニタリング定点の藻場の被度から全体の平均被度を算出し、藻場の実勢面積を算出する。

＜実勢面積の計算例（出典：「第3版 磯焼け対策ガイドライン」（2022. 水産庁））＞

（2）藻場の実勢面積の把握

藻場は海藻が密生していても、疎らであっても、同じ面積として扱われている。そのため、磯焼け対策で藻場が疎生から濃生に改善されても、面積的には評価が同じとされてしまう。そこで、藻場の変遷を適正に把握するため、磯場の面積に海藻の被度を乗じた「藻場の実勢面積」を算出する方法が使われている。

例えば、磯場面積が10 haの場合、被度が20%から80%になれば、藻場の実勢面積は2 haから8 haに増加する。磯場の面積は、岩盤や礫などの海藻の着生基質がある範囲（「磯」と呼ぶ）とし、藻場の下限水深を考慮し、航空写真や海図などからおおよその磯面積を算出する。あるいは、磯の長さに幅を掛けて磯面積を計算してもよい。藻場の実勢面積は次式で算出できる。

藻場の実勢面積＝磯面積(ha)× 平均被度(%)

図 7-E-3 の磯の場合は、A・B・C 地区全体の磯面積は 34 haであり、海藻の繁茂状況を考慮した藻場の実勢面積は 26 haとなる。

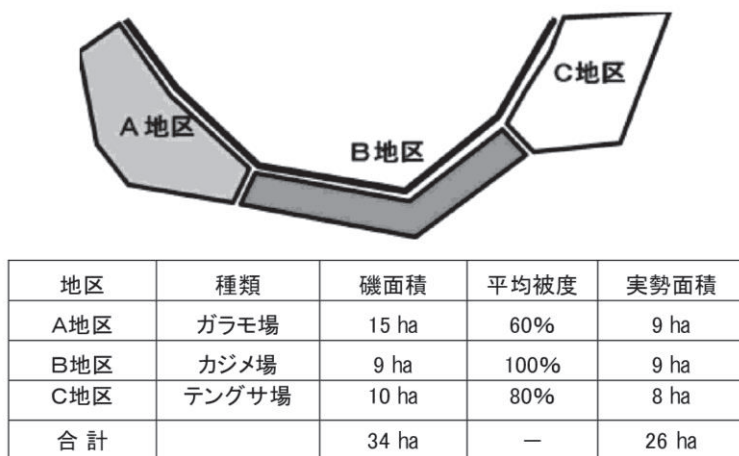
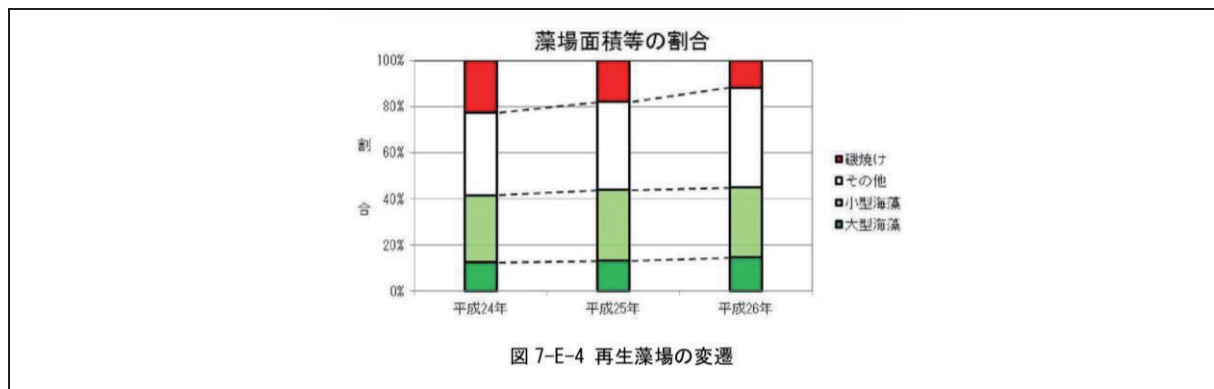


図 7-E-3 実勢面積の計算

この方法は、精度は高くないが、広域の藻場の変動を把握するのに向いている。対象 海域を細分化し、区域毎に調査を行えば、精度を上げることができる。また、大型海藻、 小型海藻に分けて被度を観察すれば、図 7-E-4 に示すようにそれぞれの面積の変化の傾向も把握できる。



＜自己評価＞

全てのモニタリング定点の藻場の被度（％）の平均値を、該当年度の生物量の欄に記入する。被度の増加を目指す場合は「年度達成度（増加量）」で評価し、現状維持を目指す場合は「増減率（維持量）」で評価する。

（２）サンゴ礁の保全

＜日常モニタリング＞

サンゴの生育状況、魚介類の産卵、オニヒトデ・レイシガイダマシによる食害、サンゴの病気・破損、スリック※の発生、水温変化、濁り、土砂の流入、ゴミの堆積、開発や土砂崩れによる地形の変化、あるいは地域で報道された異常気象情報（豪雨や暴風など）など、サンゴ礁と周辺の状態をその都度記録する。

※サンゴが一斉産卵し、海面上に卵や胚が大量に浮上する際に、それらが海の潮目に集まって、海面に筋状や帯状に赤く見える現象をいう。

■「サンゴ礁の保全」における定期モニタリングの例

習熟度による誤差が少なく、単純作業で結果が得られる、リーフチェック方式のライントラセクト法によって被度の算出を行う※。

※スポットチェック法によるモニタリングを実施する場合は、「モニタリングサイト 1000（サンゴ礁調査） スポットチェック法によるサンゴ礁調査マニュアル 第5版」（環境省自然環境局生物多様性センター）を参照されたい。

① モニタリング定点（調査ライン）の設定

活動海域を代表すると思われるサンゴ礁域に、100m のメジャーを引く。メジャーテープは次年度以降同じラインで調査が行えるよう、鉄筋棒やペグ、岩礁に固定したロープなどを用いて始点、複数の経由点、終点に印を付けておく。

ラインの長さは、協定面積 10ha あたり 100m（30ha なら 100m×3 本）くらいが現実的。ラインは必ずしも 1 本で 100m なければならないということではなく、合計で 100m になれば、2～3

本に分割しても良い。

※調査ラインの位置は大変重要である。活動海域を代表する場所で、活動の結果が現れるところにラインを引く必要があるため、専門家の指導を受けることが望ましい。

② サンゴの有無の記録と被度の算出

メジャーの 0.5m 地点から 0.5m 間隔で、メジャー直下の海底がサンゴかサンゴでないかを記録する。100m メジャー1 本で 200 地点のデータが得られる。ラインが 30m、30m、40m の 3 本に分割されていれば、60 地点+60 地点+80 地点=200 地点になる。

記録された地点のうち、サンゴだった地点数の割合を当該海域の被度%とする。

※ここでの「被度」は、植物生態学で定義された被度とは異なるが、世界中でボランティアダイバーが統一された方法でサンゴの被度を計測するリーフチェックの方式による。

<https://www.env.go.jp/nature/biodic/coralreefs/reference/mokuji/0301j.pdf>

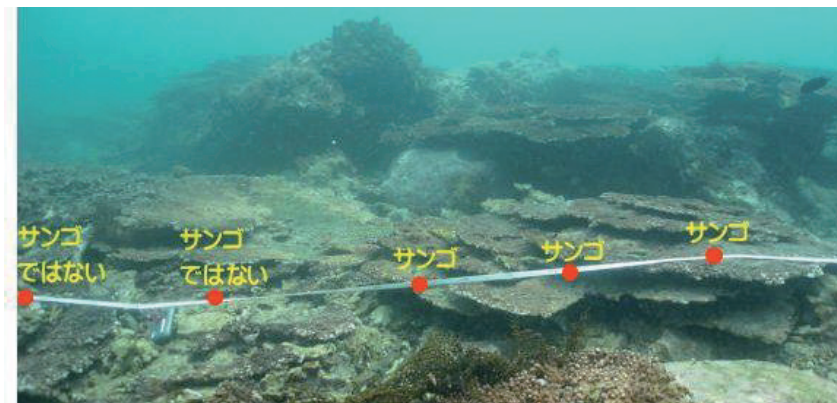


図 2.7 ライン調査のイメージ

③ 写真撮影

調査時にメジャーの判別点を中心に前後各 30cm 程度が写るように写真を撮影しておく、その場でサンゴかどうかを判別できなくても写真から判別することができる。写真には多くの情報が記録されるので、現場で判別を行う際にも撮影しておくことが望ましい。

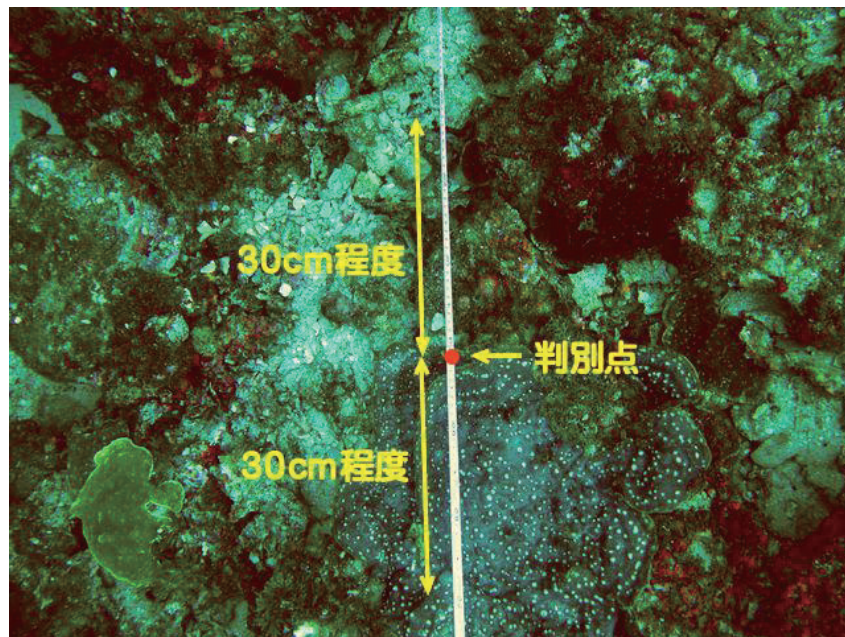


図 2.8 判別点を中心に前後各 30cm が写るように真上から写真撮影

なお、研究機関や調査会社等の熟練した調査員が調査を実施する場合など、十分な精度が保証される場合には、スポットチェック法やコドラート法など他の手法を用いて被度の算出を行ってもかまわないが、その場合には用いた手法を明記すること。

④ その他の記録項目

モニタリング実施時に環境条件（水温、水深、透明度等）や食害生物（オニヒトデ・魚介類）の出現状況（生息密度等）など、基礎的な情報を併せて記録する。

<自己評価>

ライントランセクト法で算出した被度（％）、またはスポットチェック法やコドラート法で算出した平均被度（％）を該当年度の生物量の欄に記入する。被度の増加を目指す場合は「年度達成度（増加量）」で評価し、現状維持を目指す場合は「増減率（維持量）」で評価する。

自己評価表にライントランセクトの判別点の記録、あるいは各モニタリング定点で記録した被度のデータを添付すること（4. モニタリング結果整理表を参照*）。

※参考として、スポットチェック法による場合のモニタリング結果整理表を添付した。

(3) 魚介類の放流

<日常モニタリング>

放流対象地区に影響を及ぼす範囲に発生した以下の事象を記録する。

- ・沿岸環境 : 赤潮、青潮、放流種苗を食害する生物の発生状況など
- ・河川、湖沼 : 出水による河道の変化、河川改修工事の影響など
- ・共通 : 他事業による魚介類の放流状況、放流対象種の漁獲状況・釣獲状況、魚介類の斃死、水温変化、濁り、土砂の流入、ゴミ類の堆積、開発や土砂崩れによる地形の変化、あるいは地域で報道された異常気象情報（豪雨や暴風など）など

<定期モニタリング>

定期モニタリングは年1回以上、各年度で同じ時期に実施する。モニタリング方法は、以下の例を参考にすること。

■「魚介類の放流」における定期モニタリングの例

採捕調査により、放流対象種の生息状況を把握する。対象魚種の行動範囲や生活史、立地条件に合わせ、採捕方法を適宜選択する。

なお、以下は魚類のモニタリング方法例であり、二枚貝類については、「(4) 干潟等の保全」を、参照のこと。

① モニタリング定点の設定

協定面積内をメッシュで区切り、各メッシュにモニタリング定点を設定する。または、岸から沖方向、或いは水深帯別に複数本の調査ラインを設定する（「協定面積に応じたモニタリング定点数の目安」を満たすこと）。

※採捕調査において、一つ以上の大型の待ち受け漁具（定置網等）により協定面積（水域）全体を評価できる場合は、必要な定点数を満たしたものと判断してかまわない。

② 魚類の生息状況の把握

【採捕調査】

モニタリング定点において、定置網や刺網、延縄、カゴ網、底曳網、地曳網、サーフネット、投網、釣りなどにより対象魚種を採捕し、単位努力量あたり（1人1日（半日）あたり、漁具数あたり、1投あたり等）の対象魚種の個体数（C P U E）を記録する。その際、漁具の規格（サイズ等）と設置数量を記録すること。

※魚種別の調査適期については、地元の水産試験場等に確認すること。

※魚類の採捕にあたっては、特別採捕許可申請が必要な場合があるので、実施する前に地域協議会、各県の漁業調整規則等の担当部署に確認すること。

③ その他の記録項目

モニタリング実施時に環境条件（水温、透明度等）等、基礎的な情報も併せて記録する。

※魚類の放流にあたっては、標識（各種タグ、鰭切、焼印等）を施して放流することが望ましい。その際、①全放流個体数と②その内の標識放流個体数、③捕獲した全個体数と④その内の標識再捕獲個体数を必ず記録すること。また、捕獲した対象魚は、個体数、体長（体長範囲でも良い）を計測し、成長の程度を把握することが望ましい。

なお、内水面において、第5種共同漁業権の免許を受けている魚種の放流は対象にならない。

<自己評価>

放流対象種のうち魚類については単位努力量あたりの個体数（C P U E）の平均値を、底生動物（二枚貝類）については生息密度（個体数・重量/m²）の平均値を該当年度の生物量の欄に記入します。魚類のC P U Eや底生動物の生息密度の増加を目指す場合は「年度達成度（増加量）」で評価し、現状維持を目指す場合は「増減率（維持量）」で評価する。

自己評価表に、対象魚種の放流個体数、標識個体数、各モニタリング定点で記録した採捕個体数、標識採捕個体数、採捕努力量などのデータを添付すること（4. モニタリング結果整理表を参照）。

（4）干潟等の保全

<日常モニタリング>

二枚貝類の生育状況、食害生物の発生、藻類（アオサ等）の大量発生、貝類の斃死、水温変化、赤潮、青潮、濁り、土砂の流入・流出、ゴミの堆積、開発や土砂崩れによる地形の変化、あるいは地域で報道された異常気象情報（豪雨や暴風など）など、干潟・浅場周辺の状況をその都度記録する。

<定期モニタリング>

定期モニタリングは年1回以上（二枚貝類の場合は春と秋の2回実施することが望ましい）、各年度で同じ時期に実施する。モニタリング方法は、以下の例を参考にすること。

■「干潟等の保全」における定期モニタリングの例

① モニタリング定点の設定

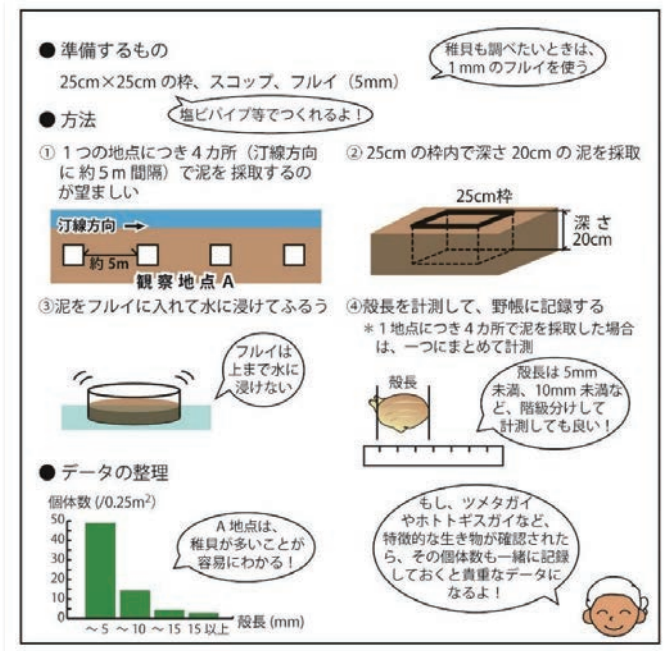
協定面積内をメッシュで区切り、各メッシュにモニタリング定点を設定する。または、岸から沖に向かって複数本の調査ラインを引き、潮間帯～生息下限水深までの間に2点以上のモニタリング定点を設定する（協定面積に応じたモニタリング定点数の目安を満たすこと）。

② 方形枠を用いた密度の記録

各モニタリング定点において、保全対象とする二枚貝類、その他の底生動物の一定面積における個体数と重量を計測する。

二枚貝類を対象として、ジョレン（腰巻ジョレンなど）やケタ網等により採集する場合は、漁具の間口に曳いた距離を乗じて面積を求め、生息密度（個体数・重量/m²）を算出する。

方形枠が小さい場合や、エクマンバージ採泥器、スミスマッキングタイヤ採泥器を使用する場合は1回の採泥量が少ないため、1モニタリング定点につき3回以上採泥する（回数を統一する）。



出典：環境・生態系保全活動ハンドブック（2011.JF 全漁連）

※対象とする二枚貝類の種類や大きさによって採泥の深さは異なる。アサリやハマグリであれば10cm程度でかまわない。

③ その他の記録項目

モニタリング実施時に環境条件（水温、水深、粒度組成等）や食害生物（ツメタガイ、ヒトデ類、ナルトビエイなど）の生息密度等、基礎的な情報を併せて記録する。

【参 考】

＜二枚貝類の殻長組成の把握＞

二枚貝類を調査する場合は殻長組成を把握することが望ましい。その際、多段式のフルイを用いると、底質試料から二枚貝類を効率的に区分でき、殻長の計測も省略できる。



図 2.9 多段式フルイ※

※目の粗い篩を上段に、目の細かい篩を下段に順に重ね、底質試料を最上段のフルイに乗せて、水を掛けながら振とうし、二枚貝類を大きさ毎にふるい分ける。

表 2.8 多段式ふるいの目合と各篩に留まる二枚貝類の殻長（例）

篩目（mm）	2	3.6	5	10	14	18	21
殻長（mm）	3.8～	7～	11～	16～	23～	27～	30～

＜自己評価＞

各定点で計測した二枚貝類等の生息密度（個体数/m²、重量/m²）の平均値を該当年度の生物量の欄に記入する。二枚貝類の生息密度の増加を目指す場合は「年度達成度（増加量）」で評価し、現状維持を目指す場合は「増減率（維持量）」で評価する。

自己評価表に各モニタリング定点で記録した二枚貝類等の生息密度のデータを添付すること（4. モニタリング結果整理表を参照）。

（5）ヨシ帯の保全

＜日常モニタリング＞

ヨシの生育状況、魚介類の産卵、競合植物の発生、魚介類の斃死、出水の影響、土砂の流入、ゴミの堆積、開発、護岸整備、地域で報道された異常気象情報（豪雨や暴風など）など、ヨシ帯周辺の状況をその都度記録する。

＜定期モニタリング＞

定期モニタリングは年1回以上、各年度で同じ時期（ヨシ群落は夏季～秋季が望ましい）に実施する。モニタリング方法は、以下の例を参考にすること。

■「ヨシ帯の保全」における定期モニタリングの例

ヨシの被度、面積あるいはヨシ帯周辺を利用する魚類、底生動物の生息状況を把握する。

① モニタリング定点の設定

ヨシ帯の前面に沿って一定間隔でモニタリング定点を設定する。あるいはヨシ群落内に陸側から水域方向に複数本の調査ラインを引き、ライン上に2点以上のモニタリング定点を設定する（「協定面積に応じたモニタリング定点数の目安」を満たすこと）。

※湖沼における採捕調査において、一つ以上の大型の待ち受け漁具（定置網等）により協定面積（水域）全体を評価できる場合は、必要な定点数を満たしたものと判断してかまわない。

② ヨシの生育状況の把握

【ヨシ帯面積の記録】

携帯GPS等によりヨシ帯面積を実測する。またはドローンによる空撮画像等から面積を算出する。

【ヨシの被度の記録】

群落内の調査ライン上に設置したモニタリング定点に方形枠（2m×2m）を設置し、目視観察によりヨシの被度階級（図 2.10）を記録する。

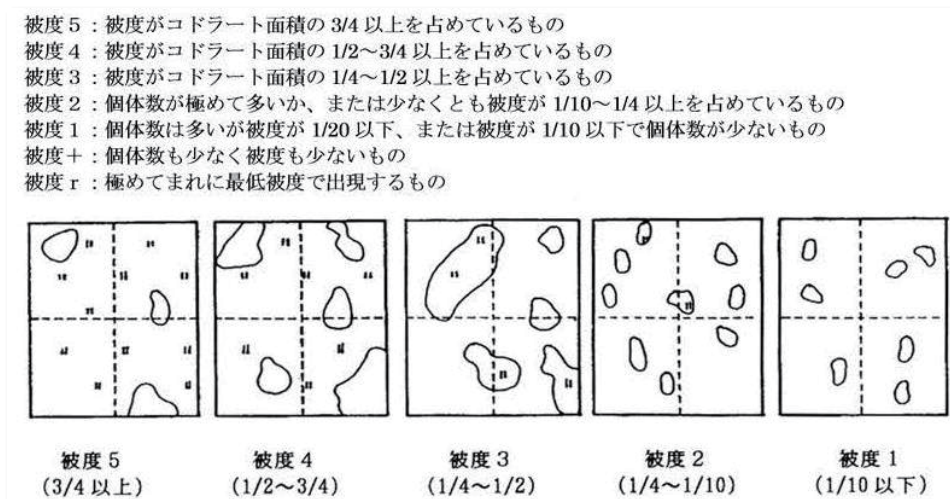


図 2.10 被度階級区分

出典：河川水辺の国勢調査マニュアル（国土交通省）

③ 魚介類の生息状況の把握

【採捕調査】

モニタリング定点において、定置網や刺網、投網、手網、籠網などにより魚介類を採捕し、単位努力量あたり（1 漁具あたり、1 昼夜あたり、1 投あたり等）の種類別の個体数を記録する。特に、河川において「ヨシの刈り取り」を主な活動としている場合は、採捕調査が必須となる。

※魚種別の調査適期については、地元の水産試験場等に確認すること。

※魚介類の採捕にあたっては、特別採捕許可申請が必要な場合があるので、実施する前に地域協議会、各県の漁業調整規則等の担当部署に確認すること。

※二枚貝類（シジミ類、ドブガイなど）などの底生動物を対象とする場合は、「④干潟等の保全」を参照のこと。

④ その他の記録項目

モニタリング実施時にヨシ群落や前面水域における下草（ミゾソバなど）や競合植物、外来植物の繁茂状況、ヨシの茎数、平均的な高さ、外来生物の採捕量等、基礎的な情報を併せて記録する。

<自己評価>

ヨシの被度の平均値、ヨシ帯の面積、魚類のC P U Eの平均値、底生動物の生息密度（単位面積あたりの個体数）の平均値のいずれかを該当年度の対生物量の欄に記入する。ヨシの被度、面積、魚類・底生動物の増加を目指す場合は「年度達成度（増加量）」で評価し、現状維持を目指す場合は「増減率（維持量）」で評価する。

なお、ヨシ群落の被度を被度階級で記録した場合は、被度の中央値（％）に置き換えてから記入する（下表参照）。

自己評価表に各モニタリング定点におけるヨシの被度、魚類、底生動物の採捕個体数、C P U Eなどのデータを添付すること（４．モニタリング結果整理表を参照）。

表 2.9 被度階級から被度（％）への換算

被度階級	5	4	3	2	1	0
被度（％）	100-75	75-50	50-25	25-10	10 未満	0
中央値（％）	87.5	62.5	37.5	17.5	5	0

（６）内水面生態系の維持・保全・改善

<日常モニタリング>

【清掃活動】

台風等による出水、連休や夏期休暇といったレジャーのハイシーズンの後には、ゴミの量が増えることが予想されるので、その前後に定点を決めて写真を撮っておくなど、活動地域の状況をその都度記録する。

また、粗大ゴミ等の不法投棄についても、廃棄物の種類や捨てられた場所等の情報を記録する。

【石倉かごの設置や河床耕耘等の環境改善活動】

水温や水量のほか、台風等による出水の影響（石倉かごの破損や石倉かご内や周辺での土砂の堆積、耕耘場所の砂利の流失や土砂の堆積）等の環境に関する情報を記録する。

【外来生物の除去】

除去を行う外来生物及び外来生物によって影響を受ける魚介類の生息状況に関する情報を収集する。オオカナダモ等の水草は、繁茂の状況の観察を行う。オオクチバス等の魚貝類は、組合員から生息状況や混獲等に関する情報を収集する。

また、都道府県の水産研究機関からも、当該生物の生息状況等を確認する。

<定期モニタリング>

【清掃活動】

清掃活動を実施する地点の付近に生息する魚類や水生昆虫等の個体数を把握する。定期モニタリングは、年１回以上を同じ時期に実施する。

併せて、ゴミの処理量や種類（ペットボトルや空き缶等の容器類、レジ袋に入ったゴミ、古

タイヤ等）を記録する。また、ゴミの来歴（遊漁等のレジャー客が捨てたもの、上流から流れてきたり近隣から飛ばされたもの等）を類推しておく、啓発を行うべき対象が絞り込めるメリットがある。

【石倉かごの設置や河床耕耘等の環境改善活動】

石倉かごに入った魚類等の種類と個体数を把握する。河床耕耘では、魚類等の産卵状況や水生生物の個体数等を記録する。定期モニタリングは、年1回以上を同じ時期に実施し、その方法は図2.11の例を参考にすること。

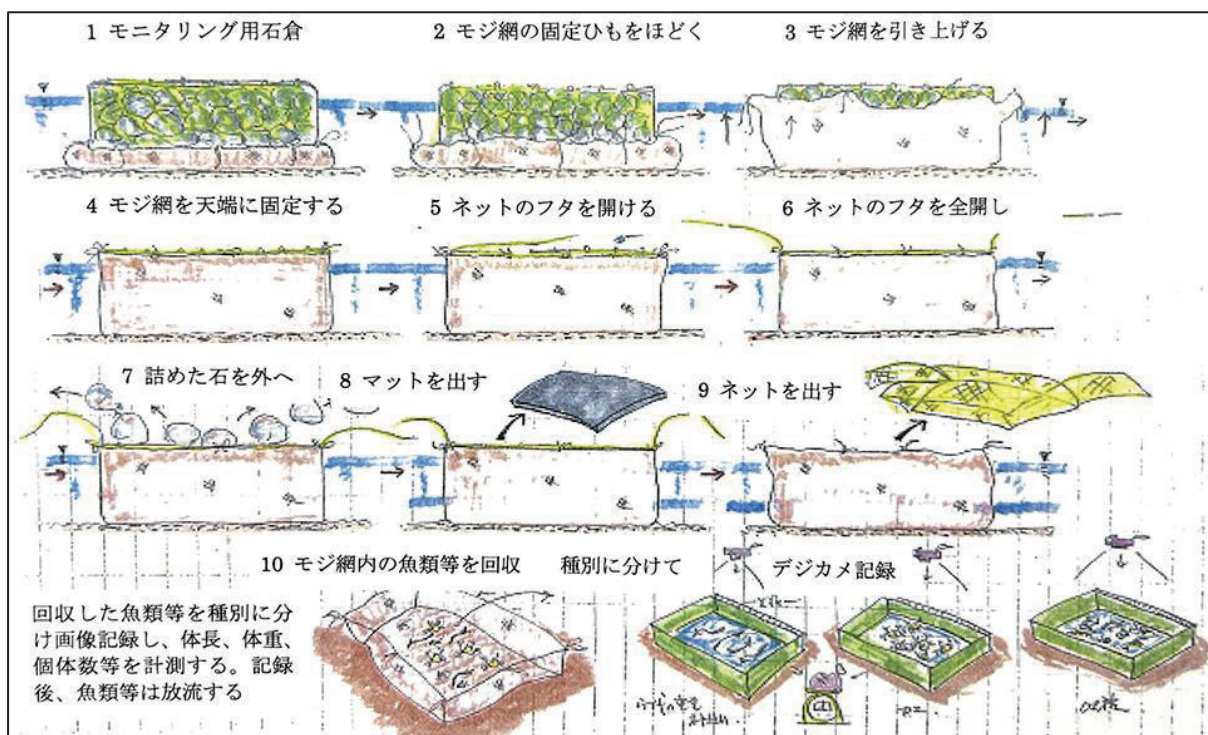


図 2.11 石倉カゴのモニタリング（手作業による引き揚げの事例）

【外来生物の除去】

食害や生息場所の競合等により、外来生物の影響を受けると考えられる生物の一定面積当たりの量を把握する。定期モニタリングは、年1回以上を同じ時期に実施し、その方法は以下の例を参考にすること。

また、除去した外来生物の重量も記録する。

■「内水面生態系の維持・保全・改善」における定期モニタリングの例

河川湖沼に生息する魚類の漁獲効率（C P U E：17 頁参照）または底生動物の単位面積当たりの個体数（生息密度）およびゴミ類の回収量を把握する。

表 2.10 モニタリングの目安

モニタリング地点の設定	当該年に活動を行う面積内に適宜設定し、毎年同じ場所をモニタリングする。ただし、活動面積の範囲を超えて協定面積を設定する場合には、必要に応じて超えた範囲内にもモニタリング地点を設定する。
成果指標の例 (増加または維持させる生物)	魚類、底生動物（水生昆虫類、エビ・カニ類等）
(増加させる生物以外の指標例)	ゴミの回収量

① 魚類を対象としたモニタリング方法

投網とタモ類による捕獲方法を紹介する。採集した魚は、白色のバットや観察用のアクリル水槽に入れると、色や形などが詳しくわかり、写真も撮りやすくなる。

表 2.11 魚類の調査方法

調査方法	適した場所	努力量の目安	対 象 魚
投網による捕獲	水深の浅い場所、平瀬等の開けた場所	各調査対象環境区分でそれぞれ5回程度	・アユ、ウグイ、オイカワ等 遊泳魚全般 ・底生魚のうち、カマツカ等の大型の魚種
タモ網による捕獲	河岸植物帯、沈水植物帯、河床の石の下、砂・泥	1 調査地区あたり 1 人×1 時間程度	・ヤツメウナギ科、コイ科、ドジョウ科、ハゼ科等の小型魚種 ・幼稚魚全般

【投網によるモニタリング】

投網は、平瀬や淵等の開けた場所で行い、投網を打つ人は転倒などに伴う危険を防ぐため、立つ場所の水深や流速に十分注意することが重要である。

網目の一辺の長さは 5～9 mm で、捕獲対象の魚種や水深等の状況に合わせて選ぶようにする。投網の打ち数は、各定点で下流から上流に向かい 5 回以上を目安とし、採捕された生物をすばやく水槽に入れ、種類別に個体数・体重（g）・体長（cm）などを計測する。



投網

出典：「平成 28 年度 河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル[河川版]」（2016. 国交省）

【タモ網によるモニタリング】

タモ網は河岸植物帯、沈水植物帯、河床の石の下での捕獲や、砂・泥に潜っている比較的小さな魚類の捕獲に有効である。

袋網は網目の一辺の長さ 1mm 程度、深さが口径の約 1.5～2 倍程度のものを基本とし、口径、柄の長さ等の違う種類のタモ網を現地の状況に応じて使い分けるようにする。河床及び河岸に対し隙間なく固定できるように河床に接する部分のフレーム（枠）が直線状のものを使用する。

採捕された生物をすばやく観察用水槽等に入れ、種類や量を計測する。



タモ網

出典：「平成 28 年度 河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル[河川版]」（2016. 国交省）

【釣りによるモニタリング】

漁協組合員や遊漁者に調査票を配付し、釣りに行った日や釣獲魚の種類と個体数の記録を依頼する。回収した調査票から、魚種ごとの個体数の総数を求め、これを釣りをした人数で割り、1 人 1 回あたりの釣獲個体数の平均値を指標とする。

また、遊漁者から採捕数を聞き取る「びく調査」も有効である。聞き取った釣獲個体数から、平均値を求める。

① 底生動物を対象としたモニタリング方法

まず、採集する面積を決め、塩ビパイプ等で予め方形枠を作り、それを沈めて枠内の石から採集する。基本的には網目の一辺の長さ 0.493mm (NGG38) の D フレームネットを用いて調査を行う。採集したら砂やゴミと一緒にバットに移して、底生動物だけをピンセットなどを用いてより分ける。生物種の記録は、目レベル（カゲロウ類、カワゲラ類、トビケラ類など）で良い。



D フレームネット

出典：「平成 28 年度 河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル[河川版]」（2016. 国交省）

【ゴミの種類と処理量の記録】

清掃活動で回収したゴミは、回収日（または処理日）ごとに人工ゴミと自然ゴミに分類し、それぞれの容積（または重量）を記録する。

また、可能な限り人工ゴミについては、プラスチック類とその他に分類して計量する。

<自己評価>

各モニタリング定点で記録した魚類の単位努力量あたりの個体数の平均値または底生動物（水生昆虫等）の単位面積あたりの個体数の平均値を自己評価表に記入する。魚類・底生動物の増加を目指す場合は「年度達成度（増加量）」で評価し、現状維持を目指す場合は「増減率（維持量）」で評価をする。

そのほか、定量的な変化だけでなく、きれいな河川にしか生息しないと言われる生物が見られるようになった、住民の意識向上により捨てられるゴミの量が減ってきた、河川を訪れる人が増えてきた、などの流域住民による定性的な評価を記録する。特に「対象水域における生物量」が減少した場合でも、こうした変化があれば、自己評価表の「【①成果実績が目標値を下回ったときはその理由、②次年度に向けた改善策及び③適宜評価項目以外の活動の成果を記入してください。】」に記載する。

（７）漂流、漂着物、堆積物処理

<日常モニタリング>

河川の出水、ゴミの堆積・分布・移動、打ち上げ藻、動物（クジラ、ウミガメ、海鳥、魚介類）や卵（ハタハタなど）などの漂着、地域で報道された異常気象情報（豪雨や暴風など）など、活動対象区域周辺の状況をその都度記録する。

<定期モニタリング>

定期モニタリングは年１回以上、各年度で同じ時期に実施します。モニタリング方法は、以下の例を参考にすること。

■「漂流、漂着物、堆積物処理」における定期モニタリングの例

ゴミ類が漂流、漂着、堆積する海岸、またはそれに近接する海域に生息する魚介類や海藻類、海岸への打ち上げ生物などの量を把握する。併せて、ゴミの処理量を記録する。

１）魚介類、海藻類の生息状況の把握

①モニタリング定点の設定

協定面積内を環境区分（岩礁、砂浜、干潟、浅場等）し、それぞれにモニタリング定点を設定する。あるいは協定面積内をメッシュで区切り、各メッシュにモニタリング定点を設定する。（「協定面積に応じたモニタリング定点数の目安」を満たすこと）。

【対象生物の選定】

協定面積内に生息する生物（貝類、甲殻類、海藻類等）から、１０種程度を選定する。選定する種はその地域の特産種、代表種、水産有用種を含めても良い。砂浜の場合は、貝殻等打ち上げられた生物遺骸で評価しても良い。対象種を選定する際には、地元の水産試験場や専門家等のアドバイスを得ても良い。

【生物量の把握】

各モニタリング定点において、協定面積内を見渡し、以下の分類に従って対象生物の生物量（1・5・10）を記録する。

表 2.12 漂流、漂着物、堆積物処理における生物量の分類

生物量 1	＜まれに観察できた生物＞
生物量 5	＜生息数があまり多くない生物＞ ・ 周辺を見渡すと所々に繁茂している海藻など ・ すぐには見つけられないが、よくさがすと何度でも観察できる。 ・ たまに小さな集団が観察される。
生物量 10	＜非常にたくさん生息している生物＞ ・ 周辺を見渡すとたくさん生息していることがすぐにわかる。 ・ いたるところで岩を覆っている海藻、カキやフジツボなど ・ 岩を覆うほどではないが、集団で観察できる場がたくさんある。

※参考：「瀬戸内海の海岸生物調査マニュアル ―磯の生物による水質・生物環境の判定―」平成26年3月 瀬戸内海環境保全知事・市長会議 瀬戸内海研究会議

※当該活動項目のほか、藻場や干潟等の活動を行っており、協定面積が重複する場合は、藻場や干潟等のモニタリングデータを本活動項目の報告に活用して差し支えない。

② その他の記録項目

（1）、（3）、（4）を参照のこと。

2）ゴミの処理量の記録（必須）

回収したゴミは、回収日（または処理日）ごとに人工ゴミと自然ゴミに分類し、それぞれの容積（または重量）を記録し、写真を撮影する。人工ゴミについては、可能な限り、プラスチック類とその他に分類して計量する。また、人工ゴミの主な内訳（種類）を記録する。

＜自己評価＞

各モニタリング定点で記録した生物量の合計点を生物量の欄に記入する。海岸生物量の増加を目指す場合は「年度達成度（増加量）」で評価し、現状維持を目指す場合は「増減率（維持量）」で評価する。自己評価表に観察した生物量とゴミ類の処理量のデータを添付すること（4. モニタリング結果整理表を参照）。

なお、藻場や干潟等の協定面積と重なり、これらのモニタリング結果を活用する場合は、自己評価表に藻場や干潟等のモニタリング結果整理表を添付すること。

3. 自己評価表（令和〇年度）

添付様式第16号

自己評価表
（環境・生態系保全）

令和〇年度

都道府県名：_____

市町村名：_____

活動組織名：_____

活動項目：	
成果指標：	対象水域における生物量
対象生物(単位)：	
基準値(a)：	最終目標値：

活動年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
年度目標値(b)					
対象生物量(c)					
年度達成度(d)					
増減率(e)					

協定面積(ha)：		本年度の活動面積の実績(ha)：	
総活動者数(延べ)A：		Aのうち構成員(漁業者)の人数(延べ)：	
Aのうち構成員(漁業者以外)の人数(延べ)：		Aのうちボランティアの人数(延べ)：	

項目	評価の視点	配点	点数	ウェイト	項目の評価点 (点数×ウェイト)
成果目標	年度達成度が100%以上	5点		0.4	
	年度達成度が75%以上100%未満	4点			
	年度達成度が50%以上75%未満	3点			
	年度達成度が25%以上50%未満	2点			
	年度達成度が25%未満	1点			
組織体制	構成員に漁業者以外が参画し、実際に活動している(活動人数全体に占める漁業者以外の人数5%以上)	5点		0.3	
	構成員に漁業者以外が参画し、実際に活動している(活動人数全体に占める漁業者以外の人数3%以上5%未満)	4点			
	構成員に漁業者以外が参画し、実際に活動している(活動人数全体に占める漁業者以外の人数1%以上3%未満)	3点			
	構成員に漁業者以外が参画し、実際に活動している(活動人数全体に占める漁業者以外の人数0%以上1%未満)	2点			
	構成員に漁業者以外が参画しているが、実際の活動はしていない	1点			
横展開	講習会、報告会やその他事例を参考に、自らの活動に積極的に取り入れ、改善が図られた	5点		0.3	
	講習会、報告会やその他事例を参考に、自らの活動に積極的に取り入れた	4点			
	講習会、報告会やその他事例を参考に、自らの活動に取り入れるべく検討を行った	3点			
	講習会や報告会に参加するなど他の活動組織の事例の情報収集を行った	2点			
	他の活動組織の事例を参考にしなかった	1点			

①基準値の設定根拠、最終目標値の妥当性(変更した場合はその理由):
②具体的な活動内容や工夫した点、評価項目以外の活動内容と成果:
③今年度実績の評価(生物量増減の主な要因):
④次年度以降の改善点(③に対する具体的な対策等):

4. モニタリング結果整理表（記入例）

（１）藻場の保全

モニタリング結果整理表（藻場の保全）									
都道府県： _____					市町村： _____				
活動組織名： _____					記入者氏名： _____				
●協定面積等									
協定面積： 10 ha		活動面積： 2 ha		モニタリング年月日： 令和 年 月 日					
モニタリング方法： ☐ コドラート法 ・ ☒ 景観被度 ・ ☐ その他（ ）									
●海藻・海草群落の被度									
定点番号	種別 ※1	活動内容 ※2	被度（％）				主な海藻種	主な海藻種 の高さ（cm）	その他の生物種等
			大型	小型	その他	合計			
L1-1	A	⑤	30	50	20	100	ホンダワラ類	150	
L1-2	A	①⑤⑦	20	50	30	100	ホンダワラ類	120	
L2-1	N		60	30	10	100	カジメ	60	
L2-2	N		70	20	10	100	カジメ	50	
L3-1	N		20	60	20	100	小型海藻類	10	
L3-2	N		10	70	20	100	小型海藻類	10	
L4-1	N		40	20	40	100	ホンダワラ類	80	
L4-2	N		30	30	40	100	ホンダワラ類	100	
L5-1	N		50	40	10	100	ホンダワラ類	150	
L5-2	N		30	10	60	100	ホンダワラ類	60	
平均値（％）			36	38	-	-	協定面積内の海藻類被度		74 %
※1 A：活動区（協定面積内で実質的な活動を行った場所）、N：非活動区（協定面積内で活動を行っていない場所）									
※2 活動区で実施した活動内容の番号を以下から選択して記入									
【活動内容】									
① 母藻の設置 ⑥ 食害生物の除去（魚類） ⑪ 流域における植林 ② 海藻の種苗生産 ⑦ 保護区域の設定 ⑫ 浮遊・堆積物の処理 ③ 海藻の種苗投入 ⑧ ウニの密度管理 ⑬ その他特認活動 ④ アマモの移植及び播種 ⑨ 栄養塩の供給 ⑤ 食害生物の除去（ウニ類） ⑩ 岩盤清掃									
●海藻群落（藻場）面積（計測している場合に記入）									
_____ ha			測定方法： _____						
●その他、活動に伴って増加した水産有用種等									
（種名）		（詳細）							

(2) サンゴ礁の保全1 (ライントランセクト法)

モニタリング結果整理表（サンゴ礁の保全1）									
都道府県:					市町村:				
活動組織名:					記入者氏名:				
●協定面積等									
協定面積:		100	ha	活動面積:		20	ha	モニタリング年月日: 令和 年 月 日	
モニタリング方法: ☒ ライトランセクト法 ・ ☐ その他()									
●底質(ライトランセクト法)									
ライン 番号	種別 ※1	活動内容 ※2	距離	底質のポイント数		その他の生物種等			
				サンゴ有	サンゴ無				
L1	A	③⑤	0.5 - 5	3	7				
L1	A	③⑤	5.5 - 10	4	6				
L1	A	③⑤	10.5 - 15	5	5				
L1	A	③⑤	15.5 - 20	4	6				
L1	A	③⑤	20.5 - 25	3	7				
L1	A	③⑤	25.5 - 30	2	8				
L2	N		0.5 - 5		10				
L2	N		5.5 - 10		10				
L2	N		10.5 - 15		10				
L2	N		15.5 - 20	1	9				
L2	N		20.5 - 25	2	8				
L2	N		25.5 - 30	1	9				
L3	N		0.5 - 5		10				
L3	N		5.5 - 10		10				
L3	N		10.5 - 15		10				
L3	N		15.5 - 20		10				
L3	N		20.5 - 25		10				
L3	N		25.5 - 30		10				
L4	N		0.5 - 5	2	8				
L4	N		5.5 - 10	2	8				
L4	N		10.5 - 15	3	7				
L4	N		15.5 - 20	2	8				
L4	N		20.5 - 25	3	7				
L4	N		25.5 - 30	4	6				
合計	サンゴの被度:		120 m	41	199	17.1 %			
※1 A:活動区(協定面積内で実質的な活動を行った場所)、N:非活動区(協定面積内で活動を行っていない場所)									
※2 活動区で実施した活動内容の番号を以下から選択して記入									
【活動内容】									
① サンゴの種苗生産 ③ 食害生物の除去 ⑤ 浮遊・堆積物の除去 ② サンゴの移植 ④ 保護区域の設定 ⑥ その他の特認活動									
●その他、活動に伴って増加した水産有用種等									
(種名)			(詳細)						

(2) サンゴ礁の保全2 (スポットチェック法)

モニタリング結果整理表 (サンゴ礁の保全2)									
都道府県:					市町村:				
活動組織名:					記入者氏名:				
●協定面積等									
協定面積:		100	ha	活動面積:		20	ha	モニタリング年月日: 令和 年 月 日	
モニタリング方法: ☒ スポットチェック法 ・ ☐ その他()									
●底質(ライントランセクト法)									
地点 番号	種別 ※2	活動内容 ※3	被度(%)				白化率(%)	生育型※1	その他の生物種等
			1回	2回	3回	平均			
Sp.1	A	③	70	60	70	67	0	II	
Sp.2	A	③	50	60	60	57	5	III	
Sp.3	A	③	40	40	50	43	0	II	
Sp.4	A	②③	40	40	40	40	5	I	
Sp.5	A	②③	50	60	60	57	0	I	
Sp.6	N		80	90	80	83	0	V	
Sp.7	N		100	80	90	90	0	V	
Sp.8	N		90	90	80	87	0	V	
Sp.9	N		80	90	90	87	0	V	
Sp.10	N		70	60	70	67	0	V	
平均被度(%)		-	-	68			-	-	-
※1 I 枝状ミドリイシ優占型 : サンゴに占める枝状ミドリイシ類の割合が60%以上。 II 卓状ミドリイシ優占型 : 指状ミドリイシも含める。サンゴに占める卓状ミドリイシ類の割合が60%以上。 III 枝状・卓状ミドリイシ混成型 : サンゴに占める枝状、卓状ミドリイシ類の合計の割合が60%以上。枝状、卓状ミドリイシ類 各々の割合は60%未満。 IV 特定類優占型 : サンゴに占める上記以外の種もしくは類の割合が60%以上。 V 多種混成型 : 多くの種が混在し、サンゴに占める割合が60%以上の特定の優占種もしくは類がない。 VI ソフトコーラル優占型 : サンゴ及びソフトコーラルの合計被度に占めるソフトコーラルの割合が60%以上ある状態を指し ソフトコーラル優占型では原則としてサンゴ被度は40%を越えない。 ※2 A: 活動区(協定面積内で実質的な活動を行った場所)、N: 非活動区(協定面積内で活動を行っていない場所) ※3 活動区で実施した活動内容の番号を以下から選択して記入 【活動内容】 ① サンゴの種苗生産 ③ 食害生物の除去 ⑤ 浮遊・堆積物の除去 ② サンゴの移植 ④ 保護区域の設定 ⑥ その他の特認活動									
●その他、活動に伴って増加した水産有用種等									
(種名)		(詳細)							

(3) 魚介類の放流

モニタリング結果整理表（魚介類の放流）						
都道府県：			市町村：			
活動組織名：			記入者氏名：			
●協定面積等						
協定面積：	3	ha	活動面積：	3	ha	モニタリング年月日： 令和 年 月 日
●放流量						
放流魚種名：	カサゴ	放流個体数：	15000	うち標識個体数：	1500	標識方法： 鱭カット
●放流対象魚類の個体数(CPUE)						
漁具(規格)： 籠(0.9×0.45×0.3m)						
定点番号	努力量	採捕個体数	うち標識個体数	CPUE (個体数/個)	その他の生物種等	
St.1	3個×24h	1	0	0.3		
St.2	3個×24h	3	0	1.0		
St.3	3個×24h	5	0	1.7		
St.4	3個×24h	2	0	0.7		
St.5	3個×24h	0	0	0.0		
平均値				0.7		
●底生動物(二枚貝類等)の密度						
採集器具： ジョレン(間口60cm、5m曳)						
定点番号	対象種名	採集個体数・重量		個体数・重量/m ²		その他の生物種等
		個体数	重量	個体数	重量	
St.1	アサリ	55		18.3		
St.2	アサリ	60		20.0		
St.3	アサリ	105		35.0		
St.4	アサリ	210		70.0		
St.5	アサリ	35		11.7		
平均値(%)				31.0		

(4) 干潟等の保全

モニタリング結果整理表（干潟等の保全）

都道府県：

市町村:

活動組織名：

記入者氏名:

●協定面積等

協定面積:	50	ha	活動面積:	30	ha	モニタリング年月日:	令和	年	月	日
モニタリング方法:	☒ コドラート ☐ 採泥器 ☐ その他漁具等(									

●底生動物(二枚貝類)の密度

定点番号	種別 ※1	活動内容 ※2	対象種名	密度(/m ²)		その他の生物種等
				個体数	重量	
L1-1	A	③⑤	アサリ	700		
L1-2	A	③⑤	アサリ	318		
L2-1	A	⑨⑩	アサリ	670		
L2-2	A	③	アサリ	82		
L3-1	A	⑨⑩	アサリ	95		
L3-2	A	③	アサリ	201		
L4-1	N		アサリ	446		
L4-2	N		アサリ	258		
L5-1	N		アサリ	241		
L5-2	N		アサリ	244		
平均値				326		

※1 A:活動区(協定面積内で実質的な活動を行った場所)、N:非活動区(協定面積内で活動を行っていない場所)

※2 活動区で実施した活動内容の番号を以下から選択して記入

【活動内容】

- | | | | | | |
|---|-------------------|---|-------------------|---|--------------|
| ① | 砂泥の移動防止 | ⑥ | 機能低下を招く生物の除去（魚類） | ⑪ | 稚貝の密度管理 |
| ② | 客土 | ⑦ | 機能低下を招く生物の除去（節足類） | ⑫ | 機能発揮のための生物移植 |
| ③ | 耕耘 | ⑧ | 機能低下を招く生物の除去（その他） | ⑬ | 流域における植林 |
| ④ | 死殻の除去 | ⑨ | 保護区域の指定 | ⑭ | 浮遊・堆積物の除去 |
| ⑤ | 機能低下を招く生物の除去（腹足類） | ⑩ | 稚貝等の沈着促進 | ⑮ | その他特認活動 |

●協定面積内における推定資源量

kg

推定方法:

●その他、活動に伴って増加した水産有用種等

その他の活動に伴って増加した水産物の種等	
(種名)	(詳細)

(5) ヨシ帯の保全

モニタリング結果整理表（ヨシ帯の保全）												
都道府県： _____						市町村： _____						
活動組織名： _____						記入者氏名： _____						
●協定面積等												
協定面積： 5 ha		活動面積： 3 ha		モニタリング年月日： 令和 年 月 日								
モニタリング方法： ☐ 面積測定 ・ ☒ ヨシの被度 ・ ☐ 魚類・底生動物調査												
●ヨシ帯の面積												
ヨシ帯の面積： _____ ha		活動内容※2： _____				測定方法： _____						
●ヨシの被度												
定点番号	種別 ※1	活動内容 ※2	被度※3		ヨシ群落 の 高さ(cm)	その他(下草や外来植物の繁茂状況など)						
			(%)	階級								
L1-1	A	①⑥	80		180	なし						
L1-2	A	①⑥	65		180	スズメノヒエ類が侵入						
L2-1	A	①⑥	25		220	ヤナギ類が侵入						
L2-2	A	①⑥	55		200	マコモが混ざる						
L3-1	N		75		250	なし						
L3-2	N		80		220	なし						
平均値			63									
※1 A:活動区(協定面積内で実質的な活動を行った場所)、N:非活動区(協定面積内で活動を行っていない場所)												
※2 活動区で実施した活動内容の番号を以下から選択して記入												
【活動内容】												
① ヨシ帯の刈取り・間引き ④ 保護柵の設置 ⑦ その他特認活動 ② ヨシの移植 ⑤ 保護区域の設定 ③ 競合植物の管理 ⑥ 浮遊・堆積物の除去												
※河川において「ヨシの刈り取り」を主な活動とする場合は、以下の魚類または底生動物で評価する。												
●魚類の個体数(CPUE)												
漁具(規格): 投網(18節1200目)												
定点番号	努力量	魚種名							個体数計	CPUE (個体数/ 投)	備考	
		アユ	オイカワ	ウケイ	カワムツ	カマツカ	ヨシボリ類	その他				
St.1	10 投	1	5		2	2	3	6	19	1.9		
St.2	9 投	3	2	1	5		2	4	17	1.7		
St.3	7 投		6			2	4	3	15	1.5		
St.4	10 投	1	6	2	3	1	3	5	21	2.1		
St.5	6 投		3	2	6		5	3	19	1.9		
平均値										1.8		
●底生動物の個体数												
定点番号	ミス・ヒル類	貝類	エビ・カニ類	カゲロウ類	トンボ類	カワゲラ類	ヒゲナガ類	ヘビトンボ類	その他	個体数計	個体数/ m ²	備考
St.1	2	1	13	35	1		8		28	88	977.8	
St.2	3		8	41	2		5		34	93	1033.3	
St.3	1		5	15			18	1	20	60	666.7	
St.4	6	2	11	36	1	1	13		30	100	1111.1	
St.5	3		6	25		1	9		14	58	644.4	
平均値											886.7	
●その他、活動に伴って増加した生物種等												
(種名)		(詳細)										

(6) 内水面生態系の維持・保全・改善

モニタリング結果整理表（内水面の生態系の維持・保全・改善）

都道府県：

市町村：

活動組織名：

記入者氏名：

●協定面積等

協定面積：	2	ha	活動面積：	2	ha	モニタリング年月日：	令和	年	月	日
-------	---	----	-------	---	----	------------	----	---	---	---

●活動内容

① 清掃活動	③ 石倉の設置	⑤ その他(内容を括弧内に記入してください)
② 河床耕耘	④ 外来生物の除去	()

●魚類の個体数(CPUE)

漁具(規格): 投網(18節1200目)											
定点番号	努力量	魚種名							個体数計	CPUE (個体数/ 投)	備考
		アユ	オイカワ	ウグイ	カワムツ	カマツカ	コノボリ類	その他			
St.1	10 投	1	5		2	2	3	6	19	1.9	
St.2	9 投	3	2	1	5		2	4	17	1.7	
St.3	7 投		6			2	4	3	15	1.5	
St.4	10 投	1	6	2	3	1	3	5	21	2.1	
St.5	6 投		3	2	6		5	3	19	1.9	
平均値										1.8	

●底生動物の個体数

定点番号	ミス・ヒル類	貝類	エビ・カニ類	カゲロウ類	トンボ類	カゲムシ類	ヒメケラ類	ヘビトンボ類	その他	個体数計	個体数 /m ²	備考
St.1	2	1	13	35	1		8		28	88	977.8	
St.2	3		8	41	2		5		34	93	1033.3	
St.3	1		5	15			18	1	20	60	666.7	
St.4	6	2	11	36	1	1	13		30	100	1111.1	
St.5	3		6	25		1	9		14	58	644.4	
St.6	2		12	27		2	16	1	16	76	844.4	
St.7	2	3	3	15	2	3	11	2	10	51	566.7	
St.8	1	2	1	21	1	4	18	1	22	71	788.9	
St.9	3	2	1	31	1	3	9		20	70	777.8	
St.10	2	1	2	27		6	14	2	25	79	877.8	
平均値										828.9		

※季節毎に複数回モニタリングを実施する場合は、季節毎に用紙を変えて記入してください。

●ゴミの分布状況

回収日 または 処理日	ゴミの処理量								人工ゴミの内訳と来歴	
	自然ゴミ		人工ゴミ				総量			
			人工ゴミ全体		うちプラスチック類					
	kg	リットル	kg	リットル	kg	リットル	kg	リットル	内訳	来歴
5月10日	15	100	6	650	4	450	21	750	肥料袋、ポリ容器等	流域住民
11月10日	68	350	59	2000	30	1500	127	2350	弁当殻、ペットボトル、古紙	レジャー客

●その他、活動によって生じた変化があれば記述してください。

【記載例】

・家電や古紙等の業者による不法投棄が減ったほか、清掃活動への参加者が前年より増加した。
 ・地元市町村の広報でも取り上げられるなど関心が高まっている。
 ・参加者に活動後にアンケートを行ったところ、「活動のことは初めて知ったが、今後も参加したい」など継続した実施を望む意見が多かった。

(7) 漂流、漂着物、堆積物処理

モニタリング結果整理表（漂流、漂着物、堆積物処理）

都道府県： _____ 市町村： _____
活動組織名： _____ 記入者氏名： _____

●協定面積等

協定面積： 2 ha 活動面積： 2 ha モニタリング年月日： 令和 年 月 日

●海岸生物の生物量（1・5・10点） ※岩礁、干潟、浅場の場合

定点番号	生物種名										生物量の合計点	備考
	ツバキ	クロジツボ	カメテ	マツバガイ	ウミトラノオ	ヒジキ	オオヘビガイ	ヒザラガイ	イホニシ	アナオサ		
St.1	1	5	10	5		5	5	5	10		46	
St.2		1	1	1	1	10	1	10	10		35	
St.3	1	1	5	10	5			5	1	1	29	
St.4			1		1	5		10	10	5	32	
St.5	1	5		5		1	5	10	1		28	
平均値											34.0	

●打ち上げ生物・遺骸（貝殻・海藻類等）の量（1・5・10点） ※砂浜、干潟の場合

定点番号	生物種名										生物量の合計点	備考
	アサリ	ハカガイ	シオフキ	カガミガイ	イチウシトリ	ホトギスガイ	イホキサコ	アラムシロ	ツメタガイ	アナオサ		
St.1	1		10				1		1		13	
St.2		5		5		1			5		16	
St.3						10		10		1	21	
St.4	5		1				1			10	17	
St.5		1	1	1			5	1			9	
平均値											15.2	

※生物量1： まれに観察できた生物、打ち上げ生物

※生物量5： 生息数があまり多くない生物、打ち上げ生物（すぐには見つけれないが、よく探すと何度でも観察できる）

※生物量10： 非常にたくさん生息している生物（周辺を見渡すとたくさん生息していることがすぐにわかる）

※観察できなかった生物は点数なし

●ゴミの処理量

ゴミの処理量										主な人工ゴミの内訳
回収日 または 処理日	自然ゴミ		人工ゴミ				総量			
			全量		うちプラスチック類					
	容積 (m³)	重量 (kg)	容積 (m³)	重量 (kg)	容積 (m³)	重量 (kg)	容積 (m³)	重量 (kg)		
5月10日		150		10		2		160	ペットボトル、発砲スチロール	
7月15日		200		16		5		216	ペットボトル、発砲スチロール	
9月15日		300		50		8		350	ペットボトル、空缶、ビニール	
11月10日		1,200		200		50		1,400	ペットボトル、漁具(穴子筒)、ポリ容器	
1月20日		200		15		2		215	ペットボトル、ポリ容器	
3月1日		15		5		1		20	ペットボトル、空缶、ビニール	
合計		2,065		296		68		2,361		

＜検討委員＞

氏 名	所 属
鹿熊 信一郎	佐賀大学 海洋エネルギー研究センター 特任教授
桐生 透	元 山梨県水産技術センター
桑原 久実	東京久栄株式会社 技術本部 顧問
崎長 威志	広島県内水面漁業協同組合連合会 参与
玉置 泰司	元 水産研究・教育機構 中央水産研究所 経営経済研究センター長
中嶋 泰	オフィスMOBA 代表
藤田 大介	海藻資源リサーチ 代表 （元東京海洋大学准教授）
八木 信行	東京大学大学院 農学生命科学研究科 農学国際専攻 国際水産開発学研究室 教授

※氏名は五十音順、所属は改訂版発行時

令和 7 年度漁場生産力・水産多面的機能 強化対策事業

サポート専門家一覧（分野別）

（令和 7 年 6 月 1 2 日現在のデータで整理しております。）

データ提供

海面の活動 全国漁業協同組合連合会

内水面の活動 全国内水面漁業協同組合連合会

令和7年度漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業 サポート専門家一覧（藻場の保全）

No	氏名	所属機関等	現居住 都道府県	サポート対応可能地域等	対応可能な専門分野（該当する項目は○）					自由記入欄（自らの得意分野や関連する活動実績など）
1	中尾 博己 ナカオ ヒロミ	現職	北海道	サポート実績のある地域・県	北海道 北斗市	海藻藻場の保全技術	アマモ場等の保全技術	モニタリング手法の指導（講義）	モニタリング手法の潜水現場指導	磯焼け対策でウニフエンスを開発・特許取得。海中林・藻場造成。潜水現役。
		略歴業務経験等				活動計画の策定や改善に関する指導	海藻・海草の種苗生産等	食害生物等の利用加工 簡易なもの	環境学習	
						その他（右欄に記入）	活動組織の支援			
2	猪狩 忠光 イガリ タダミツ	現職	鹿児島県	サポート実績のある地域・県	長崎県	海藻藻場の保全技術	アマモ場等の保全技術	モニタリング手法の指導（講義）	モニタリング手法の潜水現場指導	これまでホンダワラ類を中心に藻場回復（造成）に携わってきましたが、その経験が各地で取り組みられている活動に役立てられればと考えています。
		略歴業務経験等				活動計画の策定や改善に関する指導	海藻・海草の種苗生産等	食害生物等の利用加工	環境学習	
						その他（右欄に記入）				
3	南里 海児 ナンリ カイシ	株式会社ベントス 代表取締役	福岡県	サポート実績のある地域・県	九州全域、中国、四国、北陸、三重県、北海道	海藻藻場の保全技術	アマモ場等の保全技術	モニタリング手法の指導（講義）	モニタリング手法の潜水現場指導	通常業務は、海藻や生物調査をおこなっており、藻場と生物に関することにはある程度精通している。
		略歴業務経験等				活動計画の策定や改善に関する指導	海藻・海草の種苗生産等	食害生物等の利用加工	環境学習	
						その他（右欄に記入）	藻場造成指導、食害生物対策の指導等			

No	氏名	所属機関等	現居住都道府県	サポート対応可能地域等	対応可能な専門分野（該当する項目は○）				自由記入欄（自らの得意分野や関連する活動実績など）
4	渡辺 耕平 フタナベ コウヘイ	現職 西日本オーシャンリサーチ	宮崎県	サポート実績のある地域・県 サポート対応が可能な地域・県	宮崎県 鹿児島県 大分県 熊本県 福岡県 沖縄県 徳島県	海藻藻場の保全技術	アマモ場等の保全技術	モニタリング手法の指導（講義）	モニタリング手法の潜水現場指導
		略歴業務経験等 東海大学海洋学部卒業 環境調査会社勤務 全漁連専門家登録 ダイビングインストラクター				活動計画の策定や改善に関する指導	海藻・海草の種苗生産等	食害生物等の利用加工	環境学習
		その他（右欄に記入）				植食性魚類の効果的な漁獲方法の模索。			
5	田中 和弘 タナカ カズヒロ	現職 株式会社水産環境	東京都	サポート実績のある地域・県 サポート対応が可能な地域・県	茨城県 千葉県 神奈川県 富山県 石川県	海藻藻場の保全技術	アマモ場等の保全技術	モニタリング手法の指導（講義）	モニタリング手法の潜水現場指導
		略歴業務経験等				活動計画の策定や改善に関する指導	海藻・海草の種苗生産等	食害生物等の利用加工	環境学習
		その他（右欄に記入）							
6	石田 和敬 イシダ ヤスノリ	現職 全国各地で藻場分布・増殖調査実績（35年）	福岡県	サポート実績のある地域・県 サポート対応が可能な地域・県	沖縄県 伊江島 全国	海藻藻場の保全技術	アマモ場等の保全技術	モニタリング手法の指導（講義）	モニタリング手法の潜水現場指導
		略歴業務経験等				活動計画の策定や改善に関する指導	海藻・海草の種苗生産等	食害生物等の利用加工	環境学習
		その他（右欄に記入）				現在、沖縄県伊江島において、リュウキュウスガモの再生をサポート中。			
7	三部 碧 サンブ ミドリ	現職 （一財）沖縄県環境科学センター	沖縄県	サポート実績のある地域・県 サポート対応が可能な地域・県	沖縄県	海藻藻場の保全技術	アマモ場等の保全技術	モニタリング手法の指導（講義）	モニタリング手法の潜水現場指導
		略歴業務経験等 環境コンサルティング分野の技術職として従事している。沿岸海洋環境における生物調査及び普及啓発業務を中心に行っている。				活動計画の策定や改善に関する指導	海藻・海草の種苗生産等	食害生物等の利用加工	環境学習
		その他（右欄に記入）				業務を通じ、県内の離島も含め藻場の重要性などの環境学習を行うとともに、海藻藻場のモニタリングや保全技術に取り組んでいる。			

No	氏名	所属機関等	現居住 都道府県	サポート対応可能地域等	対応可能な専門分野 (該当する項目は○)				自由記入欄 (自らの得意分野や関連する活動実績など)
8	中嶋 泰 ナカジマ ヤスシ	現職	広島県	サポート実績のある地域・県	海藻藻場の保全技術	アマモ場等の保全技術	モニタリング手法の指導 (講義)	モニタリング手法の潜水現場指導	1 得意分野 (内容) ○漁場生産力・水産多面的機能強化対策の計画立案 (藻場衰退の原因推定、協定面積の決定、対策方法の選定、定点の配置など) ○ウニ対策の指導・実施 (計画、ウニフェンスの製作・設置方法など) ○植食性魚類の効果的な駆除方法の指導・実施 (計画、適地、延縄・刺網の設置方法) ○タネ対策の指導・実施 (成熟母藻の選別、スポアバッグ法、海底網法、タネ付け方法など) ○モニタリング手法の指導 (定点の設置、景観程度の見方、データの取りまとめ) ○環境学習 (園児・小中学生・保護者向けの藻場授業など) 2 活動実績 対馬市 (7地区)、西海市 (2地区)、長崎市 (8地区)、五島市 (6地区)、阿久根市、佐伯市、人工島護岸 (海ほたる・中部国際空港・関西国際空港2期)
		略歴・業務経歴等			活動計画の策定や改善に関する指導	海藻・海草の種苗生産等	食害生物等の利用加工	環境学習	
		略歴・業務経歴等			その他 (右欄に記入)				
9	川畑 友和 カワバタ トモカズ	現職	鹿児島県	サポート実績のある地域・県	海藻藻場の保全技術	アマモ場等の保全技術	モニタリング手法の指導 (講義)	モニタリング手法の潜水現場指導	日本の南限の消失したアマモ場を、困い網を活用し再生させている。アマモ場をJBEに申請し、0.4tの二酸化炭素吸収源として認証を得た。
		略歴・業務経歴等			活動計画の策定や改善に関する指導	海藻・海草の種苗生産等	食害生物等の利用加工	環境学習	
		略歴・業務経歴等			その他 (右欄に記入)				
10	片山 貴之 カタヤマ タカユキ	現職	岡山県	サポート実績のある地域・県	海藻藻場の保全技術	アマモ場等の保全技術	モニタリング手法の指導 (講義)	モニタリング手法の潜水現場指導	過去、水産多面的機能発揮対策全国講習会にて藻場部会のコーディネーターを複数回させて頂きました。約30年間、フィールド調査に従事しており、現場に応じたサポートが出来ます。
		略歴・業務経歴等			活動計画の策定や改善に関する指導	海藻・海草の種苗生産等	食害生物等の利用加工	環境学習	
		略歴・業務経歴等			その他 (右欄に記入)	海藻・海草の移植指導			

No	氏名	所属機関等	現居住都道府県	サポート対応可能地域等	対応可能な専門分野（該当する項目は○）					自由記入欄（自らの得意分野や関連する活動実績など）
11	芳我 幸雄 ハガ ユキオ	現職	埼玉県	サポート実績のある地域・県	神奈川県 静岡県 鳥取県 愛知県	海藻藻場の保全技術	アマモ場等の保全技術	モニタリング手法の指導（講義）	モニタリング手法の潜水現場指導	関西国際空港周辺護岸の藻場造成の全般（計画、藻礁の製作・施工、種苗生産、種苗移植、追跡調査、効果の評価）を担当。
		略歴業務経験等				活動計画の策定や改善に関する指導	海藻・海草の種苗生産等	食害生物等の利用加工	環境学習	
12	長谷川 雅俊 ハセガワ マサトシ	現職	静岡県	サポート実績のある地域・県	—	海藻藻場の保全技術	アマモ場等の保全技術	モニタリング手法の指導（講義）	モニタリング手法の潜水現場指導	日本最大の藻場が消失した静岡県榛南地域の機焼けの原因究明と機焼け対策事業の発案、予備的実施とその効果調査を行った。 2017年黒潮大蛇行に伴い発生した静岡県伊豆海域の機焼けに関して、講演等の啓蒙活動を行うとともに、海藻種苗の提供と移植指導、藻食性魚類駆除の指導を行った。
		略歴業務経験等				活動計画の策定や改善に関する指導	海藻・海草の種苗生産等	食害生物等の利用加工	環境学習	
13	山本 貴史 ヤマモト タカフミ	現職	大阪府	サポート実績のある地域・県	三重県 沖縄県	海藻藻場の保全技術	アマモ場等の保全技術	モニタリング手法の指導（講義）	モニタリング手法の潜水現場指導	藻場造成を含む水産資源の生産力向上に向けた調査、海藻草類の分析、調査結果に基づき改善手法の検討などに対応致します。
		略歴業務経験等				活動計画の策定や改善に関する指導	海藻・海草の種苗生産等	食害生物等の利用加工	環境学習	
14	永田 昭廣 ナガタ アキヒロ	現職	兵庫県	サポート実績のある地域・県	関西、四国、東海、北陸、九州、沖縄など西日本を中心とした全国	海藻藻場の保全技術	アマモ場等の保全技術	モニタリング手法の指導（講義）	モニタリング手法の潜水現場指導	
		略歴業務経験等				活動計画の策定や改善に関する指導	海藻・海草の種苗生産等	食害生物等の利用加工	環境学習	

No	氏名	所属機関等	現居住都道府県	サポート対応可能地域等	対応可能な専門分野（該当する項目は○）				自由記入欄（自らの得意分野や関連する活動実績など）
15	三富 龍一 ミトミ リュウイチ	現職	神奈川県	サポート実績のある地域・県	海藻藻場の保全技術	アマモ場等の保全技術	モニタリング手法の指導（講義）	モニタリング手法の潜水現場指導	・神奈川県水産技術センターにおいて磯根資源であるアワビ、サザエ種苗放流およびアカウニに係る漁場環境調査、アワビ礁実態把握調査および放流員の追跡調査など30年以上実施中。 ・2016年より葉山町漁協内アマモ協議会において漁師、小学校生徒、町民、地元企業、地元NP0ダイバー共同によるアマモの種苗生産、移植、モニタリング、種子採取等藻場再生実施中。最近、カジメ海中林復活を目指し奮闘中。
		略歴・業務経験等			活動計画の策定や改善に関する指導	海藻・海草の種苗生産等	食害生物等の利用加工	環境学習	
16	岩井 克巳 イワイ カツミ	略歴・業務経験等	大阪府	サポート実績のある地域・県	海藻藻場の保全技術	アマモ場等の保全技術	モニタリング手法の指導（講義）	モニタリング手法の潜水現場指導	・小学校での海洋教育の指導・実践。阪南市で「はんなん海の学校」を運営。 ・「海辺の再生高校生サミット」の運営。 ・令和7年度里海づくりを通じた藻場干潟の保全と利活用の基盤構築支援業務事業推進委員。
					活動計画の策定や改善に関する指導	海藻・海草の種苗生産等	食害生物等の利用加工	環境学習	
				全国	その他（右欄に記入）				
17	吉永 聡 ヨシナガ タカシ	現職	広島県	サポート実績のある地域・県	海藻藻場の保全技術	アマモ場等の保全技術	モニタリング手法の指導（講義）	モニタリング手法の潜水現場指導	・潜水観察等の経験はないが、活動計画や評価、保全技術、モニタリング技術の指導は可能。
		略歴・業務経験等			活動計画の策定や改善に関する指導	海藻・海草の種苗生産等	食害生物等の利用加工	環境学習	

No	氏名	所属機関等	現居住 都道府県	サポート対応可能地域等	対応可能な専門分野（該当する項目は○）					自由記入欄（自らの得意分野や関連する活動実績など）
18	細木 光夫 ホソギ ミツオ	現職	高知県	サポート実績のある地域・県	高知県	海藻藻場の保全技術	アマモ場等の保全技術	モニタリング手法の指導（講義）	モニタリング手法の潜水現場指導	2008年から続けて、高知県須崎市の池ノ浦・久通地区で住民の皆と共に磯焼け対策を行っています。 費用につきましては両地区の磯焼け対策部会から頂いています。
		略歴業務経験等				活動計画の策定や改善に関する指導	海藻・海草の種苗生産等	食害生物等の利用加工	環境学習	
19	秋田 晋吾 アキタ シンゴ	現職	北海道	サポート実績のある地域・県	四国	海藻藻場の保全技術	アマモ場等の保全技術	モニタリング手法の指導（講義）	モニタリング手法の潜水現場指導	函館沿岸で漁業者の皆さんと藻場回復に取り組んでおります。多面的の事業でなくともご相談いただければと思います。
		略歴業務経験等				活動計画の策定や改善に関する指導	海藻・海草の種苗生産等	食害生物等の利用加工	環境学習	
20	岩瀬 文人 イワセ フミヒト	現職	高知県	サポート実績のある地域・県	高知県 徳島県 佐賀県	海藻藻場の保全技術	アマモ場等の保全技術	モニタリング手法の指導（講義）	モニタリング手法の潜水現場指導	主に南西日本の暖海性の藻場について指導できます。指導に当たっては、実際に現場で海中の状況を観察します。温暖化や貧栄養化による藻場の衰退とソフトコーラル、造礁サンゴへの変換などについて、藻場の再生だけでなく変化した環境にあわせた活動の検討や提案を行います。
		略歴業務経験等				活動計画の策定や改善に関する指導	海藻・海草の種苗生産等	食害生物等の利用加工	環境学習	
				サポート対応可能な地域・県	三重県以西の太平洋岸、九州以南の東シナ海岸	その他（右欄に記入）	藻場の現況の評価と変化の将来予測、原因の解明と対策の検討など。			

No	氏名	所属機関等	現居住 都道府県	サポート対応可能地域等	対応可能な専門分野 (該当する項目は○)					自由記入欄（自らの得意分野や関連する活動実績など）
21	山川 紘 ヤマカワ ヒロシ	現職 東京海洋大学海洋政策文化学科客員研究員	神奈川県	サポーター実績のある地域・県	宮城県 三重県 島根県 山形県 千葉県	海藻藻場の保全技術	アマモ場等の保全技術	モニタリング手法の指導（講義）	モニタリング手法の潜水現場指導	・アワビ種苗放流の回収技術とその有効性の検討 ・アラメ種苗の生産 ・アラメ種苗の生産技術を基に、エゾアワビ・キタムラサキウニの資源管理
		略歴業務経験等 三重県				活動計画の策定や改善に関する指導	海藻・海草の種苗生産等	食害生物等の利用加工	環境学習	
22	太田 雅隆 オオタ マサタカ	現職 (公財) 海洋生物環境研究所に35年間勤務	千葉県	サポーター実績のある地域・県	北海道 青森県 秋田県 山形県 茨城県 三重県等	海藻藻場の保全技術	アマモ場等の保全技術	モニタリング手法の指導（講義）	モニタリング手法の潜水現場指導	藻場の調査・研究や海洋調査に勤務。
		略歴業務経験等				活動計画の策定や改善に関する指導	海藻・海草の種苗生産等	食害生物等の利用加工	環境学習	
23	青山 智 アオヤマ サトシ	現職 海洋建設株式会社	岡山県	サポーター実績のある地域・県	広島県 愛媛県 鹿児島県	海藻藻場の保全技術	アマモ場等の保全技術	モニタリング手法の指導（講義）	モニタリング手法の潜水現場指導	海藻母藻・種苗の設置、モニタリングについて現地の漁業者と一緒に取り組んでいます。
		略歴業務経験等 藻場・人工魚礁の潜水調査(22年)				活動計画の策定や改善に関する指導	海藻・海草の種苗生産等	食害生物等の利用加工	環境学習	
24	田端 重夫 タバタ シゲオ	現職 いであ株式会社	沖縄県	サポーター実績のある地域・県	中国・四国・九州地区	海藻藻場の保全技術	アマモ場等の保全技術	モニタリング手法の指導（講義）	モニタリング手法の潜水現場指導	アマモ場における幼稚魚の調査研究が当初の取り組みであり、アマモ類については後発的に行ってきた。また、沖縄での海藻草類として稀少藻類の保全のための培養・育成の種苗生産や移植を実施してきたので、海藻類広く調査研究をしてきたわけではない。
		略歴業務経験等 環境アセスメント、環境保全に係る調査実験研究				活動計画の策定や改善に関する指導	海藻・海草の種苗生産等	食害生物等の利用加工	環境学習	

No	氏名	所属機関等	現居住 都道府県	サポート対応可能地域等	対応可能な専門分野 (該当する項目は○)	自由記入欄 (自らの得意分野や関連する活動実績など)
25	吉村 拓 ヨシムラ タク	現職	長崎県	サポート実績のある地域・県	海藻藻場の保全技術	磯焼け対策に真剣に取り組み、地先や皆さんを対象に、まず磯の状況を拝見した上で必要な情報をお伝えしつつ、共に考え、共に行動することによって、藻場再生に取り組みたいと考えています。
		略歴・業務経験等			海藻藻場の保全技術	
		略歴・業務経験等			海藻藻場の保全技術	
26	石川 竜子 イシカワ リョウコ	現職	石川県	サポート実績のある地域・県	海藻藻場の保全技術	イセエビの加入モニタリングおよび増殖対策（講義および現場指導）
		略歴・業務経験等			海藻藻場の保全技術	
		略歴・業務経験等			海藻藻場の保全技術	
27	穴口 裕司 アナグチ ユウジ	現職	岡山県	サポート実績のある地域・県	海藻藻場の保全技術	モニタリング手法の潜水現場指導
		略歴・業務経験等			海藻藻場の保全技術	
		略歴・業務経験等			海藻藻場の保全技術	
28	山仲 洋紀 ヤマナカ ヒロキ	現職	長崎県	サポート実績のある地域・県	海藻藻場の保全技術	モニタリング手法の潜水現場指導
		略歴・業務経験等			海藻藻場の保全技術	
		略歴・業務経験等			海藻藻場の保全技術	

No	氏名	所属機関等	現居住 都道府県	サポート対応可能地域等	対応可能な専門分野 (該当する項目は○)				自由記入欄 (自らの得意分野や関連する活動実績など)
29	三橋 公夫 ミツハシ キミオ	現職	徳島県	サポート実績のある地域・県	徳島県	海藻藻場の保全技術	アマモ場等の保全技術	モニタリング手法の指導 (講義)	モニタリング手法の潜水現場指導
		略歴業務経験等				活動計画の策定や改善に関する指導	海藻・海草の種苗生産等	食害生物等の利用加工	環境学習
						その他 (右欄に記入)			
30	北野 慎容 キタノ シンヨウ	現職	宮城県	サポート実績のある地域・県	宮城県	海藻藻場の保全技術	アマモ場等の保全技術	モニタリング手法の指導 (講義)	モニタリング手法の潜水現場指導
		略歴業務経験等				活動計画の策定や改善に関する指導	海藻・海草の種苗生産等	食害生物等の利用加工	環境学習
						その他 (右欄に記入)			
31	杉崎 康司 スギサキ コウジ	現職	長崎県	サポート実績のある地域・県	長崎県	海藻藻場の保全技術	アマモ場等の保全技術	モニタリング手法の指導 (講義)	モニタリング手法の潜水現場指導
		略歴業務経験等				活動計画の策定や改善に関する指導	海藻・海草の種苗生産等	食害生物等の利用加工	環境学習
						その他 (右欄に記入)			
32	田中 賢治 タナカ ケンジ	現職	島根県	サポート実績のある地域・県	和歌山県	海藻藻場の保全技術	アマモ場等の保全技術	モニタリング手法の指導 (講義)	モニタリング手法の潜水現場指導
		略歴業務経験等				活動計画の策定や改善に関する指導	海藻・海草の種苗生産等	食害生物等の利用加工	環境学習
						その他 (右欄に記入)			鉄鋼スラグを利用して藻場造成の試験等を実施してきました。

No	氏名	所属機関等	現居住 都道府県	サポート対応可能地域等	対応可能な専門分野 (該当する項目は○)				自由記入欄 (自らの得意分野や関連する活動実績など)
33	酒井 章 サカイ アキラ	現職 山口県漁協柳井支店	山口県	サポーター実績のある地域・県	鳥取県 鹿児島県	海藻藻場の保全技術	アマモ場等の保全技術	モニタリング手法の指導 (講義)	モニタリング手法の潜水現場指導
		略歴業務経験等				活動計画の策定や改善に関する指導	海藻・海藻の種苗生産等	食害生物等の利用加工	環境学習
34	椎名 弘 シイナ ヒロシ	現職 海洋プランニング株式会社	千葉県	サポーター対応可能な地域・県	全国	その他 (右欄に記入)			
		略歴業務経験等				海藻藻場の保全技術	アマモ場等の保全技術	モニタリング手法の指導 (講義)	モニタリング手法の潜水現場指導
35	高山 優美 タカヤマ マサミ	現職 海藻おしぼ協会 (事務局長) 神奈川支部長	神奈川県	サポーター実績のある地域・県	富山県 射水市	活動計画の策定や改善に関する指導	海藻・海藻の種苗生産等	モニタリング手法の指導 (講義)	モニタリング手法の潜水現場指導
		略歴業務経験等				その他 (右欄に記入)			
36	大浦 佳代 オオウラ カヨ	現職 海と漁の体験研究所 代表	東京都	サポーター実績のある地域・県	北海道 神奈川県 福島県 佐賀県	活動計画の策定や改善に関する指導	海藻・海藻の種苗生産等	モニタリング手法の指導 (講義)	モニタリング手法の潜水現場指導
		略歴業務経験等				その他 (右欄に記入)			

神奈川県を中心に各地で子どもから大人までを対象に「ブルーカーボンって何だろう？」楽しい海藻おしぼ教室など海洋環境学習を実施。

環境学習、海洋教育、漁業体験 (海業) が専門です。環境学習のプログラムづくり、教材の作成など、漁村の「伝える力」を全面的にサポートします。本事業の情報サイト「ひととみ.jp」資料室の『教育・学習活動の資料』の制作を担当。また、令和3年度の連携推進部会の座長をとめました。

令和7年度漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業 サポート専門家一覧（干潟等の保全）

No	氏名	所属機関等	現居住 都道府県	サポート対応可能地域等	対応可能な専門分野 (該当する項目は○)				自由記入欄（自らの得意分野や関連する活動実績など）
1	中尾 博己 ナカオ ヒロミ	現職 別海町ニシン種苗生産センター	北海道	北海道 北斗市	客土、耕転等	死蔵や機能低下を招く生物の除去	稚貝等の管理・保護	モニタリング手法の指導（講義）	指運実績地区：北海道根室管内、サロマ湖
		略歴・業務経験等 北大水産学部卒業 ・技術士（漁業及び増養殖） ・道水試 ・普及所 ・漁協勤務 ・特許（漁場対策ウニフェンス） ・主な指導（コンブ養殖） ・薬場造成・潜水調査			機能発揮のための生物移植	流域における植林等	食害生物等の利用加工	環境学習	
2	鳥羽 光晴 トバ ミツハル	現職 東京海洋大学	千葉県	千葉県 佐賀市	客土、耕転等	死蔵や機能低下を招く生物の除去	稚貝等の管理・保護	モニタリング手法の指導（講義）	干潟貝類、内湾環境を中心に漁業者、一般市民、水試・県職員、水産研究者等に対して情報提供、意見交換等が可能。
		略歴・業務経験等 千葉県水産総合研究センター、東京湾での干潟貝類の増養殖と資源管理、漁場環境等の調査研究指導			機能発揮のための生物移植	流域における植林等	食害生物等の利用加工	環境学習	
3	吉永 聡 ヨシナガ サトシ	現職 株式会社水士舎 広島営業所	広島県	広島県 山口県 福岡県 長崎県 熊本県	客土、耕転等	死蔵や機能低下を招く生物の除去	稚貝等の管理・保護	モニタリング手法の指導（講義）	・西日本に係るアサリ保全に係る計画策定、保全技術の指導、また各地の事例紹介が可能。
		略歴・業務経験等 ・アサリのモニタリング調査業務 ・アサリの成長・生産性調査業務 ・アサリの施肥試験業務 ・干潟・浅場の生物多様性評価業務 ・干潟の保全活動に係る講師業務 ・水産多面的優良事例調査業務			機能発揮のための生物移植	流域における植林等	食害生物等の利用加工	環境学習	

No	氏名	所属機関等	現居住都道府県	サポート対応可能地域等	対応可能な専門分野（該当する項目は○）				自由記入欄（自らの得意分野や関連する活動実績など）
4	安藤 亘 アンドウ ワタル	現職 合同会社 E C O S 技術士事務所 所長	埼玉県	青森県（小川原湖） 長崎県（原） 滋賀県	客土、耕転等	死穀や機能低下を招く生物の除去	稚貝等の管理・保護	モニタリング手法の指導（講義）	尾岸、干潟・ヨシ帯の保全活動の調査研究を行っていないが、水産庁の「湖沼の漁場改善技術ガイドライン」に携わっていました。
		略歴 1986 中央大学理工学部卒業 1992 水産土木建設技術センター入社 2018 海中景観研究所 専務 2022 E C O S 技術士事務所 設立 技術士（水産部門） 日本技術士会日韓技術士交流委員会委員		サポート実績のある地域・県	機能発揮のための生物移植	流域における植林等	食害生物等の利用加工	環境学習	
5	藤田 孝康 フジタ タカヤス	現職 日本ミクニヤ株式会社	神奈川県	青森県 山形県	客土、耕転等	死穀や機能低下を招く生物の除去	稚貝等の管理・保護	モニタリング手法の指導（講義）	二枚貝（シジミ、アサリ、カキ等）の漁場改善、育成技術等に携わってきてきました。また、特に河口域～干潟等での環境調査も実施してきました。
		略歴 2004～2005年 有明事業（サルボウ漁場）に参画 2006～2009年 湖沼漁場改善技術事業（シジミ漁場） 2013～2018年 各地域の特性に応じた有明海の漁場環境改善実証事業（サルボウ・アサリ漁場） 2018～2023年 有明海のアサリ等の生産性向上実証事業（カキ礁・アサリ漁場） 2023～2024年 有明海の育成技術高度化実証事業（カキ礁・アサリ漁場）		サポート実績のある地域・県	機能発揮のための生物移植	流域における植林等	食害生物等の利用加工	環境学習	
6	片山 貴之 カタヤマ タケユキ	現職 海洋建設株式会社 所長 和歌山営業所	岡山県	石川県 富山県 福井県 三重県	客土、耕転等	死穀や機能低下を招く生物の除去	稚貝等の管理・保護	モニタリング手法の指導（講義）	過去、水産多面的機能発揮対策全国講習会にて干潟部会のコーディネーターをさせて頂きました。約30年間、フィールド調査に従事しており、現場に応じたサポートができます。
		略歴 人工魚礁メーカーに所属。 海域の環境調査や潜水調査に従事。		サポート実績のある地域・県	機能発揮のための生物移植	流域における植林等	食害生物等の利用加工	環境学習	

No	氏名	所属機関等	現居住都道府県	サポート対応可能地域等	対応可能な専門分野（該当する項目は○）				自由記入欄（自らの得意分野や関連する活動実績など）
7	三富 龍一 ミトミ リュウイチ	現職	神奈川県	サポート実績のある地域・県	客土、耕転等 機能発揮のための生物移植	死蔵や機能低下を招く生物の除去 流域における植林等	稚貝等の管理・保護 被害生物等の利用加工	モニタリング手法の指導（講義） 環境学習	・神奈川県Y市、K市における人工干潟および浅場においてアマモの移植、コアモモ移植およびアカモクの移植等実施、モニタリング、アサリ生産量の把握。
		略歴業務経験等							
8	山本 貴史 ヤマモト タカフミ	現職	大阪府	サポート実績のある地域・県	客土、耕転等 機能発揮のための生物移植	死蔵や機能低下を招く生物の除去 流域における植林等	稚貝等の管理・保護 被害生物等の利用加工	稚貝等の管理・保護 稚貝等の管理・保護	
		略歴業務経験等							
9	鈴木 信也 スズキ シンヤ	現職	神奈川県	サポート実績のある地域・県	客土、耕転等 機能発揮のための生物移植	死蔵や機能低下を招く生物の除去 流域における植林等	稚貝等の管理・保護 被害生物等の利用加工	モニタリング手法の指導（講義） 環境学習	これまで干潟及び内湾、外洋の調査、研究に携わっています。
		略歴業務経験等							
10	田端 重夫 タバタ シゲオ	現職	沖縄県	サポート実績のある地域・県	客土、耕転等 機能発揮のための生物移植	死蔵や機能低下を招く生物の除去 流域における植林等	稚貝等の管理・保護 被害生物等の利用加工	モニタリング手法の指導（講義） 環境学習	トカゲハゼという沖縄中城湾にほとんどが生息する稀少魚類の再生産（種苗生産）が干潟調査研究へのきっかけであり、現存量増加のための生産と種苗放流を行い、泥質干潟の創出とともに生態系としての機能の管理を実施、指導した。近隣の小学校にも放流参加を通じて環境学習を実施した。
		略歴業務経験等							

No	氏名	所属機関等	現居住 都道府県	サポート対応可能地域等	対応可能な専門分野 （該当する項目は○）				自由記入欄（自らの得意分野や関連する活動実績など）
11	反田 實 タダ ミノル	現職	兵庫県	サポート実績のある地域・県 瀬戸内海東部	客土、耕転等	死穀や機能低下を招く生物の除去	稚貝等の管理・保護	モニタリング手法の指導（講義）	カレイ類の増殖場造成事業調査に携わった経験があります。そのほか、海底耕耘、施肥など。得意分野は漁場環境、水産資源管理などです。
		略歴業務経歴等			機能発揮のための生物移植	流域における植林等	有害生物等の利用加工	環境学習	
12	三部 碧 サンブ ミドリ	現職	沖縄県	サポート実績のある地域・県 沖縄県	客土、耕転等	死穀や機能低下を招く生物の除去	稚貝等の管理・保護	モニタリング手法の指導（講義）	
		略歴業務経歴等			機能発揮のための生物移植	流域における植林等	有害生物等の利用加工	環境学習	
13	大浦 佳代 オオウラ カヨ	現職	東京都	サポート実績のある地域・県 全国	客土、耕転等	死穀や機能低下を招く生物の除去	稚貝等の管理・保護	モニタリング手法の指導（講義）	環境学習、海洋教育、漁業体験（海業）などが専門です。環境学習のプログラムづくり、教材の作成など、漁村の「伝える力」を全面的にサポートします。 本事業の情報サイト「ひととみ.jp」の資料室の『教育・学習活動の資料』の制作を担当。また、令和3年度の連携推進部会の座長をつとめました。
		略歴業務経歴等			機能発揮のための生物移植	流域における植林等	有害生物等の利用加工	環境学習	

令和7年度漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業 サポート専門家一覧（サンゴ礁の保全）

No	氏名	所属機関等	現居住 都道府県	サポート対応可能地域等	対応可能な専門分野（該当する項目は○）				自由記入欄（自らの得意分野や関連する活動実績など）	
1	岩瀬 文人 イワセ フミヒト	現職	高知県	サポート実績のある地域・県	四国4県 山口県 佐賀県	サンゴの種苗生産	サンゴの移植	食害生物の除去	保護区域の設定	水族館職員、研究所研究員として黒潮流域を中心に本州から琉球列島までサンゴの分布域を40年以上にわたって見続けてきました。高知県、徳島県、沖縄県でサンゴの自然再生を経験し、成果を上げています。地域の保全活動、体験活動のお手伝いなど、何でもご相談ください。
		略歴業務経 験等				浮遊・堆積物の除去	その他特認活動	モニタリング手法の指導	環境学習	
2	三部 碧 サンブ ミドリ	現職	沖縄県	サポート実績のある地域・県	沖縄県	サンゴの種苗生産	サンゴの移植	食害生物の除去	保護区域の設定	学生時代にサンゴ礁の保全再生をテーマに研究を行ってきた。現在は、業務を通じてサンゴ種苗生産や移植、モニタリングの実施等を行っている。
		略歴業務経 験等				浮遊・堆積物の除去	その他特認活動	モニタリング手法の指導	環境学習	
3	長田 智史 ナガタ トモフミ	現職	沖縄県	サポート実績のある地域・県	沖縄県	サンゴの種苗生産	サンゴの移植	食害生物の除去	保護区域の設定	地域の海域における一次産業を担う漁業者の皆さんの一助になれば幸いです。
		略歴業務経 験等				浮遊・堆積物の除去	その他特認活動	モニタリング手法の指導	環境学習	

No	氏名	所属機関等	現居住 都道府県	サポート対応可能地域等	対応可能な専門分野 （該当する項目は○）				自由記入欄（自らの得意分野や関連する活動実績など）	
4	藤原 秀一 フジワラ シュウイチ	現職	東京都	サポート実績のある地域・県	サンゴの種苗生産	サンゴの移植	食害生物の除去	保護区域の設定	・得意分野の活動実績 1. サンゴ種苗生産 ・2002ー現在：セラミック製サンゴ幼生着床具による野外及び水槽における種苗生産（石西礁湖/環境省、沖縄県/沖縄県、JICA等） 2. サンゴ移植 ・2002ー現在：セラミック製サンゴ幼生着床具を用いて生産した種苗の移植（石西礁湖/環境省、沖縄県/沖縄県、インドネシア/経産省、JICA等） 3. 保護区域の設定 ・2023：JICAモーリシャス国海洋公園区域拡張計画策定 4. サンゴ礁調査・モニタリング ・沖縄県自然環境保全基礎調査サンゴ礁調査1990ー1992（リモセンによるサンゴ礁分布図作成） ・環境省石西礁湖サンゴ群集モニタリング2011ー2022（定点におけるコードラート調査、加入調査） ・環境省石西礁湖攪乱調査2014ー2016（セディメント・トラップによる堆積物調査）	
		浮遊・堆積物の除去			その他特認活動	モニタリング手法の指導	環境学習			
		サポート対応が可能な地域・県		その他 （右欄に記入）						
5	永田 昭廣 ナガタ アキヒロ	現職	兵庫県	サポート実績のある地域・県	サンゴの種苗生産	サンゴの移植	食害生物の除去	保護区域の設定		
		略歴業務経験等			浮遊・堆積物の除去	その他特認活動	モニタリング手法の指導	環境学習		
		サポート対応が可能な地域・県		その他 （右欄に記入）						

No	氏名	現職	所属機関等	現居住 都道府県	サポート対応可能地域等		対応可能な専門分野 (該当する項目は○)				自由記入欄（自らの得意分野や関連する活動実績など）
6	安藤 亘 アンドウ ワタル	現職	合同会社 ECOS 技術士事務所 所長	埼玉県	サポート実績のある地域・県	沖縄県	サンゴの移植	食害生物の除去	保護区域の設定		長年、サンゴ礁の保全活動の調査研究を行いながら、水産庁の「有性生殖によるサンゴ増殖の手引き」「サンゴ礁保全活動の手引き」に携わってきました。現在は、伊江島と玉川学園との連携のお手伝いをしています。
		略歴業務経験等	1986 中央大学理工学部卒業 1992 水産土木建設技術センター入社 2018 海中景観研究所 専務 2022 ECOS技術士事務所 設立 技術士（水産部門） 日本技術士会日韓技術士交流委員会委員		サポート対応が可能な地域・県	全国	サンゴの種苗生産 浮遊・堆積物の除去	モニタリング手法の指導	環境学習		
7	山本 貴史 ヤマモト タカフミ	現職	海山川里㈱ 研究室	大阪府	サポート実績のある地域・県	沖縄県	サンゴの移植	食害生物の除去	保護区域の設定		
		略歴業務経験等	サンゴ礁海域における水産資源の生産力向上に向けた調査・分析・解析 ：15年		サポート対応が可能な地域・県	関西、四国、東海、北陸、九州、沖縄など西日本を中心とした全国	サンゴの種苗生産 浮遊・堆積物の除去	モニタリング手法の指導	環境学習		

No	氏名	所属機関等	現居住 都道府県	サポート対応可能地域等		対応可能な専門分野 (該当する項目は○)				自由記入欄（自らの得意分野や関連する活動実績など）	
8	大浦 佳代 オオウラ カヨ	現職	東京都	海と漁の体験研究所 代表	サポート実績のある地域・県	静岡県 徳島県 沖縄県	サンゴの種苗生産	サンゴの移植	食害生物の除去	保護区域の設定	環境学習、海洋教育、漁業体験（海業） などが専門です。環境学習のプログラムのづくり、教材の作成など、漁村の「伝える力」を全面的にサポートします。 本事業の情報サイト「ひととみ.jp」資料室の『教育・学習活動の資料』の制作を担当。また、令和3年度の連携推進部会の座長をつとめました。
		浮遊・堆積物の除去					その他特認活動	モニタリング手法の指導	環境学習		
		略歴業務経験等		サポート対応可能な地域・県	全国	その他 (右欄に記入)					

令和7年度漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業 サポート専門家一覧（内水面生態系の保全）

No	氏名	所属機関等	現居住 都道府県	サポート対応可能地域等	対応可能な専門分野（該当する項目は○）				自由記入欄（自らの得意分野や関連する活動実績など）
1	浅枝 隆 アサエダ タカシ	現職	埼玉県 神奈川県	サポート実績のある地域・県	内水面全般	外来種対策	絶滅危惧種の保全技術	モニタリング手法の指導	河川環境、河岸植生、河床土砂管理、魚道管理（AIを用いた個体数調査等）、ダム・堰の影響評価など。
		略歴業務経験等 1984-1989 東京大学助教授、1989-2000、埼玉大学助教授、2000-2019 埼玉大学教授 サポート専門家、全国湖沼河川養殖研究会 等							
2	桐生 透 キリュウ トオル	現職	長野県	サポート実績のある地域・県	内水面全般	外来種対策	絶滅危惧種の保全技術	モニタリング手法の指導	県庁並びに水産技術センターに勤務し、内水面全般の業務の経験あり。 ・河川湖沼の魚類の資源管理 ・外来魚対策 ・カワウ対策・著書「淡水魚」共著（恒星社厚生閣）
		略歴業務経験等 ・東京水産大学増殖科卒 ・山梨県水産技術センター 1971～2008年（37年）							
3	崎長 威志 サキナガ タケン	現職	広島県	サポート実績のある地域・県	内水面全般	外来種対策	絶滅危惧種の保全技術	モニタリング手法の指導	
		略歴業務経験等 ・鹿児島大学水産学部卒 ・広島県庁（水産漁港課など）36年 ・広島県内水面漁連 8年							

No	氏名	現職	所属機関等	現居住 都道府県	サポート対応可能地域等	対応可能な専門分野（該当する項目は○）				自由記入欄（自らの得意分野や関連する活動実績など）	
4	川上 貴史 カワカミ タカシ	略歴・業務経験等	株式会社 水土舎 環境調査部	神奈川県	サポート実績のある地域・県	三重県 新潟県 長野県 秋田県 茨城県	内水面全般	外来種対策	絶滅危惧種の保全技術	モニタリング手法の指導	・環境アセス及び水産コンサルでの環境調査の経験及び保全計画等の経験有。 ・主に魚類が専門。
			略歴・業務経験等		三重大学院生物資源学研究所博士前期課程水産生物生産学専攻 水圏生物研究所 6年 ・株式会社 水土舎 14年		水生植物の駆除	耕転等による環境改善	魚道、増殖礁等による環境改善	環境学習	
					サポート対応が可能な地域・県	全国	その他 (右欄に記入)				
5	稲田 善和 イナダ ヨシカズ	現職	九州・水生物研究所 所長	福岡県	サポート実績のある地域・県	鹿児島県 京都府 滋賀県	内水面全般	外来種対策	絶滅危惧種の保全技術	モニタリング手法の指導	・現役時代から内水面全般が業務、主にアユの試験研究調査指導に携わっている。 ・魚類のモニタリングやアユ増殖についてサポーター ・自作「おもしろ魚学」の紙芝居やPPを用い、子供達への魚や環境の学習を実施 ・「水産ハンドブック」「アユの科学と釣り」一部執筆
		略歴・業務経験等	産学協卒 ・宮崎大学農学部水産学センター ・高知県庁（内水面漁業センター） ・福岡県庁（内水面研究所） ・福岡県内水面漁場管理委員会 ・福岡県内水面漁連顧問 ・魚類防疫士、農学博士			水生植物の駆除	耕転等による環境改善	魚道、増殖礁等による環境改善	環境学習		
					サポート対応が可能な地域・県	九州、中国、四国	その他 (右欄に記入)				
6	望岡 典隆 モチオカ ノリタカ	現職	九州大学大学院農学研究科特任教授	福岡県	サポート実績のある地域・県	鹿児島県	内水面全般	外来種対策	絶滅危惧種の保全技術	モニタリング手法の指導	・ニホンウナギの増殖が専門・水産庁ウナギ生態環境改善支援事業において、石倉増殖礁の設置指導、モニタリング指導と取り纏めを行った。 ・石倉カゴを用いた環境学習会の講師経験あり。 ・著書「うなぎのふさふさをさがして」(福音館書店)、「ウナギの博物誌」(化学同人 分担執筆)、「ウナギの科学」(朝倉書店 分担執筆)
		略歴・業務経験等	九州大学大学院農学研究科水産学専攻博士後期課程修了 九州大学農学部教員 30年 福岡県内水面漁場管理委員会 21年			水生植物の駆除	耕転等による環境改善	魚道、増殖礁等による環境改善	環境学習		
					サポート対応が可能な地域・県	日本全国	その他 (右欄に記入)				

No	氏名	所属機関等	現居住 都道府県	サポート対応可能地域等	対応可能な専門分野（該当する項目は○）				自由記入欄（自らの得意分野や関連する活動実績など）
7	高橋 清孝 タカハシ キヨタカ	現職	宮城県	サポート実績のある地域・県	内水面全般	外来種対策	絶滅危惧種の保全技術	モニタリング手法の指導	1外来種対策 ①誰でも簡単にできるオオクチャバスとアメリカザリガニの捕獲ツールを開発 ②捕獲ツールを用いて同種を大量捕獲 ③捕獲効果を把握するためのモニタリング手法 2温暖化の影響と対策 ①冷水性魚類（東北のサケなど） ②外来種（アメリカザリガニなど）
		耕耘等による環境改善				魚道、増殖礁等による環境改善	環境学習		
		水生植物の駆除							
		略歴業務経験等		サポート対応が可能な地域・県	その他（右欄に記入）	外来種：オオクチャバス、アメリカザリガニ			
8	林 紀男 ハヤシ ノリオ	現職	千葉県	サポート実績のある地域・県	内水面全般	外来種対策	絶滅危惧種の保全技術	モニタリング手法の指導	・異常増殖した水草の効率的な防除 ・土着水草の埋土種子からの再生 ・水位攪乱の創出によるアメリカザリガニの低密度管理 ・かいほりによるため池の水環境保全 ・藻場の重要性・有用性等を紹介する環境学習の事前授業 など
		耕耘等による環境改善				魚道、増殖礁等による環境改善	環境学習		
		水生植物の駆除							
		略歴業務経験等		サポート対応が可能な地域・県	その他（右欄に記入）	土着水生植物の再生による藻場醸成			
9	丹羽 晋太郎 ニワ シンタロウ	現職	茨城県	サポート実績のある地域・県	内水面全般	外来種対策	絶滅危惧種の保全技術	モニタリング手法の指導	・平成23年よりアユの産卵場造成等に係る技術開発および現地指導等に従事。 ・養殖技術開発や技術普及、魚病診断等に従事。
		耕耘等による環境改善				魚道、増殖礁等による環境改善	環境学習		
		水生植物の駆除							
		略歴業務経験等		サポート対応が可能な地域・県	その他（右欄に記入）	現職のため、県内業務優先で対応。			

